

平成26年 第1回

宿毛市議会定例会会議録

平成26年3月4日開会

平成26年3月26日閉会

宿毛市議会事務局

平成26年第1回宿毛市議会定例会会議録

目 次

| | |
|------------------------|----|
| 第 1 日 (平成26年3月 4日 火曜日) | |
| 議事日程 | 1 |
| 本日の会議に付した事件 | 2 |
| 出席議員 | 2 |
| 欠席議員 | 2 |
| 事務局職員出席者 | 3 |
| 出席要求による出席者 | 3 |
| 開 会 (午前10時00分) | |
| ○日程第1 会議録署名議員の指名 | 4 |
| ○日程第2 会期の決定 | 4 |
| (諸般の報告) | |
| (行政方針の表明) | |
| ○日程第3 議案第1号から議案第36号まで | 13 |
| (提案理由の説明) | |
| 市 長 | 13 |
| 散 会 (午前11時22分) | |
| ----- . . . ----- | |
| 第 2 日 (平成26年3月 5日 水曜日) | 休会 |
| ----- . . . ----- | |
| 第 3 日 (平成26年3月 6日 木曜日) | 休会 |
| ----- . . . ----- | |
| 第 4 日 (平成26年3月 7日 金曜日) | 休会 |
| ----- . . . ----- | |
| 第 5 日 (平成26年3月 8日 土曜日) | 休会 |
| ----- . . . ----- | |
| 第 6 日 (平成26年3月 9日 日曜日) | 休会 |
| ----- . . . ----- | |
| 第 7 日 (平成26年3月10日 月曜日) | |
| 議事日程 | 17 |
| 本日の会議に付した事件 | 17 |
| 出席議員 | 17 |
| 欠席議員 | 17 |
| 事務局職員出席者 | 17 |

| | |
|----------------|----|
| 出席要求による出席者 | 17 |
| 開 議 (午前10時00分) | |
| ○日程第1 一般質問 | 19 |
| 1 高倉真弓議員 | 19 |
| 市 長 | 20 |
| 教 育 長 | 21 |
| 高倉真弓議員 | 22 |
| 市 長 | 22 |
| 高倉真弓議員 | 23 |
| 2 山上庄一議員 | 23 |
| 市 長 | 29 |
| 山上庄一議員 | 33 |
| 市 長 | 34 |
| 山上庄一議員 | 35 |
| 3 中平富宏議員 | 35 |
| 教 育 長 | 36 |
| 中平富宏議員 | 36 |
| 教 育 長 | 37 |
| 中平富宏議員 | 37 |
| 教 育 長 | 38 |
| 中平富宏議員 | 38 |
| 教 育 長 | 39 |
| 中平富宏議員 | 39 |
| 教 育 長 | 39 |
| 中平富宏議員 | 40 |
| 教 育 長 | 40 |
| 中平富宏議員 | 40 |
| 教 育 長 | 41 |
| 中平富宏議員 | 41 |
| 教 育 長 | 42 |
| 中平富宏議員 | 42 |
| 市 長 | 42 |
| 中平富宏議員 | 43 |
| 市 長 | 43 |
| 中平富宏議員 | 43 |
| 市 長 | 43 |
| 中平富宏議員 | 43 |

| | | |
|---|--------|-----|
| | 市 長 | 4 3 |
| | 中平富宏議員 | 4 4 |
| | 教 育 長 | 4 4 |
| | 中平富宏議員 | 4 4 |
| | 市 長 | 4 5 |
| | 中平富宏議員 | 4 5 |
| | 市 長 | 4 6 |
| | 中平富宏議員 | 4 6 |
| 4 | 松浦英夫議員 | 4 7 |
| | 市 長 | 4 7 |
| | 松浦英夫議員 | 4 7 |
| | 市 長 | 4 8 |
| | 松浦英夫議員 | 4 8 |
| | 市 長 | 4 8 |
| | 松浦英夫議員 | 4 8 |
| | 市 長 | 4 8 |
| | 松浦英夫議員 | 4 9 |
| | 市 長 | 4 9 |
| | 松浦英夫議員 | 5 0 |
| | 市 長 | 5 0 |
| | 松浦英夫議員 | 5 0 |
| | 市 長 | 5 1 |
| | 松浦英夫議員 | 5 1 |
| | 市 長 | 5 1 |
| | 松浦英夫議員 | 5 2 |
| | 市 長 | 5 2 |
| | 松浦英夫議員 | 5 2 |
| | 市 長 | 5 3 |
| | 松浦英夫議員 | 5 4 |
| | 市 長 | 5 4 |
| | 松浦英夫議員 | 5 4 |
| | 市 長 | 5 5 |
| | 松浦英夫議員 | 5 5 |
| | 市 長 | 5 6 |
| | 松浦英夫議員 | 5 6 |
| | 市 長 | 5 6 |
| | 松浦英夫議員 | 5 6 |

| | |
|--------------------|-----|
| 市 長 | 5 7 |
| 松浦英夫議員 | 5 7 |
| 市 長 | 5 8 |
| 松浦英夫議員 | 5 8 |
| 延 会 (午後 3 時 0 7 分) | |

----- . . ----- . . -----

第 8 日 (平成 2 6 年 3 月 1 1 日 火曜日)

| | |
|----------------------|-----|
| 議事日程 | 5 9 |
| 本日の会議に付した事件 | 5 9 |
| 出席議員 | 5 9 |
| 欠席議員 | 5 9 |
| 事務局職員出席者 | 5 9 |
| 出席要求による出席者 | 5 9 |
| 開 議 (午前 1 0 時 0 0 分) | |
| ○日程第 1 一般質問 | 6 1 |
| 1 山戸 寛議員 | 6 1 |
| 市 長 | 6 2 |
| 山戸 寛議員 | 6 2 |
| 市 長 | 6 2 |
| 山戸 寛議員 | 6 3 |
| 市 長 | 6 3 |
| 山戸 寛議員 | 6 3 |
| 市 長 | 6 3 |
| 山戸 寛議員 | 6 4 |
| 市 長 | 6 4 |
| 山戸 寛議員 | 6 4 |
| 市 長 | 6 5 |
| 山戸 寛議員 | 6 5 |
| 市 長 | 6 6 |
| 山戸 寛議員 | 6 6 |
| 市 長 | 6 6 |
| 山戸 寛議員 | 6 7 |
| 市 長 | 6 8 |
| 山戸 寛議員 | 6 8 |
| 市 長 | 6 8 |
| 山戸 寛議員 | 6 8 |
| 市 長 | 6 9 |

| | |
|-----------|-----|
| 山戸 寛議員 | 6 9 |
| 市 長 | 6 9 |
| 山戸 寛議員 | 7 0 |
| 2 野々下昌文議員 | 7 0 |
| 市 長 | 7 0 |
| 野々下昌文議員 | 7 1 |
| 市 長 | 7 1 |
| 野々下昌文議員 | 7 2 |
| 市 長 | 7 2 |
| 野々下昌文議員 | 7 2 |
| 市 長 | 7 2 |
| 野々下昌文議員 | 7 3 |
| 市 長 | 7 3 |
| 野々下昌文議員 | 7 3 |
| 市 長 | 7 3 |
| 野々下昌文議員 | 7 3 |
| 市 長 | 7 3 |
| 野々下昌文議員 | 7 4 |
| 市 長 | 7 4 |
| 野々下昌文議員 | 7 4 |
| 市 長 | 7 4 |
| 野々下昌文議員 | 7 5 |
| 市 長 | 7 6 |
| 野々下昌文議員 | 7 6 |
| 市 長 | 7 6 |
| 野々下昌文議員 | 7 6 |
| 市 長 | 7 6 |
| 野々下昌文議員 | 7 7 |
| 市 長 | 7 7 |
| 野々下昌文議員 | 7 8 |
| 市 長 | 7 8 |
| 野々下昌文議員 | 7 8 |
| 市 長 | 7 8 |
| 野々下昌文議員 | 7 8 |
| 市 長 | 7 9 |
| 野々下昌文議員 | 7 9 |
| 市 長 | 7 9 |

| | | |
|---|---------|-----|
| | 野々下昌文議員 | 8 0 |
| | 教 育 長 | 8 1 |
| | 野々下昌文議員 | 8 1 |
| | 教 育 長 | 8 2 |
| | 野々下昌文議員 | 8 2 |
| 3 | 岡崎利久議員 | 8 2 |
| | 市 長 | 8 3 |
| | 岡崎利久議員 | 8 3 |
| | 市 長 | 8 3 |
| | 岡崎利久議員 | 8 3 |
| | 市 長 | 8 3 |
| | 岡崎利久議員 | 8 4 |
| | 市 長 | 8 4 |
| | 岡崎利久議員 | 8 4 |
| | 市 長 | 8 4 |
| | 岡崎利久議員 | 8 5 |
| | 市 長 | 8 5 |
| | 岡崎利久議員 | 8 5 |
| | 市 長 | 8 5 |
| | 岡崎利久議員 | 8 6 |
| | 市 長 | 8 6 |
| | 岡崎利久議員 | 8 6 |
| | 市 長 | 8 7 |
| | 岡崎利久議員 | 8 7 |
| | 市 長 | 8 7 |
| | 岡崎利久議員 | 8 7 |
| | 市 長 | 8 7 |
| | 岡崎利久議員 | 8 8 |
| | 市 長 | 8 8 |
| | 岡崎利久議員 | 8 8 |
| 4 | 浦尻和伸議員 | 8 8 |
| | 市 長 | 8 9 |
| | 浦尻和伸議員 | 9 1 |
| | 市 長 | 9 2 |
| | 浦尻和伸議員 | 9 2 |
| | 市 長 | 9 3 |
| | 浦尻和伸議員 | 9 3 |

| | |
|--------|-----|
| 市 長 | 9 3 |
| 浦尻和伸議員 | 9 4 |
| 市 長 | 9 4 |
| 浦尻和伸議員 | 9 5 |
| 市 長 | 9 5 |
| 浦尻和伸議員 | 9 6 |
| 市 長 | 9 7 |
| 浦尻和伸議員 | 9 7 |
| 市 長 | 9 8 |
| 浦尻和伸議員 | 9 8 |
| 市 長 | 9 8 |
| 浦尻和伸議員 | 9 9 |
| 市 長 | 9 9 |
| 浦尻和伸議員 | 9 9 |

延 会 (午後 3 時 0 2 分)

----- . . ----- . . -----

第 9 日 (平成 2 6 年 3 月 1 2 日 水曜日)

| | |
|----------------------|-------|
| 議事日程 | 1 0 1 |
| 本日の会議に付した事件 | 1 0 1 |
| 出席議員 | 1 0 1 |
| 欠席議員 | 1 0 1 |
| 事務局職員出席者 | 1 0 1 |
| 出席要求による出席者 | 1 0 1 |
| 開 議 (午前 1 0 時 0 0 分) | |
| ○日程第 1 一般質問 | 1 0 3 |
| 1 寺田公一議員 | 1 0 3 |
| 市 長 | 1 0 3 |
| 寺田公一議員 | 1 0 3 |
| 市 長 | 1 0 3 |
| 生涯学習課長 | 1 0 3 |
| 寺田公一議員 | 1 0 4 |
| 市 長 | 1 0 4 |
| 寺田公一議員 | 1 0 4 |
| 市 長 | 1 0 5 |
| 寺田公一議員 | 1 0 5 |
| 市 長 | 1 0 5 |
| 寺田公一議員 | 1 0 5 |

| | |
|--------|-------|
| 市 長 | 1 0 6 |
| 寺田公一議員 | 1 0 6 |
| 市 長 | 1 0 6 |
| 寺田公一議員 | 1 0 6 |
| 市 長 | 1 0 7 |
| 寺田公一議員 | 1 0 7 |
| 市 長 | 1 0 7 |
| 寺田公一議員 | 1 0 8 |
| 市 長 | 1 0 8 |
| 寺田公一議員 | 1 0 8 |
| 市 長 | 1 0 9 |
| 寺田公一議員 | 1 0 9 |
| 市 長 | 1 0 9 |
| 寺田公一議員 | 1 0 9 |
| 市 長 | 1 1 0 |
| 寺田公一議員 | 1 1 0 |
| 市 長 | 1 1 0 |
| 寺田公一議員 | 1 1 1 |
| 市 長 | 1 1 1 |
| 寺田公一議員 | 1 1 1 |
| 市 長 | 1 1 1 |
| 寺田公一議員 | 1 1 2 |
| 市 長 | 1 1 2 |
| 寺田公一議員 | 1 1 2 |
| 市 長 | 1 1 2 |
| 寺田公一議員 | 1 1 2 |
| 市 長 | 1 1 2 |
| 寺田公一議員 | 1 1 3 |
| 市 長 | 1 1 3 |
| 寺田公一議員 | 1 1 3 |
| 市 長 | 1 1 3 |
| 寺田公一議員 | 1 1 3 |
| 市 長 | 1 1 3 |
| 総務課長 | 1 1 3 |
| 寺田公一議員 | 1 1 3 |
| 市 長 | 1 1 4 |
| 総務課長 | 1 1 4 |

| | |
|----------|-------|
| 寺田公一議員 | 1 1 4 |
| 市 長 | 1 1 4 |
| 寺田公一議員 | 1 1 4 |
| 市 長 | 1 1 4 |
| 寺田公一議員 | 1 1 5 |
| 市 長 | 1 1 5 |
| 寺田公一議員 | 1 1 5 |
| 市 長 | 1 1 6 |
| 総務課長 | 1 1 6 |
| 寺田公一議員 | 1 1 6 |
| 教 育 長 | 1 1 6 |
| 寺田公一議員 | 1 1 7 |
| 教 育 長 | 1 1 7 |
| 寺田公一議員 | 1 1 7 |
| 市 長 | 1 1 8 |
| 都市建設課長補佐 | 1 1 8 |
| 寺田公一議員 | 1 1 8 |
| 市 長 | 1 1 8 |
| 寺田公一議員 | 1 1 8 |
| 教 育 長 | 1 1 8 |
| 寺田公一議員 | 1 1 9 |
| 教 育 長 | 1 1 9 |
| 寺田公一議員 | 1 1 9 |
| 教 育 長 | 1 1 9 |
| 2 濱田陸紀議員 | 1 2 0 |
| 市 長 | 1 2 0 |
| 濱田陸紀議員 | 1 2 1 |
| 市 長 | 1 2 1 |
| 濱田陸紀議員 | 1 2 1 |
| 市 長 | 1 2 1 |
| 濱田陸紀議員 | 1 2 2 |
| 市 長 | 1 2 2 |
| 濱田陸紀議員 | 1 2 2 |
| 市 長 | 1 2 2 |
| 教 育 長 | 1 2 3 |
| 濱田陸紀議員 | 1 2 3 |
| 市 長 | 1 2 3 |

| | | |
|---|--------|-------|
| | 濱田陸紀議員 | 1 2 3 |
| | 市 長 | 1 2 3 |
| | 濱田陸紀議員 | 1 2 3 |
| | 市 長 | 1 2 4 |
| | 濱田陸紀議員 | 1 2 5 |
| | 市 長 | 1 2 5 |
| | 濱田陸紀議員 | 1 2 5 |
| | 市 長 | 1 2 5 |
| | 濱田陸紀議員 | 1 2 6 |
| | 教 育 長 | 1 2 6 |
| | 濱田陸紀議員 | 1 2 6 |
| 3 | 浅木 敏議員 | 1 2 6 |
| | 市 長 | 1 2 7 |
| | 浅木 敏議員 | 1 2 7 |
| | 市 長 | 1 2 7 |
| | 浅木 敏議員 | 1 2 8 |
| | 市 長 | 1 2 8 |
| | 浅木 敏議員 | 1 2 8 |
| | 市 長 | 1 2 9 |
| | 浅木 敏議員 | 1 2 9 |
| | 市 長 | 1 2 9 |
| | 浅木 敏議員 | 1 3 0 |
| | 市 長 | 1 3 0 |
| | 浅木 敏議員 | 1 3 1 |
| | 市 長 | 1 3 1 |
| | 浅木 敏議員 | 1 3 2 |
| | 市 長 | 1 3 3 |
| | 浅木 敏議員 | 1 3 3 |
| | 市 長 | 1 3 4 |
| | 浅木 敏議員 | 1 3 4 |
| | 市 長 | 1 3 4 |
| | 浅木 敏議員 | 1 3 4 |
| | 市 長 | 1 3 5 |
| | 浅木 敏議員 | 1 3 5 |
| | 市 長 | 1 3 6 |
| | 浅木 敏議員 | 1 3 6 |
| | 市 長 | 1 3 7 |

| | |
|-----------------------------|-------|
| 浅木 敏議員 | 1 3 8 |
| 市 長 | 1 3 8 |
| 浅木 敏議員 | 1 3 8 |
| 市 長 | 1 3 9 |
| 浅木 敏議員 | 1 4 0 |
| 市 長 | 1 4 0 |
| 浅木 敏議員 | 1 4 0 |
| 市 長 | 1 4 0 |
| 浅木 敏議員 | 1 4 1 |
| 市 長 | 1 4 1 |
| 浅木 敏議員 | 1 4 1 |
| 市 長 | 1 4 2 |
| 浅木 敏議員 | 1 4 2 |
| 教 育 長 | 1 4 2 |
| 浅木 敏議員 | 1 4 2 |
| 教 育 長 | 1 4 2 |
| 浅木 敏議員 | 1 4 3 |
| ○日程第 2 議案第 3 7 号及び議案第 3 8 号 | 1 4 3 |
| (提案理由の説明) | |
| 市 長 | 1 4 3 |
| 散 会 (午後 3 時 1 6 分) | |



第 1 0 日 (平成 2 6 年 3 月 1 3 日 木曜日)

| | |
|-----------------------------|-------|
| 議事日程 | 1 4 5 |
| 本日の会議に付した事件 | 1 4 5 |
| 出席議員 | 1 4 5 |
| 欠席議員 | 1 4 5 |
| 事務局職員出席者 | 1 4 5 |
| 出席要求による出席者 | 1 4 5 |
| 開 議 (午前 1 0 時 0 0 分) | |
| ○日程第 1 議案第 1 号から議案第 3 8 号まで | 1 4 7 |
| 質疑 | 1 4 7 |
| 1 野々下昌文議員 | 1 4 7 |
| 危機管理課長 | 1 4 7 |
| 選挙管理委員会事務局長 | 1 4 8 |
| 福祉事務所長 | 1 4 8 |
| 都市建設課長 | 1 4 8 |

| | | |
|---|-----------------|-------|
| | 教育次長兼学校教育課長 | 1 4 9 |
| | 土木課長 | 1 4 9 |
| | 野々下昌文議員 | 1 5 0 |
| | 危機管理課長 | 1 5 0 |
| | 土木課長 | 1 5 0 |
| | 野々下昌文議員 | 1 5 0 |
| | 危機管理課長 | 1 5 1 |
| | 野々下昌文議員 | 1 5 1 |
| 2 | 岡崎利久議員 | 1 5 1 |
| | 総務課長 | 1 5 2 |
| | 産業振興課長 | 1 5 2 |
| | 企画課長 | 1 5 2 |
| | 税務課長補佐 | 1 5 3 |
| | 教育次長兼学校教育課長 | 1 5 3 |
| | 岡崎利久議員 | 1 5 4 |
| | 企画課長 | 1 5 4 |
| | 総務課長 | 1 5 4 |
| | 岡崎利久議員 | 1 5 5 |
| 3 | 山戸 寛議員 | 1 5 5 |
| | 保健介護課長 | 1 5 5 |
| | 山戸 寛議員 | 1 5 6 |
| | 保健介護課長 | 1 5 6 |
| | 山戸 寛議員 | 1 5 6 |
| | 保健介護課長 | 1 5 7 |
| | 山戸 寛議員 | 1 5 7 |
| | 保健介護課長 | 1 5 7 |
| | 山戸 寛議員 | 1 5 7 |
| 4 | 寺田公一議員 | 1 5 7 |
| | 都市建設課長 | 1 5 8 |
| | 企画課長 | 1 5 9 |
| | 教育次長兼学校教育課長 | 1 6 0 |
| | 文教センター所長兼生涯学習課長 | 1 6 1 |
| | 寺田公一議員 | 1 6 2 |
| | 都市建設課長 | 1 6 3 |
| | 企画課長 | 1 6 3 |
| | 文教センター所長兼生涯学習課長 | 1 6 4 |
| | 寺田公一議員 | 1 6 5 |

| | |
|------------------------|-----|
| 文教センター所長兼生涯学習課長 | 165 |
| 寺田公一議員 | 165 |
| 委員会付託省略（議案第1号及び議案第2号） | 166 |
| 委員会付託（議案第3号から議案第38号まで） | 166 |
| 散会（午前11時58分） | |
| 議案付託表 | 167 |

----- . . ----- . . -----
 第11日（平成26年3月14日 金曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
 第12日（平成26年3月15日 土曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
 第13日（平成26年3月16日 日曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
 第14日（平成26年3月17日 月曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
 第15日（平成26年3月18日 火曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
 第16日（平成26年3月19日 水曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
 第17日（平成26年3月20日 木曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
 第18日（平成26年3月21日 金曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
 第19日（平成26年3月22日 土曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
 第20日（平成26年3月23日 日曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
 第21日（平成26年3月24日 月曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
 第22日（平成26年3月25日 火曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
 第23日（平成26年3月26日 水曜日）

| | |
|-------------|-----|
| 議事日程 | 169 |
| 本日の会議に付した事件 | 169 |
| 出席議員 | 169 |
| 欠席議員 | 169 |
| 事務局職員出席者 | 169 |

| | |
|-----------------------|-----|
| 出席要求による出席者 | 170 |
| 開 議 (午前10時00分) | |
| ○日程第1 議案第1号から議案第38号まで | 171 |
| (議案第1号) | |
| 討論・表決 | 171 |
| (議案第2号) | |
| 討論・表決 | 171 |
| (議案第3号から議案第38号まで) | |
| 委員長報告 | |
| 予算決算常任委員長 | 171 |
| 総務文教常任委員長 | 173 |
| 産業厚生常任委員長 | 174 |
| 質疑 | |
| (議案第3号から議案第37号まで) | |
| 討論・表決 | 175 |
| (議案第38号) | |
| 討論 | |
| 浅木 敏議員 (反対) | 175 |
| 表決 | 176 |
| ○日程第2 委員会調査について | 176 |
| 継続調査 | 176 |
| ○日程第3 議案第39号 | 176 |
| (提案理由の説明) | |
| 市長 | 177 |
| 質疑 | 177 |
| 委員会付託省略 | 177 |
| 討論・表決 | 177 |
| ○日程第4 議案第40号 | 177 |
| (提案理由の説明) | |
| 寺田公一議員 | 177 |
| 質疑 | 178 |
| 委員会付託省略 | 178 |
| 討論・表決 | 178 |
| (閉会あいさつ) | |
| 市長 | 178 |
| 閉 会 (午前11時04分) | |
| 委員会審査報告書 | 181 |

| | |
|------------------|-----|
| 閉会中の継続調査申出書..... | 185 |
|------------------|-----|

----- . . ----- . . -----

付 録

| | |
|--------------|-----|
| 一般質問通告表..... | 付-1 |
| 議決結果一覧表..... | 付-4 |
| 議 案..... | 付-4 |

平成26年
第1回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成26年3月4日 火曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

- 諸般の報告
- 行政方針の表明

第3 議案第1号から議案第36号まで

議案第 1号 宿毛市名誉市民の選定につき同意を求めることについて

議案第 2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 3号 平成25年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 4号 平成25年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 5号 平成25年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について

議案第 6号 平成25年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

議案第 7号 平成25年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について

議案第 8号 平成25年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について

議案第 9号 平成25年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について

議案第10号 平成25年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について

議案第11号 平成25年度幡多西部介護認定審査会特別会計補正予算について

議案第12号 平成25年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

議案第13号 平成25年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について

議案第14号 平成25年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第15号 平成26年度宿毛市一般会計予算について

議案第16号 平成26年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第17号 平成26年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について

議案第18号 平成26年度宿毛市定期船事業特別会計予算について

議案第19号 平成26年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について

議案第20号 平成26年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について

議案第21号 平成26年度宿毛市下水道事業特別会計予算について

議案第22号 平成26年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について

議案第23号 平成26年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について

議案第24号 平成26年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について

議案第25号 平成26年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について

- 議案第26号 平成26年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について
議案第27号 平成26年度宿毛市水道事業会計予算について
議案第28号 宿毛市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第29号 宿毛市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
議案第30号 宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第31号 宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
議案第32号 宿毛市社会教育審議会条例の一部を改正する条例について
議案第33号 宿毛市立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第34号 宿毛市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
議案第35号 宿毛市水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第36号 財産の取得について

----- . . . -----
2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号から議案第36号まで

----- . . . -----
3 出席議員（14名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 高倉真弓君 | 2番 山上庄一君 |
| 3番 山戸寛君 | 4番 今城誠司君 |
| 5番 岡崎利久君 | 6番 野々下昌文君 |
| 7番 松浦英夫君 | 8番 浅木敏君 |
| 9番 中平富宏君 | 10番 浦尻和伸君 |
| 11番 寺田公一君 | 12番 宮本有二君 |
| 13番 濱田陸紀君 | 14番 西郷典生君 |

----- . . . -----
4 欠席議員

な し

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君
議事係長 柏木景太君

6 出席要求による出席者

市長 沖本年男君
副市長兼
税務課長事務取扱 安澤伸一君
企画課長 出口君男君
総務課長 山下哲郎君
危機管理課長 楠目健一君
市民課長 立田ゆか君
税務課長補佐 田村泰生君
会計管理者兼
会計課長 滝本節君
保健介護課長 児島厚臣君
環境課長 佐藤恵介君
人権推進課長 杉本裕二郎君
産業振興課長 黒田厚君
商工観光課長 朝比奈淳司君
土木課長 岡崎匡介君
都市建設課長 岩本克記君
福祉事務所長 河原敏郎君
水道課長 川島義之君
教育長 立田壽行君
教育委員会
委員長 増田全英君
教育次長兼
学校教育課長 沢田清隆君
生涯学習課長
兼宿毛文教
センター所長 桑原一君
学校給食
センター所長 金増信幸君
千寿園長 山岡敏樹君
農業委員会
事務局長 岩田明仁君
選挙管理委員
会事務局長 嵐健君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開会

○議長（今城誠司君） これより平成26年第1回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において山上庄一君及び山戸寛君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（寺田公一君） 議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る2月28日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案の上、慎重に審査した結果、本日から3月26日までの23日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告をいたします。

○議長（今城誠司君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長の報告のとおり、本日から3月26日までの23日間といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月26日までの23日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告期限を本日午後5時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりであります。これにより御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、市長の行政方針の表明を行います。

市長。

○市長（沖本年男君） おはようございます。

本日は、平成26年第1回宿毛市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、御参集いただきましてまことにありがとうございます。

議案の説明に先立ち、平成26年度の私の市政運営に対する基本方針並びに主要な施策についての所信の一端を申し上げ、市民並びに議員の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと思えます。

我が国では、昨年7月の参議院議員選挙により「ねじれ国会」が解消し、政府による「大胆な金融緩和」、「機動的な財政出動」、「民間投資を喚起する成長戦略」のいわゆる「三本の矢」の推進により、景気動向が改善に向かっていくことが、各種の経済指標をもとに報道されています。

しかしながら、国の財政は、負債が資産を上回る、いわゆる債務超過がこれまでで最悪の数字となるなど、決して楽観できない状況が続いています。

その打開策の一つとして、本年4月には社会保障の充実及び安定化のための安定財源の確保と、財政健全化の同時達成を図るために、消費税率がこれまでの5%から8%に引き上げられることが決定しています。

これにより生じた財源は、医療や介護などの社会保障給付に使われることになっており、本市も扶助費の財源として期待をしています。

次に、本市におきましては、昨年は10月に

ねりんピックよさこい高知の剣道大会、11月には、NHKのだ自慢大会や、私の公約の一つである産業祭などのさまざまなイベントを開催いたしました。

特に、産業祭は、市内外から多くの方々に会場を訪れていただき、本市の魅力を十分PRできたのではないかと考えています。

平成26年度も秋に第2回の産業祭を行う予定としており、第1回の反省点も踏まえてよりよいイベントとするため、取り組んでまいります。

また、平成24年度から地域懇談会を開催してまいりましたが、平成26年度も引き続き、市内8カ所で開催し、市民の方々と、市政運営に対するさまざまな意見交換を行ってまいります。

平成26年度は、宿毛市制施行60周年の節目の年にも当たります。

60周年記念事業として、本市の名誉市民であります奥谷博先生の絵画展や、平成26年度に限り、本市に婚姻届や出生届を提出いただいた方に記念証を無料でお渡しする事業などを予定しています。

それでは、市政運営の基本方針について申し上げます。

財政状況及び予算編成の概要について申し上げます。

平成24年度決算に基づく財政健全化比率は、全ての項目について、早期健全化基準を下回る数値となっています。

懸案事項でありました市の借金であります市債の負担比率を示す実質公債費比率は、公債費負担適正化計画に基づく削減の努力が実り、平成24年度決算におきまして、計画目標の18%以下を達成することができました。

しかしながら、東日本大震災以降、本市では市民の生命、財産を守るための南海地震対策事

業により、市債の借り入れは増加しており、決して楽観できる財政状況ではありません。

このため、平成26年度の予算編成に当たっては、既存事業の見直し、事業の優先順位などを考慮し、効率的・効果的な予算編成に努めました。

平成26年度一般会計の歳出予算の特徴としましては、消費税増税に伴う経済対策としての臨時福祉給付金などの交付金や、小筑紫保育園の新園舎建設工事、市内小・中学校の耐震補強工事を初めとする南海地震対策事業などにより、対前年度比11.3%増の112億4,943万1,000円の予算となっています。

歳入予算の特徴としましては、自主財源である税収は、大幅な増収は見込めない中、国・県支出金、建設事業の財源としての市債などの依存財源がふえており、不足する一般財源を補うため、財政調整基金から3億3,110万8,000円を取り崩しすることとしています。

今後も、南海地震対策に関連する大型事業も多く見込まれていますので、引き続き、国の動向を注視しながら、新制度の活用や必要な事業の精査に鋭意努め、健全な財政運営を目指してまいります。

防災対策について申し上げます。

南海地震対策を最重要課題と捉え、これまで津波避難場所などの整備を促進するとともに、地域防災計画などの各種計画の見直しや、作成を行ってまいりました。

平成26年度も引き続き、津波避難場所などのハード整備に取り組むとともに、業務継続計画などのソフト対策につきましても、現状での課題の対応策を講じる中、研修や訓練などの実施・検証を通じて、継続的に見直しを行ってまいります。

また、本市は、南海地震発生時に、最大2.4メートルの地盤沈降により、海面よりも低く

なる土地が、広範囲にわたって長期浸水する予想も示されているところですが、昨年立ち上げました検討委員会におきまして、平成26年度末までに対策の最終取りまとめを行う予定としています。

さらに、平成26年度の新たな取り組みとしまして、防災行政無線設備の更新に向け、具体的な検討を開始するとともに、避難所などにおける水・食糧につきましても、現在行っている毛布や簡易トイレなどの生活必需品の備蓄とあわせて、計画的に整備していきたいと考えています。

加えて、防災拠点施設及び避難場所の電源対策として、総合運動公園、平田小学校及び山奈小学校の3カ所に、太陽光発電及び蓄電池を整備する予定です。

何よりも、市民の防災意識を高めていくことが、減災につながると考えていますので、自主防災組織の結成促進や活動の活性化のための取り組みとともに、住宅の耐震化やブロック塀の改修、家具の転倒防止などの耐震対策につきましても、引き続き進めてまいります。

なお、宿毛消防庁舎に併設しました防災センターにつきましては、昨年5月の稼働以来、救急救命講習会や防災研修会の開催など、多くの方々にご利用いただいております。今後も地域の防災拠点としての機能を果たしてまいりたいと考えております。

また、避難路の安全性の確保などを目的として、住宅が立ち並ぶ地域の避難路などに隣接した老朽空き家の取り壊しに対する補助制度を新設しましたので、御活用をいただきたいと思っております。

教育環境の整備について申し上げます。

建設場所などの選定によりおこなっています宿毛小学校と松田川小学校の統合につきましては、平成25年度は、保護者との意見交換を重ねる

中、萩原地区の高台への移転に向け、基礎調査を実施してまいりました。

平成26年度も、引き続き調査を進め、高台造成の早期の完成に向け、取り組んでまいります。

また、耐震性が確保されていない学校施設につきましては、子供の安心・安全を確保するために、平成27年度中に耐震化が図れるよう、取り組んでまいります。

今後も、保護者や地域の皆様の御理解と御協力をいただく中で、子供たちにとって、よりよい教育環境づくりに努めてまいります。

企業誘致について申し上げます。

高知西南中核工業団地では、現在、製造業20社、物流センター協同組合25社が操業し、約780名が就労しています。

昨年、新たに進出が決定した株式会社グリーンエネルギー研究所につきましては、本年1月に木質バイオマス発電施設及び木質ペレット製造施設の建設に着手し、本年秋ごろより順次稼働する予定となっております。

創業までには、解決すべき課題もありますが、本事業がスタートすることにより、幡多地域の豊富な森林資源の活用など、林業振興や新たな雇用の創出に大きく貢献していただけるものと考えており、本市としても、大きな期待を寄せています。

一方、宿毛湾港工業流通団地では、新たな企業進出はありませんが、高知県とともに企業立地に向け、訪問活動を継続して実施しています。

今後も、新たな設備投資を検討している企業などに対して、関係機関と連携を図る中で、積極的に企業訪問を行うなど、さらなる雇用の場の確保に向け、取り組んでまいります。

交通運輸体系の維持、確保について申し上げます。

土佐くろしお鉄道は、地域の公共交通の基幹

路線として、市民の通勤・通学などの日常生活はもとより、観光振興などにおきましても、重要な役割を果たしています。

しかしながら、沿線地域における人口の減少や、高速道路などの延伸などにより、利用者が減少し、非常に厳しい経営状況が続いています。

今後も、高知県や沿線市町村と連携して、利用促進に向けたさまざまな取り組みを推進するとともに、鉄道を存続させるため、引き続き経営の安定化に向けた財政支援を行ってまいります。

鉄道とともに、地域公共交通の一端を担うバス路線についても、少子高齢化に伴う人口減少やモータリゼーションの進展に伴い、利用者の減少に歯どめがかからず、路線維持が困難な状況になっておりますので、引き続き、支援してまいりたいと考えています。

一方、公共交通の空白地域における高齢者などの交通手段の確保につきましては、過疎・高齢化が急速に進展する中、喫緊の課題となっております。

このため、平成25年度より、舟ノ川・石原地域及び藻津や宇須々木、西町などの西地域を対象として実証運行を行っており、交通空白地域における維持可能な生活交通の確保策について、検証をしています。

今後は、1年間の実証運行を通じて、利用状況や課題などを精査し、利便性と効率性との調和を図りながら、本格運行に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えています。

宿毛佐伯航路につきましては、これまで景気の低迷や口蹄疫問題、東日本大震災、さらには燃油価格の高騰も相まって、非常に厳しい経営状況にあったため、高知県や幡多地域の市町村が中心となって、さまざまな支援を行い、航路維持に取り組んでまいりました。

平成25年度は、前年実績を上回る利用が見

込まれるなど、改善しつつありますが、燃油価格の高止まりなど、依然として厳しい状況にあります。

本航路は、四国西南地域と九州を結ぶ海の国道として重要な航路であることから、今後も安定した経営がなされるよう、高知県や大分県、関係市町村とも利用促進などの支援を継続してまいります。

中山間地域対策について申し上げます。

本市の中山間地域では、小規模な高齢化が進んだ集落が多数点在しており、一部の集落では、道路や水路の清掃、防犯・防災活動、集会施設の管理など、集落の中で生活するために必要な活動や、祭りなどの季節行事の開催、冠婚葬祭時の相互扶助、文化や技能の伝承などの集落としての機能が低下しています。

このような状況を改善するためには、複数の集落で広域的に支え合う取り組みや、新しい発想を有する外部人材などの協働を行う仕組みづくりが必要不可欠です。

そのためには、地域として何ができるのか、何をしたいのか、そのためにはどうするのかを明確にする必要があります、その合意形成には高い意欲と粘り強い議論が必要となります。

これらの取り組みを市内全域に広げていくためには、身近にノウハウの提供や助言を行う存在が必要だと考えており、その役割を担っていただくモデルケースとして、鶴来島地区に続き、橋上地区を選定し、地域おこし協力隊の導入など、支援を行ってまいります。

産業振興について申し上げます。

本市にとっての基幹産業である農林水産業を取り巻く状況は、厳しさを増していますが、地域を活性化させるためには、1次産業の活性化が不可欠であり、農林水産業に従事する方々が安心して生活できる環境をつくり上げていきたいと考えています。

農業につきましては、国において、平成26年度より農業構造改革を進めるためのさまざまな、新たな政策が進められることとなっており、これらの制度を有効に活用しながら、本市の農業を守っていく取り組みを進めてまいります。

平成26年度も、引き続き持続可能な農業の確立を図るために、農地集積や集落営農組織の組織化の推進を図るとともに、新規就農研修支援事業や、新規参入を促進するレンタルハウス整備事業の実施により、重要な課題である後継者の育成・支援に取り組んでまいります。

また、被害が増加している有害鳥獣対策として電気柵機を設置におきましては、地理的な要因から、被害対策が困難であった沖の島・鵜来島地区におきましても、防護柵の設置のため支援を行い、農作物の被害の軽減を図ってまいります。

畜産業につきましては、畜産物価格の下落傾向が続く中、餌料価格は依然として高い水準で推移しており、畜産経営は非常に厳しい状況となっています。

今後とも疾病予防対策や所得向上に向けて関係機関と連携し、取り組んでまいります。

林業につきましては、林業を取り巻く厳しい状況が続く中、株式会社グリーンエネルギー研究所の木質ペレットの製造施設、及び木質バイオマス発電施設の操業により、大きな木材需要が見込まれていることから、森林の持続利用を目指し、県内でもトップクラスとなる再造林への支援策を実施することとしています。

また、林業従事者の雇用対策として、県の雇用対策事業を活用し、引き続き市有林の除間伐を実施してまいります。

水産業につきましては、漁業者の所得の向上、経営の安定化などを図るべく、水産物のブランド化による魚価の向上を目指し、地産外商の推進、販路拡大に向けて関係機関と連携を図り、

取り組んでまいります。

宿毛湾は、県内でも有数の養殖魚の出荷量を誇ることから、県・市・漁協などの関係機関により、宿毛湾養殖魚外商推進協議会を組織し、平成26年度から養殖魚の外商推進の実践に向けた戦略の策定などに取り組んでいく予定です。

また、近年発生しています赤潮対策として、養殖事業者の避難漁場の設置や、豊かな宿毛湾の水産資源を持続的なものとするため、宿毛湾の主要魚種であるイサキなどの放流事業を継続して行うとともに、オニヒトデや巻貝の食害により被害を受けているサンゴ礁の保全や、藻場の造成などの環境保全事業にも支援してまいります。

本市の地域資源を活用した6次産業化の取り組みにつきましては、事業者と連携を図りながら、施設整備や販路拡大に向けた取り組みに支援をしているところです。

昨年は、直七関連製品が、大手量販店のギフト商品として採用されるなど、着々と成果も上がってきているところです。

今後におきましても、引き続き、6次産業の推進のため、事業者と連携を図りながら、取り組みを進めてまいります。

商工観光について申し上げます。

平成25年度に、高知・西南地域観光キャンペーン「楽しまん！はた博」が、幡多6市町村の行政、商工会議所、観光協会などが一体となって、広域観光キャンペーンを行いました。

このキャンペーンには、本市の産業祭を初め、数々のイベントに146万人もの観光客に訪れていただきました。

こうした官民一体の取り組みを一過性のものとせず、継続していくためにも、幡多広域観光協議会を中心に、関係者が一丸となって幡多観光のブランド化を進め、広域観光地として、全国から選ばれるエリアとなるよう努めてまいり

ます。

特に、本市の商工観光の振興につきましては、宿毛商工会議所や宿毛市観光協会との連携を引き続き強化し、だるま夕日や篠山、歴史文化などの本市の観光資源はもとより、豊富な魚種を有し、大きな魅力であります海に着目した事業に取り組むとともに、宿毛湾のチヌ釣りや、沖の島・鶴来島のグレ釣り、海洋レジャーなど、宿毛の青い海の魅力発信に努めてまいります。

また、総合運動公園を初めとする本市のスポーツ施設の利用は、市内への入込客など、経済波及効果が見込まれますので、平成26年度は、市内への宿泊を伴うスポーツ大会の開催についての補助金を創設するとともに、関係機関とも連携しながら、地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

宿毛湾港について申し上げます。

宿毛湾港につきましては、湾港の静穏度を保つため、平成21年度より第2防波堤の整備が進められています。

今後も、湾港機能の充実のため、第2防波堤380メートルの早期完成に向け、関係機関へ要望を継続してまいります。

また、利活用面では、本年5月23日に「にっぽん丸」、7月9日及び8月22日に「飛鳥Ⅱ」の入港が予定されており、昨年以上の利用が見込まれています。

クルーズ客船の寄港につきましては、これまでの「おもてなし」が高く評価され、着実に寄港実績を重ねています。

客船の寄港は、本市の観光資源や、特産品などの地元産品をPRする絶好の機会であり、今後も寄港促進に向けた取り組みを強化するとともに、地元産品の販売促進に積極的に活用してまいりたいと考えています。

道路整備について申し上げます。

中村宿毛道路につきましては、昨年より宿毛

インターチェンジ予定地である和田地区で工事が着手されています。今後も、引き続き早期完成に向けて、積極的に要請してまいります。

四国8の字ネットワークにつきましても、佐賀から四万十間が計画段階評価に着手し、中村宿毛道路を介し、本市と高知県内の各地域が接続されるよう、着実に進んでいるところであります。引き続き、宿毛・内海間につきましても、早期事業化に向け、愛南町を初めとした関係市町村と連携し、取り組んでまいります。

さらに、地域の主要幹線である国道、県道の整備促進につきましては、地域の要望が早期に実現できるよう、引き続き、関係機関へ強く要請してまいります。

市道につきましては、現道拡幅や維持修繕の必要な箇所も多い中、部分的な補修など暫定的な改修のみでなく、一体的な改修も視野に入れ、施設の長寿命化を図るための調査・点検を実施する中で、緊急性、優先度を十分勘案し、計画的に整備してまいります。

具体的な路線といたしましては、大島に至る市道大島北線の大島橋、四季の丘入り口にある新田1号線の廻角橋の設計に取りかかっており、引き続き、整備に向けて取り組んでまいります。

横瀬川ダムについて申し上げます。

横瀬川ダムの建設事業につきましては、平成25年1月に国土交通省より事業継続の対応方針が決定され、工事用道路やつけかえ市道工事などに再着手されています。

今後も、横瀬川ダム建設促進を図るとともに、河川改修や排水ポンプ施設の設置などの内水対策にも、関係機関へ要請してまいります。

都市計画について申し上げます。

都市計画につきましては、安心・安全はもとより、高齢者に優しいまちづくり、街路事業による防災機能に特化した無電柱化事業の推進、道路空間の高質化による町並みの再構築に取り

組んでまいります。

都市防災事業による津波浸水予想地域に配慮した大規模な高台避難地、復興の拠点となる敷地造成事業をさらに加速化し、重点的に推進してまいります。

都市公園事業につきましても、市民の健康増進はもとより、地域振興のための総合運動公園の施設の拡充に努めてまいります。

国土調査について申し上げます。

国土調査事業につきましては、平成26年度も引き続き、山奈町の西竹石地区付近の現地確認による筆界調査などを推進します。

また、平成26年度以降、調査箇所の追加も視野に、積極的に検討し、市民の財産の保全、土地の利活用の促進に努めてまいります。

市営住宅について申し上げます。

老朽化の進む公営住宅につきましては、平成25年度に、宿毛市公営住宅等再編計画を策定し、手代岡地区改良住宅の基本計画及び基本設計に着手しています。平成26年度も、引き続き住民との協働による具体的な計画策定に取り組んでまいります。

また、時代のニーズに沿った高齢単身世帯向け住宅として、西町振興住宅の1階部分を増改築し、快適な住宅の提供に努めるとともに、既存建築物の適切な改修・維持保全に努めてまいります。

水道事業について申し上げます。

水道事業につきましては、安全で安定的な給水の確保に向け、計画的に市内の配水管の更新を行っています。

平成26年度は、市道宿毛団地26号線外7路線の配水管整備工事などを実施する予定です。

また、本年4月から、用途別料金から口径別料金に変更いたします。

下水道事業について申し上げます。

市民の生活環境の向上と公共水域などの環境

保全を図ることを目的として、宿毛地区で公共下水道、二ノ宮地区で農業集落排水事業、大海地区で漁業集落排水事業を実施し、管渠整備が完了した範囲の約3,000戸が、下水道を利用可能となっています。

平成26年1月末現在の加入率は、全体の59.2%と伸び悩んでいます。下水道事業の安定経営には、多くの方々に下水道に接続していただくことが必要であります。

平成26年度は、未加入世帯への戸別訪問や、従来からある水洗便所等改造資金利子補給制度に加え、4月から新規に加入した方を対象に、加入後の1年間、下水道使用料を免除するキャンペーンを行い、加入促進に努めてまいります。

一方、設備の老朽化が進む宿毛ポンプ場につきましては、国の下水道長寿命化支援制度を活用し、平成26年度から5カ年計画で機械電気設備の長寿命化を図り、市街地の浸水対策に努めてまいります。

生活環境について申し上げます。

環境問題につきましては、二酸化炭素などの温室効果ガスによる地球温暖化や生活排水による水質汚濁、さらには廃棄物処理の問題など、解決しなければならない多くの課題があります。これらの課題を、行政の力で全て解決するのは困難で、市民の方々の協力が必要不可欠です。

幡多クリーンセンターへの本市からのごみの持ち込み量は減少傾向にあるものの、処理費用として、年間で約1億3,000万円の負担をしているのが現状です。

このため、ごみ減量化のための家庭用電気式生ごみ処理機などの購入者に対する補助制度を継続するとともに、ごみの発生抑制、再資源化、再利用を市民に対して積極的に啓発してまいります。

また、ごみ収集業務に関しましては、平成26年度から、大型連休中の5月3日から5月5

日間、及び年末年始の12月31日から1月3日を除く祝日につきまして、祝日収集を開始するとともに、平成25年度から行っています、支援を要する世帯に対しての安否確認も含めた戸別収集を継続してまいります。

沖の島地区のし尿処理対策につきましては、平成24年度以降、台船借り上げによるし尿運搬を実施しており、今後も継続してまいります。

環境保全につきましては、市民の皆様にご協力をお願い中、宿毛市クリーンデーを年2回実施するとともに、不法投棄や野焼きの防止についても、パトロールを行ってまいります。

生活排水による水質汚濁を防ぐため、下水道が整備されていない地域につきましては、引き続き、合併処理浄化槽の補助を行ってまいります。

福祉について申し上げます。

地域福祉並びに高齢者・障害者福祉につきましては、宿毛市地域福祉計画や第5期宿毛市高齢者保健福祉計画、幡多西部障害者計画などにに基づき、全ての市民が、住みなれた地域で、安心して生活ができるような地域社会の実現を目指して取り組んでいくとともに、国の各種制度も勘案しながら、今後も福祉施策の充実に努めてまいります。

児童福祉につきましては、各種児童福祉施策及びひとり親世帯の支援施策を推進し、次代を担う子供たちを、心身ともに健やかに育む子育て環境の充実に努めてまいります。

また、児童虐待など、あらゆる児童問題の解決に向けて、関係機関と連携し、要保護児童の早期発見と、その家庭への継続した支援に努めてまいります。

保育所につきましては、平成25年度に計画した木造平家建ての新小筑紫保育園を、旧田の浦小学校跡地へ建設するための予算を計上し、平成26年度末の完成を目指してまいります。

また、国が平成27年4月にスタートを予定しています子ども・子育て支援新制度に向け、平成25年度に実施したニーズ調査結果をもとに、平成26年度は、本市の子ども・子育て支援事業計画を策定し、子育て支援の推進を図ってまいります。

人権について申し上げます。

私たちの社会の中には、部落差別を初め、女性差別、障害者差別など、基本的人権を侵害する問題が存在しています。

平成26年度におきましても、人権施策に関する宿毛市総合計画、すくも男女共同参画プランに基づき、人権意識の高揚を図り、市民一人ひとりの人権が尊重され、差別のない社会の実現を目指した取り組みを進めてまいります。

人権啓発事業としましては、部落差別をなくする運動強調旬間や、人権週間などでの各種事業を開催するとともに、あらゆる機会を通じて人権教育・啓発に努めてまいります。

また、今まで懸案事項になっていました住宅新築資金等償還推進事業につきましては、個々の事案を精査し、法的措置を含め、早期解決に向けて取り組んでまいります。

保健事業について申し上げます。

本市では、生涯を通じて、健康で安心して暮らすことのできる地域づくりを目指し、乳幼児から高齢者までを対象とした保健事業の積極的な推進を図るとともに、自分の健康は自分で守るという意識啓発に取り組んでいるところです。

母子保健事業につきましては、少子化対策の一環として、本市在住の妊産婦が安心して出産できるよう、妊婦一般健康診査の公費負担を継続してまいります。

また、出産後は子育ての不安が解消できるよう、乳幼児健診や相談事業により、きめ細やかに対応し、より一層の子育て支援の向上に努めてまいります。

健診事業につきましては、宿毛市特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査及び特定保健指導が、効果的かつ効率的に実施できるよう努めてまいります。

健診の受診率の向上を目指し、健診料金は、引き続き無料化で取り組むとともに、保健指導につきましても、生活習慣改善のための自主的な取り組みを、継続的に行うことができるよう、食生活改善と運動教室を組み合わせ、より実践的な指導となるよう、積極的に努めてまいります。

精神保健事業につきましては、心の相談業務を継続する中で、相談窓口の充実を図るとともに、気づき、つなぎ、見守りをポイントに、意識啓発や人材育成を進めるなど、自殺予防活動へとつなげてまいります。

介護保険事業につきましては、第5期宿毛市介護保険事業計画に基づいて、さらなる地域包括ケアの推進を行い、安定的な介護保険事業の運営に努めてまいります。

介護予防事業につきましては、高齢者の生活実態などの把握を積極的に行い、高齢者が元気で、生きがいを持って生活が続けられるよう、介護予防サービスの充実を図るとともに、高齢者のさまざまな相談に対応するための地域包括支援センターの機能強化・充実も図ってまいります。

また、特別養護老人ホーム千寿園につきましては、平成25年度中には、民間視点の意見を聞くため、市内の介護保険事業者の方々を委員として、運営検討協議会を設置し、今後の運営についての経営診断を行っていただきました。

協議会の結論としては、民間の経営による指定管理者制度の導入が望ましいとの提言があり、私としても、指定管理者制度による運営が最も適していると判断いたしました。

現在、庁内のメンバーで指定管理者制度導入

についての問題点などを整理しつつ、職員組合にも私の考え方を説明しているところです。

今後は、具体化に向けて、作業を進めてまいりたいと考えています。

国民健康保険事業について、申し上げます。

国民健康保険事業の財政状況は、長引く景気低迷による税収入の減少や、高齢化社会の進展及び高度先進医療の普及などに伴う医療費の増大により、依然として厳しい運営となっております。

特に、本市では、平成19年度より医療費などの不足する歳出を補うため、国民健康保険事業財政調整基金を取り崩して収支を保っている状況が続いており、その改善策として、平成24年度には税率改正を行いました。

しかしながら、平成25年度決算見込みでは、財政調整基金を全額取り崩しても、なお財源不足となる可能性が極めて高く、繰り上げ充用も避けられない状況であります。

今後は、国保運営の都道府県化を初めとする抜本的な医療保険制度改革が、平成29年度までに実施されることとなっており、国の動向を注視しながら、医療費の適正化に取り組むとともに、引き続き、適正な賦課、さらなる徴収率の向上に努めてまいります。

最後に、宿毛市土地開発公社について申し上げます。

公共用地の先行取得などを目的に設立されました宿毛市土地開発公社は、高知県や本市からの先行取得依頼土地並びに土地開発公社の事業により取得した土地で、平成15年度には、保有する土地が70億円余りに上っており、出資団体の独力では、経営の抜本的な健全化の達成が困難であると考えられる第1種経営健全化公社に該当となりました。

そのために、本市では、平成17年度から平成21年度の間、宿毛市土地開発公社経営健全

化計画を定めて、市債の借り入れなどにより、土地を取得するとともに、計画終了後も毎年度、計画的に土地を引き取ってまいりました。

また、宿毛湾港整備事業に伴い、高知県からの依頼により先行取得した土地につきましても、県において計画的な引き取りを実施していただき、平成26年度の県の当初予算に残っている全ての土地を引き取る予算を計上していただいています。

土地開発公社の保有している土地が全てなくなれば、平成26年度中に土地開発公社の解散に向けた作業を進めてまいります。

以上、平成26年度を迎えるに当たりまして、市政運営の基本的な考え方を申し上げましたが、依然として厳しい財政状況が続く中、南海地震対策や地域振興のための各種事業など、今後、一層、推進しなければならない課題が山積しています。

この上は、本市のおかれている現状を積極的にお知らせし、ともにこの現状を乗り越えていただきたいと考えています。

市民並びに議員の皆様方におかれましては、より一層の御理解と御協力をいただきますようお願いを申し上げまして、所信の一端といたします。

○議長（今城誠司君） 以上で、市長の行政方針の表明を終わります。

この際、10分間休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3「議案第1号から議案第36号まで」の36議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（沖本年男君） 御提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号は、「宿毛市名誉市民の選定につき同意を求めることについて」でございます。

内容につきましては、株式会社小松製作所の代表取締役会長などを歴任されました萩原敏孝氏を本市の名誉市民として選定することについて、宿毛市名誉市民条例第3条の規定により議会の同意を求めるものです。

議案第2号は、「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」でございます。

内容につきましては、任期満了に伴う松田典夫氏の後任として、名倉寛文氏を本市の教育委員として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。

議案第3号は、「平成25年度一般会計補正予算」についてでございます。

主な内容は、職員の早期退職による退職手当や国の経済対策による増額や決算見込みによる補正です。

総額で1億1,194万3,000円を減額しようとするものです。

歳入で増額する主なものは、市税2,726万6,000円、地方交付税1億380万3,000円、財産収入1,255万6,000円などです。

また、歳入で減額する主なものは、国庫支出金1,932万4,000円、県支出金4,601万9,000円、繰入金6,784万3,000円、市債1億2,840万円などです。

一方、歳出で増額する主なものとしまして、総務費では、職員退職手当1億9万5,000円、宿毛市住宅耐震改修促進費補助金1,650万円、宿毛市ブロック塀等対策推進補助金600万円。

民生費では、生活保護費国庫負担金返還金2,682万8,000円、生活保護扶助費900万円。

農林水産業費では、農業用ポンプの更新などを行う農業基盤整備促進事業工事費910万1,000円。

土木費では、土地区画整理事業特別会計繰出金4,070万3,000円、西町地域振興住宅にシャワーなどを整備する給湯整備工事費2,940万円、住宅が立ち並ぶ地域や避難路等に隣接する老朽空き家の取り壊しに対する空き家再生等推進事業費交付金1,600万円。

教育費では、宿毛小学校改修工事費2,500万円などを計上しています。

また、歳出で減額する主なものとしまして、民生費では、国民健康保険事業特別会計繰出金1,130万1,000円、ねんりんピックよさこい高知2013宿毛市実行委員会補助金1,050万円、後期高齢者医療療養給付費市町村負担金1,648万3,000円。

労働費の緊急雇用創出臨時特例基金事業委託料2,117万4,000円。

農林水産業費では、高知県中山間地域生活支援総合補助金1,140万円。

土木費では、地方道整備事業2,433万1,000円、港湾国直轄事業負担金5,248万9,000円。

教育費では、要保護、準要保護児童生徒援助費546万円。

災害復旧費では、農業施設災害復旧費2,129万1,000円、土木施設災害復旧費4,769万8,000円。

諸支出金では、宿毛市土地開発公社保有土地購入費740万円などを減額しています。

議案第4号から議案第14号までの11議案は、平成25年度各特別会計の補正予算です。

いずれも決算見込額として必要最小限の経費

を補正しています。

議案第15号は、「平成26年度一般会計予算」です。

総額で、112億4,943万1,000円を計上しています。

財政状況につきましては、行政方針の中で申し上げましたので、省略させていただきますが、前年度より11億4,444万8,000円の増額となっています。

歳入の主なものを申し上げます。

市税21億3,621万5,000円、地方交付税41億5,000万円、国庫支出金14億318万3,000円、県支出金10億7,488万1,000円、繰入金4億2,890万2,000円、市債12億5,460万円などを計上しています。

一方、歳出の中で主なものを申し上げます。

総務費では、職員の定年退職に伴う退職金1億313万円、人口減や高齢化が進む橋上地区において、地域力の維持・強化のための地域おこし協力隊事業費として247万8,000円、災害時に必要となる食糧等の備蓄品を整備する備蓄用食糧等購入費300万円、総合運動公園などに、太陽光発電システム並びに蓄電池設備を導入する再生可能エネルギー等整備事業費として7,500万円、市制60周年を記念して、平成26年度中に宿毛市において婚姻届または出生届を提出される方に、記念証を交付する事業費として31万8,000円。

民生費では、消費税増額に伴う低所得者への臨時福祉給付金費として1億5,755万3,000円、宿毛幼稚園を運営している学校法人栄光学園が、幼児期の教育及び保育を総合的に提供し、地域における子育て支援を実施することを目的に、認定こども園事業を行うための補助金として2,951万1,000円、小筑紫保育園を旧田の浦小学校跡地に建設する小筑紫

保育園建設工事費として3億9,073万円。

衛生費では、本年度から新規で開始する肺炎球菌予防接種委託料440万7,000円。水質及び環境保全に向けた取り組みとして、水洗トイレの普及を図るための、宿毛市浄化槽設置整備事業補助金1,560万円。

労働費では、緊急雇用創出臨時特例基金事業などの雇用事業として12事業、総額で1億4,823万8,000円。

農林水産業費では、農地の保全等を目的とする、宿毛市多面的機能支払交付金1,203万4,000円、用水路等の更新を行う農業基盤整備促進事業2,500万円、ポンプ施設の整備を行う高知県中山間地域生活支援総合補助金1,400万円、有害鳥獣捕獲に伴う報償費として2,750万6,000円、伐採跡地の再造林や幼齢期に必要な下刈りを行う森林資源再生支援事業費補助金243万3,000円、生産性の向上を目指し、高性能林業機械を導入する木材加工流通施設整備事業費補助金996万5,000円、養殖事業者の赤潮時の避難場所を整備する水産業総合支援事業費補助金372万3,000円、漁港内のしゅんせつ等の市単独工事費3,000万円。

商工費では、「はた博」から続く幡多観光のPR事業等を行うための、幡多地域広域観光振興事業費補助金293万7,000円。

土木費では、一般国道56号 中村宿毛道路の周辺の公共施設の整備を行う工事費1,040万円、市道平井蔵尾線等の道路改良工事を含む地方道整備事業1億1,770万3,000円、国が行う宿毛湾港の第2防波堤整備の負担金として1億3,500万円、中央線の道路整備等を行うための都市再生整備事業費1億2,688万円、西町振興住宅を高年齢者向けに改修するための市営住宅改修工事費5,373万7,000円。

教育費では、宿毛小学校の耐震補強等工事費1億2,500万円、宿毛中学校の耐震補強及び改修工事費7,000万円、林邸建造物調査業務委託料108万円、スポーツ大会の開催により、地域の活性化を図るため、宿毛市内において宿泊を伴う大会を実施する団体に対して補助をするスポーツ大会開催補助金100万円。

諸費では、宿毛市土地開発公社保有土地購入費2億6,473万7,000円などを計上しています。

議案第16号から議案第27号までの12議案は、平成26年度各特別会計及び水道事業会計予算です。

11特別会計の総額は、71億1,301万2,000円で、企業会計の水道事業会計は、8億2,842万3,000円を予算計上しています。

議案第28号「宿毛市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、議案第29号「宿毛市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について」、議案第30号「宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、議案第31号「宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」、及び議案第32号「宿毛市社会教育審議会条例の一部を改正する条例について」までの5議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により、これまで関係法律で定められていた事項が、市町村の条例において制定することになったことか

ら、これまでの国の基準に準じて条例を制定及び改正しようとするものです。

議案第33号は、「宿毛市立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」です。

内容につきましては、旧田の浦小学校跡地に小筑紫保育園の建設することに伴い、田の浦体育館を取り壊す必要がありますので項目を削除しようとするものです。

議案第34号は、「宿毛市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」です。

内容につきましては、本年4月1日から水道料金体系が変更となりますが、飲料水供給事業においても、4月1日以降に確定する水道料金に3月使用分が含まれている場合、現行の料金体系を適用する必要があるため、事項を追加しようとするものです。

議案第35号は、「宿毛市水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例について」です。

内容につきましては、平成26年度からの地方公営企業法施行令の改正に伴い、条例で制定の必要となった組入資本金制度を、これまでどおりの取り扱いとすることなどの改正をしようとするものです。

議案第36号は、「財産の取得について」です。

内容につきましては、宿毛市土地開発公社との間で、宿毛市平田町戸内字雁ヶ池南平6283番11ほか22筆、地積8,799.75平方メートルを1億6,304万1,173円で取得することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものです。

以上が、提案申し上げました議案の内容です。
よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りま

すようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 議案の説明の中で、若干、数字間違っておりましたので、訂正をさせていただきます。

「宿毛市平田町戸内字雁ヶ池南平6289番11ほか22筆」のところを、「6283番」と説明いたしました、が、「6289番」に訂正していただきたいと思ひます。

そして、最後になりますけれども、「地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものです。」というところを、「96条第1項第5号の規定による」と説明をいたしました。訂正をさせていただきますと思ひます。

よろしく御願ひいたします。

○議長（今城誠司君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月5日から3月7日まで休会いたしたいと思ひます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、3月5日から3月7日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

3月5日から3月9日までの5日間休会し、3月10日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時22分 散会

平成26年
第1回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第7日（平成26年3月10日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 高倉真弓君 | 2番 山上庄一君 |
| 3番 山戸寛君 | 4番 今城誠司君 |
| 5番 岡崎利久君 | 6番 野々下昌文君 |
| 7番 松浦英夫君 | 8番 浅木敏君 |
| 9番 中平富宏君 | 10番 浦尻和伸君 |
| 11番 寺田公一君 | 12番 宮本有二君 |
| 13番 濱田陸紀君 | 14番 西郷典生君 |

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

| | |
|---------|-------|
| 事務局長 | 岩本昌彦君 |
| 次長兼調査係長 | 松本政代君 |
| 議事係長 | 柏木景太君 |

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

| | |
|------------------|-------|
| 市長 | 沖本年男君 |
| 副市長兼 税務課長事務取扱 | 安澤伸一君 |
| 企画課長 | 出口君男君 |
| 総務課長 | 山下哲郎君 |
| 危機管理課長 | 楠目健一君 |
| 市民課長 | 立田ゆか君 |

| | |
|-----------------|--------|
| 税務課長補佐 | 田村泰生君 |
| 会計管理者兼 会計課長 | 滝本節君 |
| 保健介護課長 | 児島厚臣君 |
| 環境課長 | 佐藤恵介君 |
| 人権推進課長 | 杉本裕二郎君 |
| 産業振興課長 | 黒田厚君 |
| 商工観光課長 | 朝比奈淳司君 |
| 土木課長 | 岡崎匡介君 |
| 都市建設課長 | 岩本克記君 |
| 福祉事務所長 | 河原敏郎君 |
| 水道課長 | 川島義之君 |
| 教育長 | 立田壽行君 |
| 教育委員会 委員長 | 増田全英君 |
| 教育次長兼 学校教育課長 | 沢田清隆君 |
| 生涯学習課長 | |
| 兼宿毛文教 センター所長 | 桑原一君 |
| 学校給食 センター所長 | 金増信幸君 |
| 千寿園長 | 山岡敏樹君 |
| 農業委員会 事務局長 | 岩田明仁君 |
| 選挙管理委員 会事務局長 | 嵐健君 |

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（今城誠司君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） おはようございます。

1番、高倉でございます。

まず、震災から3年目を迎えようとしています。深い痛手を負い、辛く、悲しみの中、それでも必死に頑張ってくださいありがとうございます皆様方に、心よりのおねぎらいとお見舞いを申し上げますとともに、早い段階での復帰がかないますようにお祈りいたしております。

遠い地にありましても、このことは我が身、我が事として、寄り添う心は常に離れぬよう、国民、県民、そして私ども宿毛市民の皆様が願っていることをお伝えいたしたいと存じます。

今後は、御健勝にあらためて、語り人として、この教訓を何とぞ後世にお伝え賜りたいと存じます。

一般質問をいたします。

社会的養護が必要な方への支援は次回にさせていただきます、今回は少子化対策について、独断で問題点を3点に絞り、検証しながら、子細、対策をお伺いいたしたいと存じます。

社会や地域の発展のためには、少子化対策は、防災や社会保障と並び、さまざまな分野と複雑に関連しており、特に重要視されなければならない問題と考えております。

日本の将来推計人口によりますと、2060年には、2010年に比べまして総人口4,000人の減、生産人口におきましては、7,564万人から4,105万人へ、年少人口におきましては、2,293万人から1,105万

人と、それぞれ半減となり、高齢者を支える現役世代約2.6人が、約1.2人となります。世界に例のない超高齢社会を迎えることとなります。

高知県の出生率におきましても、昭和49年が1万2,403人のところが、平成24年には5,266人、全国と同じ状態で、大変に少なくなっております。

一方、一人の人を数字に置きかえますと、その経済波及効果は、2次、3次など、隅々まで検証いたしますと、実に300億円になると言われております。

このことを考えますと、少子化対策の重要性を御理解いただけると存じます。

まず、1番目に、宿毛版若者サポートステーションの設置について、お伺いをいたします。

結婚に至るまでの問題として、一つ、めぐり合いがない。これは、県民世論調査で約40%となっております。

一つ、今、充実をしているので自由でいたい。必要性を感じない。

一つ、仕事がなく、結婚資金など経済的に難しい。

ほかにも理由はありまじょうが、民間の婚活情報を手に入れるには、20万円から40万円かかると聞いております。ワーキングプアなどで若い世代の経済力が弱く、結婚に結びつかず、子供を産み、育てる余裕がないことも大きな要因と思われまます。

そのため、若い世代に対する就職やスキルアップトレーニングなど、行政のサポートが、今後ますます必要ではないかと考えます。

市内には、就職相談やスキルを上げるための、総合的に対応可能な窓口がないように思われまます。今後、そのような窓口を設置し、積極的に若者のサポートを実施する市役所の支援体制の強化を図ることができないか、市長にお伺い

いたします。

2番目に、子育て支援金の支給について、お伺いいたします。

結婚後の子育てについての問題点ですが、一つ、出産後、子育てと仕事を両立できずに、やめざるを得ない。

一つ、育児の負担、経済的に両立できない。

一つ、子育て後の仕事のある、なし、また、現場へ戻る不安などがあります。

このほかにも、さまざまな問題点はあると思います。結婚後の子育てについて、特に女性の場合、仕事との両立が難しく、仕事をやめざるを得なくなり、再就職も難しい現状があります。無理をしてでも仕事をする、またパートなど、収入が不安定などのことから、第2子、第3子の出産を諦めるなど、少子化に拍車がかかる社会情勢ではないかと思えます。

この解決方法の一つとして、子育て世代に対し、一定の条件のもとに子育て支援金を支給し、また再就職に向けてのスキルアップ講座などの開設をして、子育てに、また再就職に直接手助けできる対策を推進してはいかがでしょうか、市長のお考えをお伺いいたします。

3番目に、他市の進学校に行かなくても、確かな学力が身につく教育の推進について、教育長にお伺いいたします。

誤解のないようお願いをしたいのですが、他市に行くのがだめだと言っているわけではありません。反対に、誰もが行ける現状にないからです。誰でも最高の教育を受けさせたい、受けたいと思っています。

問題点は、一つ、教育にお金がかかる。一つ、経済面の負担が高過ぎる。このことが、また一つの少子化の理由になるからと思うからであります。

地元で最高レベルの教育を受けられるのが、最大の解決策です。宿毛の人材の里の面目を保

つためにも、ここに多くの頭脳が集まる教育環境を完成していただきたいのです。

長い目での判断、乳幼児期からの教育改革、教育革命により、夢を実現できる学力の保障、充実を、宿毛で完成すれば、子供の教育は宿毛でと、子育て世代の方から、また他市町村の方からも、宿毛を選んでいただけるでしょう。教育長にお伺いいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） おはようございます。

1番、高倉議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、少子化対策の若者サポートステーションの設置についてという御質問でございます。

宿毛市としても、さまざまな人口をふやす取り組み等の中で、若者の皆さんの出会いが可能なような、婚活であるとか、さまざまな支援については、現在、民間の動きもございますので、行政として、できるだけの支援をしてみたい、このように考えております。

ヒアリングのほうでお聞かせいただいた質問内容と、若干、食い違いがございますので、十分な答弁にはならないかもしれませんが、このようなことを加味しながら、さまざまな若者が、例えば、中学校を卒業した後においても、引きこもりとかいう課題があるわけですがけれども、若い皆さんで、独身の皆さんが、なかなか結婚に結びつかない、あるいは仕事に復帰できないとかいうことがあるわけですがけれども、そういうものについても、高知県の黒潮若者サポートステーション、こういうところを紹介するなどして、対応しておりまして、保護者や本人に対してのカウンセリングや、コミュニケーション、そういうセミナーやカウンセリング等、職業人セミナーなどが実施され、本人のスキルアップや就職に向けた研修が取り組まれており

ます。

本市におきましても、社会に出ていく若者を直接サポートする部署を、現在、設置していませんけれども、当面は福祉事務所や教育委員会、生涯学習課でも、社会に出て行きにくい若者の相談体制を確保しており、相談内容によっては、先ほど申しましたように、高知黒潮若者サポートステーションと連携をする中で、このような対応をしてみたいと思っております。

このような少子化の課題というのは、非常に大きな課題でございますので、国や県と連携をしながら、進めていく大きな取り組みが必要ではないかというふうに思っております。

その中で、次に、少子化対策としての子育て支援の支援金の支給についてという質問でございます。これに対しましては、多くの自治体で、出産祝い金という名目で、第1子が生まれたら幾ら、あるいは第2子が生まれたら幾らというふうに、給付金を支給している事例がございます。

現在、宿毛市では、出産祝い金の支給は行っておりませんが、三原村では、第3子が生まれたら3万円を支給し、大月町では、第2子から3万円を支給しているようです。

福島県の矢祭町では、何と第3子には、出産時に100万円、育成奨励金として50万円を支給しているようです。

給付金を支給することで、少子化対策及び移住対策としての効果がどの程度あるのか、把握が難しいとは思いますが、愛南町や大月町、あるいは四万十市などの幡多・愛南エリアで、就職や子育てをする世代にとっては、宿毛市で子育てを行おうとする動機になるとは思います。

現在、宿毛市においては、中学校まで医療費の無料化を、宿毛市単独で実施をしております。子育て世代におきましては、大きな評価をいただいているものと認識をいたしております。

しかしながら、財政基盤の脆弱な本市におきましては、単独予算を投じての各種施策の充実には、一定、限界があることも事実でありますので、直ちには御提案の子育て支援金の実施は困難と考えております。

いずれにしても、先ほど申しましたように、少子化対策は市町村の単独ではなくて、国策として取り組むべき、非常に大きな課題であると考えますので、議員御質問の御提案のような、子育ての支援対策につきましては、市長会等の各種会議を通じて、国や県、あるいは市町村の三者の連携が図られるような、具体的な提案もしていかなければならない、このように考えているところでございます。

私に対しての、最初の質問にお答えさせていただきます。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） おはようございます。1番、高倉議員の一般質問にお答えをいたします。

直接的な少子化対策にはなりませんけれども、宿毛市では、子供たちが将来、どんな職業について、どのような生き方をするのかということ、年齢に応じて子供たちに考えさせ、宿毛の子供たちの夢や志をかなえる基となる力を育てることを目的に、学力向上、それから基本的生活習慣の確立、社会性の育成の三つの取り組みを柱にしまして、キャリア教育を、小中学校で推進をしております。

特に中学校におけるキャリア教育の一環である職場体験活動を通じて、自己の理解を深め、望ましい勤労観、職業観を身につけることはもとより、地域や事業所に対する理解を深め、地元への愛着や誇りを持つことで、子供たちの将来に対するビジョンの中で、地元で家庭を築くといった人生観を育てることとなり、ひいては、このことが将来的な地域の少子化対策につなが

っていくのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） 再質問いたします。

丁寧な御答弁をありがとうございます。

1番目の問題として、若者に手を差し伸べる
こと。お答えの中では、国と県と連携して、大
きな取り組みをとございました。雇用問題とも、
予算とも関連し、市長さんのお立場に立てば、
簡単にはいきませんということになりましょ
うが、時間的に待てません。

過日、成人式にて、市長さんがお祝いの言葉
を述べられました。20年かかります。宿毛市
独自の対策がないと、手おくれになります。

同じく、2番目の問題として、出産時の費用
に対するものは、現在、国保とかで、あるとは
聞きましたが、お祝い金、奨励金など、現在は
ないんですね。そういうものを充実すること
により、子育てしやすい環境が生まれ、生活の場
に宿毛を選んでいただけたらと考えます。

と同時に、親がゆとりを持ち、子育てができ、
結果的に女性の労働力の確保につながると考え
ます。

3番目の問題といたしましては、学力、基本
的、社会的、そういうキャリア教育をやってい
ただいていることをうれしく思います。

教育長のお答え中にもありましたように、豊
かな自然環境や、教育環境で育ったお子様たち
は、必ず子育てしたい宿毛、自分が育った宿毛
を選んでいただけると確信します。

この件については再質問いたしません、教
育長のお立場の変更がありそうで、今まで以上
に、重い荷物が御双肩にかかるかと存じます。

新年度、希望を胸に、多くのお子様たちが進
学し、入学をしてまいります。教育長に、宿毛
の宝物をお預けいたします。よろしくお願いを
しておきます。

市長に再質問いたします。

このように少子化対策は、あらゆる分野に及
び、さまざまな課題がありますが、今、手を打
たなければ、大変な事態になります。予算がど
いう前に、この少子化問題について、どのよう
にお考えなのか、改めてお伺いしたいと思いま
す。

市長のお言葉の中からは、いま一つ熱いもの
が感じられません。よろしくお願ひいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 高倉議員の再質問にお
答えをいたします。

少子化対策ということの中で、私自身に熱い
ものを、答弁等の中で感じられなかったという
再質問でございます。

私としては、先ほど申しましたように、直接
的な支援金等については、これはいろんな制度
として、今後も考えてはなかなかいけな
いとは思いますが、何よりもやはり、一番こ
の少子化対策として重要なのは、この宿毛市で
働く場を、若者が働く場を確保すること。私は、
このことが一番の、今、重要な課題だと。そう
した中で、初めてここに若者が定着し、結婚を
され、そして子供を生み育てていく、そういう
流れをつくるためには、ここでやはり生活基盤
を確保することが一番必要だと。ここに力を入
れた、今、予算投下を行っております。

それは、一次産業の振興であり、農業、漁業、
林業、さまざまな分野での今回の予算措置もし
ておりますけれども、エネルギー問題にしても、
さまざまな、ここで雇用の場を何とか、県と国
と連携をしながら、確保していきたい、このこ
とを今、重点的に取り組んでいるところでござ
いまして、先ほど申しましたような、直接的な
支援金の制度については、先ほどお答えしまし
た、他市町村のそのような、していることが、
どういう形で効果があるのか、その辺も、情報

もいただきながら、勉強もしながら、そういう形の制度についても、当然のことながら、考えることは、勉強していかなきゃいかんというふうに思っておりますので、どうかその辺のところ、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（今城誠司君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） 御答弁ありがとうございます。

ぜひとも、働く場の確保をよろしくお願ひしたいと思います。

今回、新規事業にもありますように、認定こども園など、子育ての応援できる事業を取り入れていただきましたことなども評価いたします。

3月7日の高知新聞に、馬路村保育負担ゼロの記事があり、村長さんは、収入減となっても、人が来てくれたら大きなプラス。無料化を起爆剤に、子育てしやすい村をPRしたいとありました。

この原稿を書いた後でしたので、大変、勇気をもらいました。規模の違いはありましても、問題は同じでございます。

尾崎知事は、少子化対策は待ったなしの国家的課題と位置づけられ、チーム長を務められます全国知事会での次世代育成支援対策プロジェクトチームは、国に政策を提言し、自治体独自の少子化対策を支援する交付金制度が創設されたとお聞きしております。

現に2014年当初と、2013年の2月、補正予算で70億の予算を盛り込んでいらっしゃいます。

平成24年度55億円の予算、平成25年度は、当初予算で57億円を見ますと、すごい予算であることがうなずけます。

このことから考えましても、市長の早期対応、対策を、今後一層期待いたしまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（今城誠司君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番、山上庄一君。

○2番（山上庄一君） 2番、山上でございます。質問通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回も早い順番で質問をさせていただくために、一括質問とさせていただきました。私見や提案などを交えて質問させていただきます。

また、質問も多岐にわたりますので、雑多に思われるかもしれませんが、的確な御答弁をいただきますことをお願いいたします。

前回の定例会より、議場へのタブレット端末持ち込みの利用が可能になりましたので、私も加齢とともに、字などが見にくくなっておりまして、文字などの拡大が容易にできますことから、試しに使用させていただきます。

少し余談になるかもしれませんが、先月、議会基本条例の関係で、徳島のある市の議会を視察した際に、議員全員にタブレットが支給されておりまして、当日、視察に行った当日ですけれども、議員の方々からは、膨大な資料がこれ一つにおさまり、すぐに検索できて重宝しているというような話を、私より年配と思われる議員から、誇らしげに、まるでテレビのチャンネルでもいじるような感覚で説明してくれました。

そこで、このデータはPDFですかという質問をすると、それは何ですかと言っていたことが、非常に印象に残っております。

その市の議会事務局によりまして、タブレットを支給し、通信費の半額を支給しても、紙情

報による紙やコピー代、最近ではカラーの資料も多くなっているということもありますけれども、ペーパーレスにすることで、資料の配付に伴う人件費などが削減できており、経費の縮減につながっているということでありました。

それでは、本題に入りたいと思います。

まず、初めに、介護費の不正受給問題についてでございます。

宿毛市にも大いに関係があると思っておりますが、宿毛市内の介護施設への介護費不正受給の返還請求訴訟が、四万十市を初めとする4市町により、平成23年11月18日に行われ、係争しておりましたが、昨年12月に4市町とも和解をしております。

その和解につきまして、大月町の平成25年12月5日に、議会に提出されておりました訴訟上の和解についてという資料を入手することができましたので、その内容を確認してみますと、和解内容としましては、介護施設側は、当初より不正利得であったことなどを認めており、大月町に対して、当初からの介護費の不正取得支払い義務と、その4割に当たる加算金の支払い義務があることを認めております。

結果的には、当初よりの介護費の全額を返還することとなる一方で、和解の条件として、加算金を免除するということになっております。

本来ですと、宿毛市でも、約1,700万円の介護費と、加算金の約700万円の合計2,400万円になりますけれども、そのうち、約82万円の納付がありますので、約2,300万円強になりますけれども、その額を請求すべきではなかったかと思ひまして、平成24年3月の第1回定例会には、宿毛市も四万十市など4市町の裁判の結果いかんによっては、それなりの対応が必要となるのではないかと申し上げました。

沖本市長からは、顧問弁護士にも意見を聞く

中で、勉強してまいりたいという答弁をいただきました。

市長は、顧問弁護士にも意見を聞いたと思いますので、その勉強の結果をお聞かせください。

次は、公共施設の管理状況について、お尋ねいたします。

公共施設の耐震改修などは、当然のことで、言うまでもないことですが、片島公民館を初め、建築基準法に抵触する施設があることをどれだけ把握しているのかも、あわせてお伺いしたいと思います。

片島公民館では、鉄骨造の屋外階段が腐食して、使用できなくなっており、建築基準法によります、2階における2方向避難が定められております施設でありながら、それが不可能な状態になっております。

施設管理という意味では、旧国民宿舎の図面の有無を担当課に確認しますと、図面がないようであります。このようなことでは、当然のことながら、建築基準法に適合しているかどうかもわからないというふうに思います。

ほかの施設でも、片島公民館と同様に、違法な状態になっている施設があるのではないかと想像されますが、実態調査などはされているのでしょうか。

公共機関としては、施設の違法状態の改善は率先垂範すべきであり、市は違法なまま放置することなく、積極的に適法にしなければならないと思います。

片島公民館を含めて、違法性のある施設などがあった場合、それらの対応を、市長は今後、どのようにされるお考えであるのか、お示しいただきたいと存じます。

次も公共施設の管理に関係しますが、防犯防災などに問題のある公共施設について、お伺いします。

なかば放置されているように見える公共施設

がありますが、防犯面や防災面などでも、問題があるような施設を、このまま放置するのでしょうか。

来年度より、老朽化した、不要になった学校や庁舎、住宅などの地方自治体の施設について、総務省が解体撤去費を地方債で賄うことを認める制度を発足させるようでございまして、条件的には、施設の管理計画の策定などが必要になるようではありますが、現在、取り壊しに多額の費用がかかるために、放置されております施設によりましては、防犯、防災、あるいは景観面で問題となっているような厄介者のケースもありますので、それらの解体撤去をすることで、防犯、防災などに役立つのであれば、財政的に苦慮している宿毛市にとっては、朗報ではないかと思えます。

大島の旧国民宿舎などは、放置されているように見える典型的な施設ではないかと思えますが、旧国民宿舎が本当に使い物にならないのであれば、あの場所ですと、解体撤去しますと、咸陽島や桜公園と一体となった跡地利用も考えられるのではないかと思います。

また、一方で、利活用が可能な施設については、国の既存の補助制度で空き家再生等推進事業があり、四万十町の海洋堂ホビー館のような例もありまして、リニューアルにより、別の機能の施設にすることも可能になってきております。

この制度を活用して、旧国民宿舎や旧小筑紫小学校など、放置されているように見える公共施設に対して、何らかの方法で対策をとっていただきたいと思いますが、市長はどのようにされるお考えであるのか、お伺いします。

次は、民間の空き家等の適正管理についてでございます。

以前、平成24年6月の第2回の定例会におきまして、空き家等への対応につきまして、質

問をさせていただきました。そのとき、市長からは、空き家等に対しては、宿毛市廃棄物処理及び清掃に関する条例に基づいて、所有者などに対し、清掃等のお願い、指導を行っているとの内容のお答えをいただきましたが、現実的には、機能していないのではないかというふうに思います。

近い将来、必ず来ると言われております南海大地震に備えて、津波に対する避難場所が随時、整備が進んでおりますけれども、その避難道路に面するところに空き家があったりして、地震時には倒壊のおそれがあり、避難道路が寸断されるおそれがあるようなものもあります。

また、通学路にも同様な空き家があったりしています。

このような物件に対して、何も手だてがされていないのが現実であり、実際に困っている地区では、対応に苦慮をしております。

昨年には、議会の産業厚生常任委員会でも、空き家等の適正管理に関する条例を制定している先進地であります所沢市に視察に行かれており、所沢市の職員から、条例ができたことで、よりどころと言いますか、条例という根拠ができたことで、対応がしやすくなったとの話があったと聞いております。

私どもの会派であります市民クラブも、平成会と一緒に政務活動の一環として、空き家の解体撤去の代執行ができる条例を持った九州の自治体2カ所を訪ねて、話を伺ってまいりました。

実際には、代執行まで行ったという事例はありませんでした。しかしながら、伝家の宝刀として、代執行ができるといった条例があることで、空き家等への対策の実効は上がっているとの話もありました。

国においても、今国会で空き家対策、空き家等に対する法制化の動きもあるようですので、その動向も重視しなければならないのは当然で

すけれども、宿毛市でも、現在の廃棄物処理法に準拠した条例ではなく、宿毛市の実情に即した空き家等への対応が可能な条例の制定が必要であろうと思います。

また、市長の行政方針で説明がありましたが、老朽空き家の取り壊しに対する補助制度を新設したとのことですが、補助要綱でもあれば、お示しいただきたいのですが、補助金額によっては、活用の度合いも変わってくると思いますし、さらには、このような助成制度だけでは解決し得ない、持ち主さえ特定できない物件もあつたりしますので、やはり宿毛独自の条例の制定をするべきではないでしょうか。

名古屋市でも、2月定例会に、議員提案で空き家等に関する条例が提出されるとの新聞報道がされておりました。

これらのことも参考に、私ども市民クラブでも、議員提案をするように、先進地の条例などを参考に、宿毛市に即時的に対応する条例を準備しておりましたが、行政内の所掌事務の問題や、人員配置、さらには予算を伴うことから、やはり執行部での制定が望ましいのではないかとということに至っておりますが、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、宿毛市のお宝の活用についてということですが、その一つが、名誉市民である奥谷先生の絵画でございます。

ことは市制60周年の記念事業として、奥谷先生の絵画展を開催することですが、宿毛市には、このような宝物が眠っているのかと思う人も多いのではないのでしょうか。

宿毛市の名誉市民であります奥谷先生の絵画は、現在、24点ほどあると伺っておりますが、大部分が、先生より御寄贈をいただいている作品であるとのことでございますけれども、これまで、文教センターの倉庫に眠っていたというのは、全くもって宝の持ちぐされになっている

と思います。

そこで、名誉市民を顕彰する意味におきましても、ぜひとも常設展示ができるところを構えていただきたいと思います。

単なる展示の美術館では経費倒れになり、行政のお荷物になるとの話もあります。単に展示するだけなら、そのようになる可能性もあろうかとは思いますが。

そこで、さまざまなイベントなどを盛り込み、せつかくのお宝を眠らせることのないようにしなければならぬと思います。できましたら、旧国民宿舎の跡地を利用して、奥谷美術館、あるいは奥谷記念館などのネーミングで利用を図ってもらえないものかと願っております。

先ほどは、旧国民宿舎を何とかしていただきたいと申し上げましたが、本当に使い物にならないのか。外観等を見た感覚で言われているのではないかと思ったりもしております。もし改修が可能であれば、再利用を図っていただきたいものですし、耐震改修にあわせて、外観を木造のようにして、かわら屋根でもかけていただくと、片島方面からの景観形成にも一役買う施設になるのではないかと思います。

大島には、ちょうど市道中央線も整備されまして、車での交通の便もよくなっておりまして、これらの施設の有効活用にもつながってくることは、申すまでもありません。

絵画の観覧者を市外の方も対象にすることはもちろんですが、宿毛市の子供たちが絵画に触れる、これはさわるわけではないんですけれども、目にすることで、第二、第三の奥谷先生のような画家が生まれることも、十分、考えられます。そのためにも、ただもの絵を見せるだけでなく、絵画教室なども開けるような工夫も必要になろうかとは思いますが。

また、奥谷先生を顕彰する意味におきましては、賞を創設して、全国から作品を公募する芸

術コンペと、あわせて芸術祭を開催してもよいのではないかと考えます。

毎年には及びませんので、ビエンナーレやトリエンナーレといった、2年あるいは3年に1回といった開催の仕方もあるので、ぜひとも考えていただきたいと思います。

そうすることで、現在、休眠状態にある作品や施設の有効活用になりますし、そのことで、交流人口の拡大につながれば、一石数鳥になるのではないのでしょうか。

宿毛市に第二、第三の奥谷先生のような芸術家が生まれましても、宿毛で創作活動をしていただけるようにしなければならないと思います。

宿毛で創作される作品を、県外はもとより、海外からも見に来てくれるようになれば、まちおこしにもつながってくると思います。瀬戸内芸術祭でも御承知のとおり、瀬戸内の島々などで開催され、開催期間には100万人を超える来場者があったとのこと。経済波及効果も130億円を超えております。

このようなことから、沖の島や鶴来島なども対象にした芸術祭を考えてもよいのではないかと思います。

以上の件につきまして、市長の御所見をお伺いいたします。

次も、お宝の活用ということですが、この意味におきましては、最たるものは、宿毛市が全国に誇る優秀な職員の方の能力の活用ではないかと思えます。

職員の方々の優秀さは、難関であります採用試験を突破されていることでも明白であることは、誰も認めるところでございます。それだけ優秀な職員の方々ですので、大いに潜在能力を発揮していただきたいと思えます。

その優秀な職員の中でも、えりすぐりの方々が、管理職の方々ですので、その方々の政策能力に期待するところでございます。

そこで、これだけ優秀な管理職の皆さんを、ルーティンワーク、通常業務だけでは能力をもてあましているのではないのでしょうか。

大きなお世話と言われるかもしれませんが、職員は、市民の貴重な財産でもあるといえます。

釈迦に説法になりますが、職員の方々は、地方公務員法の「全て職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」という条文を認識した上で、一定の目的を持って、役所に入ってきているわけですので、その自己実現を図る意味も含めて、管理職の方々を対象にした政策提言制度という場を設けていただきたいと思うところでございます。

要するに、この場に同席している管理職の方々に、毎年でも隔年でもよいのですが、政策提言を義務づけるというものでございます。

ここにおられる管理職の方々は、宿毛市の頭脳集団ですので、アイデアの宝庫であると思えますし、その潜在能力である知恵を出していただき、宿毛市がもっと豊かになるように、政策提言をしていただくことは、皆さんにとっては、そんなに難しいことではないと思えます。

事例的には、松阪市では幹部職員に政策宣言ということ義務づけているようでありまして、総合計画などをどのようにして実現するのか、といったことを、次年度に向けた政策課題を設定して、それを公表しているようで、その政策宣言も、単に報告書の提出だけでなく、プレゼンテーションまで行っているようでありまして。

宿毛市でも、優秀な頭脳集団を、宝の持ちぐされにならないように、ぜひ課長クラスの方々に、政策提言の機会をつくるべきであると思えます。

現在、議会におきましても、議会基本条例の

策定に向けて検討を進めております。今のところ、まだできるかどうかというところは未定で、多分としか言えませんが、できた暁には、議員の質問に対し、執行部からの反問もできる可能性もありますので、我々自身も、提案等に対して、反問に耐えるような理論武装も必要になってくると思いますので、我々議員も、これまで以上に勉強していかなければならないことは、当然のことと考えております。

執行部と議会が適度の緊張関係をもって、政策を議論し、切磋琢磨して、宿毛市をよりよい方向に向けて行けたらと願っておりますが、以上の件に対しまして、市長の御所見をお伺いいたします。

最後の質問項目になりますが、宿毛市の人口減少防止対策について、というよりも、積極的な人口増加策といったほうがよいのかもかもしれませんが、このことについて、お伺いいたします。

既に、日本全体が人口減少に向かっており、御承知のとおり、毎年20万人以上が消えていく時代となっております。

このような中、宿毛におきましても、近年、人口減少のスピードが加速しているように見えます。

このことが、やがて限界集落どころか、集落が消滅する可能性もささやかれております。全国的な傾向ですので、宿毛だけが人口を増加させることは、非常に難しいことではありますけれども、人口減少に対する認識を改めなければならぬと思いますし、本腰を入れて対応しなければならぬ、重要な課題であると思っております。

今後は、防災対策とともに、人口減少防止対策を重点施策にして、政策のメインテーマに据えて対応しなければならぬと思いますし、全ての政策が、これらのために行うように、施策のベクトルをそちらに向けてもよいのではない

でしょうか。

それだけ、人口減少問題は重い課題であり、克服が困難なテーマでもあると思います。人口減少防止には、特効薬があるわけではありません。さまざまな施策を講じなければならないと思います。宿毛市の将来人口については、このままですと、今後ますます人口減少が進むと想定されておまして、国立社会保障人口問題研究所の人口予測によりますと、2040年には1万3,000人台にまで減少すると予測されております。

それも、高齢者は余り変化はないのに対して、就労人口は半分以下になるということです。ということは、人口の再生産が可能な人口も減少してしまいますので、ますます人口減少のスピードが上がってくることになり、人材輩出も困難になってくると思います。

さまざまな社会問題の根源には、人口減少に起因するものも少なくないように思います。

例えば、前述しましたような空き家等の問題もそうです。また、学校の統廃合などは、その典型例でありますし、せっかく投資した社会資本が非効率になったり、廃棄となったりしまして、費用の無駄になりますし、地域経済への影響も大きく、税金などにも関係してきます。

このような社会状況の中で、注目を集めている村があります。長野県の下條村という、4,000人強の村ですが、さまざまな少子化対策を講じて、特殊出生率を1.92人にまで引き上げております。

また、先ほど高倉議員の質問の中で、市長のほうから答弁がありました、福島県の矢祭町では、少子化対策として、出産祝い金等、第1子、第2子それぞれ10万円、第3子は100万円、第4子は150万円、第5子以上は200万円を支給しているということで、特殊出生率も、現在、1.8まで回復しているということのよ

うです。

さらには、島根県の隠岐郡海士町では、IターンやUターンの受け入れに力を入れており、人口減少防止につながっているようでございます。

翻って、宿毛市の人口データをネット検索しますと、平成24年のデータがありまして、出生数を総人口で割った出生率の値が0.6%でございました。死亡率として、死亡者数を総人口で割ったものが1.0%で、人口が自然減少であることを示しております。

これに、社会減の数字を加えますと、減少率はもっと高くなると想像されます。マクドナルドのような外食産業などが撤退した理由も、うなずけるような気がします。

願わくは、宿毛市の人口の増加をと思いますが、このままですと、天変地異、あるいは福島原発のような原発事故が発生して、あつてはならないことですが、放射能汚染で大都市などに人が住めなくなると、親戚縁者を頼って宿毛に来るとか、このようなことでもないと、人口のふえる要因は極めて少ないように思います。

他力本願ではなく、現実的で能動的な積極策としては、やはり下條村などのように、人口増加策に特化した政策をとることではないかと考えます。

それにしても、予算を伴うことですので、やりくりをしなければいけませんので、施策の選択と集中が必要になってきます。

以前、質問させていただいたとき、各種の計画が3.11以降の津波想定高さが発表されて以降、計画は破綻しているのではないかと申し上げたことがございますが、今後、総合計画を初めとして、都市計画のあり方や住宅政策等々を見直すべきではないかと思えます。

市長は、行政方針でも、都市計画や住宅政策にも触れておりましたが、若い方々が住みよい

まちにしていくためには、土地利用のあり方なども変えていかなければならないと思えますし、住宅につきましても、若い子育て夫婦が低家賃で入居できる住宅の供給も求められると思えます。

各種計画づくりや、何かことを始める際には、若い方々から意見を聞くようにして、特に次世代を担ってもらう中高生などにも、積極的に働きかけて、中高生自身が住みたいと思えるまちにするにはどうすべきかといった意見を抽出し、その実現に向けた取り組みもしなければならぬと思えます。

持続可能な地域づくり、宿毛づくりのために、人口の減少をいかに防止していくかが大きな課題であることは論をまたない状況でございます。

いろいろと申し上げましたが、要するに、現在の施策の体系ですと、少子化対策は方法論にすぎない状況のようですので、防災とともに、人口増加を目的とする施策の体系に改変してはどうかということでございますが、市長の御所見をお伺いします。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 2番、山上議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、介護費不正受給問題について、お答えをいたします。

今回、4市町と当該事業者との和解の報を受け、顧問弁護士による法的な見解について、担当課より説明を受けています。

まず、当該事業者と宿毛市においては、平成21年10月16日付で債権確認兼返還同意書を議会議決を経て交わし、同意書の内容に基づき、同年11月20日に返還金が納入されております。

顧問弁護士によると、この債権確認兼返還同意書は、法的に和解調書と同等の効果を有して

いるものと解釈するべきものであり、宿毛市は訴訟することなく和解した。他の4市町は、訴訟を経て和解したということであって、和解に至るまでのプロセスや、和解に至った時期が異なるだけであって、いずれもそれぞれの内容で紛争を終結したものである。

また、この件について、宿毛市は実質的に考えて判断をした。他の4市町は、形式的に考えて判断したものであり、宿毛市が他と違った判断を下したとしても、宿毛市が間違っていたとはいえない。たとえ間違っていたとしても、その判断に過失があったかどうかは問題になってくるものであり、いずれにしても、他市町の和解内容は、宿毛市の和解内容に影響を及ぼすものではないとのことでした。

さらに、双方合意の上、和解し、解決済みとなった以上、宿毛市はその時点で合意した返還額以外の請求を放棄したものであり、民法第696条により、既にした和解契約の内容に拘束され、後日、これと異なる法律関係を主張することは許されないものであり、今後、新たな返還請求はできないとの認識に至っております。

次に、公共施設の管理状況で、市の公共施設の管理状況は、どのような方法をとっているかとの質問に対しまして、お答えいたします。

本市所有の土地建物などの公共施設は、公用で使用している土地建物などの行政財産は、各担当課で管理しています。

現在、公用で使用していない建物や、売却可能な土地などの普通財産については、総務課で管理をしています。

これらの施設の管理などについては、市が直接、管理している場合や、各地区などへ委託しているケースなどがあります。

御質問の片島公民館においては、御指摘のとおり、外づけの避難階段が使用中止としていることは承知をしております。

片島公民館の維持管理につきましては、現在の片島公民館の建設段階から、片島地区と、これまで相互に調整をしてきておりますので、今後の対応も含めて、片島地区と協議を継続していきたいと考えております。

本市の建物の中に違法な建物があるのではないかと御質問もいただきましたけれども、今後、このようなことについては、当然ながら調査をしていかなければいけない、このように思っております。

続きまして、防犯防災などに問題のある公共施設についてということの中で、中でも旧国民宿舎についての質問がございました。

来年度より、老朽化して不要になった学校や庁舎、住宅などの地方自治体の施設について、総務省が解体撤去費を地方債で補うことを認める制度を発足させるようでございます。

現在、取り壊しに多くの経費がかかるために放置されている施設によっては、防犯防災、あるいは景観面で問題になっているような厄介者のケースもあるので、それらを解体撤去することで、防犯防災などに役立つようになれば、財政に苦慮している宿毛市にとっては、吉報ではないかと思っております。

旧国民宿舎などは、放置されているような、典型的な施設ではないかと思われませんが、——訂正いたします。

最初から、一般質問のお答えをさせていただきます。

防犯防災などの問題のある公共施設について、中でも旧国民宿舎につきましては、看板やイベント用の灰皿等を収納する倉庫として利用していますが、昭和43年3月に完成してから、既に46年経過し、老朽化が進行しているために、耐震補強を行い、再利用するとなれば、設備や内装のリニューアルも含め、多額の費用がかかることが予想されますので、再利用することは

困難である、このように考えております。

現時点では、跡地利用の計画もございませんので、すぐに解体する予定はございませんが、議員御指摘のように、防犯、景観面から見れば、解体撤去を行うべき施設であると思います。

議員の質問の中でありましたように、平成26年度より、総務省が長期的な視点で公共施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に実施するため、公共施設等総合計画の策定についての指針の概要が示されており、その計画策定に要する経費について、特別交付税が2分の1措置されるということになっております。

また、計画策定後も、当分の間、計画に基づく公共施設の除去について、地方債の特例措置の適用により、償還に対して、後年度の基準財政需要額への算入はありませんが、地方債が活用できることとなっております。

今後、国からの計画策定についての正式な指針が示されることとなっておりますので、正式な指針が示されれば、本市の公共施設の総合管理に向けた計画策定に向けて、取り組む必要があると考えます。

しかし、行政方針でも触れておりますように、本市は東日本大震災以降、市民の生命財産を守るための南海地震対策事業により、市債の借入れは増加しており、決して楽観できる財政状況ではありませんので、具体的な事業の実施については、優先順位などを考慮し、効率的、効果的な予算編成に努める中で、旧国民宿舎など、老朽化し、不用となった公共施設の取り壊し等を検討してまいりたいと考えております。

次に、宿毛市の実情に即した空き家等への対応が可能な条例の制定が必要ではないかとの質問でございます。

24年の第2回及び第4回市議会定例会においても、空き家等への対応について、一般質問で御指摘をいただきました。

問題が多岐にわたることから、関係各課が集まり、条例制定に向けた検討協議会を開催しましたが、個人情報の収集や危険家屋の判断基準等、さまざまな課題が浮き彫りとなり、国の法制化がない状況では、条例を制定しても実行力に乏しく、問題の解決には至らないのではないかと判断し、廃棄物の処理及び清掃に関する条例を改正をし、周囲の生活環境に悪影響を及ぼすことのないように、適正に管理することを明記した所有者、管理者の管理責任を明確化したものとなりました。

その後、市民の皆様から、空き家に関する問い合わせは、現在までに坂ノ下、本町地区など、10件の相談があり、現地も確認する中で、所有者が判明した場合は、取り壊しなどの対応をお願いしましたが、資金面で問題があり、取り壊すまでには至っていない状況でございます。

こうした状況の中で、国の制度を活用した空き家再生等推進事業費交付金を、3月補正で1,600万円計上し、住宅の除去等に要する費用を補助しようと計画しています。

市の交付要綱等につきましては、現在、作成中ですが、交付要件としましては、市内で不良住宅等を除去するものに対し交付するもので、交付金の内訳としては、国が5分の2、県が5分の1、市が5分の1ですが、補助限度額が160万円となっておりますので、個人負担は5分の1以上となります。

この制度だけでは解決できない物件があるかとは思いますが、この制度を活用していただくことで、老朽化した空き家等の除去を進めていきたいと考えております。

さまざまな質問の中で、執行部での条例制定をすべきではないかという質問もございましたけれども、現在、国では市町村が指導や命令ができ、行政代執行も可能となる空き家対策に関する法律を制定する動きもありますので、現段

階では宿毛市独自の条例を制定することは考えていませんが、今後、法整備の動向を注視しながら、問題解決に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、宿毛市のお宝、宿毛市が所有している奥谷画伯の絵画の活用との質問でございます。

現在、宿毛市所有の奥谷先生の作品は、購入した物、寄贈された物を合わせて24点所有しており、大きい作品では、200号、169センチ掛ける260センチの大作もあり、歴史館の収蔵庫で温度、湿度など、厳重な管理のもとで保管をしているところでございます。

御質問の常設展示でございますが、ことしの7月下旬から8月にかけての1週間程度、市制60周年記念事業として、文教センター多目的ホールにおいて、展示会を実施する予定でございますし、これまでも教育委員会により、平成15年に文教センター会館10周年記念事業や、先生の文化功労者顕彰などの記念行事など、節目となる年、またその後におきましても、歴史館の特別展示室におきまして、年間を通じて展示を行い、宿毛市はもとより、近郊の美術愛好家の皆様に、宿毛市の生んだ偉大な芸術家の作品を見ていただいております。

旧国民宿舎などを活用した美術館での常設展示の件でございますが、旧国民宿舎につきましては、御承知のとおり、老朽化が激しく、当然、耐震工事も耐震改修も行われておりませんので、実際に使用することは、新築するほどの膨大な予算が必要となり、学校などの耐震改修が優先されることなどから、実現には困難ではないかと考えております。

絵画教室の開催についてでございますが、現在、中央公民館のサークル活動におきまして、日本画、洋画の教室を開催しておりますが、残念ながら、児童生徒などの若年層の参加がなく、今後は学校現場の美術顧問の先生方とも協議を

行い、若年層の掘り起こしが必要ではないかと考えております。

廃校などを利用したアトリエ、オフィスなどの件でございますが、廃校などの活用もございしますが、市内には空き店舗も年々増加しており、空き店舗を活用することも、中心市街地活性化とあわせ、検討してまいりたいと考えております。

芸術祭の開催の件についてでございますが、離島での開催につきましては、作品の輸送や展示会場の整備、管理など、さまざまな難しい問題もございしますので、現在、実施しています宿毛市美術展覧会の会期の延長など、何らかの催しを行うことができないかを含めて検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、宿毛市の生んだ偉大な芸術家の先生でございますので、市の記念行事など、節目になるようなときなどには、教育委員会と連携をして、できるだけ多くの皆様に作品を見ていただく機会をつくってまいりたいと考えております。

続いて、宿毛市のお宝の活用について、職員の政策提言ということの中で、職員をお褒めいただきましてありがとうございます。

職員による政策提言についてでございますけれども、過去の当初予算編成時には、職員提案枠を別枠で設け、すぐれた提案事業には予算を配分したという経緯もありますが、三位一体改革により、財政状況の悪化などを理由に、その制度は廃止しております。

また、以前は、行政事務の改善及び能率の向上について、広く職員の総意による建設的な改善意見を提案することを推奨し、職員の行政意欲の向上と、行政事務の効率的運営を図ることを目的として、宿毛市職員提案規定を定めておりましたが、平成20年第1回定例会において、松浦議員より、その規定の活用状況についての

質問があり、前市長が、本規定に基づく職員からの提案はなく、市職員が市民の公僕として、事務の効率化や経費削減等を念頭に置いて日常業務に当たるのは当然のことで、庁議、課長補佐会議、係長会議等で職員の意見は吸い上げているという趣旨の答弁をして、宿毛市職員提案規定を廃止したという経過がございます。

宿毛市についての夢を考えるという点については、現在も、先に述べた会議を定期的に開催し、職員からの自由闊達な意見、提案を受けております。

また、予算編成時に、各課からの提案として上がってくる新規事業については、必ず市長査定の中で判断することとしておりますので、今後も職員の提案しやすい状況をつくっていきたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いをいたします。

続いて、人口減少防止対策について、御質問をいただいております。

現在の人口の減少は、議員の御指摘のように、消費市場の縮小、労働人口の減少、社会保障に対する負担の増大、税収の減収など、社会基盤を揺るがす重大な問題であり、この課題に対応するため、国においても、これまでさまざまな取り組みがなされております。

本市においては、少子化の進行に加え、若年層の流出に歯どめがかからないことから、さらなる人口減少につながっています。

このため、これまで新たな雇用の場の確保を目的として、高知西南中核工業団地や、宿毛湾港工業流通団地等への企業誘致に積極的に取り組んでおり、現在、両工業団地で約840名の雇用を確保しているところです。

また、若者の定住を促進するため、中学校卒業までの医療費無料化や、学校給食の実施、安心して就労するための保育所機能の充実や、子育て支援センターの設置等、子育て支援の強化

にも努めております。

さらに、雇用の場の確保、創出や、子育て支援と並行して、平成24年度から高知県が強力に推進している都市部からの移住促進に向けた取り組みと連携し、本市への移住対策についても、取り組みを始めております。

このように、本市といたしましても、人口減少に歯どめをかけるための施策を、国や県の協力をいただく中で取り組んでおりますが、大きな効果を生むに至っていないのが現状であります。

しかしながら、議員の御指摘のように、日本全体の人口が減少していく中で、宿毛市だけが大幅に人口を増加させることは、非常に困難であると考えており、今後もこれまでの取り組みを地道に推進していくことが重要であると考えています。

いずれにいたしましても、人口減少対策は防災対策と同様、本市の最重要課題であると認識をしており、今後も関係機関とも協力する中で、取り組みを強化してまいりたいと考えております。

以上、1回目の答弁を終わります。

○議長（今城誠司君） 2番、山上庄一君。

○2番（山上庄一君） 2番、再質問をさせていただきます。

御丁寧な御答弁、ありがとうございました。

介護費の不正受給につきましては、既に、約82万円で和解していると解釈されているとのことで、既に介護施設側との関係がなくなっているということであるということは理解をいたしました。先ほど言いました同意書ですか、また後日、和解の契約書など、情報公開制度などを利用して入手したいと思います。

この件につきましては、私も市長と同じように、弁護士を訪ねて勉強させてもらっております。そこでさまざまなアドバイスをいただい

おりますけれども、この後、私ども市民クラブの代表であります松浦議員が質問されますので、そちらに譲りたいと思います。

公共施設の管理状況についてということで御答弁をいただきましたが、管理については、適法にさせていただきたいと思っておりますし、片島公民館につきましては、いろいろな過去の経緯などがあるということをお伺いしました。その辺を明確にして、対応していただきたいと思います。

話をお聞きする中で、公共施設の管理は、各主管課がやられているということで、しかし、その情報の一元化ができていないようでありますので、管理はそれぞれの課でやられても結構なんですけれども、情報を共有化するという意味では、庁内LANなどを活用していただいて、どこかがデータをアップしておくようにすれば、庁内どこの課からでもアクセスができるというふうになると思いますので、リストなどをつくって、たまには法的なチェックなどをしていただけたらというふうに思います。

さらには、GISとか、地図情報などとリンクされますと、位置とか平面とかということろまで入力できると思いますので、せっかくの庁内LANがありますので、そういう庁内LANの活用を図っていただきたいと思いますというふうに思います。

次の、空き家等の問題ですけれども、これは行政でも民間でも問題がある物件につきましては、できるだけ速やかに対応していただきたいと思いますというふうに願っております。

それと、奥谷先生の絵画でございますけれども、できるだけ常設展示をお願いしたいというふうには思います。奥谷先生のネームバリューとか、作品を活用することで、芸術祭などが開催されるには、十分可能性があると思います。

宿毛市だけではなく、幡多地域全域での、他の市町村に関係します芸術家などと連携するこ

とで、瀬戸内芸術祭には及ばないかもしれませんが、育て上げることで、それに負けないほどの芸術祭が可能ではないかと思っておりますので、ぜひ奥谷先生の作品の集客力、そういう資源を活用して、まちおこしにつなげていくことが、お宝の活用でありますし、先生への恩返しになるのではないかと思います。

それと、もう一つのお宝ですが、職員の活用につきましては、以前、提案制度があったということでございますけれども、できれば、そういうものを復活させていただけたらというふうに思いますが、とにかく実効のあることをやっていただきたいと思いますというふうに思います。

最後の人口減少防止対策ですけれども、先ほどの高倉議員の答弁の中にもございましたけれども、市長は、若者の就労の場づくりが一番の少子化対策であるというような内容の御答弁がありました。いろいろ施策を重ねて、とにかく本腰を入れて対応していただきたいと思いますというふうに思います。

再質問ということで、このまま終わるわけにはいきませんので、何か聞かなきゃいけませんので、最後になりますが、最近、市長が、非常に言いにくいことですが、職員に使われているのではないかとというようなことを耳にします。そのようなことはないと思っておりますが、市のお宝の活用に関連しまして、市長は市民のために、市の優秀な職員を使いこなしていると思っておりますでしょうか、ということに対してお答えいただけますでしょうか。

もう一度申し上げます。市長は、市民のために市の優秀な職員を使いこなしているとおっしゃるのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 山上議員の再質問にお答えいたします。

市長は職員に使われているのではないかと

うふうな表現の再質問がされたんですけれども、私は、ある意味で見たら、職員が非常に活発に、積極的に動いているというところも、これは評価していただける面としてあるのではないかなというふうに思っています。

そういうところを前提としながら、私としては、大局的な、政策的な方向の中で、職員と協働しながら、そういう形での、間違った方向で見られないように、本当に職員が伸び伸びと自分の力も発揮しながら、そして市長としては、宿毛市の将来に向けて、きちんとした政策方向を持っている。そういう形で見られるように、今後も努力はしてまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 2番、山上庄一君。

○2番（山上庄一君） どうも、模範解答のような御答弁ありがとうございました。

最後に、一つ提案です。

たわ言とお聞き流していただいても結構ですが、来年度の人事は、もう間に合わないと思えますので、再来年度の人事になりますが、課長と課長補佐を、全ての課で入れかえてみるといった人事を考えてもいいのではないかと思います。

ドラステックな人事をやりますと、組織は活性化すると思いますし、市長の求心力も、俄然上昇するのではないかと想像いたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（今城誠司君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時39分 休憩

午後 1時00分 再開

○副議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 9番、一般質問をいたします。

初めに、正しい地図を活用した教育の推進について、お聞きをいたします。

近年、領土領海の問題が、今まで以上にクローズアップされるようになっておりますが、中でも、2010年9月に発生した海上保安庁の巡視船に、中国漁船が衝突した中国漁船衝突事件では、衝突のときの映像が流出されるなど、大きなニュースとなりました。

また、島根県が、平成17年に条例により定めた記念日「竹島の日」の2月22日には、韓国政府の抗議など、多くのニュースを目にいたします。

では、こうした領土問題などを、学習指導要領では、どのように小・中・高で教えることになっているかということ、小学校の段階では、北方領土について、中学校の段階では、北方領土に加えて竹島問題について、高校の段階では、我が国が当面する領土問題について、それぞれ発達段階に応じて教えることになっております。

今年1月28日に中学と高校の学習指導要領の解説書を改訂いたしました。これについては、平成28年度の教科書から反映されるようであります。

しかし、私たち大人が子供のころ、領土問題の認識を持って授業を受けてきたかということ、多くの大人はそうではないと思えます。私自身、そうではなかったように思っております。

そこで、ある調査結果を御紹介させていただきます。

平成20年に、内閣府が全国の20歳以上の3,000人を対象に行った北方領土に関する特別世論調査では、有効回答者数1,826人のうち、この問題について9割以上の人が認識していると答えていますが、この問題を何で知

ったかの質問には、約9割の方が、テレビ、ラジオと回答をしており、学校の授業と答えた人は3割にも満たない結果だったそうであります。

ちなみに、複数回答ができるので、合計すると10割を超える形になっております。

さらに、昨年8月に内閣府が同じ調査を竹島に関して行ったところ、その認知度は9割あるにもかかわらず、学校の授業で知ったと答えた人は1割にも満たなかったそうであります。

このような社会情勢の中、熊本県議会では、一昨年9月の議会で、次のような取り組みをしております。

それは、子供たちに正しい日本地図を見て、図形から日本を学んでもらおうということで、議会で取り上げ、そして教育委員会とともに取り組みをし、国土地理院の地図をA1サイズにして、昨年4月から県立学校の各クラスや各教育事務所など、関係機関に1,200カ所に配布をし、張ってもらっているそうであります。

また、同じ取り組みを、昨年9月より岐阜県でも行っているようであります。そこで、宿毛市内小中学校の日本地図の状況を、まず確認しておきたいと思いますが、授業にはどのような日本地図を使用しているのか。また、学校内の掲示状況は、現在、どのようになっているのかを、教育長にお伺いをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 中平議員の一般質問にお答えをいたします。

市内の小中学校で所有する日本地図につきましては、授業等で持ち運びができる、議員も御承知と思いますが、ロール式、巻くようにできておまして、黒板にかける、そういうロール式の地図と、教室や廊下等に常時、掲示してある地図の2種類がございます。

ロール状の地図の内訳といたしましては、北海道、沖縄島が切り張りされていない、全体地

図を使用している学校は、小学校が2校、中学校が3校でございます。

また、北海道、沖縄島が切り張りされている地図、それを使用している学校は、小学校が7校、中学校が2校でございます。

教室等に常時掲示してある地図につきましては、全体地図を掲示している学校が、小学校が2校、切り張りされた地図を掲示している学校が、小学校が3校となっております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 9番、再質問をいたします。

ただいま、教育長のほうから詳しく説明をいただきました。

まず、切り張りされている地図のほうが、切り張りされていない地図よりもたくさん使われているんだなということが感じ取れましたし、また、教室等への掲示といたしますか、張りつけはされていないのではないかなというふうに思います。

先日、咸陽小学校にも行ってみましたが、教室には張ってなくて、それで廊下のほうに1枚、かなり古い地図でしたが、切り張りされたものが張られておりました。

なかなかわかりにくいと思いますので、少し小さくなるんですけども、プリンターの関係で、切り張りされたというのは、こういったような地図になります。

この場合は、極端な形で、北海道までも切られた状況ではありますが、できるだけ限られたスペースの中に、大きく映したいということで、こういうことを行っているようではありますが、このことによって、沖縄であるとか、北方四島を含めた、また小笠原諸島であるとか、そういったところは、地図のあちこちに張られてまして、全体の形がわからない、そういったような

地図になっております。

そこで、一つ御紹介したい地図がこちらなんです。これが実際に、熊本県が取り組みをしている地図でありまして、1枚の地図の中で、全く切り張りせずに、これでしたら、例えば尖閣がこのあたりにあるとか、小笠原はこのあたりにあると。日本とか中国、韓国との位置関係がわかるという地図になっております。

そこで、やはり沖縄や小笠原などの離島を切り張りして、隅に貼りつけたような地図ではなくて、このような、私が今回、正しい日本地図という言葉を用いておりますが、こういった地図を、毎日教室で見ることのできる環境をつくって、そういったことによって、正しい位置関係で、日本の領海や、そして海の名前、また島の名前を知ることが大切だと思っております。

そこで、少し、たとえでお話をさせていただきますが、こちらのほうに、宿毛市のホームページのほうから印刷してきた地図であります。沖の島が宿毛湾の中のほうに入って、写っております。これ、観光用に使われている地図なので、これで事は足りるとのことだと思います。例えば、宿毛市も沖の島、以前、明治までは、弘瀬側は土佐、そして母島側は伊予だったというふうに聞いております。

こういった地図を見ながら、歴史的なことを考えても、なかなか理解が深まらないのではないかなというふうに思います。やはり宿毛湾の、愛媛と高知との間の宿毛湾の中に、その位置関係として、沖の島があり、鶴来島があつて、そしてその向こうに愛媛県があると、そういったような位置関係を見たからこそ、そういった歴史的な背景がわかるのではないか、そのように思っております。

そこで、教育長に再質問いたしますが、宿毛市でも熊本県や岐阜県が取り組みを行っているこの正しい地図を、宿毛市が所管する学校の教

室や、それから教育施設のほうに掲示をすべきではないかと考えますが、教育長の所見をお伺いしたいと思っております。

○副議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

市内の小中学校全ての教室に日本全図を掲示するようにすることは、テストとの兼ね合いであるとか、それから時間割りなどのほかの掲示物が多くありますので、学校によっては、掲示が難しい状況にあると思われま

す。しかしながら、日本の全体図を子供たちの目に触れる場所に掲示することで、日本の国土や位置関係について、知識を、あるいは認識を深めることは大事なことでと考えておりますので、今後は、学校内に掲示できる日本全図の配布について、検討はしてまいります。

なお、現在、宿毛市内の中学校在用している地図帳ですけれども、これは、あるメーカーの地図帳を使っておりますが、その中には、非常に小さい、2ページに見開きの部分ですけれども、日本全図、先ほど議員がお示しくださった内容とほとんど同じ内容の地図がございますので、御承知おきください。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 続けて質問をさせていただきますと思っております。

教育長のほうから、見開きの地図、実は私も息子が中学生でして、ちょっと持ってきてくれということで見させていただいて、内容的には問題はないんですが、確かに参考書代わりとい

いますか、そういった教科書として持っているというのは承知をしております。ただ、日ごろ目にする場所、学校の廊下であるとか、そういったところであれば、視野として日ごろから見るわけですから、そういった中で、またいろんな意味で、理解が深まるもの

と思いますので、ぜひそういった方向で検討をしていただきたいと思います。

また、その配付に当たっては、ぜひ活用してもらいたいということで、学校の先生であるとか、関係者の方々に指導もしながら、配付をしていただければ、より効果があるのかなというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、宿毛市立小中学校再編計画について、お伺いをいたします。

今定例会の初日の議員協議会の場において、新たな宿毛市立小中学校再編計画が示されました。再編計画については、私自身、平成20年9月の一般質問から何度も質問をさせていただいており、昨年9月には、教育長より新たな再編計画を策定したいといった答弁もいただいているところであります。

そういった経過も踏まえて、この計画について、何点かお伺いをしたいと思います。

まず、いろいろなものを見ていただいておりますが、これをまず見ていただきたいと思います。

このように、平成19年11月の計画にも、そして平成22年5月の計画にも、平成33年までの学校建築等計画表が添付をされておりました。今回ないのはどうしてでしょうか、その点について、まず教育長にお伺いをしたいと思います。

○副議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

今回の学校再編計画につきましては、学校及び学級の適正規模及び適正配置について、津波浸水が予測される学校の高台移転、施設の耐震化の三つの項目を基本的な考えといたしまして、計画を策定しております。

この三つの項目のうち、学校の高台移転につきましては、現状において、高台が確保できておりませんので、今後の高台の整備状況と、不

確定な要素がございますので、現時点で具体的な計画を策定することが困難であったため、前回までの計画でお示しをしてきました、何年にもどの学校とどの学校を統合するという学校建築等計画表は、策定はしておりません。

しかしながら、今後の高台整備の進捗状況、それから状況の変化により、再度、本再編計画を見直していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 続けて質問をいたします。

ただいま、答弁のほうで、高台がまず確保されていないので、不確定な部分がたくさんあると。その中で、いろいろと決めていくには困難があったんだよという答弁だったというふうに思います。

要するに、あえて示さなかったということになるとは思いますが、この計画を見たときに、このままでは、例えば私も思うんですが、内容のない計画、そのように思わざるを得ないところがあります。

私以外の方からも、内容のない計画だよというふう言われかねないと思いますので、その点については、この後の質問で理解を深めたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

そこで質問ですが、今回の計画と前回の計画を比べてみたときに、中学校において、1学年20名程度といった、その基本は同じなんですが、前回の計画では、地域性を考慮しても、学校全体の生徒数が30人未満となった場合は、沖の島、篠山中学校を除き、統合を基本とするありました。要するに、学校全体、中学校ですから、学校全体の生徒数が30人を切れば統合するんですよと。それを基本としますよとい

う言葉がありました、今回の計画には載っておりません。

この学校全体の生徒が30人を切ったら、統合することを計画から外されたその理由について、教育長にお伺いをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

小規模校の学校統合における私の考えといたしましては、小規模校には小規模校のよさがあり、教育効果が上がっている状況においては、前計画にあったように、30人未満になった場合、直ちに統合しようという考えではございません。

議員より御指摘がございましたように、例えば橋上中学校については、御承知のように、現在の生徒数が11名でございます。前計画に従えば、橋上中学校については、直ちに統合することになるかと思えます。

ただ、私といたしましては、現在の橋上中学校は、学力の問題はもちろん、生活面や社会性等を加味して考えても、教育効果は一定上がっていると考えております。

また、橋上地区の地理的条件を含めて考えたときには、生徒数が現状の予測で推移をするならば、当面は存続をすることが望ましいのではないかと考えております。

そういった観点も含めまして、今回の計画では、地域性を考慮しても、学校全体の生徒数が30人未満となった場合は、沖の島、篠山中学校を除き、統合を基本とするという表現を外させていただいております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 続けて再質問をさせていただきます。

今の教育長の答弁で、自分なりに考えると、小規模校には小規模校の効果がある。それは、

以前からあったと思います。それを踏まえた中でも、30人を切ったら統合するというところで、前は載せていたというふうに、自分は理解をしていたわけですが。

裏を返せば、最初の1学年20人程度といった基本ということ自体も、そういうことをいうのであれば、必要なのかなというふうにも考えられるんじゃないかというふうにも思います。

そのあたりを、もう少し次の質問で入れてまいりたいと思います。

津波が予想される学校の高台移転についてなんですが、高台移転については、まずは高台に移転することが望ましいとした上で、しかしながら、浸水予測地域周辺に、適地となる高台が希少であるという宿毛市の地理的条件を考慮すると、施設の高台移転により、子供たちの安全を確保するためには、移転時においては、適正規模を有する学校についても、統合することはやむを得ないとあります。

要するに、適正規模を有する学校についても、今度は統合することはやむを得ないんだよというふうに、今回の計画はなっております。

これは、津波が予想される学校については、適正規模を無視するというふうに、そのように理解してよいのか、教育長にまずお伺いをしたいと思えます。

○副議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

今回の再編計画におきましては、先ほど答弁いたしましたように、基本的な考え方といたしましては、津波浸水予想地域における学校施設の高台移転をあげております。

このことは、各学校で保護者の皆さんと意見交換をする中で、多くの保護者の方々から出された御意見でございますし、私といたしましても、東北での震災を考えますと、学校施設は高台にあり、避難の必要がない状況が、子供たち

の安全安心を確保する上では、望ましいと考えております。

しかしながら、御指摘のように、宿毛市の地理的な状況を考えますと、例えば大島、片島周辺の小学生が通う大島小学校校区内には、学校が移転するのに望ましい適地はございませんし、大島小学校の高台移転を考えた場合には、隣接をする咸陽小学校との統合も含めて、検討する必要があるのではないかと考えております。

そういったことも、総合的に考えまして、子供たちの安全安心を確保する上では、仮に適正規模を有する学校であっても、その場合には、統合の検討が必要ではないかと考えておる次第でございます。

以上です。

○副議長（岡崎利久君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 質問を続けます。

例えばというところで、大島小学校の名前が出てこられました。私も地元でもありますので、大島小学校、またその周りを見たときに、高台になるような土地があるのかなというところで、確かに教育長の言われること、理解もできますし、例えば、以前、大島保育園の話になりますが、大島のほうですね。咸陽島の大島のほうに移らないと、高台がないんじゃないかなというふうな相談も、議会としても受けたこともありますので、理解はできますが、そこでこの計画として、逆にもう少し見させてもらうと、先ほども少し触れましたが、まずこの計画の中で、適正規模というのは、何のためにあるのかという疑問が、一つ湧いてきます。

特に、今の教育長の御説明を聞いていると、余計、そういったものが大きくなってまいります。

津波が予想される学校を外して、沖の島と橋上を、地理的条件で外すということになると、市内の15の小中学校のうち、残り4校だけに

なってしまいます。

一つずつ言うとなんなんですが、小筑紫の小中学校、そして咸陽、大島、宿毛の小学校、片島中学校、宿毛中学校は津波。沖の島の小中、中学校はありませんが、小中、それから橋上の小中は地理的条件、これを外してしまうと、残り4校になってしまいます。

そのときに、幾ら適正規模をうたったところで、その適正規模が反映されるのは、松田川小学校、山奈小学校、平田小学校、東中学校の4校だけあります。

幾らこの計画で適正規模をうたっても、これ無理なんじゃないですか。そういう計画になっているんじゃないかというふうに思いますが、その点について、教育長の御所見があれば、願いたいと思います。

○副議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

先ほどもお答えをいたしましたように、津波浸水地域にあつては、特別な事情がございますので、その点については、その時々状況を判断しながら、統廃合については考えるべきであると、かように思います。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 質問を続けさせていただきます。

その時々状況を判断というふうな答弁でございました。

そこで、次の質問に移ってまいりたいと思いますが、その時々誰が決めるのかということ、少し質問させていただきたいと思いますが、

この計画の中に、現状において高台が確保できていないことから、現時点で具体的な計画を明記することが困難であり、本再編計画については、この後なんですが、今後の高台の整備状況によって、移転・統合についても、適宜見直

しすることとあります。

これが、先ほど教育長が言われた、その時々に合わせてということが、ここにうたわれているんだというふうに理解しておりますが。

先ほども質問をいたしました、高台の土地次第で、適正規模とは関係なく統合をされる計画になっております。そして、高台の土地次第で、本再編計画をも見直すと言われております。

こういう計画が、さて計画と言えるのでしょうか。そういった疑問がわいてきます。

確かに、この7年間で、先ほど、私も何度も質問させていただいたということも冒頭に申し上げましたが、3回目の再編計画になっております。見直しが2回目の再編計画になっております。少し腰が引けている、そういった計画になっているのではないかとというふうに思います。

もう少し鮮明に、いつまでに、どこの学校を、どうする、そういった計画にするべきであったんではないかと、そういうふうに思いますが、その点について、教育長にお伺いをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

私といたしましても、本来は議員が御指摘のように、いつまでに、どの学校をどうするという、具体的に明記することのほうが、当然、望ましいと考えております。しかしながら、今回の再編計画におきましては、先ほど、答弁させていただきましたように、高台の整備が不確定なままで計画にうたうものではなく、現状においては、あえて方向性のみ記載にとどめ、今後、状況を見ながら、再度、計画を見直すべきと考えて、本再編計画については、今後の高台の整備状況によって、移転統合についても、適宜見直すこととするとさせていただきます。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 続けて質問をさせてい

たきます。

高台の整備が、場所も含めてだと思んですが、不確定な中で、あえて謳わなかったということのようであります。

そこで、先ほど、少し、大島小学校の話も出てきましたが、この計画の中では、西部ゾーンという一つのエリアとして捉えて、大島小学校、そして咸陽小学校のことを考えておりますので、そこについて、質問をさせていただきたいと思っております。

咸陽小学校と、その中を見たときに、咸陽小学校と大島小学校は、適正規模ではあるが、津波の浸水が予想されており、高台への移転が望ましい。しかし、現状では、適地となる高台が整備されていないと、まず初めに書いております。

そして、今後は高台の整備状況により、長期的には両校の統合を視野に入れた整備を検討していくとなっております。

現在、西部ゾーンには、先ほどからお話にも出ておりますように、学校の高台移転のための土地はございませんし、また、そういった整備計画もございません。

既に高台整備に向け、取り組んでおられるというか、取り組んでいる宿毛小学校とは違って、そういった高台の整備計画が、咸陽小学校と大島小学校、そういった西部ゾーンにはないにもかかわらず、今後は、高台の整備状況によって、統合を視野に入れて検討をしていくとなっております。

要するに、整備計画がないのに、その整備状況によって検討すると言ってます。計画がないのに、その状況を見ながら検討していくと言っています。卵が先か鶏が先かじゃないですけども、これ、見ててどういうことなのというふうに思ったわけですが、そこで教育長にお伺いをいたします。

この西部地区の高台整備を、いつ、どこにする。また、そういったことは、一体、誰が決めるのでしょうか、その点について教育長にお伺いをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

この再編計画をもとに、高台整備を、いつ、どこにするのか。それは、また誰が決めるのかとの質問でございますが、まず、高台等の用地の取得については、教育委員会の意向、防災上の必要性、財政的な問題等を、総合的に判断をして、最終的には、市長の権限で決定するものと考えております。

また、西部ゾーンにおきましては、現在、小深浦地区の高台造成に向け、市長部局で説明会等を開催する中で、用地交渉に向けて、取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 質問を続けさせていただきます。

再編計画をもとにして、今後、どういうふうな高台整備に取り組むのかということで、質問を少しさせていただきましたが、教育長のお話を聞くと、この再編計画というのは、あってもなくても一緒なのかなというような思いもいたしました。教育委員会の意向を示しながら、市長の権限において、最終的には決めていくんだらうと。その中には、いろんな要素が取り込まれてくるのだらうということでありましたが。

その教育委員会の意向というのが、まず再編計画をもとに、意向を市長に示していくのだというふうに、本来は理解すべきところであるんですが、そのために使うにしては、余りにも方向性が示されていない、そういったものになっているのではないかと思います。

そこが、先ほど言っていた、いろいろな不確

定な部分というところになるわけですが、余りにも不確定な部分がたくさんあり過ぎて、この先の選択肢が余りにも多い。よく言えば、柔軟な計画になっていますし、悪く言えば、曖昧な、どうにでもなるような計画になっているように思えてなりません。

逆に言うと、この計画だけを見ると、どういうふうな形に、これからの宿毛市の小学校、中学校がなっていくのかなというのを、イメージが余りできない。ただ、津波浸水エリアの学校は、高台にいきますよと。そのときには、統合するかしないかわかりませんよと。高台に行く必要のない学校については、地域性も考慮しながら、いい教育もできているので、当面は残しましょう、そういったぐらいの、アバウトな計画のように思えてなりません。

そこで、教育長のほうから、最終的には市長の権限で決めるというお言葉がありましたので、そこで市長にお伺いをいたしたいと思います。

市長は、学校の施設設置の最終決定権者として、この計画を、今後どのように進めていくおつもりなのか、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 中平議員の質問にお答えをいたします。

今後、どのように、再編計画含めて進めていくのかということの質問でございますが、先ほど、教育長も触れましたとおり、西部ゾーン、いわゆる錦地区より以西に当たる地域を対象にした高台整備としまして、大深浦地区にあります西部木材センターの裏の山林原野、約6ヘクタールの計画を推進しております。

現状といたしましては、昨年、本年と、地区説明会及び地権者説明会を開催し、計画につきましては、おおむね御理解を得られましたので、現在は戸別訪問による具体的な用地交渉に着手した状況でございます。

なお、翌26年度につきましては、造成に関する測量実施計画業務を発注し、計画説明、整備計画の確定を行うとともに、用地の購入を積極的に行ってまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 市長、申しわけないんですが、もう一度、確認をしたいと思います。

その大深浦の、現在、購入に向けて取り組んでいる土地が、咸陽小学校と大島小学校の新たな学校の予定地となる可能性がある、そのように理解してよろしいのでしょうか。

その点について、まずお伺いしたいと思えます。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほど、答弁の中で、大深浦地区と申し上げましたが、小深浦地区より以西ということでございます。

現在、西部地区の高台の造成している目的等については、特定した形にはなっておりませんが、当然、ここに公共施設等の移転等も含めまして、防災対策、津波対策として、全体的な方向の中で進めているというところでございます。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 市長、質問は、防災の関係の話じゃなくて、咸陽小学校と大島小学校の新たな学校として、建設する予定地となり得るのかと。可能性ですが、そういった質問ですので、答弁よろしくお願いをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

当然のことでございますけれども、この小深浦の高台の整備、その6ヘクタールの内訳とい

たしましては、給食センター、あるいは小中学校用地、そして保育園、防災用地、こういうものを計画をしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 続けて質問をさせていただきます。

そういったところで、話が進んでいるということであれば、もう少し、明確に学校のほうの再編計画のほうにも、もう少し明確に、そのあたりが反映されるような内容になってもよかったのかなというふうにも思いますが、それは、それぞれ考え方というか、もっていく手順もあると思いますので、その点については、これ以上は申しません。

そして、再編計画の中では、一つ、宿毛小学校について見たときに、宿毛小学校については、高台に移転することが望ましいと、今計画でなっております。高台に移転することが望ましい。しかし、先ほども触れましたが、既に宿毛小学校用地の高台整備については、今現在、市長、もう取りかかっておられますよね、当然ね。予算も通ってますし。

市長にとりましては、今さら望ましいと言われるまでもなく、既に学校施設設置の最終決定者として、決定をして取り組んでいる、そういった事業だということになると思います。

そこで、市長にお伺いをいたしますが、宿毛小学校の高台移設はもとより、先ほどありました大島小学校、そして咸陽小学校含めまして、浸水する学校全て高台整備をし、移転する考えというふうに、ただいま言ったと思いますが、その点について、間違いはないかということで、再度、質問をしておきたいと思えます。

よろしくお願いをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

小中学校につきましては、東日本の大きな津波、ああいうことの教訓の中で、高台にあるほうが望ましいわけございまして、全ての、そのような対象地域においては、今後、高台を目指して進めていくべきだというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 9番、質問を続けさせていただきます。

高台を目指してやるということですので、その考え方には、再編計画が出た今もその前も変わりはないというふうに理解をいたしました。

最後に、今計画の中を見ると、小中一貫教育の文字が見当たりません。前回の計画では、たしか表看板として、小中一貫教育、そして小中連携をうたっていたと思いますが、この点については、今回、計画の中に見当たりませんが、現在、どういうふうな形になっているのか、教育長にお伺いをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

議員御指摘のように、前回の計画におきましては、特に東ゾーンにおきまして、3校の校舎が、いずれも未耐震施設であったという状況を加味する中で、山奈小学校と平田小学校を統合した学校と、東中学校を同一敷地内に建設し、小中一貫教育を取り組んでいくという計画でありました。

しかしながら、現状におきましては、前計画の策定時に懸案であった東部3校の学校施設の耐震性の確保について、山奈小学校、東中学校の校舎については、既に耐震化を完了してございまして、平田小学校の校舎につきましても、間もなく工事に取りかかろうとしております。

また、未耐震施設として残る東中学校の体育館につきましても、平成27年度中の耐震化に

向け、現在、耐震2次診断を実施しているところでございます。

今回の再編計画におきましては、耐震化という懸案事項が解決できる見込みとなったことと、今後の児童数の推移予測や、保護者の御意見等から判断をいたしまして、平田小学校と山奈小学校については、当面の間、存続していくこととしております。

また、本再編計画においては、小中一貫教育についての記載はございませんけれども、同一敷地内に小学校、中学校の校舎を建設することだけが小中一貫教育ではございません。現状においては、小中一貫教育を進める上での小中連携教育、そのことについて、各中学校校区で取り組みを進めているところでございまして、校長会と連携をいたしまして、視察等も行っております。

また、よりよい教育効果の高い方向を研究しておるところでございます。

今後におきましては、引き続き、研究を重ねまして、対策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 9番、質問を続けさせていただきます。

小中一貫教育といいますが、小中連携について、理解できました。ぜひ、小学校と中学校、本当に連携するような取り組みというのを、目にすることもよくありますので、今後も取り組んでいただきたい、そのように思います。

そして、この再編計画についてなんですが、今回の質問を通じて、どこの部分が問題という、僕としては、問題と捉えているんですが、問題で、そしてどうして、これからしていかなければいけないのかというのが、少し、お互い見えたんじゃないかなと思います。

ぜひ、スピーディーに、そしてまた保護者とか地域の方々も巻き込んで、一緒にこの問題について取り組んでいていただきたい、そのように思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、続きまして、保育園の統廃合について、質問をさせていただきます。

昨年9月の一般質問において、宿毛市は行政改革大綱改革プランに基づいて、一小学校区に一保育園を基本に、小学校の再編計画とあわせて検討しているようだが、小中学校再編計画が頓挫していることによって、保育園の再編計画も一緒につぶれてしまっているのではないかと、危惧をしている。

この際、小学校とは切り離した計画を立てて、一日も早く、浸水エリア内の保育園を高台に移すべきではないかと、私は質問をさせていただいております。

そのときに、市長から、重大なことなので、見直しも含めまして、検討していくと、そういった答弁をいただいておりますが、あれから6カ月がたった今、保育園再編について、統合、高台移設などの現在の状況を、市長にお伺いをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

議員の御指摘のとおり、保育園の統廃合につきましては、小学校の再編計画にあわせ、一小学校区に一保育園を基本に取り組んできたところでございます。

現時点におきましては、小筑紫小学校区にあります小筑紫、みなみ両保育園の旧田ノ浦小学校跡地への新築移転、並びに平成27年度開園に向けた準備作業以外には、残念ながら、昨年9月からの大きな進展は見られません。

今後も引き続き、関係者の御理解が得られるよう、取り組んでまいりたいと、このように思

っております。

○副議長（岡崎利久君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 続けて質問をさせていただきます。

南地区の保育園以外は進んでいないという御答弁でありました。

ここに、少し古い新聞の記事を持ってこさせていただきました。これは、まだ私が議長当時でありましたが、平成24年9月20日に、宿毛市役所に咸陽保育園の保護者ら約10人が来られたという記事であります。

この記事を見ますと、当時、私も議長をしておりまして、市長とお話をした後に、議長室のほうにもあがってきていただいて、こういったお話をさせていただいたと、議会でも取り組んでいただきたいというお話を保護者から聞いておりますので、よく覚えておりますが、この記事の中にも、高台移設は絶対必要と、沖本市長は何度も繰り返したということであります。

これからも、かなり年月がたっていると思います。私も議長をおりてから一般質問をさせてもらってますが、それから何年もたった今、まだ進んでいないというのは、少し時間がかかり過ぎているのではないかなというふうに思います。

一日も早く、浸水エリア内にある保育園ということで、当然、咸陽保育園、それから中央保育園、少し上にあがりますが二ノ宮保育園のほうも、新しい浸水マップでの、浸水されるんじゃないかというふうに言われてますので、ここ、そして公立ではありませんが、大島、そして宿毛保育園、この保育園が、現在、津波被害が想定されております。

ここを一日も早く、再編も含めた高台移設、これが求められている状況であります。

そこで、先ほど、小中学校の再編計画について、質問をさせていただきましたが、この浸水

エリアの学校は、高台用地次第でどうなるかまだわからない、そういった計画であります。

先ほど言いましたが、高台の用地次第で統合するかもしれないし、統合しないかもしれない、そういった状況であります。

そういった中で、一小学校区に一保育園を基本とした保育園の統合ということは、もう余り考えていてもいけないのではないか、そのように思いますが、現在の市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

咸陽保育園の、平成24年の陳情に來られたということ以降のことについて、質問で触れられましたけれども、その後、小筑紫の保育園の統合であるとか、あるいはみなみ保育園の耐震化であるとか、二ノ宮との関係を含めて、さまざまな形で、この浸水対策等については、計画的にやってきた部分もございます。

そうした中で、現在としては、子供たちの健やかな育ちや成長を考えた場合に、保育所や小学校、中学校の地域性というものも、容易に切り離せない要件であると考えまして、先ほど申し上げましたように、一小学校区に一保育園を基本に、保育園の統廃合については取り組んできたところでございました。

しかし、先ほどから議員御指摘のように、津波浸水域に立地する保育所につきましては、保育園児の安全確保の観点、そういう点から、また新たな小中学校再編計画や防災対策に伴う高台の整備状況を踏まえる中で、来年度、平成26年度から具体的な方向性を検討していきたい、このように踏み出してみたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○副議長（岡崎利久君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 市長のほうから、来年度から具体的な方向性を示すというか、まずは

計画に入るのだと思いますが、そういったお言葉もありましたので、期待をしておきたいと思ひます。

昨日、日曜日の高知新聞に、被災3県で仮設、間借りの学校、これ小・中・高だと思ひますが、間借りの学校が86校で、大変厳しい学習環境が続いてあるという、そういった記事が載っておりました。

震災からあしたで3年を迎えようとしております。そういった中で、私たちの住むこの宿毛は、南海地震が必ず、近い将来、襲ってくると言われております。

また、歴史的に見ても、必ずやってくる、残念なことです。必ずやってくる地震であります。そういった地震が来たときに、子供たちが一人も命を落とすことなく、そしてその後も、学習がしっかりと、安心して受けれることができる、ちょうど震災が起きたときに、小学校だったから、中学校だったからといって、学習ができずにそのまま大人になっていく。そういったような環境をつくってはいけないんです。

だから、今、私たち大人がそういった環境を、今、整えようとして、国も頑張っているようなことを、自分は理解をしております。

どうか市長、そして教育長、力を發揮していただいて、一歩でも二歩でも前進させていただきたい、そのようにお願ひをし、そういったことを期待をして、私の一般質問を終わりたいと思ひます。

ありがとうございました。

○副議長（岡崎利久君）

この際、10分間休憩いたします。

午後 1時55分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番、松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 7番、松浦でございます。

2011年3月11日に発生しました東日本大震災から、早いもので丸3年が経過をいたしました。現在、国をあげて、全力で復興、復旧の努力はされておりますが、まだまだ大変厳しい状況にあります。また、大震災により、福島第一原発の事故が発生をし、放射能汚染問題はさらに深刻であります。いまだに原発の事故の原因すら究明されていないばかりか、放射能による健康被害を免れるために、多くの方々が全国各地で避難生活を余儀なくされておるのが現状であります。

この大震災により犠牲となられた方、並びに震災関連により犠牲となられた方に、心からお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。一刻も早く復興、復旧が進み、避難生活をされておる方々が、それぞれの故郷で震災前の生活が、取り戻せるようになることを強く御祈念申し上げますところでございます。

それでは、通告いたしております内容について、一般質問を行います。

まず、初めは、介護給付金の不正受給問題についてであります。

私は、介護給付金の不正受給問題に対し、宿毛市の対応について、大変疑問を抱く中で、これまでも何回か質問なり質疑をいたしてまいりました。

そして、午前中は、同僚であります山上議員が質問いたしておりましたが、同じ内容でありまして、重複する部分があるかと思っておりますけれども、私なりに質問をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本題に入ります前にお伺いいたします。

市長は、常日ごろ、市民が主役の、市民目線

に立ち、公平公正で、明るい宿毛市をつくります。そして、市民の声を大切にしながら、そうした市民の声を市政に生かしてまいりますと言われております。

この問題については、昨年の第1回定例会でも、私は同様の質問をさせていただきましたが、こうした市長の政治姿勢は、今でも変わりはありませんか。まずお伺いいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 7番、松浦議員の一般質問にお答えいたします。

私が市長に就任以来、常に市民目線で公正公平に、宿毛市に住んでよかったと市民の皆さんから、心から喜んでいただけるようなまちづくりを目指して、市政に取り組んでまいりました。

そして、そのために、市民の声に真摯に耳を傾け、何事にも積極的に取り組んでいくという基本姿勢には、現在も全く変わりはありません。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） ただいま市長から、基本的な考え方について答弁がいただきました。

そこで、沖本市長の言われる公正公平、市民の声を大事にする、そのような視点から、次の質問に入りたいと思います。

まず、宿毛市の介護保険事業所が介護給付金を不正に受給していた問題は、市民の中で、大変大きな問題となっております。

この問題についての対応について、当時の中西市長は、事件は悪質ではなく、単純なミスがほとんどで、組織的で作為的ではなかったもので、市長として、公正、適正に判断する中で、違反請求となった給付金や加算金を、合わせて82万5,040円だけを岸本グループに返還を求めました。

この判断について、多くの市民から届く声は、

宿毛市の介護保険財政に加算金を含めると、2、300万もの多額の損失を与えたのではないかと、宿毛市だけ、なぜ他の市や町と違う判断をしたのか。他の市や町は、裁判をしてまで、給付金の返還を求める判断をしたのに、宿毛市はなぜと、疑義を感じるという声でありました。

普通の市民であれば、このような疑問を感じるのは当然であります。

先ほど、答弁されましたように、市民の声を大切にしながら、市政運営を行っていくという沖本市長であります。市民感覚としてある、不正の手段で給付金を支給したものであれば、当然、返還を求めるべきであると考えるのは、しごく普通のことではないでしょうか。

こうした市民の率直な疑問、市民の声に対し、どのように答えるのか、お伺いをいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

市民の声にどう応えるのかについての質問でございます。

当時の宿毛市議会におかれましても、市民の皆様さまざまな意見を反映しつつ、議論をいただき、議決されたもの、このように認識しております。

不正に受給したものに付きましては、当然、返還をしていただくものでございます。

山上議員の一般質問でもお答えしましたように、当該事業者の不当利益の範囲を判断するに当たり、サービス提供の対価としての報酬に着目して、実質的に判断をし、事務処理が適正に行われていなかったサービスについては、結果的に不正に請求が行われたということになりますので、その不正請求分の給付費に加算金を加えた額の返還を請求したものでございまして、当時の判断の中にも、市民の声が、私は生かされていたというふうに判断をいたしております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 沖本市長、あの当時の判断の中で、市民の声が生かされておったというふうにお答えをされました。

当然、市民の声が生かされておるのであれば、こういう結果になってなかったのではないかなと、私は思います。この点、もう一度、答弁お願いします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

私が判断をしたということについては、当然ながら、議会の議決が必要な形での和解をしたわけでございますので、このような手続上、市民の代表である議会の皆さんの、そして市民の意見として、議決行為が行われたことに対しての、私の考えでございまして、このことの措置、方法について、よかったのか悪かったのかということについては、いろんな判断があることだと。

しかし、現実に関今、とるべき方向というのは、限られた形になっているという中での、現在の私の判断でございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 次は、介護保険事業者に対する指導・監査をする中で、行政上の措置の標準化ということがうたわれておりますけれども、この行政上の措置の標準化とはどういうことなのかについて、御説明を求めたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 行政上の措置の標準化について、お答えをいたします。

平成20年5月21日付の全国介護保険指導監督担当者会議の資料に、行政上の措置の標準化がうたわれております。

これは、地域間、その他において格差が生じ

ないように、行政処分を実施する際には、関係自治体と十分に情報共有を図り、密接な連携のもとに対応することが求められているものです。

混乱を避けるため、統一された考え方に基づいて実施することが必要なことではありますが、これは必ずしも、一つの意向に全て倣うというものではなく、状況に応じた判断をしていかなければならない場合もある、このように考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 今、市長の地域間のばらつきがあつてはならないというような部分でありますけれども、私の持っている資料の中では、各自治体担当者ごとに、判断にばらつきがあることが認められる。いわゆる、そういう面で、一つの介護保険法のもとで、今回の場合には、三原村を入れますと6市町村、介護保険法と介護事業所の関係で、該当するのが、六つの市町村があるわけですけれども、それぞれ違うという、判断にばらつきが出てきているという現象があるわけで、地域間ではなしに、自治体間のばらつきがあるということで、このことについては、標準化を、指導監査する場合に、そしてまた行政上の処分をする場合に、統一的な対応をすべきであるということでありまして、措置の標準化を見ると、厚生省の出した見解から見ると、市町村間にばらつきがあるのが現実でありますので、そこらあたり、そういうふうには私は理解をいたしておるところでございます。

次に、大月町を初め、四万十市、黒潮町、愛南町の4市町は、裁判を起こす審議を行ってききましたけれども、このたび、全ての市や町は、事業者側の和解案を受け、和解が成立をいたしました。

午前中に山上議員も触れましたけれども、手元に和解案の、大月町の部分があるわけござ

いますけれども、この中で、岸本グループは、大月町に対して介護給付費を不正に利得したものであるので、支払いをする義務があります。

そして、その内容が悪質である場合に課せられる40%の加算金についても、支払う義務があることを、はっきりと認めております。

このように、これまでの宿毛市の判断を覆す内容であります。

法治国家の我が国において、裁判所に提訴し、争われた事案について、一定、和解という形がありますが、新たな判断を出された場合には、当然、そのことを受け入れ、これまでの判断を再考して、宿毛市としても岸本グループに対して、不正利得した額と加算金合わせて2,425万円のうち、既に返還をいたしております82万5,040円を引いた2,317万5,385円については、返還すべきではないかと考えておりましたけれども、午前中の山上議員への答弁の中で、既に宿毛市との間で和解が成立しているとの見解であり、また民法696条の規定に限り、これ以上、岸本グループに対しては請求ができないという市の見解であります。

しかし、今なお、市民の中には、なぜという部分があるわけでございます。この市長の政治方針からして、このことについて、なぜというこの市民の声に対して、もう少し明確に、わかりやすく、御説明をお願いいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

その返還を新たな形での請求はしない、またできないということについては、山上議員の質問に対しても、この場で詳しく説明はさせていただいたと思っておりますけれども、松浦議員言われましたように、市民の皆さんがこのことの内容等について、まだまだ十分、納得していない方がおられるということも承知しております。

そのような点で、今後、市民に対して、どのように説明することができるのか、このことについても、庁内でもまたいろんな関係のところとも連携、情報を得ながら、市民の皆さんに説明していく、そういう方向について、検討していきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 説明責任については、十分果たしていただきたいというふうに思います。消えた年金問題ではございませんけれども、宿毛市の介護保険財政に多額の損失を与えたということについて、本当に市民の皆さんの、先ほども言いましたけれども、まだまだ腹の中に入っておりませんので、そういった面で説明責任を十分果たしていただきたいというふうに思います。

次には、沖の島診療所の診療体制について、お伺いいたします。

現在の沖の島へき地診療所は、医師ひとりが常駐し、合わせて2名の看護師の体制で診療所業務を行っております。御案内のとおりです。

医師が常駐しているおかげで、島民の医療に対する不安を和らげ、なおかつ島で生活する上で、大変、重要な役割を果たしております。

しかし、平成26年度から沖の島診療所における医師の派遣体制が変わるとのことで、島民は大変大きな不安を抱いております。

このことについては、去る1月31日に、高知県の担当者から、島民に対して説明があったようであります。

そこで、まず、平成26年度から医師の派遣体制はどのように変わるのか、お示しをいただきたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 沖の島診療所の診療体制について、お答えをいたします。

平成26年度から、沖の島へき地診療所における医師の派遣体制、どのように変わるのかということですが、まず、沖の島へき地診療所に赴任する医師については、高知県、そして市町村、高知諸診医会により組織しております高知県へき地医療協議会から、自治医科大学の医師を中心とした派遣を受けることにより、これを確保しております。

しかし、高知県へき地医療協議会の医師の人事を行う県の担当課より、県下の医師不足、偏在が深刻な問題となっている中、協議会の登録医師の離脱等により、来年度は沖の島へき地診療所の医師については、常駐ではなく、大月病院、幡多けんみん病院から2日ごとに医師が交代して派遣される制度への変更が示されております。

現在の週4日の診療日を確保する中、月曜、火曜は大月病院から、水曜、木曜日には、幡多けんみん病院より、それぞれ医師が交代に派遣され、診療を行うこととなります。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 次は、島民への説明会について、お伺いいたしますが、参加をしていた島民の受けとめ方は、高知県の方針を説明するとの姿勢であり、決まったから仕方がないことであるとのことで、まさに結論ありきの姿勢に対して、強い不満を募らせています。

また、平成26年度から大きく変更しようとしている沖の島診療所の体制について、高知県からの内示があったと思うんですけども、内示があった時点で、島民へ事前に説明をし、宿毛市としては、高知県のこうした方針を受けて、島民の不安を少しでも和らげるためにも、島民と一緒にあって対応策を検討し、高知県に対して、要求すべきは要求していく姿勢がなかったのか、非常に残念であります。

当日の説明会に、市長も参加しておったよう
でございます。こうした島民の声に対して、ど
のように思っておるのか、市長の所見をお伺い
いたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

高知県からの来年度の沖の島診療所医師の配
置にかかるこの話については、昨年の12月に
受けております。

高知県へき地医療協議会の登録医師が少なく
なることと、沖の島赴任の医師は、常駐の場合、
ひとりで離島である沖の島全体の医療を担うこ
とから、臨床経験の浅い医師の配置ではできず、
また一定の経験年数のある医師については、経
験年数の浅い医師の指導にも当たらなければなら
ないことから、限られた医師数の中で、沖の
島の医療を、今後も継続的に実施していくため
の措置として、やむを得ない、このような説明
でございました。

私としては、当然、沖の島の医療体制を維持
し、住民の安心を確保するために、離島という
条件の沖の島については、常駐医師の配置を強
く、その当時、要望いたしました。

医師の人事を行う高知県としては、各市町村、
医療機関とのヒアリングを踏まえて、決定して
いくとのことでありました。

その後、ことしになり、一定の具体案が県か
ら再度示されたことを受け、これを第一報とし
て、沖の島地区住民にとって重要な案件である
ことから、全体に対する説明会として、1月3
1日に開催したものであります。

先ほども申しましたように、私としましても、
沖の島の医療が、住民にとって安心を確保でき
るものにしなければならない、そういう思いが
強くあります。

これからも、住民からの意見や要望を受けな
がら、県への要望をしまりたい、このよう

に思っております。

私もこの1月31日の説明会にも、先ほどお
話ございましたように出席をさせていただきました。
島民の皆さん、大変多くの皆さんが集ま
っていただいて、島の人たちの医療に対する不
安な思いというのは寄せられておりました。

しかし、そこにおいても、県の関係者も含め
て、これから、さらにまた説明をしていきます
けれども、新たな医療体制を構築することだど
か、いろんな形の中で、今後、対応していくと
いう方向の中に、相当な方々も理解、納得して
いただいたというふうな部分も、出席した私と
しては、感じ取った次第でございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 今、市長の答弁の中で、
参加された方については、一定の理解を得られ
ているんじゃないかというふうな、市長として
の感じ取り方であったかと思えますけれども、
私としては、本当に島民の命に係る、このよう
な大変重要な事案について、たった1回だけの
説明で、「説明は終わります。県からはちゃんと
島民に説明をいたしました。説明責任はこれ
で終わりです」という態度でおるのかどうか。

本当に、十分説明がしきれたのか、理解しき
れたのか、大変疑問に思うところでございます。

そういう面で、26年4月1日といえば、も
う25年度ないわけですけども、今後も、島
民に対して説明をしていく用意はあるのかな
いのか。あるかないか、お答えを願います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

来年度の沖の島へき地診療所の運営体制につ
きましては、1月31日の説明会において、具
体の診療日や時間、緊急時の連絡方法など、決
定次第、お知らせさせていただくことになっ
てはおります。

今後の説明会等の開催につきましては、当日の説明会でも意見をお聞きしましたけれども、必要なら県の担当者にも出席を求め、直接、住民の声を聞いていただくことも必要と考えております。

また、新たな体制により、発生するふぐあい、あるいは御意見、御要望などをお聞きしてまいりたい、このように考えておりますので、今後も住民との会議を開催する必要がある、このように考えております。

いずれにしても、来年度の診療体制については、沖の島の島民の皆様には、御理解と御協力をお願いしたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） ぜひ、今後の、島民と連携をとりながら、先ほど言いましたように、県に対しては要望すべきは要望する、そういう姿勢で臨んでいただきたいというふうに思います。

今、市長、るる、何点か答弁をいただきましたけれども、つまりのところ、医師不足が根本的な原因であるというふうに言われました。

私ごとになりますけれども、幡多希望の家を運営しておりますけれども、ここの医師の確保についても、頭を悩ましておるのが実態でございます。

高知県は日本一の長寿県構想を掲げ、取り組みを行っておりますが、医師不足ということが原因で、特にへき地と言われる中山間地や離島と、高知市を中心とする地域とで、地域間格差が生じることは、真の意味での長寿県構想であるかどうか、疑わざるを得ません。

これまでも、医師の確保対策について、質問をしてきた経緯がありますが、沖の島という離島を抱える宿毛市としても、医師の確保対策は

本当に重要な課題であります。

これまでも、介護保険課を中心にしながら、宿毛市としての努力はされておることは、十分承知しておりますけれども、宿毛市独自として、どのような取り組みをしておるのか、お伺いいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 沖の島の医師の確保につきましては、これまでへき地医療協議会へ加入し、県と医師会との連携により、自治医科大卒業生を中心とした医師の配置を確保してまいりました。

私も、高知等で開催されるこのような若いお医者さん方々の会にも出て、ぜひとも沖の島に赴任していただきたい、こういう形で、個人的にも、そういう会の中で要望してきた経緯もありましたけれども、このような沖の島離島の状況というのは、このようなへき地医療協議会に入っている医師の皆さん方は、十分、わかっているのではないかとこのふうには思っております。

しかしまた、1月31日の沖の島での説明会でも話しましたけれども、このような現在の状況を踏まえて、今後、宿毛市のホームページ等で、医師の募集について、どのような形でできるのか、単独に宿毛市だけで募集という形にも、なかなか連携をとった形でない、一方的な形でもできないと思いますので、さまざまな機関と県と、このような会と連携をとりながら、宿毛市としても、募集について考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） ありがとうございます。

いずれにしても、26年度から、現状と違う診療体制になるということで、島民の不安、そしてまた与える影響、非常に大きいものがある

うかと思しますので、ぜひとも今後の取り組み等につきましても、島民と十分話し合いもしながら、対応していただきたいということを強く求めて、これに関する質問は終わります。違います、もう1点。済みません。

次は、診療所体制の充実策、今まで言われました、私のほうからも言いました、島民の不安を解消するために、一つの提案として、質問をさせていただきます。

診療所体制の充実策について、お伺いをいたします。

市民の命と健康を守るために、医療体制を充実していくことは、宿毛市全体でも、大変、重要な課題ではありますが、診療所が一つしかなく、しかも厳しい生活環境のもとで暮らしております沖の島の島民にとっては、なおさら重要な問題であります。

現在の沖の島における診療体制は、先ほど申し上げましたように、1名の医師と2名の看護師で行っております。当然、看護師は宿毛市の職員でありますので、土曜、日曜、祝日は休日となっております。そういうことで、土曜、日曜、祝日には、診療所には誰もおらない状況であります。

こうした状態は、島民にとって大変不安であり、本土では考えられない、深刻な問題であります。

そこで、島で生活している方々から届く声は、何とか2人の看護師、土曜日、日曜日、祝日については、それぞれ交互に配置することで、何とか現状の打開を解消していただきたいという思いであります。

この問題につきましては、毎年、沖の島開発促進協議会からの島民の声を受けて、宿毛市に対し、強く要望をいたしておるところでございます。

そこで、土曜、日曜、祝日における看護師の

配置について、市長の所見をお伺いをいたします。

また、配置することが、島民の要求でありませぬ、配置をしていただきたいという声でありませぬけれども、配置をすることができないうれば、その理由はどこにあるのか、あわせて市長の所見をお伺いいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

新たな体制のもとで、島民の皆さんの不安を解消するという事の中で、具体的な提案もしていただきながら、質問していただいたわけでございますけれども。

今後の新体制に移るという事の中で、まず、夜間の医師が不在となる日がふえるということになるわけでございますけれども、現在も、沖の島診療所に設置しております画像伝送システムを、今後はさらに活用することを考えております。

診療行為は、今までの診療行為は医師でなければできず、薬の処方も医師の管理下でなければできないうとされておりますけれども、県が四国厚生支局に確認したところ、緊急時には、テレビ電話での遠隔による医師の見立てにより、看護師が薬の処方を行うことも、また通常、医師の管理下で看護婦が処置できる行為については可能だということについても聞いておりますので、今後、このような体制を充実すること、あるいは、今後は沖の島にあるヘリポート、こども利活用をして、さらに訓練をしていくということの中で、体制については、充実してまいりたい、そういう部分もございませぬ。

先ほど、提案ございました土曜日、休日における看護師の配置についての質問で、提案ございましたけれども、この日の看護師の勤務につきましても、沖の島診療所配置の看護師が2名という少数であることから、交代勤務として

も、その頻度は高く、職員にかかる負担も大きくなります。

また、これまで医師の不在時には、診療行為や薬の処方できないことから、土日、祝日の勤務体制をとっておらず、看護師は診療所への電話が転送される携帯電話を常に持って、緊急搬送の対応が行える体制をとっております。

今後、画像伝送システムにおける遠隔の診療が、緊急時には可能であること、先ほど言ったようにわかりましたけれども、職員の負担にかかる、労使に関係する問題があることでございますから、現状では困難ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 今、市長のほうから、施設の整備を充実していくという答弁はいただきましたけれども、その機械類を扱う方が、土曜日、日曜日にはおらんということなんです。

そういう面で、土曜、日曜等の部分について、交互に配置をすることができないのかなという提案でございます。

宿毛市、交代制勤務ということでもありますけれども、宿毛市の職員の勤務実態を見た場合、これが適当かどうかわかりませんが、千寿園での介護の職場や、市営定期船の職員、そしてまた、消防署の現業職員、図書館も一部、交代制の勤務を強いております。

そういう面で、それこそ本土で生活、勤務するのと、離島であるがゆえの中で生活、職員として勤務する場に、大きな、実態としては差があるのではないかなという思いもいたしますけれども、どうしても島民の不安を少しでも和らげる一つの方法として、ぜひこの問題については、真剣に考えていただきたいというふうに思います。

再度、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

確かに画像伝送システム等におきましても、看護師さんがいなければできないということは事実でございますけれども、ただ火曜日の夜であるとか、あるいはいろんな都合によって、お医者さんが来られない場合等についても、こういうときには、非常に役に立つ形にもなるのではないかというふうに思っております。

この土日につきましては、労使間、いわゆる職員組合との合意も含めまして、いろんな、これからそのことの、我々としてもお願いしたいという気持ちはあっても、なかなかそれだけでできない、非常に勤務の状況等、複雑な対応の中で、これを決めていかなければならないということがございますので、全体の職員数の確保であるとかいうことも含めまして、現状では、非常に厳しいんじゃないかというふうにお答えをさせていただきました。

よろしくお伺いいたします。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 相手がある話でもございます。そしてまた、職員の労働条件にかかわる部分も含まれますので、職員組合との話も必要かなという思いがいたしますけれども、私としては、そういう強い思いを持って提案をいたしますので、ぜひ今後の課題として検討していただくよう、強く求めておきます。

次は、PM2.5の対策について、お伺いをいたします。

ことしも中国の北京市内を含む広い範囲で、深刻な大気汚染が発生しており、大きな問題となっております。その主な原因は、PM2.5であると言われております。

北京市内の濃度は、高いときで日本の環境基準の10倍を超えるレベルであります。昼間でも先が見えない状況である様子が、テレビで放

送をされております。

先日、上海を訪れた同僚の山戸議員からも、こうした現地のひどい状況について、環境汚染の状況についてお話を伺いました。

これほどまでに高い濃度となった主な原因は、この国の厳しい寒波で、暖房用の石炭の使用量が非常にふえたことによるものと言われております。このため、多くの子供たちがぜんそくを起すなどして、病院が大変混雑している様子も報道されております。

このような状況を受けて、現地の日本大使館では、現地で生活している企業の駐在員やその家族を対象に、説明会を開催し、注意を呼びかけているとのことでありました。

PM2.5は、冬の西高東低となる気圧配置により、北西の季節風が吹くことにより、大陸から偏西風に乗って日本に飛来してきており、福岡県など九州を初め、全国各地で環境省が定めた暫定指針であります1立方メートル当たり70マイクログラムを超える数量が飛来しているとのことでありまして、連日のように、テレビや新聞で報道されております。この暫定指針で示された量を超えた場合の行動の目安としては、不要不急の外出や、屋外での激しい運動はできるだけ減らすことが望まれておるとのことです。

実際に、保育園児が散歩を諦め、屋内で保育をする様子も報道されております。季節風の強い宿毛市でも、他人事ではないと思います。

PM2.5は、大きさが2.5マイクロメートル以下で、髪の毛の細さの30分の1程度しかない、非常に小さな粒子であると言われております。

このため、これを吸い込むと、人間の健康への影響が懸念をされておるとのことです。

そして、今の時期は、黄砂の飛来や花粉の飛散によるアレルギー問題が大変深刻な時期と重

なりますので、特に不安をおぼえております。

このように、PM2.5の問題は、市民の健康や日常生活に与える影響は大きいものがあると考えますが、PM2.5が市民の健康に及ぼす影響について、どのようなことが考えられるのか、詳しくお伺いいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

環境省によりますと、微小粒子状物質、PM2.5は、粒子の大きさが非常に小さい、髪の毛の太さの30分の1ということでございます。

そのために、肺の奥深くまで入りやすく、ぜんそくや気管支炎などの呼吸器系疾患への影響のほか、肺がんのリスクの上昇や、循環器系への影響も懸念されています。

この健康への影響は、PM2.5がさまざまな成分で構成されるとともに、地域や季節、気象条件などによって、その組成が変動することや、曝露期間の長短、健康な成人と呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、あるいは高齢者等では、この曝露に対する影響にも大きな幅が存在する、このことが考えられておりました、研究が進められておりますが、具体的なことについては、解明されていないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 今、市長のほうから、体に与える影響について、詳しい研究がされておらないというようなことでありますけれども、いずれにしても、アレルギー疾患等のある方については、大変大きな問題である。そのことについては、一定、統一をされた見解ではなかろうかというふうに思います。

そこで、宿毛市において、このPM2.5の濃度の測定体制といいますか、それはどのようなになっているのか、お伺いをいたします。

新聞等で見ると、太い都市でありましようか、福岡市では幾ら、仙台では幾らというふうな数字が出ておりますけれども、こうした弱小の市の中ではどうなっているのか、お伺いをいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

PM2.5などのような大気汚染については、県や中核市等の事務でありまして、宿毛市単独での測定は行っておりませんが、高知県が4カ所、高知市が1カ所、場所としては安芸市、高知市、いの町、須崎市、四万十市に測定機器を設置し、毎時間ごとの平均値を公表しております。

この数値は、高知県のホームページで随時確認できます。また、NHKのテレビ放送でも、全国レベルではございますが、データ放送によって、随時、飛散レベルが確認できます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） ありがとうございます。

今、県で4カ所、本市に一番近いところでは四万十市ですか、そういうところで測定をし、それをホームページに載せておるということでありますけれども、もしそういう基準を超えるような飛散状況であれば、直ちに四万十市と宿毛市、距離的にはほとんどない、同じような状況であろうかと思っておりますが、もし、仮の話でもあれですけれども、そういう標準値を超えるような飛来があるというデータがあれば、市民に当然、注意を喚起するための情報を、そういった情報を市民にお知らせするということが求められると思っておりますけれども、そこらあたりについて、どのように考えておるのかお伺いいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

国の微小粒子状物質に関する注意喚起のための暫定的な指針、これに基づき、高知県が微小粒子状物質、PM2.5に関する注意喚起に関する要綱を定め、県内の測定箇所のデータや、近隣県の情報などから、1日平均値が1立方メートル当たり70マイクログラムを超えると予想される場合に、高知県から報道機関や市町村などへ注意喚起情報が発信されます。

既に教育委員会及び福祉事務所における市内各小中学校、保育所への連絡報告体制は整っております。防災無線やフェイスブック、広報車等による周知を、今後、実施してまいりたいと考えております。

なお、この注意喚起情報が発信されますと、市民の皆様には、不要不急の外出や、屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。

また、2としまして、屋内においても、換気や窓の開閉を必要最小限にするなど、外気の侵入を少なくし、吸入を減らす。

そして、3点目として、呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児や高齢者等は、体調に応じて、より慎重に行動されることが望まれる。

以上のことにつきまして、気をつけていただきますよう、お願いをいたします。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 県の連絡体制、そしてまた宿毛市における教育機関、保育機関等への情報の提供体制は整っておると、そしてまた、県から発令された場合には、行政無線でお知らせをするということがわかりました。

そういう面で、本当にきょうは健康の問題を主にしよるわけですけれども、ぜひそういう観点で、対応をしっかりと、正しい情報を市民に提起していくということで、お願いをしたいと思います。

次は、きょう最後の質問になりますけれども、はり・灸・マッサージ・指圧などの施術費用についての補助制度を創設をすべきではないかという観点から、質問をさせていただきます。

先日、市内のお年寄りの方からお電話をいただきました。その方は、ひとり暮らしで、しかも年金だけで生活をいたしておりまして、どうしても年をとると、医療費がかかったり、そしてまた、はりやマッサージ、指圧にかかる機会もふえて、大変、生活実態としては厳しいというお話の中で、宿毛市の周りの市や町を見れば、一定の補助制度があるが、宿毛市はどうなっていますかというお話をいただきました。

そこで、私なりに調べてみますと、四万十市、土佐清水市では、補助要綱を定めて行っておりますし、愛媛県の愛南町では、条例をつくって、こういう方々に対して、一定の補助をいたしております。

詳しく補助内容を見ても、それぞれ70歳以上であるとか、65歳以上であるとか、そしてまた、身体障害者手帳何級を持っておる方とか、いろいろ、それぞれの市と町とでは、内容は異なりますけれども、基本的には、1回1,000円を補助するように決められております。

そういうことを受けまして、宿毛市としても、こうしたお年寄りの声に耳を傾けていただき、ぜひこういう制度を導入していただきたいという思いで、質問をいたすところでございます。

人に優しい市政をしていこうとする沖本市長でございますので、ぜひこの問題について、答弁をお願いいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） はり・灸・指圧・マッサージなどの施術費用に対する補助制度の創設についての御質問でございます。

はり・灸・指圧・マッサージによる健康増進への効果、効用について、否定するところでは

ございません。個別の助成ということは、現在のところは考えておりませんが、お年寄りの皆様の暮らしには、健康増進には、非常に役に立つ、そういう状況もあるかと思います。

私も初めて、こういう形での質問をいただきましたので、他市町村の実施状況等について研究する中で、勉強してまいりたい、このように、現段階ではお答えをさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 今、市長答弁をされましたように、愛南町の条例の目的、そしてまた四万十市、土佐清水市が補助事業を行おうとする目的は、それぞれ、三つとも基本的な、同じ部分がございます。

今、市長が言われますように、市民の健康保持、及び推進を図るために補助をするということで、またそのはり・灸をできる施設ですけれども、それも愛南町のほうでは、愛南町全体、宇和島市とでありましたけれども、今回、改正で宿毛市の施設についても、利用した場合には、補助するというふうに、改正をされたようになります。

宿毛市がつくる場合には、ぜひ、愛南町の施設、私も何回か行ったことあるんですけども、愛南町の施設でやったこともございます。そこからあたりも頭の中にはめていただきたいと思えます。

いずれにせよ、こうしたお年寄りの皆さんが、本当に切なる思いで、ほかの市町村はやっているのに、何でという思いがあるわけでございます。ぜひ、それぞれの今、研究をするという立場で言われましたけれども、本当に真剣に考えていただきたいというふうに思います。

ここにそれぞれの市や町の補助金の交付状況を私なりに調べておりますけれども、ほぼ、ど

の市町村も200万円ぐらい、年間の補助金の交付状況でございます。

そういうことでありますので、お年寄りの声に傾けていただきたいというふうに思いますが、この点について、再度、市長の答弁を求めます。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

各市町村のさまざまな福祉や教育等に対する助成制度、それぞれカラーのある形で、あるものは他市にないものもありますし、それぞれ差があるのも、また事実でございますけれども、宿毛市としては、このようなものはやっておりませんけれども、ほかにもいろんな助成制度、すぐれたものは、前の答弁でもお答えしましたけれども、ございます。

そういう点もございますので、そういうことを前提としながら、宿毛市がしなければいけないということではなくて、やはり他市町村がやってきた実績もあるはずですから、そのようなところの内容もお聞きする中で、勉強して対応していきたいというふうにお答えをさせていただきます。

今後もよろしく願います。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） なかなか扉がかたいようで、答えがあれですけれども、ぜひ、市長の基本とする思い、市民の思いを寄せながら施政を行うという基本的な部分がございます。

そうした、これから研究をするという部分でございますので、ぜひ、皆さん方ともお話をする機会もあろうかと思えます。ぜひ、率直な生活実態を、話を聞く中で、こういう制度も、ぜひ取り入れていただくために努力をしていただきたいと。

きょうのところは、ゼロ回答ではないわけですが、今後、それぞれの市町村の実態等も把握していくということでもありますので、ぜ

ひよろしくお願いを申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（今城誠司君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3時07分 延会

平成26年
第1回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第8日（平成26年3月11日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 高倉真弓君 | 2番 山上庄一君 |
| 3番 山戸寛君 | 4番 今城誠司君 |
| 5番 岡崎利久君 | 6番 野々下昌文君 |
| 7番 松浦英夫君 | 8番 浅木敏君 |
| 9番 中平富宏君 | 10番 浦尻和伸君 |
| 11番 寺田公一君 | 12番 宮本有二君 |
| 13番 濱田陸紀君 | 14番 西郷典生君 |

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

| | |
|---------|-------|
| 事務局長 | 岩本昌彦君 |
| 次長兼調査係長 | 松本政代君 |
| 議事係長 | 柏木景太君 |

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

| | |
|------------------|-------|
| 市長 | 沖本年男君 |
| 副市長兼 税務課長事務取扱 | 安澤伸一君 |
| 企画課長 | 出口君男君 |
| 総務課長 | 山下哲郎君 |
| 危機管理課長 | 楠目健一君 |
| 市民課長 | 立田ゆか君 |

| | |
|-----------------|--------|
| 税務課長補佐 | 田村泰生君 |
| 会計管理者兼 会計課長 | 滝本節君 |
| 保健介護課長 | 児島厚臣君 |
| 環境課長 | 佐藤恵介君 |
| 人権推進課長 | 杉本裕二郎君 |
| 産業振興課長 | 黒田厚君 |
| 商工観光課長 | 朝比奈淳司君 |
| 土木課長 | 岡崎匡介君 |
| 都市建設課長 | 岩本克記君 |
| 福祉事務所長 | 河原敏郎君 |
| 水道課長 | 川島義之君 |
| 教育長 | 立田壽行君 |
| 教育委員会 委員長 | 増田全英君 |
| 教育次長兼 学校教育課長 | 沢田清隆君 |
| 生涯学習課長 | |
| 兼宿毛文教 センター所長 | 桑原一君 |
| 学校給食 センター所長 | 金増信幸君 |
| 千寿園長 | 山岡敏樹君 |
| 農業委員会 事務局長 | 岩田明仁君 |
| 選挙管理委員 会事務局長 | 嵐健君 |

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（今城誠司君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） おはようございます。

きょうは3月11日、あの日から3年が過ぎました。今なお避難生活を余儀なくされている方々が27万人にもものぼる現在、今、ここで、私がどのように哀悼の言葉を述べ、激励の言葉を発したとしても、全てがむなしく、そろそろしいものになってしまう、そんな思いでいっぱいです。

言葉にならない心の音を、どのように行動を通じてあらわしていくのか、そのことを今、自問するところでもあります。

本日、当議会においても、午後、大震災の発生の時刻に合わせて黙禱をささげることになっています。

それでは、私の一般質問に入らせていただきます。

まず、1問目なんですけれども、電算システムについてお尋ねいたしたいと思います。

平成23年9月定例会の際に、私は、業務継続計画について質問をいたしました。市庁舎の安全性が見込めない中で、震災等の被害によって、電算システム、特にサーバーやその保存システムが破壊されれば、市の保有する膨大な量の情報が失われることになり、その後の業務に大きな支障を来すことになりはしないかということで、市の保有し、活用している市民の電算情報を、どのように守るのかといった趣旨の質問であったわけです。

当時の中西市長も、この問題に関しては、私同様、大きな危機感を抱いておられたこともあ

り、早急な対策として、平成23年度から、システム業者の提供するクラウド型システムへの移行を開始され、今日に及んでいるわけです。

インターネットで検索してみますと、四万十市、宿毛市、越知町、大月町、日高村、奈半利町、馬路村の計7市町村が、株式会社高知電子計算センター・KCCの提供するシステムに加入していることになっていました。

このシステムを利用することで、7市町村は、市庁舎へ業務システムを独自に導入していた従来と比べ、災害時の業務継続性の向上、法改正に基づくシステム変更への柔軟、迅速な対応が可能になるほか、共通したサービスを利用することから、ITコストの低減が図られるということで、先ほど述べました9月議会における私の一般質問の際の業務継続性に関する懸念は、ほぼ解消、ないしは大幅に軽減されたこととなり、執行部の迅速な対応について、高く評価申し上げる次第です。

さて、そこで質問なのですが、こんなことを今さら、殊さら一般質問でやらなくても、委員会などの審議で十分やれるじゃないかと、そういうふうと言われるかもしれませんが、今の宿毛市の電算機能がどうなっているのか、市民に広く知っていただくという意味で、あえて取り上げさせていただきます。どうかよろしく願います。

先ほど引用しましたインターネットの説明文、ITコストについて、共通したサービスを利用することから、コストの削減が図れるとされているこの部分、以前の状態、つまり独自のサーバーを利用していたころと比較して、どれだけのコスト削減になっているものなのか。

もちろん社会の動きの中で、電算システムを利用した情報管理や、情報業務の内容も変化していることなどで、単純には比較できない部分がありかとは思いますが、わかる範囲で結構

ですので、お教え願います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） おはようございます。
3番、山戸議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、初めに、電算システムについての質問をいただきました。議員御指摘のように、宿毛市では、平成23年度より段階的に業務システムのクラウド型システムへの移行を開始し、25年度までに住民記録システムを初めとする22の業務システムの移行が完了しております。

これら22のクラウド型システムを含む宿毛市の業務システムの、平成26年度の運用経費につきましては、老朽化に伴うシステム用パソコンの更新費用も含めて、3,707万6,000円を見込んでおります。

これに対して、クラウド型システムへの移行前の運用経費は、システム用パソコンのリース料と合わせて、年間4,690万8,000円となっており、クラウド型システム移行前と比較して、年間983万3,000円の運用経費が削減されております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 事前にお聞きしたところでは、このクラウド型システムの使用料は、総務費の中の使用料及び賃貸料など、電算システム使用料として計上されているということでしたが、それを見ますと、平成24年度の当初予算では、1,842万2,000円、同じく25年度は、2,385万9,000円、これはクラウド型に移行してからのあれなんですけれども、26年度、つまり今議会提出の議案書によりますと、2,925万8,000円ということで、年度を追って、約540万円程度の割合で額が増加しています。

これは、このクラウド型システムを使ってな

される業務の量、つまりシステムへの依存度というか、移行済みの分というか、預ける情報の量が増加しているために、卑近な例に例えれば、使う部屋の間取りが広がった分、家賃が加算されるようにして、増加したものと判断してよろしいのでしょうか。

もしそうだとするならば、この使用料の増加は、一体、いつごろ、幾らぐらいでとまるのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

次に、電算システムの今後のコストの見通しについての質問でございますが、電算システム使用料が年度を追って増加している理由についてですけれども、御指摘のとおり、クラウド型システムへ移行した業務システムの数が、平成24年度から平成25年度にかけて増加したことが主な理由であります。

先ほどの答弁の中でも御説明させていただきましたけれども、業務システムのクラウド型システムへの移行については、平成23年度から、段階的に実施しており、具体的に申しますと、平成24年4月に、五つのシステム移行が完了、その後、平成25年7月から12月にかけて、17のシステムの移行が完了しております。

したがって、平成24年度は、五つのシステムの年間使用料、平成25年度は、五つのシステムの年間使用料と17のシステムの年度途中からの使用料、そして26年度は、22のシステムの年間使用料が発生することとなり、結果として、年度を追って、クラウド型システム使用料が増加することとなっております。

なお、23年度にクラウド型システムへの移行対策としていた業務システムは、平成25年度をもって、全て移行が完了しましたので、クラウド型システム使用料の増加は、平成26年度をもって、一旦終了することとなります。

しかしながら、移行が完了した22のシステム以外にも、学校給食費管理、財務会計、給与会計、人事管理などの業務システムがあり、災害時における業務継続の観点から、これらの業務システムについても、災害対策を実施していく必要がありますので、システムに関する技術の動向や、財政状況を踏まえながら、クラウド型システムへの移行も含め、引き続き検討してまいります。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 電算関連の事業は、これ以外にもさまざまな分野で、委託料などの形で計上されることが多いのですが、素人目には、一種のブラックボックスのようなもので、その費用について、なぜそういう額になるのか、わかりにくい面があります。

場合によっては、相手方、つまり業者側の言いなりになってしまう可能性がありはしないか。特に、このようなシステムを一括的に委ねた形の、事業者への依存度の高い状態ともなると、時として、特定の事業者による独占状態になってしまって、その事業者からの申し出に従う以外に選択の余地はない、そんなことになりはしないか、気になるわけです。

市として、このクラウド型システムのための経費や、電算関連の経費が適正なものであるかどうかの判断を、どのように下しているのか。言い換えれば、どのような形で、経費の適正化のための手段を講じているのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 次に、電算コストの妥当性の確保手段についての御質問でございます。

電算関連の経費については、業者が提出した見積もり価格が適正なものかどうかを判断するための積算基準が確立されていないために、中

小規模の自治体が、外部の事業者の協力なしに経費を積算することは、非常に困難な状況であります。

そういった状況の中で、宿毛市としては、可能な限り、多くの事業者から見積書、積算書を収集することで、経費の妥当性を判断し、電算関連経費の適正化に努めています。

しかしながら、ライセンスの問題などのため、システム導入した後は、他の事業者へ保守などの委託ができない状況があります。このため、クラウド型システムへの移行など、システム導入後、継続して運用経費が発生するものについては、システムの導入及び運用に係る総合的な経費を比較した上で、発注する業者の選定を行っています。

今後も、新たなシステムの導入や、システムの移行に際しましては、外部から、より多くの情報を収集し、情報管理部門や、システムを利用する業務部門、財政部門等、庁内のさまざまな意見を取り入れながら、電算関連経費の適正化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 総務省、24年3月発行の自治体クラウドの導入に関する調査研究報告書に従えば、長期間契約に起因する課題というタイトルで、一般的にクラウドを利用する際には、機器の保守期限を気にする必要がないことから、自庁設置所有型に比べて、長期間の契約とするケースが多く見受けられるとあるのですが、本市のKCCとの契約期間は、どのように設定されているものか、お尋ねいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

クラウド型システム使用契約の契約期間につきましては、1年間としており、年度ごとに使用契約を締結しております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 私が今言いました総務省の報告書では、今言いました文書に引き続いて、長期契約にすることで、費用の圧縮や調達手続の効率化が見込まれる。一方で、契約中の委託内容の見直しが困難になったり、契約中に法制度変更により、不用となった機能についても、費用の支払いが継続したり、といった課題が発生することが想定されると。本市の場合は違うのかもかもしれませんが。

また、サービスの品質が悪い場合でも、契約解除の費用が発生するため、契約期間中は、品質の悪いサービスを受け続けなければならないというリスクも考えられる。

そのため、こうした課題にも留意しつつ、これまでシステム移行の阻害要因となっていた手間やコストが、今後、削減されていくことによって、たとえ短い契約期間でも、クラウドを乗りかえられる等、地方公共団体の自由な選択が可能となる環境を構築していくことが望まれると記載されているのですが、これだけでは、たとえ本市のような1年契約という短期の契約であったとしても、地方公共団体の自由な選択が可能となる環境を、誰が構築していくのか、全く不明瞭この上ない状態です。

総務省が問題を指摘しただけで、そのままにしておくとも思えないので、今後、何らかの対策が講じられるものと期待するしかないのですが、先ほどの経費の適正化に対する質問の御答弁からは、どうもその取り組み、その工夫のやり方が、宿毛市独自の取り組み、あるいは各自治体レベルでの経費の適正化のための努力という印象が残ります。

自治体側が主体的にクラウドサービスを提供する業者との経費や、サービス内容の適正化の折衝を行うためには、やはり加入自治体の共同

体というか、いうならば、顧客側の組手的な体制をつくり上げることによって、この自治体クラウドシステムの一方の主人公、つまり対等な業者と張り合えるイコールパートナーとして、対等の立場でものを申していくことが不可欠だろうと思われます。

冒頭に述べましたKCCのクラウドシステムに加入しているのは七つの団体。その後、加入がふえるかどうか、それはこれからのことでしょうけれども、加入自治体による協議会のようなものは存在するのでしょうか。その点についてお尋ねいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

現在、本市の契約している業者のクラウド型システムを利用している自治体による協議会、こういうものはありませんが、各利用自治体の担当者と、適宜、情報を共有しながら、経費の適正化に資する情報を収集、提供しております。

また、宿毛市では、南国市、土佐市等、県内の12の自治体によって構成される高知県電算研究会に加入しており、本市の契約している業者以外のクラウド型システムを利用する自治体とも、情報を共有しております。

今後も、他の自治体との情報共有を継続するとともに、連携も検討しながら、経費の適正化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 冒頭申し上げたとおり、素人目には、得体のしれない、ブラックボックスとしか思えないこの電算システムという機能。その機能を、業者の言いなりにはさせない。対等な立場に立って使いこなしていく。

業者に対して、適正な価格やサービス内容の提供を、強く迫っていく、そういう姿勢を貫いていくためにも、顧客の共同体としての連携を、

一層強めていかれることを期待して、この件に関する質問を終了いたします。

続きまして、木質バイオマス関連事業について、お尋ねいたします。

いつまでたっても、着工の気配がないということで、平田の工業団地での木質バイオマス関連事業について、心配していたのですが、既に起工式も終わり、工事に着工している様子を、一種安堵というか、やれやれという、そんな感じがしています。

この木質バイオマス事業の発電とあわせて行われる木質ペレットの製造に関して、昨年の9月議会における私の質問の際には、木質ペレットボイラーの導入に対する補助事業の拡充など、利活用についても、国や県に対して要望してまいりたいと、市長から御答弁いただくとともに、12月議会では、早速、木質資源利用促進事業費補助金として、木質ペレットだきボイラーの導入補助を行ったほか、木材破砕機等への補助という形で、事業費が計上されました。

これらの事業は、今後の木質バイオマス事業の展開をにらんだ一種の土壌づくりというか、事業展開を想定した上のアクションと考えてよろしいのでしょうか。

12月議会に提出された新規事業調査表では、これら二つの事業について、宿毛市で整備が計画されている木質バイオマス発電施設の運営を後押しするためにも、重要な位置づけである、云々と記載されていますので、改めて聞くまでもないことなのでありまじょうが、今後とも、ここも同じような事業の導入による後押しを考えておられるかどうかを含めて、質問いたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

木質バイオマス関連事業の質問についてでございますが、この木質バイオマス事業につきま

しては、行政方針でも申しましたとおり、地域の林業振興や、新たな雇用の創出にも、私自身も大きな期待を寄せているところでございます。

本事業におきましては、発電用の原材料の確保、安定供給体制の整備、また木質ペレットの需要の拡大が必要不可欠でございます。

そのために、質問議員が言われますように、12月議会におきまして、燃料の供給施設装置として、木材破砕機とグラップルを、またペレットの利用促進を目的として、木質ペレットボイラーの導入への補助を、宿毛市木質資源事業促進事業として、予算化させていただいたところでございます。

この木質ペレットボイラーの導入につきましては、本市でも、初めての導入になり、周囲からの注目も高いとお聞きしますので、この導入事例をきっかけにいたしまして、園芸ハウスや水産加工施設などへの木質ペレットボイラーの導入について、国、県の補助事業を活用して、支援をしてまいりたいと考えております。

また、発電用の原材料の確保には、皆伐による木材供給量の底上げも、避けて通れないと考えておりますので、平成26年度当初予算におきまして、皆伐後の植栽等の再生林への市補助金の上乗せ、国が68、県が22、宿毛市が10%となっておりますが、県下市町村では2番目となる植栽後の下刈りへの市補助金の上乗せについて、計上させていただいておりまして、県下でもトップクラスとなる再生林への支援により、原材料の確保にも取り組んでまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 市長のこの事業に寄せる期待の大きさと、事業の長期的な安定のための裾野づくりに対する姿勢がよく伝わってくる答弁であったと思うのですが、この木質バイオ

マス事業、発電とペレットの製造という事業は、原料となる木材の供給、木材開発という一方の事業抜きには成り立たない。

発電等の事業と、原料となる木材の開発供給等の事業は、いわば車の両輪のようなもので、両方がうまく回ってこそ、成果が上がるが、かみ合わなければ、目も当てられない。

そうして、せっかくの運営を後押しするという位置づけの施策も、これがうまく回らないことには、その効果は全く小さなものになってしまう。

そういう関係にあることは、これは衆目の一致するところだろうと思うのですが、さてこの両者、両輪をつなぐ車軸となる最大の要因と思われる原材料の買取価格、いまだに目鼻がつかずにいると聞いていますが、どのような状況なのか、お尋ねいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

本地域における発電事業の原材料につきましては、森林から伐採された原木が、一度、チップ工場などに搬入され、その後、発電事業者の施設へ搬入されることとなりますが、原木の買取価格については、これまでも高知県、幡多6カ市町村、発電事業者、チップ加工業者、そして幡多管内森林組合で構成されている組織、これを幡多地域木質バイオマス利用施設等整備に関する勉強会で協議をしましてまいりましたが、質問議員が言われるように、現在のところ、定まっております。

そのため、早期に原木の買取価格が定まるよう、発電事業者と森林組合との調整を、高知県が入って行うとお聞きいたしております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） どうも、この価格の問題に関しては、発電等の事業者と、林業関係者

との間に、双方の思惑ばかりが先行する形で、まともな議論がなされていない。何ともぎくしゃくした関係になっているような印象が、私にはあります。

ただいまの御答弁では、買取価格の調整を、県が入って行うということでしたが、昨年3月議会での私の質問に、市長は、事業者と各関連機関、行政等が綿密に連携を取り合い、事業を推進していくことが大変重要であるとして、幡多の林業に関係する国、県、各市町村、森林組合、造林関係者等で構成される協議会もあり、幡多地域が一体となって、バイオマス事業を推進していけるよう、取り組んでいきたいと、非常に心強い御答弁をいただきました。

それが、これまた、ただいまの御答弁にありました幡多地域木質バイオマス利用施設等整備に関する勉強会というレベルだとするなら、こんなことで大丈夫なのかと、心配にもなっております。

確かにことは民間の事業であって、公的機関である自治体があればこれ言えることではない部分がある。しかしながら、県は、この事業のために、多額の補助金を出している事業遂行上の責任がある上に、宿毛市としては、事業の展開される所在地として、その効果を最大限に引き出していくことが期待されている。

また、近隣の市町村においても、木材の供給、開発という面で、これは決して人ごとで済ませられることではない。

先ほど、引用いたしました3月議会での市長答弁の中にある幡多の林業に関する協議体、この事業を円滑に進めるために、今後、どのような協議をなされるおつもりなのか、お尋ねいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

木質バイオマス事業の検討につきましては、

現在、先ほど申し上げましたように、県や各市町村、森林組合、チップ加工業者等で勉強会を開催しており、その場で価格の協議、そして原木の安定供給やチップ加工体制の強化、そして原木及びチップのコスト検討などを行うこととしておりますが、原木の買取価格が決まっていないことから、残念ながら、深い議論には至っておりません。

昨年3月議会で答弁させていただきました国、県、各市町村、森林組合等で構成されております組織の幡多流域林業活性化センターにつきましては、このたび、3月14日をもって、事務局が西土佐村森林組合から、宿毛市森林組合へ変更となる予定になっており、今後におきましては、新しい事務局体制のもとで、木質バイオマスも含めて、川上から川下まで、また民有林から国有林まで、広く地域全体の林業振興についての協議、取り組みが進められるものと考えております。

先ほど御指摘いただきました県や市の役割についてでございますけれども、我々としても、さまざまな角度から、いろんな局面に応じて、話し合いの中に、仲介と申しますか、対応してまいっておりますけれども、要は、当事者同士の話し合い、これがつかなければ決着がつかないということでございますので、可能な限りの、客観的な状況等について、支援をしながら、合意に至る方向で、県と連携をしながら取り組んでいるということでございますので、その辺の現状について、御理解をいただきたい。

しかし、どうしてもこれは締結していただかなければいけないことですから、今後、今年度中には事業も進めるということになっておりますので、可能な限りの、我々としての支援はしていかなければいけない。そういう点で、非常に重要なことだと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 今後、木質バイオマス事業の展開を考えると、どうしても国、県、関連市町村の足並みをそろえた、行政的な取り組みが不可欠になってくる。そういうことは、確かだろうと思うんですが、せつかくのこの事業、成果を十分に、地域に還元していくためにも、幡多広域の自治体レベルの結束を、一層強めて推進されることを期待して、この件の質問を終わります。

続きまして、3番目に、住民票の閲覧制限と本人通知制度について、お尋ねしたいと思います。

過日もまた、ストーカー殺人と思われる痛ましい事件が発生いたしました。

群馬県館林市の駐車場で、26歳の女性が、拳銃で撃たれ、死亡し、その数日後に、容疑者であった栃木県栃木市の39歳の男性が、同県鹿沼市の山中で、拳銃自殺をしたこの事件。

2012年11月に、逗子市で発生したストーカー殺人事件と、容疑者がいずれも自殺している点を含めて、非常によく似た事件であると思うのですが。被害に遭われた女性は、逗子市の例では、結婚して姓も変わり、住所も変わっていた。また、今回の群馬県の事件では、警察の勧めに従って、住所を栃木県から群馬県に移し、容疑者のストーカー行為から逃れようとしていた。

その中で、両被害者ともに、個人情報に加害者に漏れることのないように、市役所に住民票の閲覧制限の申請を行っていたことが伝えられています。

今回の栃木県と群馬県にまたがる殺人事件では、容疑者がどのようにして被害者の居住地の情報を入手したのか、これから解明されることになりかとは思いますが、逗子市の事件に関しては、探偵業者が介在して、結果的には、

逗子市役所から被害者の個人情報を入手した。そのことは、本年1月24日に、逗子市長が記者会見して明らかになっています。

さて、そこでお尋ねしたいのですが、住民票の閲覧制限、どのような手続によって、どのように行われるものなのか、申請の方法と、市役所内部では、その閲覧制限の申請は、どのようなシステムに、どのような形で記録され、活用されるのかについて、お尋ねいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

宿毛市では、配偶者からの暴力、ストーカー被害、児童虐待、及びこれらに準ずる行為の被害者について、住民基本台帳事務処理要領に基づき、被害者の申し出により、加害者等からの住民基本台帳の閲覧や、住民票、戸籍附票の写しの交付について、拒否する等の制限を設ける支援を行っております。

申請の方法としましては、市民課に被害者から支援措置の実施を求める旨の申し出があった場合に、支援措置対象者が相談した警察署等の公的機関に意見を聴取するなどして、支援措置の必要性の確認を行います。

確認後、結果を支援措置対象者に連絡すると同時に、市民課内の住民基本台帳システム、戸籍システムに登録することで、被害者の住所を探索することを防止し、保護を行っています。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 逗子市の事件では、介在した探偵業者が、まずガス会社のコールセンターに電話して、被害者女性の配偶者の名前を聞き出し、その後、その配偶者になりすまして逗子市役所に電話した。逗子市役所では、税務課のパソコンに、被害者にかかわる情報の閲覧記録が残されていることから、誰が、どの程度、情報の漏えいにかかわったかまでは明確になら

ないまでも、市役所から個人情報の不正取得がなされたことは明白であるとして、愛知、神奈川の両県警は、その探偵業者を偽計業務妨害容疑で、この1月24日に再逮捕し、起訴したことが報道されています。

ここで問題となる点が、大きく2点浮かび上がってくるんですが、まず、第一に、戸籍を直接扱う部署での閲覧制限は機能しても、その他の、例えば逗子市における税務課などのように、福祉、年金、介護等々、個人情報を扱う各課、各部署が存在する。そういう各課、各部署との連動ができていない状態ならば、その閲覧制限が機能しないケースが生じる可能性が高くなります。

市民課では拒否されても、ほかの課でなら聞き出せる、そんなことになりかねない。

宿毛市では、先ほどの質問でお答えいただいた、手続によってなされた住民票の閲覧制限の情報が、どのような形で庁内各課、各部署と共有されているのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

住民票の閲覧制限情報の庁内各課、各部署との共有についてでございますが、市民課内の住民基本台帳システムに登録をすると、各所に設置されている住民基本台帳システムにおいても、住民票発行抑止対象者であることが確認できる仕様となっております。

さらに、関連部署への支援措置対象者の通知、取り扱いの注意点について、市民課から各部署へ周知しており、加害者等に情報が漏れないよう、取り扱いには十分な注意を払っております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） もう1点。先ほど2点あると申し上げましたが、電話によるなりすま

しの問題です。

これは、インターネット記事からの引用ですが、ある探偵は、自治体は甘い。個人情報を取っているという当事者意識が低いと言いつつ。

また、ある自治体では、電話で税金の問い合わせがあれば、名前と生年月日が正しければ、本人か家族と判断する。少し厳しく押すと、情報を出してしまうことがある。職員が困る話し方があると、ある探偵は笑った、などと書かれています。

悪質なプロを相手に立ち向かわなくてはならない職員の皆様方の御苦勞、もちろん電話による問い合わせが、そのような悪質業者ばかりではない中で、どのようにこの問題に対処なさっておられるのか、公的な基準などの点も含めて、お尋ねいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

宿毛市としての、このようなことに対しての、独自の対応マニュアルは作成していませんが、宿毛市個人情報保護条例等に基づいて、市民の皆さんの個人情報を漏えいすることのないよう、適切に対応をしています。

また、個人情報の取り扱いについての研修も実施し、不正が疑われるような、そのような電話等による問い合わせがありましたら、上司へ相談、報告するなど、組織として対応できるよう、取り組んでいます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 組織として対応できるよう取り組んでいると、心強い御答弁で安心しました。

けれども、逗子市の幹部は、当初、制限がかかっていれば、誰にも教えないのが原則、通常では考えられない。あり得ないと答えていました。それでも漏れた。

どうかくれぐれも、本市においてはそういうことのないように、一層の御留意をと、強くお願い申し上げます。

やはり、不正な取得のアクセスに対するガードのかたい市役所、実質的な業務の上での個人情報管理のシステムや、職員意識の徹底と同時に、あの市役所からの不正取得は無理だと、探偵業者などが頭から敬遠してかかるような状況をどうつくっていくのかが問題だろうと思われまます。

私は、昨年の9月議会において、戸籍情報の不正取得で起訴され、関与者全員の有罪判決が確定したプライム事件の裁判の中で、ある業者の発したとされる言葉を引用しました。

それは、本人通知制度を採用している市町村からは、戸籍や住民票は取るなど、グループ内部で申し合わせをしていた。そういうことが、名古屋地裁での裁判で明らかになっているという点なのですが、この本人通知制度の持つ一面での予防効果が、よくわかる実例であると考えまます。

市長はその際、私の質問への答弁で、今後、本人への通知制度の導入に向けて検討をしていきたいと考えております、とお答えなさっておられるのですが、その後、どのように御検討いただいているのか、導入に向けた動きがどうなっているのか、お尋ねいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

本人通知制度につきましては、9月の議会でも質問がありまして、制度の導入について、検討していきたい、このようにお答えをしておりました。

現在、既に当該制度を導入している市町村の事例を参考に、戸籍または住民基本台帳システムに、既に搭載されている機能の利活用、運用上の問題点等を十分に検討しているところです。

今後、制度の実施に向け、要綱等の制定について、宿毛市人権行政推進本部会において協議し、平成26年度中の実施を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） これまた心強い御答弁で、深く感謝いたします。

以前の私の質問の際に、市民への周知に関して、新たな人員配置が必要など、課題がある旨、御答弁がありました。埼玉県熊谷市では、制度の普及と、登録者拡大のため、制度の趣旨と登録申込書を両面印刷したチラシを作成し、この2月の市の広報と一緒に、全戸に配布を行った。

その結果、2010年6月1日の導入以来、この1月末まで896人だった登録者数が、2月19日現在では1,751人と、倍増したとされています。

また、同様の成果が越谷市でも伝えられるなど、先行事例には事欠かないのが実情です。

今後の進展を御期待し、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（今城誠司君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時47分 休憩

----- . . ----- . . -----

午前10時57分 再開

○議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 6番、野々下昌文でございます。先ほどの山戸さんのお話もありましたけれども、3年まえの本日3月11日、本市議会では、委員会開会日でありました。地震との報道に、テレビに映し出される、今まで見

たことのない津波の映像にくぎづけになり、立ちつくしたことを、きのうのこのように思い出します。

この震災で、死者・行方不明者1万8,000人以上、26万7,000人が、いまだ避難生活を強いられているという報道があります。

月並みではありますが、亡くなられた皆様に、心からの哀悼の意をささげるとともに、26万7,000人の、いまだ避難生活を強いられている皆様に、心からお見舞いを申し上げる次第であります。

それでは、議長にお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、初めに地域防災計画についてであります。

昨年の6月議会において、地域や各分野における防災を検討する上で、大事な方向性であり、市民の命を守るための指針となる地域防災計画策定について、質問をいたしました。

市長からは、国の防災会議の被害想定が大幅な見直しとなり、資料収集や事項確認、また高知県地域防災計画とも整合性を図りながら、秋ごろの完成をめどに取り組んでいるとの答弁をいただきましたが、いまだ示されておられません。

あらゆる分野で取り組みのおくれが懸念をされます。おけているからといって、その分、災害は待ってくれるわけではありませんが、このいつ起こるかわからない災害に対し、せめてもの対策案はあるのか。その後の進捗状況はどのようにになっているのか、まずお伺いをいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 6番、野々下議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初の質問の地域防災計画についてでございますけれども、南海トラフ巨大地震の想定を受け、全面的な見直しに取り組んでいる

ところでございます。

進捗状況につきましては、整合性をとる必要のあります県計画の修正がおくれており、完成が来年度となるようでございますので、本市の計画は、県計画の修正を待たず、本年度中に完成させたいと考えておりました、来年度県計画の修正版が完成しましたら、再度、本市の計画を修正し、整合性を図ってまいります。

なお、本年度中には、本計画の実実施計画ともいえる業務継続計画や、職員初動マニュアル、避難所運営マニュアルをあわせて作成し、地域防災計画を、より実効性のあるものにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 今の市長の答弁では、今年度内、3月末までには、暫定的な本市の計画を立て、また4月以降は県の防災計画と整合性をとりながら、完成させていくという答弁でございました。

間もなくできるということですので、これ以上、質問はいたしません。

次に、被災者支援システムについてであります。

以前から、何回か提案をしましてまいりました被災者支援システムについてであります。昨年の夏はゲリラ豪雨、経験のない大雨、予測できない竜巻、大型台風、そしてことしの冬は、予測できない大雪と、全国的に自然災害が頻発しており、安心安全に対する市民の関心が、より一層、高くなっております。

幸いにも、本市は大きな災害にはならずきておりますが、本市がもし大規模な自然災害に見舞われたとき、直ちに被災者を救護、救援、そして迅速かつ的確な普及復興作業を行っていくことは可能なのか、各自治体には、大きな責任があります。

また、私たち議員も、市民の命、暮らし、財産を守るために、でき得限りのことは考え、声を上げていく必要があるかと、大事だと思っております。

昨年の6月議会において、再度の提案に対し、市長からは、導入を検討していたが、専門性が高く、導入には至っていないが、今年度中には、試験的に取り入れて、実証実験を行いたいとの答弁でございました。

その結果はどうだったのか、お伺いをいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

被災者支援システムについての質問ですけれども、議員御存じのように、被災者支援システムとは、災害発生時、被災者に対する支援業務を円滑に行うため、阪神・淡路大震災を経験した西宮市において開発されたもので、現在、財団法人地方自治情報センターにより、全国の地方自治体へ無償で公開、提供されているものでございます。

本システムにつきましては、本年度、試験的に危機管理職員が、インターネットによる各機能を体験操作し、入力方法や操作性などの確認を行いました。業務継続計画などが完成していない段階で、実証試験を行っても、システムの有効性を十分に判断できないという結論に至りました。

そのため、本年度完成予定の業務継続計画を、ともに来年度以降、被災者支援の具体的実務を明確にする中で、御指摘の被災者支援システムを初め、現在、本市で使用している基幹システムの活用ができないかなど、さまざまな観点から、また他自治体の事例も参考にしながら、システムの構築に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 本市の業務継続計画が完成してから、市の基幹計画と、また支援システム、2種類の中から選んでいくということですが、本市にとって、使い勝手がよく、被災後の復旧復興がスムーズにいくものであれば、どちらでもよいと思います。

私が初めて被災者支援システムを紹介したのは、平成23年6月議会でありましたが、当時、このシステムを導入していたのは、全国で300自治体ほどでしたが、今は900自治体ほど取り入れておまして、徳島県や岐阜県、100%の状況でございます。

また、先ほど市長言われました西宮情報センターに問い合わせますと、特段の専門家がなくてもできるという説明や、具体的なやり方は教えてくれるということですので、またそういう問い合わせもしてみたいと思います。

続いて、3番目、防災拠点となる高台造成の進捗状況についてでございます。

昨年10月15日、執行部より萩原の高台調査の進捗状況について説明がございました。現在、市内業者により、測量を行っておりまして、9月初旬にボーリング調査を発注して、11月中にはボーリングが終了し、平成26年1月には実施計画が完了する予定であると。まだ土地の地権者の確定ができていない中で、調査と並行して進んでいると、大変な状況であるということ、説明をいただきました。

そこで、まず、萩原地区の高台についてですが、現在では、ボーリングによる地質調査も終了していると思いますが、その調査結果についてお伺いをいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

高台造成の地質調査の結果についての質問で

ございますが、このたびのボーリング調査は、さきの1月末をもって完了いたしました。

まず、造成に際し、盛り土を予定する箇所周辺に3本、調整池予定箇所周辺に1本の、計4本のボーリングを行い、地下水位の把握や、地質分布、基盤岩振動等のデータを取得し、各種の物性試験、サンプリングも行いました。

その結果は、簡単に申しますと、想定以上に粘性土層が深く、さらに地下水位も高く、基盤岩位置も低いという結果となっております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 今の御答弁によりますと、基盤岩振動ですか、岩盤も低い位置にあって、軟弱層があるということですが、ここに10メートルを超える盛り土を行っていくということですので、しっかりとした地盤改良を行った上で、継続作業を行っていただきたいと思っております。

次に、用地測量。現在、用地測量、地権者の確定作業の段階に入っていることだと思いますが、この進捗状況について、お伺いをいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

萩原地区の用地測量の進捗状況につきまして、本年1月に契約を締結し、26年度夏の完了をめどに、造成予定地の権利者特定作業を、法務局所蔵の切り図による予備調査を行っている段階です。

今後につきましては、特に特定が困難な山林部の地権者特定のため、関係権利者に現地確認を依頼し、切り図か連続図の作成を行い、境界確定、地籍測量を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 答弁によりますと、造成予定地の地権者の確定作業は、26年度の完了を目指して、取り組んでいる最中であるとの答弁ですが、この対象となる地域での説明会が、何回か行われたと思いますが、造成予定地域の皆さんの反応といいますか、どのような意見が出たのか、どのような意見を持っておられるのか、その開催状況についてお伺いをいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

萩原、与市明地区への説明会は、先日の2月19日、同じく2月28日に、地区別に2回の説明会を行いました。

その際、多数御参加いただきました関係者の皆様の御意見を簡単に申しますと、高台の必要性については承知しているが、高台に至る道路、取り付け道路に関して、さまざまな御意見をいただきました。

高台整備や、道路が設置されることにより、雨水排水に対する懸念の声が多数にのぼり、さらに道路周辺となる家屋からは、路面勾配に伴う宅地との段差が生じ、景観が悪化する、不便になるのでは等々の貴重な意見をいただきました。

このことから、アクセス道路の計画に際しては、いただきました御意見を反映すべく検討を重ね、次回の説明会の開催に際しては、さらに広く御理解いただけるよう、努めてまいります。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 2月に入ってから2回の説明会を行って、多く参加者があって、いろいろな意見をいただいたということですが、そこで、私たちも経験があるんですが、気をつけていかななくてはいけないのは、どんな立派な

工事をしたとしても、必ず不利益をこうむる人たち、地域というのは、必ずあります。

そういうところから、いろんな問題が出てきますので、より一層、そういう人たち、そういう地域に関しては、丁寧な対応、説明をしていただきたいと思います。

また、アクセス道の話もあったということですが、宿毛小学校が移転となれば、低学年の子供たちの通学路であり、また、市民の有事の際の避難路ともなるわけですので、十分な、心配りのあるアクセス道を考えていただきたいと思います。

次に、1月末の完成予定であった実施設計の業務についてですが、これ完成しているのかどうか。完成していなければ、おくらしている理由と完成時期について、お伺いをいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

高台実施計画委託の進捗状況についてでございますけれども、現在、設計に関する高台の位置、形状、高さ、平地部及び切土、盛り土、調整池等、主要な施設の配置につきましては、ほぼ完了しております。残業務としましては、関係2地区の意向を受けた上での取り付け道路の概略説明、及び路線測量となっております。

もし、詳しい答弁が必要でしたならば、関係者のほうに、担当者のほうに答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（今城誠司君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 今、残務作業として、2地区の意向を受けて、取り付け道路の調整が残っている段階であるという話だと思っておりますが、高台調整に関する今後のスケジュールについて、お伺いをいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

萩原地区高台移転に関する今後のスケジュー

ルはということでございますけれども、先ほど、お答えしてきた部分と重複をいたします。

実施設計を完了後、本年の秋ごろをめどに、土地の境界確定、地籍測量を完了したいと考えております。

また、造成工事に着手する時期につきましては、用地取得完了後となりますので、今、申し上げることはできません。

しかしながら、早期着工を目指し、起業地に関する地籍測量が終わり次第、不動産鑑定評価を経た後、権利者に対する説明会を行い、土地建物に関する個別交渉に取り組んでまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 地権者も確定していない中で、大変な作業だと思いますが、頑張っていたきたいと思います。

それでは、昨日の中平議員の質問とも重なりますが、同じく高台の移転地となっております小深浦の西地域の防災拠点としての高台整備に関してですが、昨日の市長の答弁では、西地域の片島小学校や中学校、咸陽小学校の移転候補地にもなり得る高台であるとの答弁がありました。

この地域は、国土調査が済んでおり、萩原地区よりスムーズに進むのではないかと考えますが、今後のスケジュールについてお伺いいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

小深浦地区の高台造成の今後のスケジュールについてでございますが、先日、中平議員も答弁で触れましたけれども、現在、戸別訪問による用地交渉に着手したところでございます。

平成26年度におきましては、引き続き、用地交渉を行ってまいります、買収の状況に合

わせて、具体的なスケジュールを策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） いずれにしましても、この二つの高台とも、津波浸水地域の学校の移転の予定があるということですので、大変な作業でありますけれども、全力で取り組んでいただきたいと思えます。

この高台の質問については、以上で終わりたいと思えます。

次の、臨時福祉給付金、臨時特例給付金への取り組みについてでございます。

これは、5.5兆円規模の経済対策を実施するための2013年度補正予算が、6日の夜、参議院本会議で与党両党の賛成多数で可決成立をいたしました。

この中に、4月からの消費税が8%に引き上げられることによりまして、所得の低い人ほど負担が重くなるという、逆進性に対する負担軽減策として、低所得者向けの臨時福祉給付金、また子育て世帯向けの臨時特例給付金、また消費税による住宅の買い控えなどを防ぐための住まい給付金などが含まれております。

特に、臨時福祉給付金については、税務当局以外では、課税情報の守秘義務がありまして、対象世帯に確実に通知できないという問題も指摘されておりましたが、実施主体は市町村であり、受け取るには申請手続が必要となります。

この対象者には、きちんと周知をしてあげなくてはいけないことだと思いますが、本市としては、どのような方法で周知徹底を図っていくのか、お伺いいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

御質問の給付金につきましては、平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、低

所得者や子育て世帯等への負担の影響を緩和するための臨時的な措置として、住まい給付金、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金、通称、子育て臨時給付金の名称で、一定の要件のもとに、給付措置されるものです。

これらの制度の概要につきまして、簡単にですけれども、説明を申し上げます。

1点目の住まい給付金についてですが、この給付金は、消費税率の引き上げによる住宅取得者の負担緩和を目的として支給されるもので、住宅ローン減税の拡充による負担軽減効果が、十分に及ばない一定以下の収入層に対して、住宅ローン減税と合わせて負担の軽減を図るものです。

2点目の臨時福祉給付費につきましては、消費税率の引き上げに際し、低所得者に与える負担の影響を考慮し、支給されるもので、支給対象者は平成26年1月1日の基準日において、住民基本台帳に記録されており、平成26年度分の市町村民税が課税されていない者から、市町村民税が課税されている者の扶養親族等や、生活保護制度内で対応される被保護者等を除いた者です。

給付額は、支給対象者1人につき1万円で、支給対象者のうち、高齢基礎年金や、児童扶養手当等の一定の年金や、手当等の受給者は、1人につき5,000円の加算措置がございます。

3点目の子育て臨時給付金につきましては、臨時給付金と同様、消費税増税に伴う子育て世帯への影響を緩和するために支給されるもので、支給対象者は、平成26年1月1日の基準日において、平成26年1月分の児童手当の受給者で、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない者です。

給付額は、対象児童1人につき1万円で、支給対象者の平成26年1月分の児童手当の対象となる児童から、臨時福祉給付金の対象者や、

生活保護制度内で対応される被保護者等を除いた者となります。

いずれも、市民に関係の深い制度となっておりますが、住まい給付金につきましては、全国に設置される住まい給付金申請窓口、または住まい給付金事務局への受け付けとなっておりますので、宿毛市独自の制度周知は考えておりませんが、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金につきましては、宿毛市において、平成26年度に申請を受け付け、支給を行う必要がありますので、現在、準備を進めているところでございます。

野々下議員がおっしゃいますように、この制度を実施することが国で決まってから、制度の概略が市に知らせるまでの期間が短かったこと、また、制度設計が不十分な点もあり、制度の周知がおくれている状況です。

制度の概略については、市のホームページに掲載していますが、申請時期や書類の内容などの詳細は未定であるため、詳しい内容を広報できていません。詳細が決まりましたら、市のホームページ及び広報への掲載はもちろん、内容、手続方法などを、順次お知らせする予定としております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 周知方法がまだ決まっていないということですが、決まり次第、速やかに広報、お知らせのほう、よろしく願いをしておきたいと思います。

また、この臨時福祉給付金の対象者は、単身者の場合、課税対象の被扶養となっていないことが条件となっております。子供さんの扶養になっていては、もらえませんよということなんですけど、先ほど、市長の答弁の中にもありました。この確認が、他市町村に子供さんがいたりする場合、また子供さんたちが勝手に扶養にし

ていたりすると、これに適用されなくなります。

お金が給付された後で、税業務の中で被扶養ということがわかるということ、そういう可能性もあろうかと思いますが。

つまり、支給をした後、お金を返していただかなくてはいけないことも、発生し得る可能性もありますが、その場合の対応について、お伺いをいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

再質問でございますけれども、臨時給付金等の支給基準日が、平成26年1月1日となっており、その時点で市民税非課税であった場合には、給付金の支給対象者となりますが、支給後に税情報の修正等により、課税されることになったり、課税世帯で扶養されている状況になった場合には、支給対象者ではなくなるために、支給済みの給付金は、市に返還していただくこととなります。

また、給付金の申請書において、支給後に、要件に該当しないことが判明した場合の給付金の返還については、申請者の同意を得るということとしております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 申請者の同意を得て、返していただくということですが、多くの自治体では、6月ごろからの申請受け付けということになっておりますが、本市ではいつごろから受け付けが開始になるのかお伺いいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

臨時福祉給付金も、子育て臨時給付金も、市民税の課税、非課税の確定が、支給事務の重要な要件となっております。

現在、税務課が申告相談を受けており、6月には市民税の課税、非課税の賦課業務のめどが

つきますので、7月以降に準備が整い次第、申請の受け付けを開始したいと考えています。

申請受け付けの2カ月ほど前から、パンフレット等で制度の周知や、申請期間など、広報活動を行い、申告漏れがないよう、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 7月ごろから申請受け付けになるということですが、漏れないように周知徹底のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

この問題、最後に関連質問として、最近聞いた話ですが、通告もしてないわけですが、心配な話ですのでお聞きをしておきたいのですが。

他市町村では、臨時福祉給付金、また特例給付金、対策、専属的な部署を構えて対応しているところもございます。

四万十市では職員2名、臨時職員4名、計6名で、専属の部署で対応していく。

また、土佐清水市では、3名の専属の職員を構える。

本市でも、これ特例給付金、また福祉給付金、合わせると1万件近い件数になろうかと思えます。このままの体制で、通常の福祉事務所の業務に支障を来すことはないのか、これは大丈夫なのか、お伺いをいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

この制度により、現在の職員の体制で対応ができるのかという内容の質問でもあろうかと思えますけれども、また、先ほども答弁いたしましたように、制度設計等が不十分な点もありまして、市としても、それに対応する職員体制というのは、現段階では、正職員を新たにそこに増員するとかいうこと等については、考えておりませんが、いずれにしても、そのよう

な必要性は迫ってくる。

やはり、配置の増強をするということについては、いろんな形で対応しなければいけない、そういうときが必ず来るのではないかなという思いもしています。

そういう形の中で、具体的な事務内容が明確になっていく中で、そういう体制についても、市民に対して迷惑がかからないような対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） いずれにしましても、両方に市長の差し支えないような取り組みを、万全の対策でよろしくをお願いをしたいと思います。

以上で、給付金については終わります。

次に、地域包括ケアシステムに向けての具体的な取り組みということで、質問をいたします。

団塊の世代が75歳以上となり、高齢化で、医療や介護が爆発的に増える2025年問題の解決策の一つとして示されているのが、この地域包括ケアシステムであります。

現在、2012年4月からの第5期の介護保険事業が実施されているところでございますが、その柱となるのは、地域包括ケアシステムの確立ということですが、このシステムというのは、年を重ねる中で、必要となる医療、介護、生活支援などのサービスを、住みなれた地域で総合的に受けられて、生涯にわたって、安心して暮らせる仕組みのことでありますが、主に在宅の要介護、高齢者が24時間365日を通し、30分以内に駆けつけられる日常生活圏で、介護、医療、生活支援などの各種サービスを受けることができるようにするのが、この地域包括ケアシステムのねらいであり、高齢者の生活を地域で支える仕組みであります。

その中で質問ですが、団塊の世代の皆さんが

高齢者年齢に進む中で、予防医療、また予防介護等にあわせて、地域包括在宅ケアも非常に大事になってくると思います。

私の友人に、病院から退院した後、体が自由に動かないということもあって、通院によるリハビリも、家でのリハビリも、次第にやめてしまっていて、どんどん症状が悪化していったケースがありました。

そのときに、医療、また介護の在宅のケアが、非常に必要性を痛感をいたしました。そこで、本市での地域包括ケアシステムにおける医療、介護の連携について、お伺いをいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

地域包括ケアシステムにおける、医療と介護の連携についての質問でございます。

先ほど、議員の質問もありましたように、地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、重度な要介護状態となっても、住みなれた地域で、自分らしい暮らしを、人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護予防、生活支援が一体的に提供される体制の構築を実現することであり、宿毛市でも第5期宿毛市介護保険事業計画において、基本理念として位置づけ、推進しているところでございます。

在宅生活を継続していくためにも、医療情報を取り入れた、適正なケアプランを作成する必要があるなど、医療と介護の連携は、欠かすことのできないものです。

本市でも、第5期宿毛市介護保険事業計画に基づき、地域包括支援センターの機能強化を行い、当センターを中心として、平成23年2月より、医療機関在宅支援、居宅支援事業所等連携協議会を立ち上げており、現在、2カ月ごとに研修や、事例の検討会を開催し、顔の見える関係性の構築、介護関係者の医療分野の知識の

充実、これを図るなど、在宅生活を支える医療と介護の連携強化に努める取り組みを推進しております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 在宅の医療、介護の連携強化に取り組んでいるということですが、地域における医師不足という根本的な問題もございます。本市独自の体制、独自でつくり上げるケアシステムの体制をつくり上げていただきたいと思います。

そこで計画されている地域包括ケアシステムの構築に向けて、本市においては、どこが中心的な役割を担っていくのか、お伺いをいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

地域包括ケアシステムの構築に向けて、どこが中心的な役割を担うのかということでございます。

国から示されております地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みにおいては、在宅医療、介護の連携推進、また認知症施策の推進、また地域ケア会議の充実、さらに生活支援、介護予防の充実等を、地域支援事業に位置づけ、地域包括支援センターを中心に実施するとなっております。

当市も機能強化した地域包括支援センターを中心とした体制づくり、これを考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 現在、支援センターを中心に、システムを構築していくということでございます。

次の、24時間対応の定期巡回、随時対応型訪問介護、看護サービスが、今後、地域包括ケアシステムの中の中核部分を見直す仕組みとし

て期待をされていますが、本市での取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

質問のありました24時間対応の定期巡回、随時対応型訪問介護、看護サービスは、重度者を初めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中、夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問を行うものです。

このサービスには、事業所の人員増加を含めた体制強化が不可欠となっております。宿毛市におきましては、市内の一事業者が、夜間訪問の実施に向けた検討を開始しておりますので、現在、実施している日常生活圏域ニーズ調査の結果も踏まえ、今後、事業者と実現に向けた協議を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） このケアシステムの一番大事な部分なのですが、この24時間対応というのは、どこの地域に行っても事業者がないというのが実情でありまして、今、市内の業者が夜間訪問実施に向けた協議をいただいているということでは、非常に大事なことだと思います。

この実現に向けた取り組みを、サポートをよろしくお願いをしたいと思います。

次に、認知症対策についてですが、先ほども答弁がありましたけれども、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実の中には、認知症対策の推進も含まれております。

要介護高齢者の多くは、認知症であり、その数は、今後もさらに増加をしていくと思われま

す。初期の認知症は、適切な介護サービスを受けなければ、重症化を防げないと指摘をされてお

ります。

厚生労働省の研究班の調査では、2012年時点で65歳の高齢者のうち、認知症の人は推計15%、約462万人いるとされています。

また、認知症になる可能性のある軽度の認知障害の高齢者も、約400万人とされます。

これは、65歳以上の4人の1人が認知症と、その予備軍となる計算であると発表されています。

本市として、認知症対策、特に認知症患者を抱える家族への取り組みというのはどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

認知症対策はということでございますけれども、本市におきましても、65歳以上の高齢者へ、実施しました生活機能に関する調査において、約3割の方が認知機能の低下を自覚していること。また、ケアマネジャーへの調査により、各介護度における認知症の割合が、約2割を占めていることから、認知症施策の必要性を強く認識しているところでございます。

本市の認知症対策への取り組み状況としましては、昨年度より認知症高齢者の介護をしている家族を対象とした、認知の人と家族の集いを結成し、気持ちの分かち合いや、認知症の方への対応について、勉強会等を行っております。

また、認知症知識の普及啓発では、市内4カ所で開催している健康相談事業においても、精神科医による講話を実施しており、来年度以降も継続することとしております。

また、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を支援する、応援者となる認知症サポーターの養成講座を、来年度より市内6カ所程度で開催を予定しており、地域での支援者をふやしていく計画としております。

今後、迎える超高齢化社会においては、まず

まず認知症高齢者の増加が見込まれる中、地域での生活を支えるために、早期から認知症に対して、適切に支援が提供できる体制の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 私の家にも、97歳になる母親と同居しております。認知症は、さほど重くはないんですが、よく忘れ物をします。

時には、ボイラーがついたままで、1日お湯が出ていたり、ガスがついたままであったり、ストーブがついたまま散歩に行ったり、はたで支える側というのは、非常に、そういう軽い状態でも、非常に大変でございます。

それでも、家族は大変でありますので、家族へのケア。今、言われたように、サポーター制度ですね、そういうことを充実をさせていただきたいと思っております。

続いて、次の質問ですが、高齢者の社会参加の推進、住民参加の介護予防活動についてですが、地域包括ケアシステムや、医療や介護など、専門家以外にも、地域などから幅広い支援がかかせないということですが、ボランティアなど高齢者の社会参加の推進や、住民主体の介護予防活動は、どのような事業をイメージしているのか。また、ボランティアの参加といっても、理想はよくわかりますが、ボランティアはなかなかふえないのじゃないかという心配があります。その点、どのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

地域包括ケアシステムの実現には、住みなれた地域では、多様なサービスが、高齢者に提供されることが大切で、より身近な地域で、地域力、住民力が発揮され、地域で支え合う互助、

共助の精神が重要となってまいります。

第5期宿毛介護保険事業計画期間中には、健康相談事業を通じて、住民全体で介護予防活動の推進を行う自主グループが、市内で6カ所誕生しております。

また、老人クラブ活動は市内35クラブで、地域元気クラブ活動は、市内29地区で、それぞれ高齢者の生きがい活動や、楽しみの場として、地域力を生かした活動が実施されており、さまざまなボランティア活動にも参画していただいております。

現在、第6期宿毛市介護保険事業計画策定に向けて、65歳以上の約6,300人の人を対象として実施している日常生活圏域ニーズ調査の中で、社会参加や介護予防、また住んでいる地域のボランティア活動に関する質問が含まれておりますので、今後、本調査の結果を踏まえ、より身近な地域で、住民力を生かした介護予防活動や、ボランティア活動につながる取り組みとなるように、努めてまいります。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 老人クラブが35、地域元気クラブが29あって、皆さんにはさまざまなボランティアに参加をしていただいているというお話でございました。

市内の多くの地域で、そういう取り組みができるようなサポートをしていただきたいと思います。

以上で、認知症について、終わりたいと思います。

最後の質問になりますが、図書館運営についてということでございます。

本年1月16日でしたか、私たち、改革クラブと未来の2会派で、合同で、オープンから半年で来館者数50万人を突破したという、TSUTAYAで知られるカルチュアコンビニエン

スクラブを指定管理者として、図書カードにTポイントカードを導入したり、スターバックスカフェを併設したりと、これまでの公立図書館のイメージを覆す図書館として、注目を集めております、佐賀県の武雄市の武雄図書館に政務調査に行つてまいりました。

大変、衝撃を受けて帰ってきたわけですが、本市は、あのような取り組みができるとは思いませんけれども、少しでも本市の図書館にプラスになればとの思いで、2点ほど教育長に提案をしたいと思つます。

1点目ですが、雑誌スポンサー制度についてということですが、最近、多くの人に、来館してもらおうと、工夫を凝らした、いろいろな図書館が全国に広がつてきております。

例えば、コンビニエンスストアと連携をして、24時間、いつでも図書の受け取り、返却のできるサービス等を実施している所沢市や、先ほどお話しした武雄市の取り組みなど、独自のアイデアで図書館の魅力を増す、そういう取り組みをしている自治体が、全国に大変多くなつてきております。

この独自のアイデアの一つに、近年、企業、団体、または個人が図書館の所蔵する雑誌の購入代金の全部、また一部を負担して、その見返りとして、スポンサー名の掲示や、広告の掲載を行う雑誌スポンサー制度というものがございます。

具体的には、雑誌の購入費をスポンサーに負担してもらい、かわりに雑誌最新号のカバー、透明のカバーなんです、その表面にスポンサー名、裏面に、全面に広告を載せるという仕組みであります。

図書購入費の新たな財源を確保しつつ、また地元企業のPRや、市民サービスの向上にもつながる、有効な施策として、注目を今、されております。

全国でも相当な図書館で取り入れております。この雑誌スポンサー制度は、平成20年7月に岐阜県の岐南町というところの図書館が、職員の発案で導入をいたしまして、初めて取り入れて、それ以来、自治体の財政難のあおりを受けて、予算確保に苦しむ公立図書館で、その導入の動きが広がってきております。

図書館、市民にとって生涯学習の重要な拠点でありますとともに、情報を得る貴重な場であり、特に雑誌類においては、市民にとっては貴重な情報入手源であり、図書館には欠かせない資料分といえますが、その雑誌の財源確保に有効である雑誌スポンサー制度について、本市において導入を検討したらいかがでしょうか、所見を教育長にお伺いをいたします。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

御提案の制度につきましては、近年、関東、それから中部地方等を中心に、全国の公共図書館で雑誌コーナーの充実、それからサービス向上を目的に導入する傾向にあります。

現在のところ、県内の図書館で導入しているところはございません。

御提案をいただきました雑誌スポンサー制度を活用することで、スポンサーに年間の雑誌購入費を負担していただければ、その分の資料費をほかの資料の購入に充てることができますし、より多くの市民の皆様のニーズにお応えできる可能性があると思います。市民サービスの向上にもつながると思います。

財政事情が大変厳しいですので、坂本図書館といたしましても、本制度の活用につきましては、検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） ぜひ活用、検討をして、勉強して、取り入れていただきたいと思

います。少しでも図書館のためになるように、よろしく願いをいたします。

2点目でございます。読書通帳についてということでございます。

ある雑誌に、今年の9月、富山県の立山町に、公立の図書館としては、全国でも5例目となる読書通帳システムを導入したという記事が載っておりましたので、調べてみました。

すると、自動貸し出し機を使って借りた本のデータが、併設された読書通帳機に送信をされ、通帳を挿入すると、本の題名と貸出日が記帳されるというもので、自分がどんな本を読んだか、今までずっと読んできたかわかるシステムになっておりました。

しかし、システム費用が200万円を超えるということで、立山町では、システムや通帳の費用は、地元のロータリークラブや銀行からの寄附で賄っておりましたので、少し宿毛市向きではないのかなということも感じましたので、もう少し調べてみました。

そうすると、広島市では、貯金通帳をモデルにした読書貯金通帳というのがあり、両面見開きの冊子には、読んだ本のタイトルや感想、満足度のチェック欄などを設けて、借りた本人が書き込むというシステムになっておりました。

ここにインターネットでダウンロードできるんですが、これは子供版の読書通帳でありまして、一番左に借りた日、それから本の題名、感想。星三つありまして、よかったのか、普通だったのか、本当によかったのかという、こういう形でつけれるような通帳がありました。これは子供版であります。大人のやつは、もっとシンプルなやつが2種類ありました。

こういうこともあり、また滋賀県の甲賀市では、子供読書通帳というのがありまして、これは「見習い忍者のたぬ吉くん」というキャラクターを設けてまして、本を読んで、修行を積んで、

一人前の忍者になっていくというストーリー一仕立てとなっておりまして、学校の図書室や市内の図書館、家にある本など、読み終えたら1冊ごとに読んだ本の題名と、一言記入し、市内の図書館にその通帳を持っていくと、読んだ本1冊につき1個、判を押してもらえると。

その判を50個集めると、特製のしおりがもらえまして、このしおりは忍者の免許皆伝書になっておると。読書忍者になったあかしがもらえるというようなストーリーのものがあまして、なかなかおもしろいものでありました。

このように、本を好きになってもらえるような、動機づけになるような取り組みとして行っている自治体も、全国に多くございます。

本市においても、読書通帳の導入を検討したらということ、教育長にお伺いをいたします。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

読書推進運動が全国的に実施をされておりますし、宿毛市内の小中学校におきましても、いろいろな工夫はされております。

坂本図書館といたしましても、図書館内での展示、それから読書講座、読み聞かせ、それから赤ちゃんと保護者に絵本を介して、心の触れ合いを呼びかけていく、そういう事業のことをブックスタート事業と申しますが、そのブックスタート事業、それから学校訪問読み聞かせ、そういうものをボランティアの皆様のお力をおかりしながら、読書推進に取り組んでいるところでございます。

また、学校との連携、協力ということで、団体貸し出しを実施する中で、児童生徒の読書推進にも取り組んでおります。

読書通帳の導入につきましては、自分で読んだ本を利用者が通帳に記入をし、履歴を残すことで、本を読む楽しみもふえますし、再読にもつながり、友人等に自分の本を紹介できること

など、読書推進につながるものと思われまます。

高知県内では、導入している公共図書館はないようございますが、全国的には多くの図書館が取り組んでおりまして、坂本図書館といたしましても、読書通帳の導入につきましては、小学校、中学校との連携も含めまして、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 小中合わせて検討していただけないということでございますので、ぜひよろしくお伺いをいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（今城誠司君） この際、午後1時20分まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 5番、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、初めに、中心市街地活性化計画の現状についてお伺いをいたします。

平成26年度の行政方針の表明を何度か読みましたが、中心市街地に関する文字・言葉が全然出てきません。

平成24年度・平成25年度の行政方針の表明には、「商工業について」ということで、「中心市街地の構築に向けた基本計画の策定を目指し、安全安心、安全でにぎわいのあるまちづくりの推進に努めてまいります」との文章があります。

今回、中心市街地に関することが触れられていないと感じていますが、市長の考えについて、お伺いをいたしたいと思ひます。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 5番、岡崎議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、中心市街地活性化計画の現状についてということの質問でございますけれども、中心市街地活性化計画の策定につきましては、平成26年度の行政方針に、言葉としては触れておりませんが、決して市街地の活性化の推進をしないということではございません。

この計画策定につきましては、現在、中心市街地活性化協議会において、より具体的、かつ実現可能な事業の特定作業を行う中で、基本計画案を煮詰めているところでありますが、特に計画の中で、大きなウエートを占める商業地域の活性化について、商業者みずからの実現性のある、具体的な提案がないことなどから、計画はなかなか煮詰まらない現実があります。

景観に配慮した道路整備など、市としてできることは取り組んでおりますが、計画策定には、かなりの時間を要することから、今回の行政方針には、言葉としては触れていませんけれども、今後の基本計画の策定を目指し、安全安心で、にぎわいのあるまちづくりの推進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） ただいま市長の答弁の中でありましたことについて、再質問させていただきます。

商業地域の活性化、確かに、今、現状、なかなか商業地域、あそこに2つ振興組合がございますけれども、人口の減少等々について、なかなか活性化ができない方向性にあるということは、僕自身もよく存じておりますけれども、その中で、かなりの時間を、中心市街地活性化策定に向けて、かなりの時間を要するというふうに、今、市長のほうで答弁をされましたけれど

も、このかなりの時間というのは、大体どの程度ですか。5年後、10年、20年。このかなりの時間について、ちょっと御質問したいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

かなりの時間という形でお答えさせていただきましたけれども、そのかなりの時間を要するというのは、商業地域の活性化について、商業者みずからの、実現性のある、具体的な提案がないということから、計画がなかなか煮詰まらないというところに起因しているわけございまして、こうした方々の商業者の皆さんが、積極的な提案をしていただく、そういう形の中では、その速度というのは、早くなる、当然ながら、状況の中での答えとさせていただきます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 商業者からの計画がないということで、よく理解できましたので、ありがとうございます。

次に、現在、水道通りの中央線の整備をしておりますが、以前に具体的なタイムスケジュールをお聞きしたわけでございますが、そのときに、平成25年度完成に向けて、取り組んでまいりたいと考えております、との答弁をいただきました。

完成時期について、お伺いをいたしたいと存じます。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

現在、行っている中央線の水路整備につきましては、改良を行う農業用水、排水路構造物の下に配管するNTT、四国電力等の電線管理者との地中埋設管の管理、そして施工等に関する協定協議に不測の時間を要したために、本年度

内の完成が見込めなくなりましたので、水路の完成は翌年度に繰り越しを行う予定でございます。

そういう点で、25年度完成は難しい、そういう状況でございます。

また、景観に配慮した道路空間高質化事業としての中央線全体の整備につきましては、27年度の完成を目標に、整備を進める予定としております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） ありがとうございます。

できれば、不測の時間を要する事態が起こったということでございますので、そこも含めて早目の完成を目指していただきたい、そのように思っております。

次に、高知銀行の跡地利用についてお伺いをいたしたいと存じます。

以前、質問をしましたときに、小野 梓記念公園の環境美化に努めるとともに、暫定的措置として、砕石などを敷きながら行うなど、利便性の向上を図りたいとの答弁をいただきました。

小野 梓記念公園については、新たに整備をされていますし、高知銀行跡地についても整地化され、砕石が敷かれている状況にあります。

その点については、一定、評価をするものですが、今後、高知銀行の跡地の利活用を、どのように考えているのか、お伺いいたしたいと思っております。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

高知銀行跡地につきましては、中心市街地活性化基本計画案においても、小野 梓公園とともに、中心市街地のシンボルとして、緑と水と草花があふれる憩いの場として、位置づけられております。

砕石等、一定のそのような形の整備はしてお

りますけれども、今後の利活用につきましては、この中心市街地活性化協議会において協議を重ね、よりよい利活用を考えてまいります。

現在のところ、このような答弁にさせていただきたいと思っております。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） ありがとうございます。

今、中心市街地活性化協議会で、利活用については考えていただきたいというような答弁をいただきました。

私も、中心市街地活性化協議会の一メンバーでございますけれども、市長の思いとして、あそこの高知銀行跡地には、どういうものがあるか、中心市街地、今後、住民の利便性等々を考えた中でよいのかというのは、端的に答弁できるところで構いませんけれども、答弁していただければと思っております。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

現在の高知銀行の跡地については、跡地とともに、あの一画が想定されるというか、そういう事業の方向性になっているわけですので、その辺の土地のことについても、まだ明確に整理がついてないという状況にもございますので、まだまだ不透明なところはありますけれども、私としては、あそこの、まさにここに書かれているように、緑と水と草花あふれるという形の場所として位置づけられておりますので、大きな木などを植えるということについては、市街地の中で難しいと思っておりますけれども、あそこに、例えばバラの花であったり、草花、そういうものが植栽されて、市民の憩いの場所となる。あるいは、そこに買い物に来られた人たちがくつろぎの場所になる。そして、隣の小野 梓公園のほうは、若干、整備しましたけれども、そういうものとの一体的な形の中で、寄贈していただいたほうから見ても、喜んでいただけるよう

な、また今後の方向性については、一定、小松製作所の中にある日本の花を、花の会というのがあるんですけども、そこの皆さんも、一定、絵を描いてみたいという意向も聞いておるんですけども、なかなか土地との関係を含めて、まだ煮詰まっていないので、こういう絵を描いてくださいということも、まだなかなかお願いができないという、そういう状況にあることも事実でございますけれども、できるだけ早く、この辺の、中央線のそういう整備と連携する中で、まちの活性化を目指して、計画どおり進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 市長、どうもありがとうございました。とても詳しい説明をいただきまして、満足しておりますので、どうぞ早期に利活用のほう、していただきたいと思います、そのように思っております。

次に、小野 梓記念公園に接すると申しますか、真丁のアーケードがあります。大分、老朽化も進んでいると思いますが、その周辺に住む市民の安全安心、地震が起こったときに倒壊して、道路がふさがれてしまう可能性もあります。

市として、何か対応ができないかどうか、お伺いをいたしたいと思えます。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

真丁アーケードにつきましては、昭和52年に設置してから、既に37年が経過しており、議員御指摘のとおり、老朽化が進んでおります。

このことは、真丁商店街振興組合としても懸念しており、現在、国の商店街まちづくり事業などの補助事業を活用し、アーケードの撤去等ができないか、協議をしているところであります。

今後、真丁商店街振興組合内で意見集約をし、

事業を実施するとなれば、市としては、国等の補助事業を活用する中で、支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） どうもありがとうございます。

市としても支援していくということでございますので、よろしくお伺いいたしたいと思えます。

それでは、今後の中心市街地活性化について、少しお伺いをいたしたいと思えます。

平成25年12月11日に、内閣官房地域活性化統合事務局より、中心市街地活性化推進委員会から、中心市街地活性化に向けた制度運用の方向性という報告書が発表をされております。

その中で、平成18年8月に、現行の中心市街地の活性化に関する法律が施行されてから7年が経過をし、全国117市において、基本計画が策定され、関係各省が連携して、活性化に取り組んできたところであるが、中心市街地は依然として厳しい状況におかれている、との現状評価がされております。

基本的な方向性として、地方自治体の役割は、目指すべき中心市街地のあり方の共有や、各取り組みを総括、コーディネートし、中心市街地活性化のイニシアチブを発揮し、地域の特色を生かしたビジョンを策定し、事業を計画的、着実に実施するとのことでありますが、その点について、市長のお考えをお伺いいたしたいと思えます。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

中心市街地の活性化につきましては、活性化協議会の総意として、行政に対する強い要請がございました。過去の旧法における活性化計画の頓挫を受けて、新たな計画策定においては、

まず、行政がやる気を見せ、汗をかく、こういうことでもございました。

その要請に応えるべく、先行可能なハード事業に、宿毛市としては着手をいたしました。

無電柱化など、景観に配慮した中央線、これは水道通りの整備ですけれども、さらに安全安心のまちづくりとして、市道土居の後線の避難道の位置づけによる拡張整備、さらには避難場所としての忠霊塔の整備、これを実施しております。

今後につきましては、中心市街地活性化計画の実現に向けて、御指摘のありました理念の共有や取り組みの総括、コーディネート、さらにはイニシアチブを発揮し、地域の特色を生かしたビジョンを策定するために、市ができることはできる限りやってみりたい、このように考えておりますし、これまで以上に、宿毛商工会議所及び中心市街地活性化協議会と連携を強化し、中心市街地の活性化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 御答弁ありがとうございます。

今、市長より、市ができる範囲において、できることはしていきたいということで御答弁をいただきました。まことにありがとうございます。

中心市街地活性化については、市長のリーダーシップも問われるところがあるかと思っておりますので、市長の、今後、将来的なビジョンを含めて、中心市街地活性化に向けての取り組みの中で、そのビジョン等を、また明らかにしていただけたらなと、そのように思っておりますので、どうぞよろしく願いいたしたいと思います。

次に、宿毛市駅東地区土地区画整理事業の保留地の処分について、お伺いをいたしたいと思います。

います。

この宿毛市駅東地区土地区画整理事業は、平成9年に土佐くろしお鉄道宿毛線が開通するに伴い、地区に隣接している宿毛駅前地区内に宿毛駅が開設され、宿毛市の玄関口となり、宿毛市の顔となる宿毛駅周辺地区において、都市計画道路を初めとする公園、水路などの公共施設の整備、改善を行い、計画的な市街地の誘導により、新たな魅力ある都心の形成と、良好な都市環境整備を実施する位置づけにすることを目的として、事業実施に至ったものであります。そこで質問をさせていただきたいと思っております。

平成24年9月議会で質問したときに、保留地は27区画残ってございましたけれども、質問したときから数えると、1年6カ月ほど経過をしていますが、現状として、保留地は何区画売れて、残りは何区画になったのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

大変残念なことではございますが、以前、答弁して以来、現在まで、売却の実績はございません。

残りの区画についても、27区画のままでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 再質問をいたします。

1年6カ月たって27区画、前と比べて売れてないという状況にあるということでお伺いをいたしました。

そこで、宿毛市のホームページを見てみますと、土地分譲情報というのがありまして、そこを見てみますと、宿毛東団地20区画と、宿毛駅東地区13区画の情報があります。

宿毛東団地の情報を見ると、譲渡予定額が掲載されていて、土地の坪当たりの単価と、総額

がわかりやすく表示をされているわけです。

宿毛駅東地区の保留地については、そのような表示がありません。宿毛駅東地区の保留地についても、同じような表示、土地当たりの、坪当たりの単価と、総額を表示すべきではないかと考えますが、市長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

御指摘にありました、わかりやすくという観点からも、処分価格の掲載はできるだけ早く、未売却27区画の保留地について、ホームページに掲載していきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） ありがとうございます。早急にホームページのほうに掲載をお願いしたいと思います。

次に、平成20年に不動産鑑定士の鑑定を受けてから、保留地について5年以上経過しているわけですが、近年の土地の状況等を考えると、土地価格の見直し、再鑑定をすべきではないかと考えますが、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

保留地処分価格の見直しについての質問でございます。

議員の御指摘のとおり、平成20年6月に不動産鑑定士による評価額の提示を受けました。

この際、北工区4区画の保留地につきましては、工事未完了ということもあり、鑑定評価額が出ておりませんでした。この4区画につきましては、平成22年12月に鑑定評価を行いました。この時点で、20年次に行った各地の評価と、ほぼ同様となっていたために、おおむ

ね5年をめどに、見直しを行っている処分価格を据え置いておりました。

区画整理という事業の趣旨を加味した上で、適正な価格について、平成26年、評価委員会に諮ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 今の答弁の中で、平成26年度以降に評議委員会で話し合いをして、不動産鑑定を入れるかどうかの話し合いをするという話だったと思いますけれども、現在、宿毛駅東地区周辺の土地、国が競売をしているところがございますけれども、その坪単価が、かなり安く売られている状況下にありますので、そのことも加味しながら、再鑑定のほうをしていただければなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、保留地の賃貸について、お伺いをいたしたいと思います。

以前、質問したときに、市長は、保留地の賃貸については、進めていく方向で検討してまいりたいという答弁をさせていただいたわけですが、その後、どのように検討されたのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

以前の定例会で答弁しました保留地の賃貸につきましては、担当課とも検討を行いました。

他の自治体に関しても、組合施工による賃貸の例はあるものの、市施工による保留地の直接的な賃貸に関する事例はございませんでした。

例えば、保留地管理組合とか、保留地管理会社等の第三セク設立等を伴いますと。宿毛市としましては、1年に満たない、短期的な賃貸、または常時、移動可能な建築物の設置は、実際に行っておりますが、長期にわたる定期借地権等による賃貸契約につきましては、相手方の事

情や、予期できない事象による信用問題等、非常に高いリスクを伴うため、現段階では、困難であると言わざるを得ません。

このことから、賃貸に関しましては、短期限定とし、当面は価格の見直しによる早期処分を優先してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） ありがとうございます。

今、市長のほうから、市のほうでは、今、定期借地権のリスク等々、今までそういう、行った市がないということでございましたけれども、ここは、一歩足を進めていただきまして、定期借地権として、土地をお貸しする方法はとれないかどうかと、私自身考えていました。

そうすれば、建物についても、固定資産税の税収も期待できるわけですし、土地についても、賃料が入るということを考えてみましたけれども、それが定期借地権をすることによるリスク等を考えた場合に、どうなるのか。そういうところは、もう一度、再度、検討をしていただきたい、そのように思っております。

最後に、早期処分に努めたいということでございましたけれども、一番初めの質問に戻って恐縮ではございますが、1年6カ月経過した後、まだ27区画自体売れてない状況ですよ。それで、早期処分を図るといのは、どのような方法で早期に処分を図っていくつもりであるのか、市長のお考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

なかなか売れていない土地を、早期処分という形で答えはしましたけれども、とにかく気持ちとしては、ここを早く処分をしたいという思いもありますし、当面は価格の見直しということについても、考えていかなければいけない

課題になる可能性もございますので、その辺も判断をしながら、早期にという形でお答えをさせていただきました。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） ありがとうございます。

なかなか、今の経済状況を考えると、早期処分というのは、なかなか難しいことがございます。だから、市のホームページを使いながら、広報紙を使いながら、周知活動に努めていただきたいなど、そのように思っております。

いろいろ質問しましたが、全てにおいて了解いたしましたので、以上で私の一般質問のほうは終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（今城誠司君） この際、10分間休憩いたします。

午後 1時49分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君） 10番、一般質問を行う前に、東日本大震災で亡くなられた皆様の御冥福をお祈り申し上げるとともに、3月4日に開会いたしましたこの議会、本当に皆さんに御迷惑をかけました。

私、インフルエンザと知らずに出席をしたもので、執行部、議員の皆さんにうつらないかと思っ、本当に心配したんですが、うつってなくて、本当によかったと思っております。

ただ、中にはうつってもらったほうがよかったと思う人が、ひょっと、いたかもしれませんけれども。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさ

させていただきます。

平成26年も3月になり、桜の便りが聞こえてくる季節になりました。小中学校を初め、高校では、卒業式や進学、就職に大変忙しい季節になり、宿毛市においても、執行部より、平成26年度の当初予算が提出され、また市長より、行政方針の表明がありました。

それに基づいて、今回、議員11名が一般質問に立ち、熱弁が繰り広げられています。

それでは、1回目の質問に移ります。

沖本市長が就任いたしました2年が過ぎました。その間も、宿毛市の人口は年々減少し、過去の宿毛町が見えてきました。

なかなか人口の減少に歯どめができませんが、今こそ、国の厚い支援を探して、官民が一体となって、宿毛市のためにチャレンジをしなくてはいけないと思っております。

宿毛市の市長として、5年後、10年後の宿毛市のために、市長のふるさとする熱い思いを語っていただきたいと思えます。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 10番、浦尻議員の一般質問にお答えをいたします。

5年後、10年後の宿毛市について、熱い思いを述べよとの質問もいただきました。

議員御承知のように、御指摘のように、我が国の長期にわたる景気の低迷等々、比例して、本市の人口は、さまざまな取り組みを実施しているにもかかわらず、減少を続け、特に子供を産み、育てる若年層の都市部への流出が、人口減少にさらに拍車をかけているのが現状でございます。

この10年間で、約2,800人も減少をしております、この2年間でも、469名が減少をしているというのが現実でございます。

こうした中で、国においては、一昨年末に政権与党に復帰した自民党と公明党の連立政権が、

デフレ経済から脱却を目指して、経済政策を強力に推進し、輸出産業を中心に、景気の回復が見られております。

また、好調な経済をさらに持続可能なものとしていくために、平成25年度補正予算に5兆円を超える予算を計上するとともに、平成26年度予算においても、戦後最大規模の予算編成を行うなど、強力に経済体制を推進することとしております。

本市としましても、議員の御指摘のように、国のさまざまな支援策等を積極的に活用する中で、一次産業の振興や、防災対策、さらには若年層が定住し、安心して子育てや教育を行うことができる環境づくりなど、将来にわたって、宿毛市が飛躍、発展できるように取り組みたいと考えております。

少し長くなりますけれども、しかしながら、こうした国の政策あった中でも、実際は、戦後のあの高度成長期に、地方の人口というものは、どんどん減り続けていったのも現実でありまして、やはり市としての独自の対策等についても、強力に推進していかなければならないのではないかとこのように考えております。

日本全体の人口の減少が進んで、高齢化がこれからもさらに進むこと、これは確実にございます。

こうした中で、宿毛市の行政の役割は、こうした現実を受けとめて、過疎や高齢化が進んだとしても、人口が減っても、この流れをいかに穏やかにし、宿毛市に住んでいる皆さんの暮らしを支援していくこと、このことが私は大きな役割があるというふうに思っております。

この人口減少を少しでも抑えることが、大きな課題でもございます。昨日の質問にもございましたけれども、人口の減少を食いとめる、この対策は、政策展開の中でも大きな柱にすべきだとの提案もいただきました。

人口がふえる事業の展開、振興策、これを常に念頭に、取り組んでまいります。

こうした中で、宿毛市の5年後、10年後の姿、そういうものについては、宿毛市としては、平成23年から始まった宿毛市振興計画にうたわれております、やはり市民の所得を確保するために、働く場所の確保が最重要課題であると思っております。

中でも、地方の特性を生かした一次産業や、加工産業の活性化が必要と思います。

高知県の産業振興計画を取り入れて、集落営農で、地域の特質を、特徴を生かした農産物の開発、漁業の水揚げの拡大と水産物加工、林業では、木質バイオマス関連事業や、林業関係者への支援、さらには観光振興やスポーツ施設を利用した各種大会の開催などでの入込客の拡大、宿毛湾港を生かす取り組みなど、行政方針の中でも述べましたように、可能な限りの施策を展開してまいります。

教育や福祉についても、さらに充実したものを目指していききたいと思っておりますけれども、そうした中で、宿毛市の5年後、10年後のそういう方向について少しお話ししますと、例えば、中山間地域では、各集落で集落営農組織を立ち上げて、農業の集約をしながら、多様な農産物を生産し、加工施設もつくるなどして、雇用の安定や収入の安定を図って、地区の圃場の維持や、神祭などの地域の行事も維持して、将来につなげる、そしてその経営の中には林業も組み入れて、木質バイオマス関連の事業の直接雇用のほか、伐採や運搬、植林、下刈りなど、関連する従業者をふやして、人口減少を少なくしていく。そして、その地域でも、高齢者も、子供たちとともに暮らせる地域づくり、こういうものが、私は将来に実現していくような取り組みをしていかなければならないと思っております。

市内のかんきつ農家では、ブントやコナツ、ナオシチなど、精力的に事業を展開するなどして、多くの事業者には後継者が育ち、元気な地域が、現在もずっと継続しております。

こうした農業も、多くの地域で、農村においても、実現をしていきたい、このように思っております。

漁業においては、豊かな宿毛湾を生かす中で、浦尻議員の組合長をされているすくも湾漁協の事業との連携をいただきながら、現実的な事業を支援して、宿毛湾の魚のブランド化を図り、広く販路を拡大して、後継者の確保を図っていききたい。より、そうした一次産業の振興をして、村々がにぎわっていく、そういう、私は地域づくりを目指していかなければならないというふうに思っております。

さらには、安全対策も当然ですけれども、地震や津波対策、これについても高台の早期の完成を目指していきますし、避難場所の確保や、あるいは市街地の地盤沈降対策事業、こういうものも展開が始まっているというふうに思っております。

教育においては、各学校で、生徒数は減っていくわけですけれども、その中でも、高い学力と、そうした個人個人の体力のある、スポーツの盛んな学校、生徒を、私は育てていくのではないかというふうに期待をいたしております。

保育においても、津波浸水地域の保育園は、地域との合意形成の中で、高台に移転し、乳幼児がより安心して、そこで生活ができるような、私はそういう地域づくりについても、大きく進んでいるのではないかと、このように考えております。

しかしながら、こういう取り組みをした中でも、不透明なTPPの交渉であるとか、さまざまな国の政策の中で、あるいは医療や保健制度、こうした制度そのものが、私たちの地方での暮

らしに非常に大きく影響してきますので、不透明な部分はたくさんあると思いますけれども、こうした中でも、市民の暮らしを守っていく、その立場を明確にした地域づくりが行われている方向へ向けて、私は実現しているのではないかと考えております。

そうした中でも、5年後、10年後には、インフラの整備という点でも、高速道路、これは8の字ネットワークも、できるだけ早く完成する形になるというふうに考えております。そうなってくると、ここの幡多地域というのは、非常に多くの地域外からの皆さんの入り込みがふえると思います。

そうしたときには、やはりここの産業の振興にも大きくつなげますし、そして、今、宿毛市が目指しているスポーツにおける入込客、そして地域の産業を起こすということの振興の中でも、非常に大きく、役に立っていきますので、運動施設、このようなものも、もっともっと拡充しながら、地域の皆さんのスポーツを楽しんでいただく方もふえる中で、市内外のキャンプも、合宿型がさらにふえて、ここで泊りながら、交流人口が拡大していく、そういう形の、私は地域を実現をしたい。

そういうところを思いながら、今の行政を進めているところでございます。

まだまだたくさん関連し合うし、10年、20年後の夢と希望を抱きながら、私としても、行政に携わっているわけでございますけれども、これも、やはり皆さんと議会とも一緒になり、市民と皆さんとも、さまざまところで共有し合いながら、地域のボランティアを行っている皆さん方と、本当に温かい地域づくり、元気な地域づくり、これをこれからの人口が少なくなっていく中でも、ここで暮らし続け、子供たちを育て続けていくことのできる、年寄りはこちらで看取られていく、私はそういう地域を目指し

ていきたい、このように思っておりますので。

少し長くなりましたけれども、答弁とさせていただきます。

○議長（今城誠司君） 10番浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君） 10番、再質問を行います。

長々と答弁ありがとうございました。

私が思っていたよりか、結構言ってくれたねという感じもあるんですが。

やはり、市長の思いがやはり課長に伝わらないと、市長ひとりが思うても、空中で言うだけになりますので。

今回、再質問の中で、市長と、海のゾーン、山のゾーン、まちのゾーンの討論会をしても、なかなか前へ、二人がぶつかり合いしても、先の話です。

ただ、5年後、10年後。10年後、課長誰もいないと思いますので。議員もどれだけ減っているかわからないんですけども、退職はしているんですが。

一つ提案として、市長にお願いしたいのは、5年、10年後までに、やるべきことを先にやっていただきたい。

それは、まず、私の提案は、今、市長が課長とともに、庁議を行っていると思うんです、週に1回。

私は、四半期に1回、庁議をしていただきたい。それは、朝の庁議じゃなくて、午後5時半から、課長は4万1,000円の手当が入りますので、残業手当はありませんので、その中で四半期の予算執行、各担当課の問題点、今後、宿毛市の経済はどうなるのだとか。

例えば、私がよく関連している産業振興課、水産部門では、四半期にどれぐらいの水揚げがあつて、どれだけの魚が宿毛から販売されているのか、場所はどこなのか、単価はどうなのか、去年との比較はどうとか、8%の消費税で漁民

はどうなっているとか、そういう形の会議をするような、課長が発表して、ほかの課長が質問攻めにする。市長、教育長、副市長もおるんですけれども、そうやって、宿毛市の経済、税務課の徴収率とか、いろんなものもありますけれども、そういう形で、やはり四半期に1回は幹部を集めて、市長はそういう形の会議をして、みんなが問題を共有して、新たな年がだんだん近づいてくる、みんなが高齢化になる、宿毛市のために、やはり市の職員になった以上、市長の頭脳として、課長が頑張っただけないと。ただ口頭で、いろんな産業振興計画、23年につくりました、読みました。絵に描いた餅が結構ありました。

本当にそれじゃあだめなもので、ぜひ市長の、トップの判断で、そういうふうな四半期に1回の庁議をしていただきたいと思いますが、市長の考えを伺います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

市の行政体制の方針決定等に係る庁内論議についての御提案をいただきました。

庁議で四半期に1回、5時以降、各課との連携の中で、その共有を図るという会議をすべきではないかという御提案でございました。

現在、御承知かもしれませんが、市長、副市長、企画、総務課長は、毎日8時半から幹部会をやって、重要な問題等についての情報を共有しています。

そして、毎週月曜日には、同じ時刻に教育長も交えまして、そのような1週間のいろんな確認であるとか、情報の共有を図っている。そして、庁議については、2週間に1回実施しております。

そして、そのほかの係長会議であるとか、補佐会議であるとか、そういう形のものも、会議を開きながら、情報の共有、あるいは具体的な

提案等、自由活発に議論をしているというふうには私は思っておりますけれども、やはり、それは当然ながら、完全ではないということはあると思います。

やはり浦尻議員御指摘のように、時間をかけた論議、これも必要ではないかなというふうに思っております。

そうした中で、こういう形が四半期になるのか、あるいはまた、別の、そういう期間としては、また別な形になるのかを含めまして、庁内でもこのような形で議論を深めていく、共有していくことを強めていくには、どういうことがいいのかということも、もう一度、持ち帰りながら、きょうの議論もいただきながら、幹部の中で話を進めてまいりたいというふうに思っております。

いずれにしても、大きな課題はありますけれども、それを一遍に解決することは当然無理です。今、できることを、言われましたように、着実に進めていくことが、全体として、物事が進むし、地域の振興につながるというふうに認識しておりますので、一つ一つの事業を大切にしながら、そのことをまた、職員の皆さんと共有を図りながら、進めていく方針を、これからも確認してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（今城誠司君） 10番浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君） 10番、再質問を行います。

市長から、いろいろ意見も聞きました。ぜひ、市長、私はやるべきだと思います。

やはり、民間の場合は、1年の利益によって、職員のボーナスとか、そういうもののカットもありますので、四半期で見えてます、どういふふうな状態なのか。

市役所のほうは、赤字になってボーナスカットとか、なかなかならないんですけれども。だ

から、そういうふうにも、危機感を持った中で動くことによって、問題を共有する。同じ課長も転勤をする。そういう中で、市も同じ課長なんか転勤をするんですが、やはりよその課は領海侵犯を犯しませんよとかいうんじゃないで、よその課が持っているいろんな部分とか、問題を共有しながら、市役所の職員になった以上、宿毛市のために働く、そういう基本を持って、ぜひ今の私の提案を、トップの市長がやるといえればできるんですよ。

だけど、今、私の提案で、ぜひやるべきだけと思った課長がおれば、この課長は、本当に人材は財産の「財」なんです。だけど、こんなことできるわけないやないかと思う課長がひょっとおったら、その人材は罪の「罪」なんですわ。

最初の、やるべきだと思ったら課長がおれば、来年4月には市会議員の選挙もありますので、課長をやめて市会議員に立候補して、宿毛市のためにやるとか、そういうふうな思いの課長が、中におつたらいいなと思っております。

ぜひ、市長、本当の話、これからいろんな中で、ぜひやってください。

そしたら、次に移ります。

次は、国土調査の早急な実施について、質問に移ります。

昨年の7月に、議長に宛てた陳情が届きました。

森林組合より、早急な地籍調査の実施について、森林の境界を確認できるものが老齢化し、境界確認のままならない状態である。少しでも境界確認ができるものが存在している現在、早急な地籍調査が必要である。森林管理制度を利用して、都会に住んでいても、宿毛市に帰れば、自分の所有林の所在、面積、樹齢がわかる仕組みの陳情でありました。

9月議会で、全会一致で採択をいたしました。その後、執行部として、どのように考えている

のか、市長の考えを伺いたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

国土調査の早急な実施についてということをございますけれども、本市の全ての山間部におきまして、土地所有者の高齢化や、地元離れ等によりまして、山林の境界確認は、より一層、困難な状況であることは承知しております。

御質問にあった陳情書を受け、以後、具体的な山林境界の問題点等、森林組合との意見交換もさせていただきながら、協議、検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 10番浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君） 10番、再質問を行います。

今、市長のほうから、やっているという話を聞きましたので、私、そこまで知らなかったもので。

ただ、市長、できるだけ早くしないと、先ほど言ったように、年齢も高齢化してますし、本当に大変な状態になると思います。

やるというのはわかるんですけども、例えば都市計画、こういう部分をやるには、市長のほうで計画書を出して、何年から何年の間に終わるぐらいの、やはり計画書が、普通、要ると思いますわ。ただ、ずるずるべったりやるんじゃないで、やはりそういうふうにも、計画書なんかは恐らくないと思いますので、今後は、市長のほうに計画書を提出して、よりちゃんとした形で、早目にできるようにお願いしたいと思いますが、市長の考えはどうですかね。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

この国土調査につきましては、当然のことながら、その実施しているところについては、計画的に実施はしているわけでございますけれど

も、今後、未実施のところについては、その年度も限ってというところまでは困難かもしれませんが、やはり長期的な方向の中で、進めていかなきゃいけない。

しかし、長期的といっても、そんなにゆっくりしておられる状況ではないということも承知しております。その辺において、国の新たな制度の展開であるとか、いろんな状況の変化もある中でやっていく形でないと、例えば10年後までにはできませんとかいうことの約束は、正直言いまして、とてもできるような状況ではないと。私の、それはまだ協議してない中での判断ですけども、非常に膨大な量が残っておりますし、境界確定にも時間がかかる、事務も大変なものがある。

そういうことも勘案をしながら、事業計画、将来に向けての方向性は出していくべきじゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 10番浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君） 10番、再質問をいたします。

今、ここに市長、宿毛市の市有林の地図があります。これは、宿毛市は結構、山を持っています、お金はありませんが。

実際、宿毛市の市有林の面積、台帳は823万7,058平米、実測689万5,857平米、差額134万1,000平米が、実測と帳簿と合いません。宿毛市だけで。

134万1,000平米といいますと、先ほど聞いたんですけども、134ヘクタール、これは大きい数字が合うてません。だから、宿毛市の行政でさえ、そういう状態なもので、できるだけ早く、ちゃんとするような形で、市長を中心として、なかなかしんどいかもかもしれませんが、森林組合と協議をしながら、前へ進むことによって、都会で働く宿毛市出身のメ

ンバー、土地はこっち、山もこっちで持ってますが、安心して自分の財産が管理できる、そういう仕組みを、沖本市長を中心としてつくっていただきたいと思います。

それと同じく、次に移るんですけども、これも国調なんです。

次に、津波浸水地域の調査について、お伺いします。

ことしの行政方針の中で、国土調査事業につきましては、平成26年度も、引き続き、山奈町の現地確認による筆界調査などを推進しますと載っています。

また、平成26年度以降、調査箇所への追加も視野に、積極的に検討し、市民の財産の保全、土地の利活用の促進に努めてまいります、となっておりますが、なぜ山奈地区なのか、その理由を聞かせていただきたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

なぜ山奈町なのかということですが、本市の国土調査事業は、昭和57年に、藻津地区からスタートし、順次、東へ調査区域を拡大し、平成6年度には、高規格道路、中村宿毛道路延伸に伴い、事業のスムーズな進捗を図ることを目的に、和田から平田町方面へと国道56号線に沿って調査を進めてまいりました。

本事業は、隣接する土地所有者において、土地境界等を1筆ごとに確認していただくものであり、調査実施に際しては、測量工程において、国土地理院が設置する測量基準点が必要になります。

しかしながら、この測量基準点が市内全域において少ない現状にあり、新規に測量基準点を設置するためには、国土地理院へ要望し、設置利用可能となるまで、最短でも3年程度を要します。

このことから、隣接する地域を順次、計画

的に進めていくことが、最も効率的かつ効果的であると考え、平成23年度には、国道沿い、四万十市との市町村境界まで調査を進め、以後、これまでの調査実施区域の北側に位置しております山奈町山田、馬場住、竹部、西竹石地区と、西へ向け、順次調査を進めているところでございます。

事業計画に当たっては、計画的な基準点設置要望、及び公図と現地との整合性等、各地域ごとの課題を精査しつつ、事前準備、調査をしっかりと行い、事業の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

このような事情から、山奈町で実施しているのが現状でございます。

○議長（今城誠司君） 10番浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君） 10番、再質問を行います。

今、市長の答弁で、大体わかりました。

私は山奈地区を反対しているわけではありません。私は、先ほどの行政方針にあったように、26年度以降は、調査箇所を追加も視野に、積極的に検討し、市民の財産の保全をするということが出てます。

なぜ私がそういうふうに話をしたかということ、確かに国調、難しいと思います。基準点とか、こういう本があるんですけども、基準点の測量とか。ただ、私が心配しているのは、大月町なんかも出ているんですが、海岸通りを結構やっているんですわ。

それは、なぜかということ、もし今、津波が来たときに、国調が入ってないと、境がわからない場所が、もし津波にのまれたとき、災害復旧の工事ができないんですわ。だから、公共事業の円滑な実施とか、いろんな部分によって、どうしてもやってないと、津波が来ても、宿毛市は後回しですよ。大月、清水のほうが先に工事に入りますよという形になるんですわ。

だから、調べてみると、大島を中心として、小筑紫町、ぐるっと栄喜まで、海側にほとんどないんです。だから、今後、難しいのはわかるんですが、やはり国調、95%、お金が戻ってくると、5%の出費と思うんですけども、これぐらいの補助率がいいものを、できるだけ利用して、危機管理課でも、今後はやはり津波避難道、避難所、いろんな部分が、今後、予算化されてくるでしょう。そしたら、都市建設課とタイアップして、都市建設課は国調、そういう形でいつ来るかわからない津波でも、1番怖い、10年後に来るんだったら、それまでにどれだけ整備ができるのか。それは、危機管理課だけでできない、そして総務課、例えば今では都市建とか、いろんな部分で協力しながらやっていかないと、はっきり言っておくれています。

今、高知県、1,000億ぐらいの、津波の関係の予算を使いました。そのうち、宿毛市が何%かは、私は知らないんですけども、恐らく少ないです。

私が言いたいのは、できるだけよその地域に負けない、宿毛市の頭脳、課長のメンバー、トップの市長のメンバー、そのメンバーが宿毛市の市民の生命を一人でも多く助ける方法、そういう部分で検討していただきたいと思います。

それについて、市長が何か答弁できればお願いします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

確かに、浦尻議員が心配されるように、東日本大震災でああいう規模の津波が想定される、この宿毛市の海岸地域、そういうところの復旧復興にとっては、このような国土調査をしているかしてないかというのは、大きな問題といえますか、判断することになると思うんですけども。

現在、宿毛市でも、藻津から片島にかけては、

ずっと終わっております。大島からあと松田川の河口から南線のほうが、まだやってないという状況でございます、ぜひともそういう方向に向けて、かじも切っていかなきゃいけないというのは、事実でございます。

山林地域は、面積は広く、国調が一度にできる可能性はあるわけで、例えば、四万十市なんかが、一定、エリアが地域的に広く、国土調査しているというのは、西土佐地域が100%いけるということなんかもありまして、非常に比較して、パーセントが近いという形にはなって、多いという形にはなっているんですけども、実際、四万十市地域なんかでは、まだまだそういう調査が行われてないところもたくさんあるとかいう形の中で、非常におくれた取り組みというのが、宿毛市も四万十市も、他市のことをいうあれではございませんけれども、そういう、似たような事例もございます。

そういう点で、できるだけ、そのような事業については、重視してまいらなきゃいかんという認識はもっておりますので、先ほど言いましたような、基準点を、計画的に早く要望をして、事業に取りかかれるようなことが必要でございますので、そのようなところを、国土地理院との、その辺の状況、要望が、3年たてば見直しもできるのかどうなのかということについても、私もまだ、ちょっと掌握していないんですけども、できるだけそのような形の中でも力を入れていきたいというふうに思っております。

また、さらに、宿毛市としても、次に、山奈地区が終われば、できれば今度、高速道路の宿毛市、愛南町間の事業が、これから実施していく方向で要望しておりますけれども、そういう事業についても、円滑に進むような、そういう形の国土調査も考えていかなきゃいかんということもございます。

その辺のところも考慮しながら、全体の計画

も練っていかなきゃいかんというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（今城誠司君） 浦尻和伸君の質問の途中ですが、議事の都合により、この際、2時45分まで休憩いたします。

午後 2時36分 休憩

----- . . ----- . . -----

午後 2時44分 再開

○議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、議長より報告いたします。

本日、東日本大震災の発生から3年目を迎えるに当たり、政府主催による東日本大震災3周年追悼式がとり行われております。

この式典においては、地震発生時の午後2時46分より、震災により犠牲となられた方々に対し、哀悼の意を表し、心からの御冥福をお祈りするため、1分間の黙禱がささげられることになっております。

本市議会といたしましても、これに合わせ、1分間の黙禱を行いたいと思っておりますので、本日御出席の皆様方におかれましても、御賛同賜りますようお願いいたします。

○事務局長（岩本昌彦君） ただいまより1分間の黙禱を行います。

皆様、御起立をお願いします。

黙禱。

（黙 禱）

○事務局長（岩本昌彦君） 黙禱を終わります。皆様、御着席ください。

○議長（今城誠司君） 浦尻和伸君の一般質問を継続いたします。

10番浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君） 10番、先ほど、市長のほうから答弁をいただきました。津波浸水地域の国調のほうも、市長もみずから力をあげてやっていくという答弁をいただきましたので、

次に移りたいと思います。

次は、危機管理課の防災センターへの移設についての質問にいたします。

今回の行政方針にうたわれています、条例で定めた宿毛消防庁舎に併設しました防災センターにつきましては、昨年5月の稼働以来、緊急救命講習会や、防災研修会の開催など、多くの方が活用していただいております、今後も地域の防災拠点としての機能を果たしてまいりたいと考えています、となっております。

昨年、私の一般質問で、危機管理課は総務課の中におかず、防災センターに設置すべきでないかとの質問に対して、今後、防災行政無線のデジタル化に移行するタイミングで、再検討するとの答弁をいただきました。

今回、防災無線の部分が出てきましたので、再検討について、市長のほうから答弁をいただきたいと思っております。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

危機管理課を防災センターへ移設することについて、今後、検討するののかということの質問でございますけれども、現在、危機管理課は、避難路、避難場所等のハード整備とともに、各種計画作成や、避難行動要支援者対策等のソフト対策に関する取り組みを、関係各課と連携を図りながら、進めているところでございます。

このような状況に加えまして、現行の防災行政無線の設備が本庁舎にあることなどから、現段階では、本庁舎に置いておくことが最良であると考えております。

しかしながら、昨年の3月議会の一般質問でお答えしましたとおり、今後、防災行政無線をデジタル化へ移行するタイミングで検討したい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 10番浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君） 10番、再質問をいたします。

ただいま市長から答弁をいただきました。検討するという答えです。ぜひ、市長、私たちの思いは、やはり市民一人一人の生命を守る、それが危機管理課だと、私は思っております。防災センターに条例ができてますので、そこに、危機管理課に消防署員も入り、地域の自主防災とで協力しながら、例えば、危機管理課の職員が、朝8時半に、私は来なくてもいいと思いません。午後のお勤でも、夜、地域にお邪魔して、本当に津波の部分とか、危険の部分皆さんと協議しながら、一つ一つ階段を登って行って、本当に黒潮町なんかも、「一人も人を殺さない」というようなキャッチフレーズで動いていますので、我々宿毛市も、海を持った地域ですので、本当に宿毛湾の津波が結構大きくなる可能性が高いですので、今後、危機管理課を中心として、宿毛市の防災が、本当によりすぐれた、レベルの高い防災の危機管理課になっていただきたいと思っております。

再質問はいたしませんので、どうかよろしくお願ひいたします。

次に、最後に、宿毛市の住宅建設に対する助成について、伺いたいと思っております。

今、若者たちは、家を建てるのは津波の心配がない高台に家を建てています。12月議会で、市道認定をいたしました朝日ニュータウンも、あっという間に新築の家が建ちました。

今回調べたところ、四万十市では、地元の材を、1坪に対して0.4立法の材を使い、地元の建築業者であれば、最大150万円の補助があります。そのほか、高知県梶原町、仁淀川町、四万十町、津野町も助成があります。なぜ宿毛市には助成がないのか。今後、助成をするのかしないのか、市長のお考えを伺いたいと思いません。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

住宅建設に対する助成についての質問でございます。

地元産材の住宅建設に対する助成事業につきましては、県内の市町村では、質問議員が言われますように、四万十市、椿原町、仁淀川町、四万十町、津野町。また、高知県が県産材の利用促進を目的として実施しております、地元産材の活用による住宅への助成事業は、地域の林業振興の一環として、一定の成果はあるものと認識しておりますが、他市町村の実績等も調査いたしました。多額の単独予算も必要なことから、財政状況の厳しい中では、振興策全てを実施することは限界もあり、御提言をいただきました助成事業につきましては、現段階時点での実施は困難であると考えております。

地元産材の利用につきましては、市では宿毛市産材利用促進方針を定めておりますので、市が整備する公共建築物や、公共土木工事において、率先して木材を利用することにより、市産材の利用の促進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 10番浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君） 再質問をいたします。

市長のほうから、なかなか今、厳しい話を聞きました。ちょっとデータを見てみますと、四万十市は、四万十市産材利用促進事業、去年25年度、39件、5,500万が入ってます。国のお金が入ってますので、そういう形で、いろんところにも出ているんですが、今回、土佐清水市が当初予算で600万の予算を組みました。

やはり、土佐清水市も、若者たちが小さな子供を抱えて生活するのに、親が近くの家でやったら、土地なんかも安いんですが、やはり命を

守るために、高台に新築の家を建てます。

そこに、清水のほうも、なかなか予算がないんですが、それでも市民の税金で動いている市役所ですので、少しでもそこにお金を投入するという形で、少ないながら、600万円の当初予算を、清水は出しました。

我々宿毛市も、やはり多額なお金をいっぱい出せというんじゃないんですけども、国のお金が2分の1入ってますので、そこに宿毛市のほうも、やはり沖本市政の色もつけて、津波イコール危機管理課とか、都市建もあるんですが、そういう形で、少しでも当初予算で今回出なかつても、6月補正、9月補正もある中で、一つ一つ市の広報に対してでも、宿毛市はこういうことをしているんだぞというような形で、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

再度、市長の考えを伺いたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

このような制度につきましては、近隣の市町村等が実施しているところがある中で、宿毛市としても、同様に実施したい、そういう気持ちは本当に高いものを持っているわけですけども、個人に対しての助成ということ等もある中で、もう少し時間をいただいて、それが市産材の利活用について、どのような形で大きく役に立っているのかどうなのか、他市町村の例等も、もう少し調べさせていただいて、私の頭の中にも入れる中で、市として共有した判断のもとに、検討してまいりたい。

浅木議員の前の質問に対しても、検討をしたいというところはお答えをさせていただいたんですけども、ぜひとも、私としても、そのような、今後の林業の振興という点から考えても、他の施策とあわせて実施したいという気持ちは持っておりますが、もう少し時間をいただいて、検討する形の中で、御了解をいただきたい

いというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○議長（今城誠司君） 10番浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君） 10番、再質問をいたします。

ぜひ、市長、検討を、本気で検討してください。

私も、いろんな、別の仕事柄、大月町なんか結構行くんですが、国調の、大月町の海側は、ほとんどできたかなというところもあるんですけども。市長も知っていると思うんですけども、大月町、結構、海拔50メートル、高い場所にあります。

そういった大月町は見てのとおり、風力のある芳ノ澤周辺とか、内平、大駄馬とか、この辺は国費というのは余り使ってないんですけども、すごい広い場所があるんですね。

例えば、大手の造成するところが来て、そこに新築の家を建てる場所を造成したら、簡単にできるんですね。そこに宿毛市のベッドタウンをつくられると、宿毛市のアパートで住んでいるメンバーが、子供たちの生命を守るためには、その場所に行って、学校が統合された、大きな学校、小中学校もある、塾もある。そうなったときに、道は国道で走れる。新たに大月から三原に抜ける、高規格の道が抜ける。そうなったときに、工業団地にもそっちから行ける。

そういうふうに、将来わかりませんが、宿毛市も前へ向いて動いてないと、三原の村長が、人口をふやすいうので、宿毛市の人口取られますよ。

そういうことはないとは思いますが、ぜひ前向きな対応をして、若者たちの家に、少しでも宿毛市の税金をあげて、建築の、大工さんのほうが仕事ができるようにしていただきたいと思います。

それについて、市長は答弁ないですかね。あ

るんやったら、答弁いただきます。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

私も、市長として、近隣市町村とはいろんな施策で連携をしながら、例えば、昨年実施しましたような、幡多博という取り組みなんかと一緒にやりましたし、産業振興等でも、連携をしながら、現在は、この6カ市町村が、私としては非常に連携のとれた取り組みをしていると。また、これからもさらに進めることができる状況にあるというふうに判断をいたしております。

そのような点からも、ぜひともいろんな施策等については、それぞれの財政状況を基盤にししながら、他市町村と連携をしながら、お互いがこの地域で、そういう大きな取り組みになるよう、いろんな事業が展開できるよう、考えているところでございますので、そのような助成等についても、他の分野もいっぱいあります。

例えば、宿毛市では、さっきもお答えしましたけれども、中学校までの医療費の助成等はやっておりますし、給食なんか、ずっと前からやっています。そんな点におきましては、他市町村に決して劣るものではない、素晴らしい施策の展開をしております。

さまざまな部分によっては、濃淡があるわけですが、でございますけれども、そのようなところも、我々としては、全体を比較しながら、そしてできるだけ調整がとれたような形も含めて、情報交換もしながら、取り組んでいきたい。

私としても、そういう平準化した形の行政の方向には、当然ながらかじを切っていきたいというふうに思っておりますので、その辺の気持ちを十分察していただいて、御了解をいただけたらというふうに思います。

どうかよろしく願いいたします。

○議長（今城誠司君） 10番浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君） 答弁ありがとうございます。

いました。

課長の思いが市長に伝わり、市長の思いが課長に伝わり、そしてその思いが一つになって、議会にぶつかってくる。議会は議会で、討論しながら決定をしていく、それが宿毛市の市民のためになるような仕組みがたくさんできて、そういう形で、ぜひ沖本市長、折り返しになりましたので、どうかよろしく願いいたしまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（今城誠司君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3時02分 延会

平成26年
第1回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第9日（平成26年3月12日 水曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

第2 議案第37号及び議案第38号

議案第37号 宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第38号 宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第37号及び議案第38号

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 高倉真弓君 | 2番 山上庄一君 |
| 3番 山戸寛君 | 4番 今城誠司君 |
| 5番 岡崎利久君 | 6番 野々下昌文君 |
| 7番 松浦英夫君 | 8番 浅木敏君 |
| 9番 中平富宏君 | 10番 浦尻和伸君 |
| 11番 寺田公一君 | 12番 宮本有二君 |
| 13番 濱田陸紀君 | 14番 西郷典生君 |

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君
次長兼調査係長 松本政代君
議事係長 柏木景太君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 沖本年男君
副市長兼
税務課長事務取扱 安澤伸一君

| | |
|---|-------------|
| 企 画 課 長 | 出 口 君 男 君 |
| 総 務 課 長 | 山 下 哲 郎 君 |
| 危 機 管 理 課 長 | 楠 目 健 一 君 |
| 市 民 課 長 | 立 田 ゆ か 君 |
| 税 務 課 長 補 佐 | 田 村 泰 生 君 |
| 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 | 滝 本 節 君 |
| 保 健 介 護 課 長 | 児 島 厚 臣 君 |
| 環 境 課 長 | 佐 藤 恵 介 君 |
| 人 権 推 進 課 長 | 杉 本 裕 二 郎 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 黒 田 厚 君 |
| 商 工 観 光 課 長 | 朝 比 奈 淳 司 君 |
| 土 木 課 長 | 岡 崎 匡 介 君 |
| 都 市 建 設 課 長 補 佐 | 平 井 建 一 君 |
| 福 祉 事 務 所 長 | 河 原 敏 郎 君 |
| 水 道 課 長 | 川 島 義 之 君 |
| 教 育 課 長 | 立 田 壽 行 君 |
| 教 育 委 員 会 委 員 長 | 増 田 全 英 君 |
| 教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長 | 沢 田 清 隆 君 |
| 生 涯 学 習 課 長 兼 宿 毛 文 教 セ ン タ ー 所 長 | 桑 原 一 君 |
| 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 | 金 増 信 幸 君 |
| 千 寿 園 長 | 山 岡 敏 樹 君 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 岩 田 明 仁 君 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 | 嵐 健 君 |

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○副議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 11番、一般質問を行います。

3月12日、きょうは東日本大震災から一夜明けて、自分たちの見た景色というのが、すごく変わった、非常に衝撃を受けた日でもあります。後でそれに関する質問もありますので、きょうは厳かにいきたいというふうに思います。

それでは、まず、1点目の質問からいきます。

奥谷 博絵画展の実施に向けた取り組みについてということで、お聞きをいたします。

月曜日に、山上議員のほうから、宿毛のお宝の有効活用ということで質問がありましたが、私も、このことについて、少し重複はするとは思いますが、お聞きをしたいと思います。

26年度が宿毛市制60周年に当たるということで、記念事業の一環で、奥谷 博先生の絵画展を開く予定であるということになっておりますが、宿毛市が所蔵する絵画の点数については24点ということでお聞きをいたしましたので、この展示会がどのような形で行われるのかについて、まずお聞きをして、次の質問に移りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） おはようございます。

11番、寺田議員の一般質問にお答えいたします。

市制60周年を記念しての奥谷先生の絵画展示につきましては、山上議員の御質問でもお答えいたしましたけれども、現在、実施日につき

ましては、調整中ではありますが、平成26年の7月下旬から8月上旬の期間のうちで、1週間程度の展示ができればと考えております。

また、現在、宿毛市が24点の絵画を有しておりますので、その絵画を文教センター多目的ホールにて展示し、市民の方々に奥谷先生の絵画をごらんいただくように考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問いたします。

7月の下旬から1週間程度、多目的で行うということですが、以前、この奥谷先生の絵画を展示会、個展という形で、多分、やったことがあるわけですが、そのときに、やはり空調管理であったり、展示するボードと申しますか、展示の壁に当たるところが、やはり強度がある程度必要であるというようなことで、150万程度の出費がかかったのではないかというふうに記憶をしておりますが、今回もその展示の壁、宿毛市が持っている、市展等に使用される展示用のボードで対応できるのか、またどこかの展示室のようなどころからお借りしてやるのかについて、計画がはっきりしていればお願ひをしたいと思います。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたしますけれども、この内容の詳細等につきましては、生涯学習課の担当のほうからお答えいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○副議長（岡崎利久君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（桑原 一君） 寺田議員の一般質問にお答えしたいと思います。

現在の60周年記念の奥谷 博先生の絵画展ですけれども、前回、文教センターの10周年記念のときには、議員御指摘のように、業者に委託をいたしまして、展示のパネルをお借りして実施をしておりましたが、今回につきましては

は、現在、文教センターが保有しておりますパネルでの展示が可能ではないかということで進めておりますので、奥谷先生から、最終の御承諾はいただいている点があるんですけども、現在は既存の文教センターのパネルで展示を考えております。

以上です。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 現在、宿毛市が持っているパネルでということですので、そういう形でできれば、よりカジュアルな格好で、市民も見れるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひそういう形になればいいなというふうに思います。

また、この奥谷 博先生、宿毛高校の出身になるんですが、この議場にも宿毛高校出身の職員の方、また議員の方が多数おられると思いますが、私もその宿毛高校の出身であります。

その宿毛高校が、本年、26年度、創立70周年を迎えるということで、11月1日に記念事業をやるということで、今、計画が進んでおります。

同窓生の中には、いろいろと著名な方もおりますが、奥谷 博先生の絵を、ぜひこの11月に帰ってくる皆様にも見ていただけないかということで、市長のほうにも、ある方が相談もしているというような話も聞いたことがあるんですが、この宿毛高校の、11月1日に同時開催というのは無理かもしれませんが、何らかの形で、この70周年とリンクした形で、この絵を皆様にお見せする機会ができるかできないか、そのような形が可能性としてあるのかないのかについて、市長にお聞きをしたいというふうに思います。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたように、市制6

0周年記念としての絵画展につきましては、平成26年7月下旬から8月上旬の時期のうち、1週間程度の展示というふうにお答えいたしました。

宿毛高校の皆さんの記念イベントが、先ほど、初めてお聞きしましたけれども、11月1日に開催されるという予定をしているということでございますけれども、市制60周年記念イベントとは別の時期に、同様な展示を実施することは困難ではないかなというふうには考えていますが、ただ、今後、どのような形で連携ができるのか、詰めた中で協力できることは、当然ながら協力してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） これからどういう形で協力できるのかについて、検討していきたいということですので、8月の中旬になる予定ですが、宿毛高校、同窓会の総会も予定されておりますので、そこらあたりとの共同開催というか、できればまた、そういうことも考慮に入れ、またできれば3階の歴史館の展示室がありますので、あこに11月の1日前後に、ふだんよりも多目に展示をすとか、そういうようなことも考えていただければ、また帰ってこられた方が、歴史館を多く訪れる機会にもなるんじゃないか。宿毛市の展示物も、同時に見て行っただけの機会になるんじゃないかというふうに思いますので、御検討を願いたいと思います。

この絵画展についての質問は、以上にいたします。

次に、消防団員の処遇改善と、団組織の装備の充実について、質問をさせていただきます。

国におきましては、昨年12月に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の成立を踏まえて、国費及び地方財政措置の

いずれについても、大幅な拡充をしております。

そこで、宿毛市の消防団員に対する報酬及び出動手当の現状と、近隣市町村との比較については、どのようになっているのかについて、まずお聞きをしたいと思います。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

他の県下の中の比較をということですが、そうした中で、宿毛市としてはどうなっているかということで、お答えさせていただきますと、団員報酬につきましては、県内26団体とも、年額報酬としておりまして、支払い方法に違いはございません。

また、団長から団員まで、全ての役職の平均報酬額は、上は9万3,143円を最高に、最低は3万2,340円となっております。宿毛市は県内で上位から7番目の7万571円となっております。

また、出動手当を支給してない団体は、土佐市、四万十市、宿毛市、中芸広域連合消防本部の4団体となっております。

当市では、出動手当は支給いたしておりませんが、年額報酬に反映されている、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 出動手当は出してないが、全体的なバランスでいくと、宿毛市は県内でもそんなに団員報酬を、比べてみたら低いほうではないということでございますので、これは多ければ多いほどいいわけですが、なかなか財政上も、498名ですか、団員がおりますので、これ全てあげていくと、結構な金額になりますので、今の現状をできるだけ下げないように、努力をしていただきたいというふうに思いますが。

一步、団の中を見ますと、団員の後継者不足、

それに加えて高齢化で苦慮しておる団組織もかなりあるというふうに思うんですが、地方公務員の消防団への加入促進を積極的に取り組むよいうということで、総務大臣のほうから、全ての公共団体の長に対して、書簡が送付されているというふうに聞いておりますが、このことについて、市長はどのように認識しておるかについて、お聞きをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

続いて、この消防団員の定数等の関係でございますけれども、寺田議員も御存じのとおり、宿毛市では退団者が、後任の団員が決まってから退団をする、こういう形を、各分団がとっており、現在、条例の定数498名を、これを満たしております。

宿毛市としましては、平成19年1月5日の総務省消防庁から、地方公務員の消防団への入団促進について通知がなされておりますけれども、定数が満たされております現時点においては、市職員を消防団員に入団させる、このことについては、現在は考えておりません。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 現在は498名満たされているので、地方公務員、職員を消防団員ということは考えないということですが、これから先、どのような形で推移してくるかわかりませんし、この人員を今後も維持していくとなれば、例えば、田舎のほうに行くと、若い者がいないと。市の職員しかいないということになれば、その人たちには、やはりトップのほうから加入促進もしていくということは考えていただきたいというふうに思います。

次に、この消防団の装備について。これについても、国のほうは充実していきなさいよということで、通達がきているというふうに思いま

すが、今後、どのような装備を考えておられるのかについて、御質問をいたします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

装備品の充実については、入団時に活動服の上下と帽子、かっぱ及び長靴を個人に支給し、防寒具、安全靴、ヘルメット、防寒及び安全性の高い手袋など、各分団に配備しております。

また、ライフジャケット、トランシーバーを各分団に、今年度及び26年度で整備するようしております。

宿毛市は、他市町村に比べて消防団のそういう装備も含めた、非常に充実した体制で現在もきているわけでございますけれども、今後も計画的に、あらゆる制度を活用しながら、可能な限り、災害に備え、多くの装備品を整備してまいります、このように考えています。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） これからも装備を充実していきたいという、心強い市長の答弁をいただきましたので、余り言いたくはないですが、トランシーバー、先ほど申されました。以前も、各運搬車等に配備をされたトランシーバーがあったわけですが、これ、私が消防団員のときにもありましたけれども、非常に出力が弱かったということもあると思うんですが、ポンプの回っているところで聞いたりすると、聞き取れない。どっちかという、筒先から中継を経て、大声で言ったほうがわかりやすいぐらいの感度のトランシーバーでした。

できればそういうことのないように、しっかりと消防活動ができるようなトランシーバーを配備していただければというふうに思います。

そして、これは先日のニュースの中で言っていたんですが、県内の7団体ぐらいだったと思

うんですが、消防団員の避難マニュアルを作成していると。また、今、ほかの団については、作成中であるというふうに言っていたと思うんですが、宿毛市においては、その中に名前が出てなかったのも、まだ津波が来るといわれたときの避難マニュアルと思うんですが、これについては、どのような形になっているのか、現在。

また、もしわからなければ、後で教えていただければいいんですが、このマニュアルについて、市長の考え方だけでもいいですが、多くの海岸沿いの消防団を抱えている市町村については、まずは命が大切である。高台へ逃げろというのが、方向性というふうにも聞いておりますが、市長としてはどのように考えているのかについて、まずお聞きをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

災害時における、特にこの大津波等の発生時に、消防団員のとるべき対応についての市長の考えはということでございますけれども、私も東日本大震災のあのような教訓の中から、やはり消防団員、これは自分の命を守ってこそ、初めて周りの人たち、対象となる人たちの命や財産を守ることができるわけですので、そのような、時間的なこととも、若干は考慮するところもあると思いますけれども、やはり市民とともに避難をするということが、非常に大きな要素になろうかというふうに思います。

その避難マニュアルにつきましては、宿毛市のほうも具体的な形で、マニュアルは作成済みということでございます。

また、もし詳細な形があれば、その機会の際に発表させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） すぐ、こういう突然

の質問にもお返事をいただいております。ありがとうございました。

作成済みということですので、消防団員もこれに周知徹底して、まずは自分の命を守る。災害がおさまったときには、また市民のために活躍をしていただくということで、これからもますます士気を高めていただきたいと思いますというふうに思います。

消防団に関する質問は以上にしまして、次に、フルマラソン実施への取り組みについて、お聞きをいたします。

まず、最初にフルマラソンに決定した経過について。これは昨年12月議会で、私の質問に対して、市長は12月2日に決定をされたということで答弁をいただきました。

その後、出てきた検討会の11月19日の中に、議事録の中には、ある委員の中から、市長が決定したんだから、皆さん、拍手をしましょうよということで、拍手を促したというようなくだりがあるんですが、市長は、このことについて、もう一度聞きますが、決断をしたのはいつですか。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

昨年の第4回議会で答えいたしましたように、平成25年11月19日に開催しました、新たな競技の実施に向けた第1回検討会におきまして、マラソンを業務分担することにより、実施する方向での話し合いがあり、そのような組織ができて、実施できるのであれば、マラソンをやる方向で話を進めるべきではないかとの意見も、その時、私は述べましたけれども。その後、平成25年12月2日に開催した第2回の検討会において、運営体制について、役割分担を明確にする方向性の確認ができましたので、マラソン大会の実施について、判断をしたものでございます。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問いたします。

11月19日だろうが12月2日だろうが、本当は大した、日数的な違いじゃないんです。

私が聞きたいのはそれから後のこととして、それからまた3カ月余りたつんですが、ちょうど今ぐらいですよ、市長がいろいろな問題があるので、フルマラソンを中止をするという表明をしたのが、多分、3月議会であったというふうに思うんですが、それから1年がたって、この問題、いろんな問題を解決する解決策というのは、見つかったんでしょうか。そこをお聞きをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

12月議会後の第3回の検討委員会を経て、先月末、フルマラソン大会の準備委員会を発足いたしました。

この準備委員会は、市民総参加型のフルマラソン大会の実現を目指して、市内21の団体に御参加をいただき、発足をいたしました。

それぞれができるところで協力をし、支え合ってつくり上げていく大会を目指してスタートいたしましたので、花へんろマラソン開催時の課題の一つであった運営体制につきましては、参加団体を中心に、業務分担し、各団体が責任を持って運営に携わっていく形としております。

また、もう一つの大きな課題でありました開催時期の問題につきましては、準備委員会の中で、平成27年4月に開催するとしておりますけれども、開催と出ておりますけれども、具体的な日程につきましては、今後、実行委員会組織が設立後に決定をさせていただく予定です。

このように、これまでの課題であった運営体制、開催時期についてのめどがつきつつありますので、今後は実行委員会を設立し、大会実現

に向け、具体的に進めてまいりたいと考えております。

実行委員会の設立に当たりましては、準備委員会に御参加いただいている団体から、さらに協力団体をふやし、多くの団体に御参加をいただく中で、おのおの負担を軽減をし、持続可能な大会としていきたいと考えております。

皆様の一層の御協力を、御理解をお願いをいたしたいというふうに思っております。

前回の花へんろマラソンをやめるという経過の中で、市民団体の皆さんや、さまざまな話も聞いていく中で、検討委員会を立ち上げ、準備委員会を立ち上げ、そして今後、実行委員会の方向へという形で、今、進めているところでございます。

どうかよろしく願いいたします。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 先月末に準備委員会を立ち上げたということですので、まだ会合は1回程度しか、多分、開いてないんですね。

まだ中身が、27年4月開催ぐらいまで、話が決まったということで、21団体がそこには参加しているということですが、市の職員組合等の団体というか、市の職員組合であったり、職員がその中に加わっているのか。また、このやめるという決断をしたのが、3月末に人事異動の時期であり、市の職員がなかなかかわりにくいということが大きな理由の一つになっていたと思うんですが、4月であれば、市の職員はどのような形でかわれるのかについて、検討されていればお返事をいただきたいと思えます。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

現在までのフルマラソンを実施するという形の中で、職員組合としての、皆さんとこのことについての話し合いはしておりませんが、

それぞれ生涯学習課等を通じながら、通じながらと申しますか、生涯学習課を中心にしながら、この大会についてのさまざまな総括をしながら、準備をしてきております。

そうした中で、非常に大きな課題であった時期と、その組織体制、このことについて大きく改善していく方向性が出ましたので、職員が、4月になれば非常に動きやすい、そういう形も当然出てくる、そういうことの中で、4月に向けて開催をという方向になっております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） ちょっとわかりにくかったですけども。

4月になれば、職員は動きやすくなるというような話を、今、されましたが、3月には定期異動があつて、4月1日付の定期異動ですよ。そうすると、職員は、新たな職場に移ってすぐ、仕事も覚えなければいけない時期に、新たにマラソンのお手伝いもしなければならぬ、これ本当に大丈夫なのかなということも感じました。

これが市長の言われるように、その問題が解消されているのであれば、これはその時期に向けてやればいいんですが、その部分、やっぱりしっかりと、今までは特に職員の皆さんの、それこそ絶大な協力のもとに開催をされていたというふうに、自分たちも見ていましたので、特にその部分はクリアにしていないと、継続的な運営っていうのはできないんじゃないかというふうに思いますので、これに対して、市長のお考えがあれば、再度言っていただきたいわけですが。

先ほど、開催時期については、お聞きをいたしました。この予定のコースについては、どのような考えを持っているのかについて、お聞きをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほど、職員の異動という形の中で、議員から質問があったので、そのような時期についての課題の話に、答弁になったんですけども。

それだけではなくて、3月開催ということになると、今までの、当初議会もある、そういう諸準備等もある。さまざまところが、この時期の開催における課題であったというふうに考えておまして、そういう点から、4月になれば、そういう形の中では、職員の動き方が違うという形で答弁をさせていただきました。

コースにつきまして、あるいはまた、フルコースだけなのか、あるいはほかのものも組み入れていくのかとかいうことについては、今後、実行委員会の中で話し合っていくということとしておまして、また、そのような形での具体的などは決まっております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） コースについては、まだ未定ということですが、橋上線を走る、これまで4回走った。5回計画して、1回は震災のために中止をしたわけですが、4回したコースは、一応、全部、公式に距離をはかり、マーカーを打っておりますので、すぐ計測して、多分、これまた公認をとるのであれば、再公認という形を申請しなければいけないわけでしょうが、その公認の申請も、そんなに時間と労力はかからないと思います。

ただ、違うコースになると、これ、最初からの作業になりますので、これに対しても、かなりの金額がかかってくるというふうに思います。

私は、このコースでなければいけないということで聞いているわけじゃないんですが、市民の中には、もう橋上線を走るのだから、応援するのは当然ではないかというような意見も、私のところに言ってくる人もおりましたので、

あえて聞かせていただきましたが。

現在、市長の考えの中をお聞かせさせてもらいたいわけですが、コースについて、どのようなコースを市長は考えているのかについて、お聞かせを願いたいと思います。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） コースについての市長の考えということです。

実際、準備委員会の中で、出席していく中で、例えば海岸線を走って、だるま夕日だとか、例えばですけども、いろんな意見が、多様な意見が出てます。まちの中を走って、もっと多様な人たちと接点があったらいいんじゃないかと。

ただ、はっきりしているのは、芳奈の総合運動公園を出発として、そこをゴールにするというのが大前提ということなんですけれども、そういう意見が出ていった中で、私はまだ決まっていなかったという話をしたんですけども。

先ほど言われたような、コースの関係ございますので、私としては、現在のコースがいいんじゃないかという考えは持ってますけれども、決してこれにしばって提案をするという考えは持っていないということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 市長の中には、今まで、使用したコースというのも、大きな選択肢の一つにあるようですので、そういうのであれば、できるだけ早く、沿線の地域の方等とも話をしながら、清掃の方法であったり、応援の仕方であったりということを、話を詰めていただきたいというふうに思います。

これを最後にしたいと思うんですが、答弁によってはわかりませんがね。

実行委員会を近いうちに立ち上げたいということですので、実行委員会を開催するのであれ

ば、当然として予算措置がなされていないと動きませんよね。

来年の4月ということになれば、来年度、26年度中のできるだけ早い時期に、決めるものは決めて、参加者を募集しなければならない。どういう形であるかは、また実行委員会のほうで話を詰めていくと思うんですが、この予算措置が年度当初予算に出てきてない。市長としては、12月に開催を決定した事項が、今回の行政方針にも、1行も出てきてない。予算措置も全然されてないということは、どういうことですか。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほど、答弁させていただきましたように、現在、準備会組織を立ち上げていただきまして、大会を実行できる、組織化に向けた取り組みを進めているところでありまして、今回は実行できる組織化の内容を優先に取り組みを進めておりますので、今後、具体的にどのような形で、どのような予算が伴う大会とするかまでの内容には、まだ至っておりません。

新年度になり、すぐ支出が伴う作業が見込まれていないために、実行委員会組織を立ち上げた後、具体的な実施内容を検討して、その後、予算化を図ってまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） ちょっと再質問させていただきます。

組織を決めた後ってということは、実行委員会を立ち上げた後という形になりますよね、それであれば。早くても6月の議会、定例会で言えば6月議会になるわけですよ。それ以前にするとすれば、早いうちに臨時議会を開いて決めていかなければいけない。

多分、1回目のマラソンを開催するとき、何もなかったところからのスタートやっと思うんですが、かなり早い時期から予算組みをして、進めていたというふうに記憶をしているんですが、幾らこれまでの4回、5回のノウハウがあるとはいえ、新たに名称もかえてスタートをするということであれば、できるだけ早く進めていくべきであると思うし、本来ならば、今年度の行政方針にも、こういう形でマラソンを進めて、つくっていきこうやということは言うべきじゃったがやないかというふうに思いますが、このことについて、市長の考えをお聞きいたします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

やっぱり予算化していくためには、議会に対しても、きちんと内容等も説明できる、そういうものを準備してかからなければ、予算化という形は、当初予算では困難ではないかというふうに判断をして、当初予算への予算化はしておりませんが、先ほど言いましたように、寺田議員も指摘されましたように、相当の、この大会を実施していくノウハウは持っています。

そういう点で、私は、今から実行委員会を立ち上げて、そしてその中で、具体化できることから具体化して、そして予算化をしていく。そして、来年の4月ごろ実施するという形には、間に合うというふうな確信も持っておりますので、間に合うという判断をいたしましたので、より慎重に論議を、議会の皆さんとともに、その内容を含めまして、確認していただいた後に、本当に全力で取り組みを進めていきたい、そういう思いでこのような予算化をしていないということについては、そのような理由でございます。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） ノウハウはかなり持っているということですが、多分、そのノウハウの多くは、市の職員が持っていると思うんですよ。

市長が言われるように、今から詰めていくということですが、本当ならば、12月議会が終わってから、1月、2月の間に、集中的に議論をして、今議会までにかかなりな詰めを行って、3月当初に予算を出し、また行政方針の中に入りたい込んでいくのが、本来の姿ではないかというふうに思いますが、できるだけ早く、開催について、皆さんにお示しをできるものをつくっていただきたいということをお願いして、これに対する質問は終わります。

次に、産業振興課の組織の充実と職員の配置についてをお聞きをいたします。

今申しましたことは、市長が選挙当時の大きな柱であったというふうに思います。私も大きく期待をしておりましたが、市長は、現在の状況、2年間たちましたが、産業振興課の充実は図られているというふうにお考えですか。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

私が就任以降、産業振興課のそのような体制はどうなっているのかという質問でございますけれども、私は、寺田議員御指摘ございましたように、この1次産業を中心とする地域の産業の活性化、これが非常に大きな課題と受けとめておりますので、この取り組みについては、ずっと重視してまいっております。

そのために、特に産業振興課の中に林業の関係者を、県のほうから派遣していただく、非常に、これから木質バイオマス発電等もそうですけれども、今後の林業振興というのが、1次産業の振興の中で、非常に宿毛市の特質を生かし、その連携をしながら進めていく中で、非常に重要であるという認識をいたしましたので、この

ような専門的な県の職員の配置もして、今、全力で頑張らせていただいているというところでございます。

そのような点を含めまして、全体としての職員数は、1名はふえておりますけれども、他の農業、漁業にしても、その取り組みについては、さらにスキルアップした取り組みをして、職員としてやっているというふうに、私は判断をしております。

ただ、まだまだこれからの課題があります。新しい体制になって、実際、私が職員の配置をして、まだ実際はそのような林業の関係も含めまして1年でございますので、今後もその取り組みをさらに進めていかなきゃいかんというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 道半ばということなんでしょうかね。職員数も1名しかふえてない。

今までより1名ふえたという言い方もあるかもしれませんが、ここは水産課と農林課を一つにして、産業振興課にして、事業課というか、事業関係を土木のほうに移した関係もあって、その人員がどのようにふえたかというのは、僕もよくわからないんですが、少なくとも一人はふえたということで、これが県からの派遣職員である、交流人事で来た派遣職員であるというふうに、多分、市長は考えているんでしょうが。この県との交流人事によって来ている職員の任期はいつまでなのか。また、今後、この充実に対して、市長はどのような考え方をしているのかについて、お聞きをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

交流職員の任期は、平成25年度からの2年間ですけれども、事業の進捗状況等により、最長で3年として、1年の期間の延長を行う場合

があります。

今後も充実してまいりたい、このように考えております。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） これからも充実をさせていく、県との連携も、これまで以上にとっていくという形で、林業だけにかかわらず、農業、水産業も、宿毛市の基幹産業ですので、これを推進していく、振興していくということは、宿毛市にとっては大きな仕事であると思いますので、これからも力を注いでいただきたいということをお願いして、このことについては、もうこれ以上、聞きません。

次に、職員採用と臨時職員の採用について、お聞きをいたします。

まず、本年度の退職職員の数と、退職予定ですね。退職予定の職員数と採用予定の職員数についてお聞きをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

平成25年度末の退職予定者数は14名で、平成26年度新規採用予定者数は6名となっております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 14名退職して6名採用ということで、半分弱、半数弱ということになるわけですが、3月の宿毛広報に、臨時職員登録の募集という部分がありました。これは市長が出していますので、よくわかっていると思うんですが。

これまでも、同様のものが出されていたのか。私、保育士の登録をお願いするというのは聞いたことがあるんですが、臨時職員、一般職も含めての臨時職員の登録というのは、今まで見たことがなかったような気がするんですが、これは、今までも行っていたのか。同様のものがあ

ったのかどうかについて、お聞きをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

以前は行っていなかったということでございます。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 今までなかったということですので、これも去年の3月議会か6月議会で、私は市長に、昨年度、職員採用が一般職で15名ぐらいでしたかね、あったときに、一度にごっそり採用するのじゃなくて、何年かに振り分けて、平準化したほうがいいんじゃないかなということで質問をしたときに、市長は、基本的には、正規職員で運営する市政運営が私の考えやということで答弁をされたというふうに思います。

実際、今年度のこれだけを見れば、14名やめて6名採用ということ、これ、単純にこれだけを見たら、去年の市長の答弁はうそになりますよね。

今回のこの採用の仕方、また市長が言われていた、正規職員による行政運営を行っていきたいということとの、整合性をお示し願いたいと思います。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

私があそをついたという形での質問をいただきましたけれども、決してそのような形で、意図的にしたものではありません。

当然のことながら、新しい事情の中で、時間の経過の中で、新しい事業の中で、方向性というのは、また変わる場合があるというふうに判断をします。

特に今回の場合は、後で質問していただく形になっておりますけれども、千寿園の管理者制度の移行も視野に入れて、非常に厳しい状況で

ありますけれども、決断を、そのような方向でしているという形の中で、このような数字になっているということでございますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） そういうことであれば、千寿園の話は、また後でしますが、指定管理に移行する過渡期として、臨時職員による運営を行わなくてはいけないというふうに、私には聞こえましたので、そのことによって臨時職員の登録をお願いしたということですよね。

であれば、臨時職員の採用期間というのが、まちまちになると思うんですが、この正規職員を雇わない、臨時職員の採用期間というのは、どのような形で考えておりますか。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

当然、臨時職員に関しましては、雇用に対して、臨時職員の雇用をする中での規定がございますので、それを遵守しながら、ローテーションを組んでいく形にしなければいけないというふうに思っています。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 規定の中で雇っていくということですが、臨時職員は、それぞれいつまでという採用期間を決めて採用していますよね。

これが、よくいわれるのが、病休であったり産休、育休で休まれる職員がいる。その休まれる期間というのは、ある程度、申告されて期間が決められている。この休まれる方の採用期間というのは、途中で変更されるということがあるわけですか。その部分について、ちょっとお聞きをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 非常に細かなところま

での質問になっているわけですが、1年ということに規定しているということでございます。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 答弁が食い違ってますので、もう一度聞きますが、職員が休む場合に、休む職員の、休む期間が途中で変わることがあるんですかという質問をさせていただいたんで、臨時職員の採用期間が1年かどうかということを知りたいわけじゃないので、もう一度お願いします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

このような人事のことでございますので、所管のほうからお答えをいたします。

よろしくお願いいたします。

○副議長（岡崎利久君） 総務課長。

○総務課長（山下哲郎君） 総務課長、寺田議員の御質問にお答えします。

育休の期間は、最長で現在では3年まで延長することができます。

また、保育だとか育児の環境が整えば、長く出しておっても、短く変更することもできます。いずれも可能でございます。

以上です。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 途中で変更も可能だと。当然、病休もそうですよね。病気がよくなれば、職員は出てこれるわけですから、当然、職場復帰していただくというのが、原則的にそうだと思うんです。

であれば、臨時職員というのは、市長との臨時契約になるんですか。辞令をいただいて、職場に来ているということになるというふうに思うんですが、期間を決めて採用するわけですよね。

例えば、1年契約で来ていると。途中で職員が復帰した場合、その臨時職員の立場というのはどうなりますか。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

このことの答弁についても、総務課長のほうからお答えをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 総務課長。

○総務課長（山下哲郎君） 寺田議員の再質問にお答えします。

臨時職員はあくまで臨時職員でありまして、正規職員の足りないところを補っていただくことが原則でございますので、いろいろ身分の関係等があるって、不利益をこうむっていただくことがあるかもしれませんが、やはり正規職員の許されておる期間の変更だとか、病気の快復の状況だとか、あるいはまた延長もあるわけですが、それらを補っていただく形ですので、そこはやむを得ないところがあるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） これ、長々やるつもりもないんですが、募集を、登録制をこれからとって、臨時職員を採用しようということですので、そういうことも想定としてありますよということは、前もって職員に登録される方に通知をしておくべきじゃないかというふうに思いましたので、ここであえて聞かせていただきました。

できるだけ、宿毛市にいい職員が来て、また仕事ができる、力をふるえるような環境をつかっていただきたいというふうに思います。

次に、千寿園の指定管理移行について、お聞きをいたします。

千寿園を指定管理者による運営にしていこうということで、これは行政方針の中にもうたっ

ております。

これから、どのようなスケジュールで指定管理に移していこうというふうに考えているのか、まずこれについてお聞きをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

千寿園の指定管理移行へのスケジュールというところでございますけれども、本年度、民間視点の意見を聞く運営検討協議会での経営診断では、指定管理者制度導入が望ましいという提言があり、私としても、千寿園の運営は指定管理者制度による運営が最も適していると判断をいたしました。

御質問の、今後の指定管理移行のスケジュールとしては、平成29年度をめどに移行していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 平成29年度からの移行ということで、今年度というか、26年度から3年間をかけて、移行に向けて取り組んでいくということでしょうか、現在のこの職員の中で、正規職員と臨時職員というのがあると思うんですが、これをどのような形で、先ほどの臨時職員と正規職員の話のところでも、市長は、このところで、千寿園の指定管理への移行があるので、この職員を採用、なかなか正規職員としての採用をふやせないというような答弁でしたので、この正規職員が、現在、どれくらいおって、それをどのような形で一般職、またそういう職種のところに異動させていこうとしているのか。それによって、市の職員の数がどのように変化していくのかについて、お聞きをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 千寿園の職員の配置状況等についての質問でございますけれども、現

在、正規職員が34名、臨時職員が20名、パートが2名、合計56名です。

そのうち、介護の正規職員は19名、この体制となっております。移行という形になれば、職員は指定管理の移行時に、希望者は職種転換などにより、市職員として、全員受け入れのため、複数年にわたって移行をしたい、このように考えております。

そして、若干、人数的なことになりますけれども、介護職員の場合には、ユニットが8つあるために、ユニットリーダー各1人の合計8名と、生活相談員1人の合計9名、これは正規職員が必要という、そういう決められた数字がございますので、このような人数の方々を移行していくという形の中で、時間も必要であり、職員との、組合との連携も深めながら、相談しながら、進めていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 正規職員34名で、そのうち介護職員が19名、そのうちの9名が正規職員でなければならないということを、今、説明を受けましたので、あと10名程度が、今のままでいけば、順次、移行していく人なのかと思っております。

この介護職員であったり、事務職であったりというのを、市の市長部局に、例えば異動させるということになれば、その部分については、介護職員であったり、事務職を千寿園で、臨時職員で対応していく。臨時職員がだんだんふえていって、最終的に28年度末で市の営業が終わる。

ただ、入園者がいる。80名近い入園者が、常時、そこにいるわけですが、その人たちに不利益が起らない。また、トラブルが起きないような運営の仕方というのが、果たしてできる

のかどうか、非常に心配ですが、その移行については、タイムスケジュールの中でしっかりと指導ができる体制はとれると、市長はお考えですか。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

職員の移行等について、若干、お答えさせていただきますと、ユニットリーダー1名、ユニットに必ず正規職員が必要ですから、最低限、その人たちは、その施設に、その時期にはおいておかなきゃいかん。それが、移行するときには、この9人が同時に移行するという形に、最終的には移行して、そこを指定管理者の皆さんにお願いをするという、とるための最低限の人数の異動が、最終的にはこの人数を異動してまいりますよと。

それまでに、計画的にいろんな調理師さんであるとか、事務の人であるとかいうのを、順次、受け入れていく、そういうのを時間も要すると。

職員の採用についても、この辺を考慮しながら、来年度からそんなに退職者もおりませんので、今回、相当の人数が退職されるというところを判断をしないと、なかなか、さらにこれが5年も6年も7年もという、先になる可能性もあるために、判断をしたというのが、私の先ほどの質問の、職員採用の件でありました。

そして、御心配されている、私も心配のところあるんですけども、入園者への影響、これについては、絶対に影響がないように、きちんとした連携の中で、スムーズに移行できる、そういう方向は、今後、具体的な検討の中で進めていかなければいけないというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） できるだけないようをお願いしたいと思います。できるだけじゃ

なくて、絶対にないようにしていただきたいと思いますが、その職員を、千寿園の職員から一般職にする場合、そのままの採用では、異動だけではいけないというふうに思うんですが、どのような形、また採用試験をするのであれば採用試験をするという形で答えていただければいいわけですが、どのような形を考えておりますか。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） その答えについては、詳しい形での認識がありますので、総務課長のほうからお答えをさせていただきます。

よろしくをお願いします。

○副議長（岡崎利久君） 総務課長。

○総務課長（山下哲郎君） 総務課長、寺田議員の質問にお答えいたします。

採用試験は、職種が違いますので、行わなければなりません。

内容については、どのような形の試験でも、任命権者である市長に任されておりますので、何らかの試験を行うということで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） ありがとうございます。

質問項目、あと1項目ありますので、もうそろそろ時間も押し迫ってきましたので、次に移りたいと思います。

まず、新たな小中学校の再編計画についてお聞きしますが、まず、この問題については、月曜日、中平議員も聞きましたが、私としては、今までの平成17年、19年、22年に出された再編計画と比べると、大きくトーンダウンしたように思えるわけですが、見直された点について、まず教育長にお聞きをしたいと思います。

○副議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） おはようございます。寺田議員の一般質問にお答えをいたします。

寺田議員におきましては、いつも学校教育に注目をいただきまして、本当にありがとうございます。

今回の再編計画で見直した点についてとの御質問でございますが、まず、前回の再編計画の見直しから、今日までの大きな状況の変化といたしましては、御承知のように、東日本大震災がありました。

震災によりまして、教育委員会としまして、子供たちの安全、安心のため、まず未耐震の学校施設の耐震性について、早期に確保しなければならないと考えておりまして、現在、耐震化の取り組みを進めているところでございます。

また、震災以降、宿毛市におきましても、津波浸水予測が見直されまして、より厳しい予測となってまいりました。

このような状況を踏まえまして、教育委員会といたしましても、平成22年に見直した再編計画を、再度、見直すべきと考えまして、今年度、保護者と意見交換会をして、宿毛市教育審議会に諮問をする中で答申をいただき、今回の再編計画を見直した次第でございます。

今回の再編計画において、大きく変わった点といたしましては、まず、1点目には、津波の浸水が予想される学校において、子供たちの安全を守る観点から、高台へ移転することが望ましいという点があります。しかしながら、先日、中平議員にもお答えしましたように、現状においては、高台の確保ができていないということから、現時点で具体的な計画を明記することがなかなか困難でありますし、今回の計画では、前回までの計画でお示しをしてきました学校建築等計画表は、お示しはしておりません。

一方、津波の心配がない東部、それから橋上地区におきましても、先ほど申し上げましたよ

うに、耐震化の計画を見直しましたことと、小規模においても、現状では一定の教育効果が上がっていることから、橋上中学校を除いて、当面の間は現在の学校配置で存続をする計画になっております。

橋上中学校については、今後の予測を見たときに、平成36年には、各学年、残念ながら一人ずつになってしまいますので、その際には、統合がやむを得ないのではないかと考えて、計画にもそのように明記をさせていただいております。

議員がおっしゃいますように、トーンダウンをしたのではないかということにつきましては、私としましては、子供たちの安全安心、それから教育効果の点から、より現状に即した計画になっていると考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問いたします。

トーンダウンはしてないと。より踏み込んで見直しをしたというふうに、教育長言われました。

そこで、これは昨日の新聞ですか、出ておりました。

これは多分、中平議員に対する質問の答弁ではなくて、出たのかなというふうにも思いますが、見出しは教育長も御存じのように、浸水域の学校は高台へということで、大きな見出しが出ております。

その中で、高台移転の対象は、小筑紫、咸陽、大島、宿毛の4小という形で書かれております。これを見たある市民から、小筑紫は2年、3年ほど前に建てた学校だが、あの学校も高台移転するのかということで御質問を受けました。僕も、月曜日に聞いていた中で、そのようには聞いてなかったと思うので、再度ここでお聞きをいたしますが。

小筑紫小学校も高台へ移転をするという計画でよろしいんですか。

○副議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

小筑紫小学校も含めて、浸水地域でございますので、浸水地域として、小筑紫小学校もその中に入っていると、そういう感覚で、小筑紫小学校が入っていたものと思いますが、議員もおっしゃいましたように、小筑紫地区には、適切な高台も今のところございませんし、新築をして間もない、耐震化は十分にできている学校ですので、今のところは、小筑紫小・中の生徒の皆さんの安全については、高台に早期に避難するという方向で、指導をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 現在のところ、移転は考えていないということですので、この新聞発表に対して、訂正を求めるのか、それとも、どういう形になるかわからないんですが、教育委員会としての、小筑紫小学校に対する考え方については、しっかりと市民にお示しをしないと、これだけを見ると、子供たち、特に小筑紫小学校へ通っている子供たちの保護者、または地域の人については、小筑紫も高台移転になるんだなという判断をすると思いますので、しっかりとした対応をお願いしたいと思います。

次に、これもきのうの野々下議員への質問で、市長のほうで答弁として、萩原の高台移転について、進入路の関係で非常に作業がおくれているような話があったと思います。

これは、それこそ何のために高台に移るのかといえば、宿毛小学校をいち早く高台に移す、その候補地が萩原であるということで進めているというふうに思うんですが、基本設計が、現在の基本設計をして、その用地に対する基本

設計はできているんじゃないかというふうに思いますが、この点については、市長のほうに聞いたほうがいいんじゃないかと思うんですが、現在、萩原地区への基本設計、どのようになっているのかについてお聞きをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたしますが、具体的な計画等については、所管のほうからお答えをいたします。

以上です。

○副議長（岡崎利久君） 都市建設課長補佐。

○都市建設課長補佐（平建一君） 都市建設課長補佐、ただいまの御質問にお答えします。

先日、お話しした件でございますが、現在、取りつけ道路を住民の方と具体的に、幅員であったり、高さに関して協議を行っているという状況でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 道路の高さであったりということで、地元と協議をしているということですが、市長、防災面であったり、国土強靱化であったりということで、国は急いで作業をなささいということで、予算も大幅に増額して、作業を急がせているわけですね。

取りつけ道路は、僕は後からでもできるんじゃないかというふうに思うんですよ。できるだけ高台の用地を早く手当をして、移転ができる方策をとるとするのが大事やと思うんですが、この点についてだけ、市長にお聞きをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほどの答弁ですけれども、決して取りつけ道路等のことで、大きく問題が発生しているということではなくて、それによって、延びそうだとかどうとかではなくて、今、その設計等について、どうするかを住民に知らせて、いろ

んな意見が出てきているという状況でございますので、どちらが先だとかいう形ではなくて、一体的な形で、私は進めて、急いで、早急に取り組んでいるというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 鋭意取り組んでいるということですが、できれば専従職員でもおいて、この高台移転に向けて、積極的に、一日でも早く交渉が終わるように、また造成が進められるように、取り組んでいただきたいというふうに思います。

もうこれ以上、今回、時間もありませんので、聞きません。

最後になるとと思いますが、スクールバスについてお聞きをいたします。

これ、私、橋上地域のスクールバスだけでなく、市内に小筑紫地区、沖の島もスクールバスがあるわけですが、この中で、私の子供も行っている関係で、文書が来てびっくりしたわけですが、去年度からスクールバスを利用の児童に対して、申請書の提出を求めています、そもそもスクールバスってというのは、私は教育の一環であって、スクールバスに乗った時点から教育であるというふうに認識をしておりましたが、教育委員会としては、スクールバスに対する認識というのは、どのように認識しているのかについて、まずお聞きをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

スクールバスに乗ることが教育の一環ではないかという御質問でございますが、確かにそういう面もあると認識はしておりますけれども、スクールバスに乗ることそのものは、乗車マナーであるとか、ルールを守ることであるとか、そういうふうな社会教育の一環であるのではないかというふうにも考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 社会教育ですね。そういう社会常識の一部ではありますよね。

そこで、特に橋上地区の中でも、楠山、坂本地区という地域は、スクールバスに乗らなければ通学できない区域にあります。当然のごとく、学校の統廃合で、坂本小学校であったり楠山小学校、中学校というのがなくなるときに、地域住民との話の中で、スクールバスを動かしたり、当時は、宇和バスが動いておりましたので、宇和バスに教育委員会が定期券を発行して乗っていたりということで対応していたわけですが、宇和バスが廃止された後は、スクールバスに乗せていくということですが、これ、申請書をとらなければいけないのでしょうか。

私は、そこまでする必要があるのかというのを、すごく感じるんですが、もし申請書を出さなければ、当然、許可書も発行しませんし、乗れない形になりますよね。このことについて、教育長はどのようにお考えですか。

○副議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

スクールバスの利用については、議員が御指摘のように、本当に学校に行くのに便利の悪い、あるいは通学距離の長い、そういう子供たちのために運行しているわけですが、利用申請のことにつきまして、その申請につきましては、宿毛市のスクールバスでは、一律に宿毛市内のスクールバス利用者をお願いをしているものでございます。

利用許可の出ていない児童がスクールバスに乗車することにつきましては、運行に支障がない範囲内で乗車することは可能であると考えておりますけれども、事故等の緊急事態の連絡体制を整えるためにも、保護者の方にその提出をお願いするものでございますので、その点につ

いては、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 事故等の対応ということであれば、学校であったり、運行业者というのが対応するべきであって、子供たちが、保護者が対応できませんよね。

そこは、やはりそこに住む、地域に住む人たちのことも考えていただきたいなというふうに思います。

これはなかなか理解しにくいところが多いので、スクールバスの運行についてというよりも、私は、橋上中学校の中で、今、校区外に通学する子供たちがかなりいます。それは、橋上地域であったり、平野地域であったりという、どちらかといえば、宿毛市街地に近いところの子供たちが多いわけですが、今言ったように、遠いところの子供たちは、行きたくても行けないという現状があります。

教育委員会は、校区外通学について、許可を出しておりますが、そのことによって、橋上中学校の生徒数は予定よりも少ない生徒数になってしまっている。

これは、教育長、先ほど再編のところで、36年度までは、想定であれば一人じゃなくて、何人かの生徒になるということですが、中から崩れていっているんですよ。教育委員会が許可を出すことによって。

そのことについて、最後に教育長の考えをお聞きをしたいと思います。

○副議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えいたします。

教育委員会といたしましては、区域内就学が基本であることには変わりはありません。来年度、橋上中学校の新入生が1名になってしまっているということは、決して、橋上中学校の教育内容を保護者の方が否定するものではなく

て、あくまでも保護者の判断によりまして、他の方が校区外へ進学を選択をしたということでございます。

いつも申し上げておりますとおり、橋上中学校では、クラブ活動が限定されてしまう、そういうふうなふぐあいがありますけれども、それ以外の教育活動であるとか文化活動であるとか、そういうことにおいては、他の学校では味わえないと思います。

○副議長（岡崎利久君） 寺田公一議員に申し上げます。

寺田公一議員の一般質問の時間は既に90分に及びましたので、会議規則第57条の規定により、発言を禁止いたします。

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時31分 休憩

-----・-----・-----

午後 1時00分 再開

○議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 一般質問の前に、3.11の大震災でお亡くなりになった方々の御冥福を祈り、また里を離れた人たちの、一日も早いふるさとへの復帰を祈念します。

それでは、13番、一般質問をします。

肺炎球菌予防接種について。

12月の議会終了後、ある病院で顔見知りの高齢者の女性の方から、「濱田さん、他の市町村では、肺炎の予防注射に半額の助成をしているようですが」と声をかけられました。「どうして宿毛市では助成がないのですか。テレビでも宣伝しているのに」と、尋ねられました。

すぐさま市のほうに電話で尋ねてみますと、宿毛市では、肺炎球菌の補助はありませんとの返事でした。

女性の方に、どのくらいかかるのですかとお

聞きしますと、「約8,000円ぐらいかかります」との返事でした。「11月にもインフルエンザの注射で、1,000円支払いしました。

私たちのような年金生活者では、なかなかの出費です。肺炎の注射は、1回の注射で約四、五年は効果があるそうです。他の市町村並みに、半額、4,000円ぐらいの補助はできないものか、ぜひ宿毛市にも、多くの市町村並みに助成できるものではないか」と尋ねられました。

「担当課に電話をしてみましたところ、宿毛では助成がないので、他の市町村並みに話をつけておきます」という返事をいたしました。

そして、2月の終わりごろ、高齢者の女性の方が私の店に見えられたので、担当課に、市長にも話してありますと話しますと、そしたら、ぜひ電話をして確かめてくださいという話でございました。

それで問い合わせると、当初予算に計上するとの話を聞き、相手の女性に話しますと、大変喜ばれ、そして年をとると物忘れが早く、補助金が出ることさえ忘れてしまうようなので、何かよい周知方法を考えてくださいとのことです。

また、対象者はいかほどですか、市長にお尋ねします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 13番、濱田議員の一般質問にお答えをいたします。

来年度より、新規で実施いたします高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成事業でございますが、市民の皆様への周知の方法としましては、広報すくもへの掲載、地区の回覧文書、病院にポスターを掲示していただくなどのほか、各地区での保健師の相談事業や、家庭への訪問活動を通じて、多くの方へ直接、周知を図ってまいりたいと考えております。

また、その事業の対象者につきましては、宿毛市内在住の70歳以上の方として、約5,5

00人おられるんですけども、そのうちの約20%、1,100人程度の受診を見込んでおります。

補助額につきましては、約8,000円の接種費用の半額程度である4,000円を補助することとしております。

なお、当事業の財源としましては、高知県後期高齢者医療保険広域連合及び高知県の補助金も活用して、実施することとしております。

高齢者の肺炎や感染症の予防を図り、健康保持、増進につなげてまいりたい、このように考えています。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 再質問いたします。

大体わかりましたけれども、肺炎は日本人の死因の第3位を占めているそうであります。そして、高齢者の方が、そのうち95%の人が病気になるそうです。

肺炎による細菌にはいろんな種類がありますが、高齢者の肺炎の原因で最も多く、重症化しやすいものが肺炎球菌です。

そこで、予防接種への助成以外に、何らかの対策を考えていないか。今、大体、市長に聞きましたけれども、これでもう一つ何かあれば、ほかのことで、市長が答えることがあれば、お答えをお願いします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 何かということでございますけれども、お答えをいたします。

高齢者の肺炎の予防に的を絞ったことではございませんが、現在、各地区で実施している相談事業や、いきいき100歳体操などを通じて、個々に、健康に関する注意喚起に努めております。

肺炎球菌ワクチン接種がより普及し、多くの方が肺炎を予防することができれば、罹患者か

らの感染も減少させることが期待されます。

今後におきましては、肺炎球菌ワクチンを、より多くの方に受けていただけるよう、周知に力を入れてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 大体わかりました。

誤嚥肺炎予防方法の周知について、お尋ねします。

多くの肺炎が、細菌やウイルスによって発症するのに対して、誤嚥肺炎は異物によって起こります。

通常、肺には私たちが呼吸したときの空気が気管を通して送られ、酸素を取り込みます。そういうものが、気管に入りますと、反射的に激しくせき込み、気管から異物が出ますが、年をとると体力が劣り、異物を気管の外に出すことが不可能でございます。

また、高齢者の方が肺炎にかかりますと、あっという間に命を落としてしまう場合があり、死亡順位も、ここ10年ほど、第3位と高どまりしております。そこで、宿毛市の広報に、誤嚥肺炎の予防方法など、連載してはいかがなものか。

例えば、食事のとき、一口目が一番、誤嚥肺炎を起こしやすいとのこと。食べる前に唾液を二、三度のみ込み、練習をしてからものを口に入れるようにしましょうとか、また、食事の後、すぐに横にならないようにしましょうとか、そういうことを、健康欄コーナーなどをつくってはいかがなものでしょうか、市長にお尋ねします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

広報すくもに、健康に関するコーナーをつくってはどうかとの質問でございます。

これまでも、広報すくもには、予防接種や

認知症の早期発見など、健康に関する情報を掲載してまいりました。今後も、その中で、病気予防に関する記事や、季節や時期に応じた健康管理についての記事など、高齢者に関心のある情報の掲載を充実させるとともに、誰にでも、わかりやすい情報の提供に努めてまいりたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 大変よくわかりました。

それでは、健康コーナーをできる限りつくって、12回あるわけですかね、広報は。それに、夏なら夏、秋なら秋というんじゃなくて、1カ月ごとと、12月まで、いろいろなことを連載していただければと、そのように思っております。

それでは、次の質問に入らせていただきます。津波に強い学校整備について。

文科省有識者会議報告書が2月28日の各新聞に掲載されていまして。学校敷地の標高や、海岸からの距離、周辺の建物の立地状況を勘案し、三つのパターンに分けて津波対策をしていました。

1番目が、校舎屋上に浸水するおそれがあり、近くには避難する高台やビルがない学校については、高台移転や校舎の高層化が必要であるとありますが、市長並びに教育長にお伺いします。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 校舎の屋上に、津波が浸水するおそれがある場合と、そうでないところがありますね。この場合は、近くに避難する場所がないときには、高層ビルで対応せよとかいう、校舎も、そういうことになっておりますが、市長はその点について、どのように考えますか。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

質問の学校施設整備方針につきましては、正式に通知された改訂指針ではなく、内容や財政支援方法が出されておられませんので、その点は御理解いただきたいと思っておりますけれども、御質問のあった校舎の屋上まで浸水するおそれがあり、近くに避難できる高台や高層ビルがない学校については、高台移転や校舎の高層化が必要とのことについては、私としても、そのとおりであると考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 確かに避難場所として、学校が浸水する場合には、それはそのとおりであると、私も思っております。

しかし、宿毛の場合は、津波が到着するまで、約40分あります。そして、児童生徒が、安全な忠霊塔まで行くのに、約10分ぐらいで行けると思うんです。そうすれば、私は、あえて萩原まで行かなくても、それで対応できるのではないかと、そのように思っております。

また、高知新聞によりますと、これは抜粋したんですけれども、鉄筋コンクリートの建物で、15メートルまでは波に大丈夫だそうです。

今、宿毛の場合は、大体、6メートルちょっとぐらいですよ。それやったら、一応、そこで難を逃れるのではないかと、私はそのように考えておりますが、市長並びに教育長の見解をお願いします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

宿毛小学校の例を出していただきながら、質問をいただきましたけれども、浸水しないと想定される学校は、屋上や上層階への屋外避難階段を整備するよう、求めていること等について、どのように考えるかということも関連することではないかと思うんですけれども。

確かに津波対策を考えた場合に、そういったことも、津波から身を守る一つの手段ではあるというふうに思っております。

しかしながら、議員も御承知のように、災害からの安全確保について、100%安全というものはございません。今までの想定を大きく覆したといったことがある事例からいえば、この東日本大震災、まさにそのとおりであるというふうに思っております。

当然ながら、学校は子供たちが教育活動を行う場であり、学校における子供たちの安全性の可能性を100%に近づけることが、学校設置者としての市長の責務でもありと考えております。

学校施設について、近くの高台に避難場所がある場合、高台に避難することとしており、子供たちも市民も、学校屋上を避難場所としていません。

しかしながら、場合によっては、高齢者や障害者の皆さんなどが避難場所へ避難できないと判断された場合、これを利用することを拒むものではございません。そのような位置づけでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

今議会のいろいろな議員の方々からの御質問にもお答えいたしましたように、私といたしましても、市長同様、そのとおりであるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 次へ進みます。

想定される津波が来て、校舎屋上まで浸水されない学校では、上層部への階段設置を、文科省では進めています。宿毛市はどのように考えておりますか。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

宿毛市においては、学校施設の近くに、高台避難場所があるというところが全てでございますので、現在、そのように、校舎を上層まで整備するとか、避難場所とするとかいうことについては、考えておりません。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） それから、学校は避難場所として、児童生徒や教職員だけでなく、地域住民の避難場所として利用できるようにすると、そういうくだけがありますが、それはどのように思いますか。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほどもお答えをいたしましたけれども、近くに高台避難場所がある場合、これはそのような市民の皆さんも、教職員も生徒も含めて、100%の安全を確保するということには、少し、いろんな形の中で問題がございますので、高台に避難をしていただくということを、さまざまな対応をしております。ただ、先ほどもお答えしましたように、いろんな事態の中で、市民の皆さんがその理由の中で、学校施設に避難したいということについて、我々がそれを拒んで、してはいけないということをするべきでもないと思っております。それはその人の個人の判断で、さまざまな事態の中に、対応することではないかなというふうに思っていますが、我々行政の立場としては、安全な高台へお願いをしたい、このように判断をいたしております。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 一応、地域住民、特にお年寄りの方が望んでいるのは、高台まではよう逃げないと、そういう話が街の中では蔓延しています。

それで、どうしても学校までたどり着ければ、手を差し伸べてもらえると。そのかわり、高台のほうに行くと、スロープがなかなか難しいと、そういうような話で、でき得れば、どうしてももう一度、こういうような指針も出たんだから、そこを考えてくれないかというお話が、お年寄りの方々の希望でございます。

それについて、もう一度、市長の答弁をお願いします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 再三、お答えはいたしておりますけれども、そこを避難場所として整備するという事はいたしておりません。

それは、先ほど言いましたように、近くに高台があるからです。

しかし、時と場合、時期的なもの、季節的なもの、その日の昼間だとか夜だとか、雨だとか、嵐だとか、そういうさまざまな事態、想定できないことがございます。

そういうときに、この学校施設に避難をしたい、そういう障害者の皆さんや、本当にお年寄りの皆さんが、そういう場合に遭遇した場合には、私はその人の判断で、学校に限らず、避難施設でなっていない場所も含めて、私は、いち早く、まず可能なところへ避難をしていただくということでありまして、決してこれを拒否するという形を取っているわけじゃないということ、まちの皆さん方にもわかっていただきたい。

100%ということを我々は目指しているわけですから、命を守るという対応の中には、まず、高台とっているわけでございまして、その辺のところを、それぞれしんしゃくしていただいて、市民の皆さんにも、議員のほうからも説明もしていただきたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） それから、前に一度

行った宮城県の亶理町なんですけれども、これは海岸端に荒浜中学校、そして亶理小中学校ですか、3校あって、一応、3校とも波をかぶっているわけです。

それで、1校当たり、大体500人近くの方が学校に避難して、1人のけがもなく、全員助かっていると、そういう前例もあります。

そこで、どうしてもお年寄りの方たちは、山は嫌だと。市長が言うのはわかりますよ。私なんかも、そら1メートルでも高い高台のほうがいいことはわかっています。しかし、そこによろ逃げないという年寄りが大分おるわけです。

この間も、一応、忠霊塔のスロープ、避難場所として、電動の車イスで行ったらしいです。そしたら、空回りしてから、よう登らなかつた。そういうような実例もあります。

しかし、学校やったら、下まで行けば、階段やから、手をもってあげてもらえるというような報告も来てます。

それで、やはり皆、年をとっていくんです。そして、ことし小学校の人は、小学生などが避難、最初は30分かかったと。それが、2回目は15分で行った。そして3回目は10分切っっていったと。そういうように、徐々に、訓練すれば早く行けます。しかし、年寄りは、半年先になったらよう歩かんようになってる人なんかも多いです。

そして、津波なんか、もし仮に地震がきて、電柱が倒れたときには、車で搬送することもできません。そういう中で、なるべく近くのところ、そういう避難もできる学校をつくってこれというのが、まちの人たちの、特にお年寄りの方々の希望でございます。

そういうことを、もう一度、市長に伝えてくれという話を、私のところに何回も来てする人がおります。それはけど、私も当たり前だと思っております。

何でかという、この間まで歩いてきてた人が、つえをついてきているような状態です。やはり、そういうような人たちを、行政として、カバーするべきではないかと私も思って、その話を聞いております。

そういうことでございますので、市長も、でき得れば、お年寄りの人たちの、耳を傾けていただきたいと、このように思って質問しているわけでございますが、もう一度、できたら質問をお願いします。もうわかってますけれども。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

濱田議員が市街地に住まれて、そういう実際のお年寄りの方々から、そのような要望をいただいているというのは、本当にそのとおりだと。内容についても、十分、私も理解をいたします。

ただ、行政として、責任を持って指定するという形になると、例えば、釜石なんかでは、津波によって火災が発生してます。そして、そこから学校という取り切ったところから、他に逃げられない人たちは、そこで火災に巻き込まれるということ等も、想定外ではない状況もあるわけですし、私どもとしては、まず、そういうところを原点として、この避難場所について考えているということについては、ひとつ理解していただきたい。

そして、お年寄りや障害者や、さまざまな地域の防災避難計画の中で、今後、まだまだ行政としても、そういう避難計画等をまちの皆さんとも煮詰めていかなきゃいかん部分はあると思います。

そうしたときに、その学校がどういう形で、避難場所という形も含めて、どういう形でできるかということも含めて、やはり考えなくてはいけない、そういう要支援者、そういう人の対応については、今の忠霊塔の整備の状況とあわ

せて考えていくべきことではないかなと思っておりますので、もう少し、その辺は直接、学校の移転ということとの関係ではなくて、今の建物をいかに今後利用していくかということで、少し時間もいただいて、検討する余地も残していただきたいというふうに、私は今、思っているところです。

よろしく願いいたします。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 最後の質問になりますけれども、文科省が学校設置、整備指針改訂への発表以来、何人かの方が私の店に見えられて、現在地に残す会を2月28日でしたか、新聞発表は。それから3人ほど来られて、はやもう署名をとる運動を始めたわけでございます。

それは、宿毛小学校を現在地に残す会を、その時点で発足したそうです。今、10人ぐらいの役員でやっていますが、はやから、大分の方が署名をしてくれているという話も聞いております。

このことについて、市長はどのように思いますか。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

市民の皆さんが、どのような形で行動され、組織されているかということは承知しておりませんけれども、私どもが進めている方向について、まだまだ御理解はいただけてない部分があるなという認識は持っております、市民の皆さんに。

しかし、今後、そのようなことについても、一生懸命、説明をしていく中で、考えていきたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 同じ問題ですが、教育長に答弁をお願いします。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 私といたしましても、ただいま市長が申し上げたとおりの考えを持っております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 大体のことはわかりましたけれども、やはり市長も教育長も、まちの人たちの話も、年寄りの人たちの話も、もう少し謙虚に聞いてくれということ、必ず伝えておいてくれという話でございますので、この場をもって伝えさせていただきます。

それじゃあ、私の一般質問を終わります。

○議長（今城誠司君） この際、10分間休憩いたします。

午後 1時31分 休憩

午後 1時41分 再開

○議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 8番議員の浅木です。ただいまから一般質問を行います。

この議会最後の質問になりましたが、お疲れのところと思いますが、御答弁のほう、よろしくお願いたします。

日本全土を震撼させた東日本大震災から3年が過ぎましたが、今も脳裏に焼きついた恐怖はそのままです。改めて被災された皆様にお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたします。

まだ26万7,000人の方が避難生活をされ、9万7,000人の方が、仮設住宅暮らしを余儀なくされている現実があります。

政府は、原発の再稼働よりも、福島原発の早急な放射能対策、震災の全面復興にこそ全力を注ぐべきだと思います。

それでは、通告に従い、進めていきます。

1番、国民健康保険についてであります。

その1番として、国民健康保険税についてお尋ねします。

国民健康保険税が高過ぎて払えない人がふえているのに、政府は今年度もまた引き上げようとしています。今年度は、賦課限度額を国保で4万円引き上げようとしており、それで限度額は81万円まではね上がります。

国保加入者は、相対的に低収入であり、もう支払いの限界点を超えています。宿毛市においても、これ以上の引き上げをしないよう求めます。

国保の支払い財源については、政府が削減した国庫負担金を、1984年の実績に戻すよう求めるべきであります。以前の国保会計の総収入に占める国保負担の割合は、1984年に約50%でしたが、現在は25%に半減したことが、国保財政を困難にした最大の要因であります。

市長は、国に対して、国庫負担を1984年の実績に戻すよう求めるべきであります。

その国庫負担を回復するまでは、一般会計から繰り入れしてでも、市民負担の上昇を食い止めるべきであります。

今、全国の市町村国保の58%は赤字となり、2012年度の一般会計からの繰入総額も、全国では3,979億円にのぼっており、高知県下の自治体でも、総額6億4,670万円となっています。お隣の四万十市は、1,973万円、土佐清水市が854万円、一般会計から繰り入れています。市民の国保税負担を少しでも抑えようとしています。

ところが、宿毛市は、国保への法定外繰り入れはゼロであります。宿毛市でも、他の市町村のように、一般会計から繰り入れて、国保税の市民負担を軽減するよう求めます。

このことについて、市長の答弁を求めます。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 8番、浅木議員の一般質問にお答えをいたします。

国民健康保険税の税率につきましては、基本的には、国保加入者の医療費の伸びに応じて税率を見直し、税負担が過大にならないように配慮すべきであり、単に税負担の面だけを捉えて、他の市町村より高いかどうかを問題にするのは、合理的な判断を妨げることに、まず、つながります。

また、その税の負担においても、特定の所得階層に過重な負担とならないよう、負担の公平に配慮すべきでございます。

来年度の税率改正は行いませんが、現在、国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議で、社会保障、税一体改革による低所得者層への財政支援の拡充等について、検討が行われております。

国保へのさらなる公費の投入や、その時期については、不透明でありますので、今後の進捗状況などを踏まえ、税率改正も視野に入れながら、慎重に、国の動向を見ながら検討を重ねていく必要があると考えております。

続いて、法定外繰り入れについての質問でございます。

国民健康保険は、法律に基づく一般会計からの繰入金を除き、保険税収入や国庫支出金により、保険給付費等の費用を補うことを原則とした制度でございます。

このため、赤字補填のために、一般会計から法定外繰り入れをするということは、国保加入者以外の市民の税金から、国保事業の費用が賅われるという形になります。

こうしたことから、安易な一般会計からの繰り入れは適当ではない、このように判断をいたしております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、答弁をいただきましたが、ちょっとはつきりせん部分があったので、もう一回聞きます。

市長、国に対して、以前、繰り入れていた50%、国が繰り入れを減らしたことによって、国保財政が非常に厳しくなっているというのも、一つの原因だと。私は、最も大きい原因だと指摘しているわけです。

これは、市長会としても、国に対して、この繰り入れをふやすように求めているというふうに、私、聞いているわけですが、そういう面から、今、市長、これを国に求めないというふうに聞いてしまったんですが、沖本市長はそういう考え方なんですか。そのことを確認させていただきます。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

国に対する国庫負担の増額等について、市はどうするのかということの答弁が抜けておりましたけれども、国に対する国庫負担の増額を要望することについては、県下でも多くの市町村が歳入不足となっており、基金の取り崩しや、繰り上げ充用が強いられ、今後も累積赤字が増加することが見込まれるなど、危機的な状況に陥っております。

本市としては、この問題は市町村で対応できる限界を超えているという認識をしております、このように思っているところでございます。

政府は、26年度から29年度までに、国保の都道府県化を初めとする重要な医療制度改革を実施することとしており、国保制度への財政支援の強化を図るための、さまざまな措置を講じることとしております。

26年4月からは、低所得者の保険料負担の軽減措置の拡充や、中間所得層の方の保険料負

担の軽減を図るための賦課限度額の引き上げが実施されております。

また、保険者支援制度の拡充により、1,700億円の公費が導入される予定となっておりますが、実施時期は未定であり、現在、国と地方の場において、国保のより一層の財源基盤の強化を図るための協議が行われております。

7月をめどに、中間報告が示されることになっております。

保険者としましては、今後の国の動向を注視しながら、財政運営を維持していけるよう、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、説明いただきました、今の部分については、広域化の問題と絡んできますので、またそこで議論させていただきます。

次に、低所得者への減免措置についてですが、収入は低くて、国保料の支払い困難者に減免をすることができることになっていきます。この実績がどうなっているかをお尋ねします。

法定減免については、厚生労働省は申請に基づくものではなく、自治体が対象者を自動的に減額するというふうにご答えております。そういうことで、進めているんだと思います。

しかし、自治体に所得申告をすることを忘れていく市民は、低所得でも減免措置を受けることができません。国保税等の減免を受けたい市民は、確定申告または市への所得申告をすることを忘れないよう、周知すべきだと思いますが、この点についてお聞きします。

また、生活に困窮した市民は、申請減免を受けることもできます。

申請減免は、災害や病気、あるいは失業などにより、大幅に収入減となった場合に、減免の対象となりますが、これは本人が申請しないと

減免を受けることができません。

こうした減免制度を市民に十分に周知し、利用できるようにするべきではないか、このことについてもお尋ねします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

国民健康保険制度には、倒産、解雇などにより、離職された方に対して、国民健康保険税を軽減するという法定軽減措置と、災害等で所得が皆無、または著しく減少し、納付が困難と認められる場合には、全額、または一部を免除することができるという条例減免措置があります。

条例による減免措置は、支払いを先延ばしにする徴収猶予や、分割納付等によっても、到底、納付が困難な場合、その旨、減免申請をしていただきます。

具体的には、徴収猶予や分割納付等によっても、到底、納付が困難な場合、納付期限の7日前までに減免申請をしていただき、申請者の状況確認や、預貯金、預金調査等により、客観的に見て、国保税の支払い能力の有無を判断し、減免の決定をしております。

平成24年度の条例減免の実績は、申請が10件あり、うち減免となったのは1件でございます。

また、減免制度の周知につきましては、各納税義務者への納税通知書の裏面に記載するとともに、国保税の納付等の相談があった際には、そうした減免制度についての詳しい説明をしております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 続いて、もう一つの減免ですが、病院窓口での医療費支払いの減免制度についても、利用状況はどうなっているのかお尋ねします。

医療費の支払いに窮する被保険者には、窓口

負担の減免制度、これは国保法44条の分ですが、これを紹介し、減免を受けられるようにしてあげるべきであります。

市長はどう考えているか、お尋ねします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

次に、医療機関での窓口負担の減免制度の利用状況ですけれども、宿毛市国民健康保険一部負担金の徴収猶予、及び減免にかかわる事務取扱要領を、平成25年3月29日に制定をいたしました。平成25年度の相談件数は、現在ございません。

今後は、被保険者の方に、広報や、国保のしおりで制度の周知を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、市長から答弁いただきましたが、せっかくこういう使える制度があっても、市民には十分わかってないということで、利用が進んでいないという状況があります。

宿毛市でもそれぞれ、今後とも取り組んで、皆さんに知らせるようにしてほしいんですが、これは宿毛市だけじゃなしに、全体的にそういう市民の中へ、国民の中へ十分浸透してないという部分があるわけです。

これからも、引き続いてそういうものに取り組んで、減免が受けられるように取り組んでいただきたい、こういうふうに求めます。

次に、資格証明書と短期保険証の発行についてであります。

資格証明書や短期保険証にされた人は、病気になっても病院へ行くことをちゅうちょします。このため、手おくれで命を落とすことも多々あります。資格証明書の発行は中止し、短期保険証も、極力、発行しないよう求めます。

資格証明書や短期保険証、窓口負担の支払いが困難など、経済的理由による手おくれ死亡は、12年度で58人ありました。

こうした状況を見るときに、こういう保険証は、普通に使える保険証は手元にないということで、病気が重症化する、そしてまた、死亡にもつながるといふことになっているわけです。

こうしたことから、他の自治体では、資格証明書を発行してない自治体もあるわけです。宿毛市もそういう方向で考えていただきたい、このことについて、答弁を求めます。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

以前から同趣旨の、議員の一般質問に対して、何度も答弁した経緯がございます。

浅木議員の気持ちもわかりますけれども、この資格証明書の交付の取り扱いにつきましては、国民健康保険法に、国保税を1年以上滞納している世帯に対しては、被保険者証の返還を求め、資格証明書を発行する、このことが定められております。

この法律に基づき、本市は宿毛市国民健康保険滞納世帯に係る事務処理要綱及び同要領を制定して、運用をしております。

資格証明書発行の際には、特別の事情の届け出及び弁明の機会を与え、慎重に対応しており、万が一、緊急に病院にかかることになった場合や、入院等で高額な医療費の支払いが困難となった場合につきましては、被保険者証交付基準にのっとり、短期保険証を交付しておりますので、資格証明書だから病院にかかれないという認識はしておりません。

今後とも、被保険者間の公平性を保つためにも、資格証明書の発行は必要と考えています。

また、短期保険証の発行につきましても、期限を設けることで、滞納者との面談機会をつくり、生活の状況や、把握や、個々の状況に応じ

た納付指導をすることにより、納付につなげていく目的がありますので、期限が切れたからといって、無条件に期限の延長をすることはできません。

資格証明書や短期保険証の発行につきましては、決して機械的に処理しているものではなく、被保険者を取り巻くさまざまな環境の変化に適用すべく、毎年、被保険者証に保険者証交付基準を見直して、きめ細かな対応ができるようにしております。

今後も、資格証明書、短期保険証の発行につきましては、慎重に対応していきたいと考えておりますので、どうか御理解をよろしく願いをいたします。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 市長は、今の答弁で、国保法に基づいてやっているということですが、この国保法の第67条、この中にはこう書いてあるわけです。

保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、または差し押さえることはできないというふうになっています。

ある面で見ると、資格証にしてしまうということは、これを差し押さえているのと同じように、私は感じるわけです。また、そういうふうに法律解釈する人もおるわけです。

こういったことで、市民を困らせるということのないようにということで、さいたま市などでは、資格証を発行しない。発行しないからといって、滞納がどんどんふえていくかというたら、そうでもない。やはり、それは行政のほうで、資格証明を発行する以外の方法で、滞納をなくするように、いろいろ働きかけて納入率を上げているという状況でございます。

そういったことから、資格証明発行以外にも、ほかにやる努力があるんじゃないかと。

なお、私も、これは全面的に否定しているわ

けではないわけです。これも、市長の言うたのも一つの法律の中です。特に悪質なものと、いうふうに、国会でも答弁が出ております。そういう、特に悪質なものに限って、資格証明書を出すということになると、資格証明書を受け取った人は、皆、宿毛の受け取っている人は、皆、悪質なんかと。ひょっとして、今、私の話を聞くときに、資格証明書にされている人は、自分は悪質じゃけに、こういうふうに資格証明にされているんだと、こう考えてしまうかもわかりません。

国会では、悪質者に対して発行ということになっておりますので、そこのところ、もう少し、どのような基準で発行しているのか、答えていただきたい。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

国保によって、資格証明書を出す人は悪質だという表現をされているという質問でございましたけれども、私、その辺のところは承知はしておりません。知っておかなきゃいけないことだとも思うんですけども。

宿毛市としては、決して、このような認識は持っておりません。それぞれの理由のある中で、納付がおくれている。そういう方が、私はほとんどだというふうに認識しておりますので、できるだけ、このような被保険者の皆さんの、話し合いをして、面談機会をつくって、相談に応じて、国保だけじゃなくて、生活保護であるとか、さまざまな助成制度であるとか、そういうことも紹介する中で、あるいはまた、納付についても、納付の仕方等について、さまざまなその人の条件にあって、納付しようとするその意思にある方に対しては、十分、そのような機会を提供して、その人の都合を最大限重視しながら、生活を守りながら、健康を維持しながら納付していただく、そういう方法等についても、

私は相談に乗って、対応しているというふうに認識しておりますので、その辺については、私の認識はこのようなところでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 去年のデータで見ると、資格証明書を発行しているのは、滞納者の中の24.3%に対して発行しているということで、4人に1人は発行しているというふうになるわけですね。

4人に1人は、宿毛の滞納者は悪質なんかないことになるわけです。

なお、この悪質ということの定義ですが、金があるのに、もう財産もある、貯金もあるのに払わんと。払いたくても払えないという人と、あるのに払わんと。何かあって、あるのに払わんとというのは、また違うと思うんですね。

そういう人に対しては、これは私も仕方ないとは思いますが、本当に金が無くなってしもちよる。払えない人に対して、資格証を発行するというのは、これは無理な話じゃないかと思うわけです。

この分は、平行線になるかと思いますが、市長、今後とも、資格証の発行については、慎重に対応してもらいたいと、こういうことを求めます。

慎重に対応することを求めて、次の議題にいきます。

次に、無料・低額診療について、お尋ねします。

この議会では、初めてでございますので、無料・低額診療について、ちょっと説明させていただきます。

無料・低額診療とは、病院の窓口で払う自己負担分の医療費を、無料または減額する制度であります。

治療した病院は、治療費を国保等の保険機関

に請求できますが、無料または減額した患者負担分の治療費は収納できず、医療機関の損失となります。

医療機関は、その代償の一部として、法人税や固定資産税、並びに不動産取得税の減免措置を受けることができます。

無料・低額診療を実施しようとする病院等は、県へ届け出を行い、知事の許可を得れば実施できます。

また、医療費の自己負担分を無料または減額してもらえる患者は、生活保護基準額の100ないし150%程度の低収入の方しか該当しません。

現在、無料・低額診療事業を実施しているのは、全国では約500カ所ありますが、高知県では残念ながら2カ所だけです。この2カ所も、高知市にある潮江診療所というところと、高知生協病院の二つだけであります。

治療費を払えない生活困窮者の命を救う病院として、県下で高く評価されています。

こうした事業を行うのが、無料・低額診療所であります。

そこで市長にお尋ねします。市民の命を守るために、宿毛市にもこうした無料・低額診療事業を、公的病院等に働きかけ、開設に向けて取り組みができないか、お伺いします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

無料・低額診療事業、先ほど、浅木議員から説明があったわけでございますけれども、社会福祉法に基づいて、医療機関が経済的理由等により、適切な医療を受けられない方に対して、無料または低額で診療を行う事業でありまして、対象者としては、低所得者、要保護者、ホームレス、DV被害者等の生活困難者となっており、先ほどの質問のように、高知県では、高知市内2カ所の2施設で事業を行っております。

保険者の立場から言いますと、被保険者には、国保税をきちんと納付していただき、不公正のない、健全な財政運営を行っていただけるよう、最大限、努力していただくことが第一と考えます。

また、生活困難者には、医療機関の窓口で払う一部負担金の減免、徴収猶予を申請できる制度や、生活保護等の救護措置もあることから、無料・低額診療事業を受け入れてくれる医療施設や、まだこれはあれですけども、調剤薬局等をつくる働きかけは考えておりませんが、今後も、社会情勢の変化等も踏まえまして、高知市及び全国の医療状況等の動向を注視してまいりたい、このような状況で、現在あるというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 初めての質問でございますので、まだ考えてないということですが、先ほども話しましたように、全国では、もう既にこうした病院が500カ所もできていると。なのに、高知県には、そのうちの二つしかないということで、いかに取り組みがおくれているか。

今は中央にあるわけですので、私といたしましては、幡多のほうにも欲しいということです。そしてまた、東のほうにもできればいいと。せめて三、四カ所できれば、遠方の人が、この近くで利用できるという面があります。

なお、これの認識について、今は余り必要ない、ほかの制度で何とかなるみたいな、市長のお話ありましたが、去年の3月の県議会にて、この無料・低額診療事業を始めてから3年になるので、225人が診察したということも含めて、尾崎知事に、県議会で質問したところ、尾崎知事は、生活困難者に医療を供給するとともに、受診者を生活保護などのセーフティーネットに適切につないでいく役割も果たしている。

取り組みに敬意を表すということで、この無料・低額診療所の事業に対して、知事は高く評価しているという面があります。

また、高知市でも、市の行政としても、こういった困窮者に対して、ここの病院には手を差し伸べていくことに対して、高知市は高知市の財政で、残念ながら、病院のほうは無料・低額でいっても、処方しても、薬のほうですね、これが、薬局が今、別になってますので、病院じゃないもので、注射やったら無料・低額でいくけど、薬を、薬局へ行ったときには、3割負担は3割負担、払わないかんということになっているので、薬がもらえないということで、この分を、高知市は市の財政の中から負担するということまでして、この無料・低額診療に対して、後押しをしてくれているわけです。

そういった面で、非常にこういう貧しい人、困窮者に対して、力になっているという面があるので、今後、このことをぜひ、お考えいただきたい。

このことを申し上げて、今後、考えてもらうことにいたします。

次に、滞納国保税の徴収について、お尋ねします。

2年目を迎えた安倍政権が、生活保護基準額や、年金支給額を引き下げる一方で、消費税の8%への引き上げ、介護や医療費の国民負担を引き上げるなど、国民いじめの暴政につき進んでいる中、大企業は内部留保をまたふやし、ついに270兆円になりました。

こうした中、一般国民の生活はますます困窮を極め、今後はさらに、国保税等の滞納も増加してくると思われま。

一方で、税の徴収は苛烈となり、全国各地で徴収をめぐる種々の紛争が発生しています。

宿毛市においても、こうした事態が発生しないことを願って、徴税について、次の点を質問

します。

まず、国保税滞納者に対しては、十分な話し合いをもち、相手を納得させ、納入してもらうことが大事であります。自主納税が困難な場合の滞納処分については、地方税法、国民健康保険法の規定にのっとり、処分の詳細は国税徴収法の定めを準用することになっています。

同法の第75条1項は、生存権的財産、これの差し押さえを禁じています。

また、同条5号では、営業に欠くことのできない財産の差し押さえ、これも禁止しているわけであります。

差し押さえ禁止財産といたしましては、滞納者の最低生活の保障、精神的生活の尊重等の理由から、一定財源の差し押さえが禁止されています。

例えば、退職年金、老齢年金、普通恩給、休業手当金及びこれらの性質を有する給付にかかわる債権等があります。

生活保護費や就学援助費、児童扶養手当など、子供の養育のために給付されたお金も、差し押さえ禁止財産であります。

近年、法で定められた差し押さえ禁止財産にまで差し押さえをする事例が発生しています。納税者が違法な差し押さえであることに気づき、裁判に訴えられ、差し押さえた行政側が敗北し、賠償金を払った事例もあります。

こうしたことから、宿毛市でも、禁止財産を差し押さえ、市民とのトラブルを発生させないためにどうするか、市長のお考えをお聞きします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

滞納国保税の徴収についての質問でございますが、本市及び租税債権管理機構の滞納処分につきましては、国税徴収法の規定を遵守し、法律で差し押さえが禁止されているものは除いて、

差し押さえを行っておりまして、違法な差し押さえは行っておりません。

差し押さえ禁止財産には、どのようなものがあるかという質問でございますけれども、これにつきましては、国税徴収法に列挙されております。

まず、生活に欠かすことのできない衣服、寝具、家具、または仕事に欠かすことのできない道具など、生活していく上で必要となる動産等の差し押さえは禁止をされております。

また、再質問の中でもお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、質問の趣旨はここまでではないかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、市長答弁いただきましたが、私は、前もって言いましたように、今後こういった、極めて厳しい取り立てというものはされるようになってくるというおそれが多分にあるということから、これを逸脱した、とにかく取り立てるといふふうなことにはなっていかなように。それがまた、市民とトラブルになると、市民と行政との対立ということになってくるとともに、訴訟ということになると、また余分な金がかかる。負けたら訴訟費は負担するというようになってくるので、そういうトラブルを起こさないような対策、こういうものは非常に大事だということで、お話ししたわけです。

なお、市長の答弁、ちょっと前で話していただきましたが、次に、差し押さえ禁止財産について、お伺いします。

差し押さえ禁止財産、特に絶対的禁止財産、こういったものもあるわけです。

これは、生活に欠くことのできないもの、これは押さえるわけにいかんと。

例えば、物品では、最低生活を保障していく

という立場から、衣類、寝具、調理器具、3カ月分の食料とか燃料、こういったもの。食うに困り、たちまちあした困るといような差し押さえはやらないと。

それから、生業維持の保障ですね。農機具、家畜、漁網、農業関係の手段。先般、どこかでこの農機具を差し押さえて問題になっただけのところがあったわけですが、これはこの差し押さえ禁止財産を理解してない自治体のやったことだというふうに、私は思うわけです。

そして、文化的生活の保障ということで、仏壇とか勲章、書籍、こういったものが禁止になっております。

これはもう物ですので、それぞれわかると思いますが、今、一番この部分で、物の部分で、私、心配するのは、車が差し押さえしやすいということで、いろんな形で、タイヤロックとか、差し押さえしております。

これにつきましても、これでもって、この車で生活をして、生きる人の車を押さえたなら、そのときから、その人はもう収入がなくなるということになっていくので、これが、例えば行楽とか、そういう仕事以外の、収入を確保すること以外の目的の車であれば、対象になるかもわかりませんが、その車で仕事をしよるといことになると、差し押さえはすることにはならんというふうに思いますが、ここの部分について、もしわかればお聞きしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

最初に、徴収法のところで説明も申し上げましたけれども、いわゆる違法な差し押さえ、これはしておりませんし、今後もしません。御指摘いただいたような、さまざまな生活にかかわるものであるとか、土地にかかわるものであるとか、年金にかかわるものであるとか、さまざまな規定がありますので、当然のことながら、

このことを遵守した徴収をしてまいります。

差し押さえ、いわゆる公売という形になるわけですが、このような対応をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 物のうち、市長、貴金属等をよく差し押さえて、オークションにかけると。これはこれとして、これに逸脱するという事ではないし、私が指摘したのは、ややもするとトラブルになりやすいというのが、今言うた車です。

そういった面から、この車を差し押さえるについても、押さえやすいけん、押さえたということではなしに、それがどういう使われ方をしとるかということを確認して押さえないと、車を押さえたことによって、その人の生活が破壊されてしまうということになる場合もあるということで、慎重な対応を求めるとい面で提起したわけです。

この点、どう考えるかお聞きします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほど来、お答えはさせていただいているというふうに思うんですけども。車であれ、何であれ、最後の生活を継続することができなくなる。著しく生活を窮迫させる、そういうものについては、公売等、差し押さえ等はいたしません。

そのような判断で行っております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 私がこだわって話しますのは、そういうものをする自治体があって、トラブルを起こしていますので、こういうことがないようにということでお話しているわけですので、そうむきになって答えなくて

も。

なお、次に、金銭と証券についてお尋ねします。

滞納処分を執行することによって、その生活を著しく急迫させるおそれがあるとき、これは、差し押さえしてはならないということになっています。

ところが、お金、特に貯金通帳、これについては、わかりかし低額、少ない額でも差し押さえしているというところもあるわけです。

こういった面から、そのお金がどう使われているのか、確認をしないで押さえると、この人のたちまちの生活資金、これを押さえれば、その人は生活できなくなるということになるわけです。

そういった面で、具体的には、給与、それから年金、こういったものの差し押さえ、どういう基準に基づいて実施しているかお尋ねします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほどの質問は、いわゆる超過差し押さえ、あるいは無益な差し押さえ、こういうことについての質問であろうかと思えますけれども、行政側に滞納処分の迅速性が求められ、差し押さえ自体に違法性はないと解されておりますけれども、後日、超過または無益な差し押さえであることが判明すれば、違法な差し押さえとして、速やかに差し押さえ解除がなされなければならないという形にされております。

また、これが超過か無益であるかとの判断は、差し押さえしようとする時点の対象財産の価額、あるいは滞納税金の額及び担保権つきの債権額などを比較検討をします。

その結果、一見して明らかに超過、または無益な差し押さえに該当する場合に、差し押さえの解除の対象とされるということにもなっております。その辺については、慎重な対応を、

特にする必要があるのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、市長からお話がありました。差し押さえしてはならない、無益な差し押さえだという表現をされましたが、これがわかりかしあるんですね。

差し押さえしてはならないものを差し押さえる。ところが、差し押さえられた人は、そういう税法上の知識がないために諦めてしまうと。それを、専門家にもっていった相談してみたら、こんなもん差し押さえられてたまるかということで、弁護士等が入って調査して何したら、市長がさっきお話ありましたように、問題ある資産を差し押さえとったということで、行政のほうで返還せないかと。

それを返還したくないということで頑張った場合は、この間みたいに裁判になって、広島高裁の裁判の結果みたいになってくるわけです。

そういった面から、差し押さえをするときには、その内容を十分把握して、しなくてはならないということです。

特に、国税徴収法76条、これらにも書いてありますが、やはり、どこまでこういう年金、給与等を差し押さえできるのか。それと、98年に出た最高裁判決、これは給付金も口座に入れば禁止財産ではないというような判決が出されて、これにのって、大分、無理な徴収をしていたということですが、最近はこういった最高裁判決、これの中身が非常におかしいということで、高裁では逆転判決が、別な判決が出ております。

特に、それ以降の東京高裁の判決は、当該預金の原資が年金であると識別できる場合は禁止されるということで、こういったふうに、明確にそれが年金だとか、それからこの間、島根で

ありました児童手当にいたしましても、児童扶養手当ですね、これにいたしましても、そのお金が通帳に、それしかない。ほかのお金、例えば20万あるお金の中へそれが、児童扶養手当も加算されとったというんやったら別やけど、通帳が空っぽになると、児童手当だけしかないのに、それを差し押さえたということで、これは判決で、これは不当だということになって、返還命令が出されたわけです。

なお、児童手当につきましては、児童手当法の中で、もともと禁止されているものですので、これを東京高裁の、通帳へ入ったらかまわんということで、やってしもた。

こういう間違いを自治体が起こすということがあるわけです。

市民も、行政がやることやけに間違いはないかという判断をするかもわかりませんが、やはりこういう間違いは起こってくるということです。

こういった面から、慎重な対応は必要ということなんです。

それから、生活保護からは、税金の徴収はしてはならないというふうになっていることは御存じだと思いますが、これさえ守られずに、生活保護から税金を徴収すると。滞納税を徴収するというような自治体もあるわけですね。お隣の豊後高田市です。大分県の。ここでそういうようなことがありまして、市長は謝罪して、返還するようになったということで、こういう間違いを起こさないような体制、取り組み、それをきちっと整えてもらいたい、このことを求めます。

それと、これの最後に、先ほど話したのは、ここの職員が実行する分ですが、今、宿毛市は差し押さえる一部の債権については、債権管理機構へ委託しておりますが、こちらのほうに対する、宿毛市から委託されたものを、こういう間違っただけの方向での差し押さえがないようにし

ていただきたい。こういう違法な差し押さえをすることのないように、債権管理機構のほうへも、十分、話しておいてもらいたい。このことについて、市長の答弁を求めます。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

るる、他市町村等の事例をいただきまして、御説明もいただいておりますけれども、宿毛市の徴収につきましては、国税の徴収法の75条から76条、77条にございます給与や高齢年金など、社会保障制度に基づく給付については、法律上定められた計算式に基づいて差し押さえ禁止金額を算出し、それを除いた差し押さえ可能金額については、差し押さえる。

また、そうした一定の差し押さえ金額についても、最低の生活に支障を及ぼすことになるものは、差し押さえが禁止されている。こういうことを、まず原則として、原則というか、当然の法律的根拠として、徴収しておりますので、他市町村での、るるお話がございましたけれども、こういうことがないように、きちっと対応してまいります。

そして、債権管理機構に関しても、宿毛市からも、当然でございますけれども、広域での取り組みをしているわけでございまして、非常に広い、そういう知見に基づいた対応の中で、この徴収がなされているものと我々は判断いたしておりますし、我々からも、そのような要望なり、話し合いには加わっていきたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今後の徴税について、債権管理機構も含めて、市長のほうでも間違いのないようにしていくということでございますので、徴税についての質問は終わります。

次に、国保運営の広域化についてお尋ねしま

す。

政府は、現在の市町村国保を都道府県単位の運営にしようとしています。

財政難に苦しむ市町村の中には、広域化を歓迎するところもありますが、広域化によって国保はますます運営困難、被保険者を苦しめるものになっていくと考えられます。

こうしたことから、国保の広域化を進めないように、私は求めるものであります。

国庫負担が削減される中で、都道府県を含め、地方自治体の負担は増加しています。国保は社会保障制度であるから、国が制度設計や財政運営に責任を持つべきで、都道府県への責任転嫁は許されるものではありません。

国保財政の運営は、広域化でさらに困難になります。今、市町村が一般会計から繰り入れている国保支援はできなくなります。

後期高齢者医療制度で経験済みのように、県は国保会計に繰り入れ支援をしないので、保険料を大幅に引き上げることになります。協会健保との一元化も見越し、年間上限額を、今回81万にするとおっしゃいました。これ、健保のほうでは最高額が93万になっていますので、これに引き上げる、検討しているようであります。

また、これから8万近く、12万近く上がっていくという可能性があるわけです。

そしてまた、事業の運営では、今は被保険者が参加する運営協議会と議会の議論を通じて、地域の実情に合わせた事業運営方針を決めていますが、それが困難になってきます。

市町村が行ってきた減免制度や基準が廃止され、法定減免を超えた市町村の独自減免もなく、被保険者の負担が増大する可能性が大であります。

市町村では、地域住民の安全と安心、健康を守るという本来の役割を失い、県の下請となって、取立業務に追われることとなります。

こういった事情がありまして、状況がありまして、私は国保の広域化はするべきではないと。

先ほど、市長は、国保の広域化が救いの神みたいな話をいたしましたが、私はこれは全く反対だと。広域化によって、ますます困難になると思いますが、再度、市長の考えをお伺いいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 国保の運営の広域化についての質問をいただきました。

本市の国保の財政状況は、長引く景気低迷による税収入の減少や、高齢化社会の進展及び高度先進医療の普及等に伴う医療費の増大によりまして、依然として大変厳しい運営状況となっております。

財政調整基金も底をつき、今年度決算見込みでは、財源不足となる可能性が極めて高く、緊迫した状況であります。

平成24年度には、税率改正を行い、被保険者の皆様にも負担をしていただいておりますが、残念ながら、収支を穴埋めするには至っておりません。

国保は、被保険者の年齢構成、医療費水準が高い、所得水準が低く、財政基盤が弱い等、構造的な問題があり、もはや保険者の努力だけでは解決できない課題となっております。

このような状況の中、国保の都道府県化を初めとする重要な医療保険制度改革が、平成29年度までに実施されることとなっております。

国保の都道府県化につきましては、国保への財政支援の拡充によって、構造的な問題を解決することを、これを前提とした上で、財政運営などは、都道府県が担うことを基本として、都道府県、市町村で、適切に役割分担するための必要な措置を設けるとしてあります。

都道府県への移行に当たっては、国の責任において、国保の財政制度の抜本的な解決を図る

施策を、必ず実施していただき、被保険者の理解を得ながら、制度の円滑な運営を維持するために、都道府県と市町村の連携、協力体制づくりに、今後取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 市長の答弁では、今の市町村国保は、このままだったらもたんということで、あたかも広域になって、県レベルになってきたら元気になるというふうなお話でございましたが、そういうふうなものには、なるような見込みは、私は持てません。

今、繰り入れているお金にいたしましても、現在、各自治体で、先ほども触れましたように、約4,000億近い一般財源を法定外繰り入れとして、各保険が、市町村国保に向けて繰り入れていきよるわけです。こういったものができなくなるんですね。掛金はぼんとはね上がってくると。国保のですね。

この国保税が上がってくるということがいえるわけです。

なお、今、繰り入れる額を、これをやめさすために、この29年広域化までに整理をさすという面で、例えば国保料の引き上げとか、繰り入れしなくても、そういう必要なものは徴収して、場合によったら、支出を抑えてとんとんにしていけということで、そういう方向での指導が、国のほうでなされていきよるわけです。

29年に向けて、その準備が進んでいくということだと思います。沖本市長は、これをあたかも29年に統合になってしまつたら、これからの国保は安泰だというふうに考えているのか、再度お聞きします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

市長はこのような都道府県化で実施するよう

になれば、保険制度になれば、安泰しているかのような確認をしているかと、思いを持っているかということでございますが、それはやはり、安泰ということは、私は思っておりませんし、厳しい状況が続くということには変わりありませんけれども、全国の市長会でも、このような形の中で、都道府県化を目指しております。

そして、国の、とにかく先ほども答弁いたしましたけれども、財政制度の抜本的な、この財政支援、国の責任において、これを実施することにしておりまして、消費税等の引き上げ等の関連の中で、このような財政的な形での、国の責任も、もっと担っていただける中で、これが制度が改革されていく方向で話が進められているというふうに認識しておりますので、今後も高齢化、あるいは国保の加入者の皆さんの減少等で、さまざまな、厳しい局面もあるかもしれませんが、しかし、現在の市町村単位での国保制度よりは、より保険という一番大事な、本当に医療を確保していくと、担保していくこと、皆保険制度を維持していくことの中では、非常に重要な制度でございますので、より崩壊しない、安定した土台のある、私は国保制度を目指すべきであるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） このことについては、市長と私とは、全く内容が違いますので、これは、もし、私は29年そうしたくないと、広域化は食いとめたいということで、いろいろ取り組んでいるわけですが、市長は広域化に何とか進めてもらいたいということですが、それは何年か後に、結果は出てくると思います。どっちの言うたのが本当やったか、明らかになると思います。

これ以上、ここで言うても、結果は出ません

ので、おきます。

次に、2番目の項目にいけます。

次は、みなし寡婦（夫）公助の適用について。これは、「みなし寡婦（夫）」と書いてあるんですが、これは男女含めてということの意味します。

このことから、この第2項の議論に入るに当たって、1点お断りしておきますが、これから議論の中で使う「寡婦」という言葉について、そのたびに「寡婦（夫）」こういう聞き方をするとおかしくなるので、こういう表現はしないですが、寡婦と言った場合に、括弧して夫、これがついている、タイトルと同じだと理解してお聞きください。

まず、この「みなし寡婦（夫）控除」について、説明させていただきます。

一般の寡婦（夫）公助、これは皆さん御存じのように、結婚後、死別や別離など、何かの利用でひとり親となった子育て中の親に対して、所得税法上、一定の所得控除を行い、納税額を軽減する制度であります。

課税所得が減少すれば、保育料や公営住宅料など、多くの公的負担が軽減され、ひとり親家庭の家計を支えています。

ところが、同じひとり親家庭でも、結婚歴のないひとり親家庭については、所得税法上の寡婦（夫）控除が適用されません。結婚歴があるひとり親家庭と比べて、所得税が多額となり、それが保育料などに連動します。

公的な負担金が軒並み高額となり、親と子供の生活は大きく圧迫されます。特に、子供にとっては、みずから責任のない生まれ方によって差別を受け、大切な幼少期を生き延びなければなりません。

法のもとの平等を説く憲法から見て、所得税法上の規定は問題があり、日弁連は結婚歴のないひとり親にも適用できるように、所得税法の

改正を求める意見書を出しています。

未婚であろうと離婚であろうと、そこには次代を担う子供たちがおり、その子供たちが心身ともに健やかに生きる権利は、全ての大人たちが保障しなければならない義務であります。

そうした考え方に立つ自治体では、婚歴のないひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、法律上の結婚歴がある寡婦（夫）を対象にした寡婦（夫）控除を、婚歴のないひとり親家庭にも適用し、保育料など、自治体が徴収する負担金を軽減しています。

このことが、寡婦（夫）公助のみなし適用であります。

婚姻届を出す前に、相手が死別、あるいは離別してしまったひとり親への寡婦（夫）控除のみなし適用の実施の自治体は、1997年の岡山市が最初でした。

その後、徐々にふえていましたが、昨年12月に最高裁決定を受けて、遺産相続についての民法が改正され、婚姻関係があって生まれた子供もそうでない子供も、相続分が平等になりました。

このことを受けて、この4月からは、仙台を初め、七つの市が新たにみなし適用を実施することになっています。

そこで、こうした情勢の中にあって、市長にお尋ねします。

市長は、結婚歴の有無で差別が、格差がついている寡婦（夫）控除の現状について、どのような所見をお持ちかお伺いします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

私も、そのような結婚の有無により、寡婦（夫）の控除の適用が異なって、格差が生じている現状については、やはり適正に対応すべきであるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 続いて、宿毛市においても、婚歴のないひとり親家庭に、寡婦（夫）控除のみなし適用をすることを求め、市長のお考えをお聞きします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

税法上の寡婦（夫）控除、これは浅木議員も言われました、同じ言葉で寡婦（夫）を使わせていただきますけれども、これの控除は、死別や離別した後、再婚していない者を対象としており、同じひとり親であっても、非婚の場合は対象になりません。

また、みなし寡婦（夫）控除の適用についても規定がなく、非婚の場合に寡婦（夫）とみなして、寡婦（夫）控除を適用することもできません。

一方、税法上の適用は、法改正が行われな限りできませんが、保育料や公営住宅の家賃などの公共料金の算定において、寡婦（夫）控除をみなし適用して減額する自治体も、出てきているのも事実であります。

みなし適用の有無につきましては、離婚のひとり親と何ら変わらないとする意見や、税法上の寡婦（夫）の規定に従う、まずは法改正が必要とする意見など、それぞれの見解があり、今後、他市町村の状況も勘案する中で、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今御答弁をいただきました、認識については一致する部分があると思いますが、先ほどもお話ししましたように、去年の12月の判決を受けて、ずっと多くの自治体が、このみなし適用に向けて進んでいくと。

このみなし適用もしながら、これで法律をかえなにかんというふうに変動していくことも一

つの方法ですので、他の自治体でも、これが違法ならできないと思います。違法じゃないからみなし適用はできているんだと思います。

そういった面から、せめて地方自治体の保育料、市営住宅の料金、こういったものを含めて、市が徴収しよる分について、そういう婚歴のないひとり親家庭、こういったものについて、できるだけ早く実施できるように、これからもいろいろな情報を取り寄せて取り組んでいただきたい、このことを求めて、この項目は終わります。

次に、児童虐待についてお尋ねします。

子供は家庭の宝であると同時に、将来の社会を支える国の宝でもあります。ところが、今日の我が国では、児童虐待がふえ続け、全国では1999年には1万件であったものが、2012年には6万7,000件になり、約7倍近くになっています。

虐待は、時には子供を死に至らしめることもあります。また、死に至らなくても、子供の肉体的、精神的成長に負の影響を与えることは事実であります。

この要因の多くは、社会的な問題であろうと思われませんが、子供の人権を守るためにも、また我が国の健全な担い手を育てるためにも、虐待防止対策は極めて重要であります。

このため、宿毛市行政としても、児童虐待の根絶にどう取り組むかをお尋ねします。

まず、市長にお聞きします。

1番目に、市長は、子供の虐待が全国的に多発している現状をどう捉えているか、お聞きします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

児童虐待の現状についての市長の認識ですけれども、議員がおっしゃるように、児童虐待は新聞等で報道されない日はないというほどの、

深刻な状態が続いており、7月に厚生労働省が発表した平成24年度の速報値では、全国の児童相談所が対応した児童虐待の相談件数は6万6,807件で過去最多を更新し、初めて6万件を突破したとあります。

件数の増加につきましては、啓発活動により、虐待への意識が高まった結果、通告や相談がふえたのではないかと、分析もされておりますが、一方では、児童相談所が相談を受けながら、子供が死亡した事例もあり、最悪の事態を防ぐ取り組みの強化が課題になっていると認識をいたしております。

また、児童虐待は子供の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあるので、子供に対する最も重大な権利侵害であると認識をしております、虐待の発生予防から、虐待を受けた子供の自立に至るまでの、切れ目のない支援ができるよう、関係機関が連携した取り組みが重要である、このように認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 市長の認識を、今、御説明いただきましたが、続きまして、宿毛市における虐待の把握対策、虐待の状況を把握するという対策と、虐待問題、宿毛市においてはどのような現状なのか、お聞きします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

児童虐待の把握対策につきましては、11月の虐待防止推進月間にあわせて、ポスターの掲示や児童相談窓口の御案内を、広報でお知らせするなど、住民一人一人が虐待を発見した場合に、通報者となってもらえるような啓発や、宿毛市民生児童委員協議会の児童部会の皆さんと意見交換を行うなど、住民の児童虐待に対する理解や、認識を、意識を高める取り組みに努め

ております。

児童虐待問題の現状につきましては、平成20年3月に設置しました宿毛市子ども支援ネットワーク委員会の実績について、御説明をいたしますが、この宿毛市子ども支援ネットワーク委員会は、児童福祉法第25条の2第1項に基づき、虐待などにより、保護者に監護をされることが不相当であると認められる要保護児童、または保護者の養育を支援することが特に必要と認められる要支援児童等の適切な保護、または支援を図るために、関係機関、関係者により構成される組織、要保護児童対策地域協議会です。

この組織は、児童相談所、警察署、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、小・中・高等学校や、行政各部署を含む全21機関で構成されており、それぞれの機関が持つさまざまな視点で、虐待の早期発見及び支援体制の強化につなげているものです。

本委員会で支援の対象としている児童数につきましては、平成25年度は、2月末現在で31人、うち虐待が22人、平成24年度が29人、うち虐待が24人、23年度が35人、うち虐待が25人となっております。

この数字は、継続しているケースを含みますので、新規に受け付けた虐待のケース数のみを、年度別に申し上げますと、平成25年2月末現在で3人、平成24年度が3人、平成23年度が10人、このようになっております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） どうもありがとうございました。

今、御説明いただきましたように、宿毛でもそういう虐待が発生しているということは把握されているということですが、政府のほうで、取り組みを求めている乳児家庭全戸訪問事業と

いうのがありますが、これらは宿毛でやっているかどうか。どういう形でやっているか、お聞きします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたしますけれども、ちょっと質問項目にございませんでしたので、その内容等について確認をして、答弁いたしますので、よろしくお願ひします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

ただいまの質問にございました訪問活動は、実施をいたしております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 虐待予防効果の上で、これは非常に効果が大きいという評価がされております。

これも、訪問率を高めることは非常に大事だというふうに指摘されておりますので、今後とも取り組んでいただきたい、このように要請します。

それから、教育長にお尋ねします。

学校現場において、近年、虐待を把握したことがあるか、まずお聞きします。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

学校現場における虐待の把握件数につきましては、宿毛市子ども支援ネットワーク委員会におきまして、小中学生の受理人数でございますが、23年度が7件、24年度は2件、25年度2件となっております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 保育園とか学校現場、こういうところは虐待を非常に発見しやすい、こういうところで見つかっていくということが非常に多いので、特に教育長におかれましては、

学校でそういうことを、アンテナを高くして把握していただきたい。

なお、現在、宿毛市の教育委員会としては、学校において、虐待の早期発見と虐待の防止対策をどのように指示しているか、対策を立てているか、このことについてお聞きします。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

虐待だけではなく、多くの悩みや不安を抱えている子供たちは、決して少なくありません。

そのため、子供たちの様子を少しでも早く把握する方法として、児童生徒が相談しやすい環境を整えることはもとより、児童生徒との学校での日誌や日記のやりとり、あるいは個人面談などを実施して、悩みや相談を聞く機会をつくる等の取り組みを、学校現場ではしております。

また、今年度より子供たちの人間関係をよりしっかりと把握する方法として、ハイパーQ U というのがございますが、それを実施いたしまして、気になる児童生徒の把握や、支援の必要性の把握にも努めております。

また、防止対策としましては、学級において、気になる家庭や児童がいる場合は、学級担任は家庭訪問を実施して、保護者の相談を受ける中で、学校に派遣しているスクールカウンセラーや、教育相談センターに招聘しているスクールカウンセラーと連携をとりまして、教師とは別の立場から、保護者に対して支援をする等、虐待につながる取り組みをしております。

また、教育委員会におきましても、スクールカウンセラーに相談できる回数をできるだけふやして、県の委託事業であるスクールソーシャルワーカー事業、通称SSWと申しますが、それも活用するなどをしまして、児童生徒や保護者の支援にも取り組んでいるのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） どうもありがとうございました。

児童虐待防止法ができて今年度で14年目になります。この法の趣旨は、子供の虐待をなくする、早期発見で対策するという事で、虐待を発見した全ての人に、児童相談所への通報義務、こういうものを課しているのが特徴です。

こういったことから、虐待防止効果を上げているといわれますが、それでも今まで議論してきましたように、多数の虐待が出ているということです。

宿毛市においても、今、それぞれ行政のほう、教育委員会のほう、対策をお聞きいたしました。これからも引き続いて、虐待が発生しないように。もし発生した場合は、早期に発見、早期に対策を立てるということを、これから実施していただきたいということをお願いいたします。私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（今城誠司君） これにて一般質問を終結いたします。

日程第2、議案第37号及び議案第38号の2議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（沖本年男君） 追加提案をしました議案につき、提案理由の説明をいたします。

議案第37号は、「宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」です。

内容につきましては、職員給与の給与構造改革における現給保障制度の廃止及び55歳を超える職員の昇給方法を勤務成績に応じた昇給方法に改正しようとするものです。

議案第38号は、「宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」です。

内容につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が、現行の14万円から16万円への変更となるなどの課税限度額の引き上げ及び低所得者に係る保険税軽減の拡充について改正しようとするものです。

よろしく御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（今城誠司君） これにて提案理由の説明が終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時16分 散会

平成26年
第1回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第10日（平成26年3月13日 木曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第38号まで

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第38号まで

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 高倉真弓君 | 2番 山上庄一君 |
| 3番 山戸寛君 | 4番 今城誠司君 |
| 5番 岡崎利久君 | 6番 野々下昌文君 |
| 7番 松浦英夫君 | 8番 浅木敏君 |
| 9番 中平富宏君 | 10番 浦尻和伸君 |
| 11番 寺田公一君 | 12番 宮本有二君 |
| 13番 濱田陸紀君 | 14番 西郷典生君 |

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君
次長兼調査係長 松本政代君
議事係長 柏木景太君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 沖本年男君
副市長兼
税務課長事務取扱 安澤伸一君
企画課長 出口君男君
総務課長 山下哲郎君
危機管理課長 楠目健一君
市民課長 立田ゆか君
税務課長補佐 田村泰生君

| | |
|---------------------------|--------|
| 会計管理者兼 会計課長 | 滝本節君 |
| 保健介護課長 | 児島厚臣君 |
| 環境課長 | 佐藤恵介君 |
| 人権推進課長 | 杉本裕二郎君 |
| 産業振興課長 | 黒田厚君 |
| 商工観光課長 | 朝比奈淳司君 |
| 土木課長 | 岡崎匡介君 |
| 都市建設課長 | 岩本克記君 |
| 福祉事務所長 | 河原敏郎君 |
| 水道課長 | 川島義之君 |
| 教育長 | 立田壽行君 |
| 教育委員会 委員長 | 増田全英君 |
| 教育次長兼 学校教育課長 | 沢田清隆君 |
| 生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長 | 桑原一君 |
| 学校給食 センター所長 | 金増信幸君 |
| 千寿園長 | 山岡敏樹君 |
| 農業委員会 事務局長 | 岩田明仁君 |
| 選挙管理委員 会事務局長 | 嵐健君 |

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（今城誠司君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第38号まで」の38議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） おはようございます。

本日、私が質疑を行いますのは、議案第3号別冊、平成25年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）と、議案第15号別冊、平成26年度宿毛市一般会計予算についてでございます。

まず、初めに、議案第15号別冊、57ページ。第2款第1項15目防災対策費、15節再生可能エネルギー等整備工事費7,100万円についてであります。

この運動公園、平田小学校、山奈小学校に設置するというのですが、この発電量と蓄電池の寿命について、お伺いをいたします。

2番目に、議案第15号別冊、65ページ。第2款第4項2目15節ポスター掲示場設置工事費220万円と、同じく3目ポスター掲示板設置工事費550万円。前回と比べて、設置場所の見直しはあったのか、また何カ所あるのか。

3点目に、議案第15号別冊、75ページ。第3款第2項3目19節私立保育所運営費、保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金350万円についてであります。

この事業内容として、昨年と同じ処遇改善がありますが、本日、新聞にも載っておりましたように、3%の改善になるということですが、本市の改善率はどうなのか。

4点目として、議案第15号別冊、111ページ。第8款第4項1目15節、特殊地下壕対

策工事費801万円。場所はどこなのか。なぜ発泡モルタルを使う必要があるのか。

5番目として、議案第15号別冊、123ページ。第10款第2項1目15節の教室等改修工事費、155万9,000円の事業内容と、宿毛市小学校耐震補強等工事費、1億2,500万円と、補正でも載っていますが、議案第3号別冊の55ページ、第10款第2項1目15節の宿毛小学校改修工事費2,500万、合わせて、補正と一緒にですが、同じ宿毛小学校の耐震工事の中身ですので、合わせて1億5,000万円の事業内容について、お伺いいたします。

それから、6番目として、新規事業等調査表の34ページですが、社会資本総合整備事業費、総事業費74億円がありまして、その中の本年度要求分の5,900万円、予算書のどこに載っているのか。また事業内容についてお伺いをいたします。

○議長（今城誠司君） 危機管理課長。

○危機管理課長（楠目健一君） おはようございます。危機管理課長、野々下議員の質疑にお答えします。

議案第15号別冊、平成26年度宿毛市一般会計予算の57ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、15節工事請負費の再生可能エネルギー等整備工事費7,100万円の計上予算について、御説明いたします。

本予算は、国の再生可能エネルギー等導入推進基金を活用しまして、県が災害に強く環境に優しい地域づくりを推進するため、平成25年度に高知県グリーンニューディール基金、これを創設しまして、あわせて公共施設再生可能エネルギー等導入事業を創設したことに伴うもので、市町村等が災害時に必要なエネルギーを確保するために、避難所、防災拠点施設等へ再生可能エネルギーや蓄電池等を導入することに対

して、補助が行われるものでございます。

これを受けまして、本市としましては、補助金を活用しまして、幡多地域の防災拠点であります宿毛市総合運動公園、並びに2次避難所となります平田小学校及び山奈小学校の3施設に太陽光発電、及び蓄電池の設備を整備しようとするものでございます。

設備の規模につきましては、発電容量としまして、運動公園が20キロワット、両小学校がそれぞれ10キロワット。また、蓄電池の容量としまして、運動公園が32キロワット／アワー、両小学校がそれぞれ16キロワット／アワーを予定しております。

蓄電池の寿命につきましては、10年程度を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（嵐 健君） おはようございます。選挙管理委員会事務局長、6番、野々下議員の質疑にお答えします。

議案第15号別冊、平成26年度宿毛市一般会計予算、ページ65、第2款総務費、第4項選挙費、2目県議会議員選挙費、15節工事請負費におけるポスター掲示用設置工事費の220万円について、前回と比べて設置場所の見直しはあったのか。また、その場所は何カ所かの御質問でございますが、平成24年度の衆議院選挙のときに見直しを行い、300カ所から250カ所に変更しております。

次に、平成27年4月に執行予定であります県議会議員選挙も同様に、250カ所を予定しております。

同じく、ページ65の第2款総務費、第4項選挙費、3目市議会議員選挙費、15節工事請負費におけるポスター掲示用設置工事費550万円について、前回と比べて設置場所の見直し

はあったのか、またその箇所は何カ所かの御質問でございますが、市議会議員選挙におきましては、前回同様、200カ所で見直しはしておりませんので、変更はございません。

以上であります。

○議長（今城誠司君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原敏郎君） 福祉事務所長、6番、野々下議員の質疑にお答えします。

議案第15号別冊、平成26年度宿毛市一般会計予算、ページ75、第3款民生費、第2項児童福祉費、3目私立保育所運営費、19節負担金補助及び交付金、保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金、350万円について御説明します。

これにつきましては、課題とされる子育て支援充実や、待機児童解消のために給与水準が低いとされる私立保育所における保育士の待遇を改善して、人材を確保することを目的に、当初は25年度限りとした事業でしたが、国が26年度も引き続き実施することとしたものです。

昨年の9月議会で、同様の趣旨で予算計上をし、議決をいただいておりますが、各保育職員に対しましては、昨年末、一時金として支給されております。

御質問の給与の改善率ではありますが、平成25年度の実績見込みで、宿毛保育園が3.61%、大島保育園が2.84%、平均で3.32%の改善率となっております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 都市建設課長。

○都市建設課長（岩本克記君） おはようございます。都市建設課長、6番、野々下議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、平成26年度宿毛市一般会計予算でございます。ページ111ページ、第8款第4項都市計画費の1目都市計画総務費の15節工事請負費の特殊地下壕対策工事費8

01万円について、場所はどこなのか。また、発泡モルタルを使う必要があるのかという御質問でございますが、まず、場所につきましてですが、主に、宇須々木地区の武器弾薬庫等に使用されております大規模な壕6カ所と、沖の島母島に2カ所、古屋野に1カ所の合計9カ所が未対策箇所として残ってございましたけれども、壕の老朽化や構造が問題等になり、落盤などによる危険性が非常に高くなっておりますので、事故等を未然に防ぐために、今回、予算を計上させていただきます。

また、なぜ発泡モルタルを使う必要があるのかという御質問でございますが、宿毛市における特殊地下壕は、一般的に言われます防空壕とは異なりまして、旧海軍の関連施設目的に設置された経緯からも、壕自体が深く入り込んだ複雑な構造になっておりますので、壕内部に充満するように、一定の強度を与え、壕自体の安定を図るために、この発泡モルタルを使用するものでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（沢田清隆君） おはようございます。教育次長兼学校教育課長、6番、野々下議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、平成26年度宿毛市一般会計予算、ページ123ページ、第10款教育費、第2項小学校費、1目学校管理費、15節工事請負費の宿毛小学校耐震補強等工事費1億2,500万円についてから、まずお答えさせていただきます。

耐震補強工事の内訳といたしましては、あくまでも概算ではございますが、耐震補強に係るものが5,500万円、補強に伴うサッシの取りかえが1,500万円、屋上防水シートの改修が1,900万円、外壁塗装に係るものが1,

600万円、工事に伴う仮設工事費が2,500万円の合わせて合計1億2,500万円となっております。これは国庫補助対象外の経費でございます。

あわせて補正に計上させていただいております、補正第33号の別冊、55ページに、今回、補正をさせていただいておりますが、2,500万円の内訳についても、説明させていただきます。

2,500万円の内訳といたしましては、宿毛小学校の屋上の柵の改修、これがあくまでも概算ではございますが、1,150万円、家具の転倒防止に係る工事費用が250万円、強化ガラスへの改修分が1,100万円、合わせて2,500万円となっております。いずれも国庫補助対象分でございます。当初予算に計上し、26年度分として補助申請を行い、交付決定を待ちますと、夏休みの工事施工開始に間に合わない可能性がございますので、国の補助対象分については、今回、3月補正で計上させていただきます。

それと、御質問のございました教室等改修工事費155万9,000円でございますが、これにつきましては、松田川小学校のプールの再塗装工事と、松田川小学校の、同じくトイレの改修工事費、それと通学路の注意喚起の看板の設置費になっております。

内訳といたしましては、松田川小学校のプールの再塗装が100万円、トイレの改修工事が45万9,000円、注意喚起の看板が10万円でございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 土木課長。

○土木課長（岡崎匡介君） 土木課長、野々下議員の質疑にお答えいたします。

平成26年度新規事業調査表、ページ34ページ。社会資本総合整備事業費（橋梁長寿命化

修繕)という事業名について、74億円、それから本年度の要求額5,900万円についての当初予算への計上についての御質問でございます。

予算計上につきましては、議案第15号別冊、平成26年度宿毛市一般会計予算、ページ110ページ。第8款土木費、第2項道路橋りょう費、4目地方道路整備事業費、13節と15節に計上しております、13節におきましては、早いうちから橋梁調査を行ってございました大島北線、大海湊線等の修繕における実施設計、並びに市道の橋梁は66橋ございますが、その長寿命化計画の順番等を決める長寿命化対策の委託がございまして、その委託。

それと、現在、早急に修繕できる箇所であります政所ヶ市中原線という、福良にある市道なんです、それらにかかる橋梁等についての実施設計を行うものでございまして、その部分の、13節の費用が5,800万を予定しております。

15節におきましては、橋梁等で早急に解消ができる、例えば段差とかの解消のためのオーバーレイとかの部分について、100万円を計上しております。

以上でございます。

○議長(今城誠司君) 6番野々下昌文君。

○6番(野々下昌文君) 再質問を行います。

議案第15号別冊、57ページの再生エネルギー等整備工事費ですが、新規の計画表にも、最低限度の電力量を賄うとなっております、これは照明だけなのか、また暖房や炊事や、避難したときに使える電力量、余力があるのか、お伺いをいたします。

それと、新規事業、調査表の34ページの74億、また今年度の5,900万円についてですが、橋梁の工事ということですが、この残り、宿毛市には300余りの橋があると思いましたが、

今後の優先順位とか、今後の事業スケジュールはあるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長(今城誠司君) 危機管理課長。

○危機管理課長(楠目健一君) 危機管理課長、野々下議員の再質疑にお答えをいたします。

再生可能エネルギー等整備工事についての質疑でございます。

本整備によりまして、照明機器、それからパソコンやプリンター等に活用できる程度の電力が賄えると考えております。

なお、電力に余裕がありましたら、暖房器具についても活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(今城誠司君) 土木課長。

○土木課長(岡崎匡介君) 土木課長、野々下議員の再質疑にお答えいたします。

長寿命化に伴う橋梁等のスケジュールでございますが、実際に総事業費74億というふうな大規模な工事でございます、今年度、計画策定を行いまして、タイムスケジュールをつくっていくような形にはなろうかと思えます。

実際に、この部分を全部やりかえるというふうなことになるれば、試算で113億という費用がかかることから、経費削減を図るために、修繕を行っていかようとしているものでございまして、長寿命化の策定作業が終わりましたら、工程とかの御説明は、またできようかと思えますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長(今城誠司君) 6番野々下昌文君。

○6番(野々下昌文君) 再質問をさせていただきます。

今、再生エネルギーの部分でお聞きしましたけれども、この内容を見ますと、運動公園、平田小学校、山奈小学校等、東部地域に固まっているわけですが、これ浸水しない非浸水地域だ

からと思うんですが、橋上小学校も浸水しない地域に入ろうと思います。また、避難場所となろうと思いますが、避難場所となると、橋上小学校等にも設けたほうが効率的にいいのではないかと思います、その点についてお伺いをいたします。

○議長（今城誠司君） 危機管理課長。

○危機管理課長（楠目健一君） 危機管理課長、野々下議員の再々質疑にお答えをいたします。

今回、県予算の枠の中で3施設というふうになっておりますけれども、今現在、2次避難所が36カ所ございます。ほかの施設にも、電源施設の導入が必要となってまいりますので、今後、こういった補助金を利用して整備をしてみたいというふうに考えております。

その都度、全部ということはなかなか難しいと思いますけれども、県の補助金等が許す範囲内で整備をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 大変丁寧な答弁をしていただきまして、ありがとうございました。

以上で質疑を終わります。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 5番、質疑を行います。

私が質疑を行いますのは、議案第3号別冊、平成25年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）と、議案第15号別冊、平成26年度宿毛市一般会計予算についてであります。

初めに、議案第3号別冊、平成25年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）、ページ24ページ。第15款財産収入、第2項財産売払収入、1目不動産売払収入、1節土地建物等売払収入の945万円についてでございます。売却された物件について、どこであるのかお伺いをいたしたいと思います。

同じく、ページ24ページ、第15款財産収入、第2項財産売払収入、3目公有林売払収入、1節公有林売払収入の160万8,000円についてでございますけれども、売却された公有林については、どこであるのかお伺いをいたしたいと思います。

次に、議案第15号別冊、平成26年度宿毛市一般会計予算、ページ51ページ。第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費、14節使用料及び賃借料、移住お試し住宅借上料24万円と、同じく18節の備品購入費、お試し住宅備品購入費15万円についてでございます。

借り上げる住宅はどこであるのか、借り上げの内容とお試し住宅にどのような備品を購入される予定であるのか、お伺いをいたしたいと思います。

次に、ページ59ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、18目ふるさと寄附金費、8節報償費、報償品11万円についてでございます。この内容と、以前と比較をして、どのように変更されたのか、お伺いをいたしたいと思います。

次に、61ページ、第2款総務費、第2項徴税費、2目賦課徴収費、13節委託料、平成27年度固定資産税評価替え業務委託料、1,442万4,000円についてでございます。内容と内訳について、お伺いをいたしたいと思います。

次に、126ページ、第10款教育費、第3項中学校費、1目学校管理費、15節工事請負費、消防用設備改修工事費90万円についてでございます。

どこの中学校で、どのような消防用の設備を改修するつもりであるのか、お伺いをいたしたいと思います。

最後に、ページ142ページ、第13款諸支

出金、第1項普通財産取得費、1目土地取得費、17節公有財産購入費、宿毛市土地開発公社保有土地購入費、2億6,473万7,000円についてでございます。議案にもありましたが、1億6,304万1,173円については、宿毛市平田町戸内の土地23筆を購入することはわかりましたが、残り約1億169万5,000円でどこの土地を購入するのか、お伺いしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 総務課長。

○総務課長（山下哲郎君） 総務課長、岡崎議員の質疑にお答えいたします。

議案第3号別冊、平成25年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）、ページ24ページ。

第15款財産収入、第2項財産売払収入、1目不動産売払収入、1節土地建物売払収入、土地建物等売払収入945万円について、御説明いたします。

この場所はどこかということですが、ここは旧の宿毛消防署、土地1,160.91平米、これを881万9,000円で。それから、もう1点は、県の宿毛津島線改良工事に伴いまして、元出井小学校用地118.87平米、これを64万1,346円で売却したものでございます。

続きまして、議案第15号別冊、平成26年度宿毛市一般会計予算、ページ142ページ。

第13款諸支出金、第1項普通財産取得費、1目土地取得費、17節公有財産購入費、宿毛市土地開発公社保有土地購入費。内容につきましては、西町の都市計画公共下水道が6,025.80平米、金額にしまして2億5,461万859円。それから、小筑紫の汐田の土地、これが3,777.21平米、1,012万5,401円で、この2件を購入しようとするものでございます。

以上です。

○議長（今城誠司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（黒田 厚君） 産業振興課長、5番、岡崎議員の質疑にお答えいたします。

議案第3号別冊、平成25年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）、24ページ。第15款財産収入、第2項財産売払収入、3目公有林売払収入、1節公有林売払収入の160万8,000円の質疑にお答えいたします。

場所の質問でございますが、本年度、間伐を実施いたしました平田町黒川の角ヶ峠という山になります。こちらの間伐材の搬出による売払収入となっております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 企画課長。

○企画課長（出口君男君） 企画課長、5番議員の質疑にお答え申し上げます。

議案第15号別冊、平成26年度宿毛市一般会計予算、51ページ。第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費の14節使用料及び賃借料の移住お試し住宅借上料24万円、並びに、18節備品購入費15万円、お試し住宅備品購入費の内容等でございます。

本事業につきましては、地域振興と人口減少に歯どめをかけるということで、高知県が強力に推進しております移住促進の取り組みを、本市でも本年度より進めてまいりたいということから、都市部等から宿毛市へ来ていただいて、宿毛市のよさを一定、御認識いただくために、住宅を市のほうが借り上げて、1週間から約1カ月程度、実際に宿毛市で生活をしていただくと、そういう目的で行おうとするものでございます。

住宅につきましては、今現在、どこの住宅をとということでの決定はいたしておりませんけれども、ある地域からは、その地域の住宅を活用してほしいという提言も受けております。

また、西町の地域振興住宅も空きがございま

すので、そちらの活用も考えていければというふうに考えております。

また、備品購入につきましては、最低限、日常生活ができるということで、冷蔵庫であるとか、ガスコンロ、洗濯機等、そういったものを想定をいたしております。

続きまして、同じく59ページ、ふるさと寄附金費の8節報償費11万円についてでございます。

ふるさと寄附金事業制度につきましては、都市部等で生活されている方々、特に本市の出身者でありますとか、本市につながりのある方々が、本市の振興発展のために、寄附金という形で貢献をしていただくという制度でございますけれども、これまで、本年3月1日現在ですけれども、約600万円を上回る御寄附をいただいております。

これまで、御寄附をいただいた方々に対しましては、お礼の意味を込めまして、3,000円相当の直七ポン酢セットを、礼状に添えてお送りをさせていただいております。

ただ、中には100万円を超える御寄附をいただいている方もいらっしゃいます。さらに、地域の特産品をPRするという意味からも、平成26年度からは、10万円未満の御寄附をいただいた方については、これまでどおり3,000円相当の直七ポン酢を。それから、10万円を超える御寄附をいただいた方については、8,000円程度の、コナツであるとかブント、あるいは海産物等の詰め合わせをお送りをしたいということで、今回、内容を変更しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 税務課長補佐。

○税務課長補佐（田村泰生君） 税務課長補佐、5番、岡崎議員の質疑にお答えします。

議案第15号別冊、平成26年度宿毛市一般

会計予算、ページ61ページ。歳出、第2款総務費、第2項徴税費、2目賦課徴収費、13節委託料、平成27年度固定資産税評価替え業務委託料1,442万4,000円についてでございますが、これは3年に1回の評価替えに係るものでございまして、前回3年前、平成23年度の予算計上におきましては、路線価変更業務、それからシステム等更新業務、それから税業務システム更新の三つに分けていたものを、今回、平成27年度固定資産税評価替え業務というくくりで一つにまとめたものでございます。

なお、内訳につきましては、路線価変更業務につきましては、これは不動産鑑定士に依頼するものですが、456万8,000円、それから地図等更新業務ですけれども、これは地図データ、地図システムのデータを更新するものですが、これが877万6,000円。それからもう一つ、最後、税業務システム更新ですけれども、これは新路線価の課税データを、固定資産税業務システムへ取り込む作業でございますけれども、これが108万円となっております。

ちなみに、前回、3年前と比べまして、新システムの移行もあって、重複作業もございまして、前回と比べまして、約200万円ほど減額となっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（今城誠司君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（沢田清隆君） 教育次長兼学校教育課長、5番、岡崎議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、平成26年度宿毛市一般会計予算、126ページ。第10款教育費、第3項中学校費、1目学校管理費、15節工事請負費の消防用設備改修工事費90万円の内容についてということで、お答えをさせていただきます。

ます。

この消防用設備の改修工事の内容といたしましては、小筑紫中学校の消防用設備につきまして、保守点検業者からの報告により、宿毛消防署から改善指導があった箇所について、改善工事を行うもので、小筑紫中学校の職員室にある受信機の改修工事90万円となっております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） どうも詳しい説明、ありがとうございます。

少し再質疑をいたしたいと思います。

まず、初めに、ページ51ページの移住お試し住宅借り上げについてですけれども、今、担当課長より、1週間から1カ月の期間、移住予定の方にこの住宅をお貸しするということがございましたけれども、これは無料でお貸しされるのですか。幾らかお金をいただいてお貸しするのかということについて、1点お伺いいたしたいと思います。

次に、ページ59ページのふるさと寄附金費の報償品費11万円についてでございますけれども、これについては、件数的には、何件ぐらいを予定されて、11万円を計上しているのかということと、10万円未満の方と10万円以上の方で、発送される商品が違うということございましたけれども、この変更になる前については、5,000円以上寄附された方については、この商品といいますか、そういうものを送られていたと思いますけれども、最低、幾ら以上いただかないと、その商品がいただけないかということがわかりましたら、お伺いいたしたいと思います。

最後の質疑でございますけれども、ページ142ページの宿毛市土地開発公社保有土地についてですけれども、基金が約2億7,000万円ほど残っていると思いますけれども、今回、

この基金を取り崩しをしなかった理由と、今後、この基金をどのように運営していくのか、お伺いをいたしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（今城誠司君） 企画課長。

○企画課長（出口君男君） 企画課長、5番議員の再質疑にお答え申し上げます。

議案第15号別冊、平成26年度宿毛市一般会計予算の51ページでございますけれども、移住お試し住宅について、利用者から負担金を取るのかという御質問でございますけれども、利用者からはいただく考えは持っておりません。無料でということでございます。

それから、同じく59ページ、18目ふるさと寄附金費の8節報償費11万円についてでございますけれども、一応、算定の根拠といたしましては、いわゆる8,000円相当額を10人、それから3,000円相当額を10人ということで11万円を計上させていただいております。

それから、ふるさと寄附金制度については、5,000円以上の寄附金ということになっておりますので、3,000円相当の品については、5,000円以上10万円未満ということで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 総務課長。

○総務課長（山下哲郎君） 議案第15号別冊、平成26年度宿毛市一般会計予算の142ページ、岡崎議員の再質疑にお答えをいたします。

基金を廃止しなかった理由ということでございますが、26年度中に公社は解散の手続に入る予定にしております。先ほどお答えしました2件をもちまして、宿毛市の土地開発基金を充当したものは、全てなくなるということになります。その上で精算もして、解散ということになると思うんですが。

あと、高知県の先行取得を受けた土地が残っておりますので、それもあわせて県のほうに買っていたら、終了という形になるかと思っております。

基金の運用につきましては、充てっぱなしというならあれですけども、充てたまんまで何年も経過をしております。

それから、本年度までに購入したことによりまして、基金の充当を解いたものがございまして、現金で928万8,634円ございまして、先ほどお答えしました、142ページに載っております予算と現金と合計しますと、2億7,402万4,894円を基金で持っておるという現状でございます。

以上です。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 大変詳しい説明、ありがとうございます。

以上をもちまして、質疑のほう、終わらせていただきます。

○議長（今城誠司君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前10時57分 再開

○議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 私は、議案第28号「宿毛市地域包括支援センターの職員及び運営に関する規準を定める条例の制定について」、議案第29号「宿毛市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する規準等を定める条例の制定について」、議案第30号「宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員設備及び運営に関する規準を定める

条例の制定について」、議案第31号「宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する規準を定める条例の制定について」、お尋ねいたします。

議案第28号から議案第31号までは、介護保険法に規定する規準等について、都道府県または市町村の条例に委任することを盛り込んだ、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」。第3次地方分権一括法が平成25年6月7日に成立、同月14日に公布され、26年4月1日から施行されるということで、今回の本市の条例の制定あるいは改正に至ったということなのですが、これらの条例、この四つの議案に盛り込まれた条例のそれぞれが、現在、宿毛市の勧奨するどのような事業体の、どのような事業に該当するのか、お尋ねいたします。

例えば、28号は、第28号議案関連の条例は、どこそこのどの事業といったような形でお教え願えればありがたいと思います。

○議長（今城誠司君） 保健介護課長。

○保健介護課長（児島厚臣君） 保健介護課長、山戸議員の質疑にお答えいたします。

議案第28号から議案第31号まで、それぞれ介護保険法に規定いたします基準等を定めたものとなっております。

まず、議案第28号でございます。「宿毛市地域包括支援センターの職員及び運営に関する規準を定める条例の制定」、それと議案第29号「宿毛市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する規準等を定める条例の制定について」、この2議案につきましては、国の推進いたします地域主権改革の一環、いわゆる3次一括法に基づいて、宿

毛市が条例制定をしなければならないとなったものでございます。

まず、28号につきましては、高砂にあります地域包括支援センター、そちらの職員数、職種といった人員等を制定したものでございます。

それと、地域包括支援センターは、同時にそこが所管します業務の中で、必須事業といたしまして、包括的支援事業並びに指定介護予防支援事業、その二つの事業を必須としてやってございます。つまり、議案第29号におきましては、指定介護予防支援事業者としての包括の人員基準を、あわせて制定しているものでございます。

続きまして、議案第30号につきましては、「宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する規準を定める条例の制定について」、それと議案第31号「宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する規準を定める条例の制定について」。これは、先の第1次の一括法の際に、市町村条例として定めておったもので、今回、全部改正いたすものでございます。

これにつきましては、市内に地域密着型として指定をしております認知症対応型共同生活介護事業所5事業所、いわゆる認知症グループホームと呼ばれる5事業所と、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所1事業者、市内にありますその6事業者を対象とした条例制定となっております。

以上です。

○議長（今城誠司君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 関連でお尋ねいたしますが、妙にわかりにくいあれなんで、また委員会を通じてでも、詳しく、この件については、またお尋ねしますが。

第30号と第31号の両議案では、既存の条例の全部を改正するとなっておりますが、これら二つの条例の全部を改正することによって、従来とは、どのような相違点ができるのか。また、該当する事業、実施する事業体、あるいはその事業のサービスを受ける市民に、この改正によって、どのような変化や影響が生じることになるのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（今城誠司君） 保健介護課長。

○保健介護課長（児島厚臣君） 保健介護課長、山戸議員の再質疑にお答えいたします。

30号と31号でございますが、昨年、条例制定した際には、宿毛市内でその事業展開をしておりましたサービス事業にのみ、条例を制定しておりました。

今回、一般質問にも質問いただきましたけれども、これから第6期を迎えます介護計画において、地域包括ケアシステムの構築が重要となってまいりますけれども、そのケアシステムの構築に基づきまして、新たなサービスが生じることも想定がされておりますので、今回、今現行で、先ほども言いました認知症対応型共同生活介護、その認知症グループホームと、地域密着型特定施設入居者生活介護、その二つのみ、条例で制定をしておりましたけれども、新たに定期巡回随時対応型訪問介護及び看護サービス、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、そういった、今、メニューにございます地域密着型サービス全てを網羅した形で、全部、改正をしたものでございます。

市民への影響等ですけれども、事業所次第にはなりますけれども、今あるサービスは変わらず、新たな必要があるサービスが受けられるようになるという影響になってくると思われま。

○議長（今城誠司君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） ただ、今回の改正に、全部の改正によって、新たなサービス、それは

事業所次第とはいえ、そういうことができる、拡大したというお話でしたが、続いて、この第28号と29号、先ほど、第30号と31号でしたが、の両議案は、改正ではなしに基準を定めるものとする記載されていることから、新たに定められた条例と思われるのですが、これらの事業は、これまでそれぞれの条例のタイトルにもあるように、包括地域支援センターに関しては、職員及び運営に関する規準、指定地域密着型介護予防サービスに関しては、人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法という、つまりこれらの条例の眼目に当たる部分は、これまでは新たに制定されたことから考えれば、独自の条例を持たないままになされてきたということになるのでしょうか。そうだとすれば、これまでは、従来は何を基準に事業を実施してきたのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（今城誠司君） 保健介護課長。

○保健介護課長（児島厚臣君） 保健介護課長、山戸議員の再質疑にお答えいたします。

改正以前は、上位法であります厚生労働省令、その同じ基準に基づきまして、指定をしておりました。

なお、基準内容には、変更はございません。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 厚生労働省令に基づいて実施してきた、そして基準には変更がないということでしたので、あれなんです、先ほど、30号と第31号の両議案についてお尋ねしたのと同じ内容なんですけれども、28号、29号の両議案で提出されている条例の制定によって、基準内容に変更はないということでしたが、該当する事業体の間に、その事業のサービスを受ける市民に、どのような変化や影響が生じる

のか。もし生じるとすれば、お答え願います。

○議長（今城誠司君） 保健介護課長。

○保健介護課長（児島厚臣君） 保健介護課長、山戸議員の再質疑にお答えいたします。

28号、29号、先ほども言いました宿毛市地域包括支援センターに関する条例でございます。

地域包括支援センターにおきましては、第6期、それと包括的地域ケアシステムの構築に臨んで、今現在、人員増を含めた機能強化を図っております。

基準内容を十分に満たす形で、機能強化を図っております。

変更になりますと、新たな介護保険法の改正にも対応すべく、そういった形で機能強化もしております。混乱、変化を生じないままに、新しい体制に対応できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 前向きに考えておられるということで、心強い限りですが、これら4議案の制定並びに改正のもととなった第3次地方分権一括法に、題目に掲げられている地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備ということですので、宿毛市の独自な取り組みを出していける部分では出していった、少しでも市民のためになるようにやっていただくことを期待して、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○議長（今城誠司君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 11番、質疑を行います。

私の質疑をいたしますのは、議案第3号別冊、平成25年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）と、議案第15号別冊、平成26年度宿毛市一般会計予算、そして議案第18号別冊、平

成26年度宿毛市定期船事業特別会計予算の3議案であります。順次、質疑を行います。

まず、議案第3号別冊、平成25年度宿毛市一般会計補正予算の、ページ51ページの、第8款土木費、第5項住宅費、1目住宅管理費の19節負担金補助及び交付金の1,600万円。説明に空き家再生等推進事業費交付金とありますが、この事業内容と交付先について、御説明を願いたいと思います。

続きまして、議案第15号別冊、平成26年度宿毛市一般会計予算の41ページ。第19款諸収入、第5項雑入の6目雑入の中の7節教育費雑入で、小筑紫小学校太陽光発電売電料として12万円が計上させておりますが、あここに設置していた太陽光発電のパネルで、これくらいの発電量しかないのかについて、まずお聞きをいたします。

次に、ページ51ページ、第2款第1項7目13節の委託料の中で、移住促進事業委託料として39万8,000円が計上されております。これは、新規事業の調査表の中で、都営浅草線を選定して、ポスター掲示を行う等の説明がありますが、この浅草線を選定した理由、またPRの期間について、お示し願いたいと思います。

次に、58ページの第2款第1項17目18節の公用車購入費140万円、これが新規事業調査表では、156万4,000円というふうになっておりますが、金額的な違いがどこから出てきているかということと、内容で、軽車両にすることによって、スクールバスというか、ぐるりんバスの運行をしようということで、これは同じ金額で、124ページの第10款第2項2目18節の小学校費の中で、備品購入として同額の140万円で軽車両を購入するというふうになってますが、これを10人乗りのマイクロバスから軽車両にすることによって、住民の利用がしにくくなるんじゃないかというふう

に思うんですが、そのことについて御説明を願いたいと思います。

次に、114ページ、第8款第5項1目15節市営住宅等改修工事費、5,373万7,000円が計上されておりますが、この内容についてお示しを願いたいと思います。

次に、133ページの第10款第4項5目13節の委託料で、林邸建造物調査業務委託料として108万が計上されておりますが、この事業内容を御説明願いたいと思います。

次に、137ページ、第10款第5項3目19節の負担金補助及び交付金の中で、一番最後の欄に、スポーツ大会開催補助金として100万が計上されております。この事業内容について、御説明を願いたいと思います。

最後に、議案第18号、平成26年度宿毛市定期船事業特別会計の8ページ、第1款第1項1目13節の委託料の中で、インフルエンザ予防ワクチン接種として1万8,000円が計上されておりますが、これ、船員に対する予防接種だと思うんですが、これをやるということは、市内にはかにも千寿園であったり、各保育園、市の窓口業務等々、市民と接触する機会の多い部署というのは数多くありますし、特に千寿園とか保育園というのは、高齢者の方であったり、ゼロ歳から始まる小さな子供たち、特に病気等には免疫というか、弱い立場の人が、かなりおるところもあるのに、何で、あえてこの定期船に絞って予防接種をしようとするのかについて、まず御説明を願いたいと思います。

以上です。

○議長（今城誠司君） 都市建設課長。

○都市建設課長（岩本克記君） 都市建設課長、11番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

まず、初めに、議案第3号、25年度の補正予算でございます。

ページ51ページ、第8款土木費、第5項1

目住宅管理費、19節負担金補助及び交付金の1,600万円、空き家再生等推進事業費の交付金1,600万についての御質問でございます。

今回、新たに導入いたしましたこの事業は、例えば、避難道沿線に老朽化のため倒壊のおそれがある家屋の除去や、児童生徒の通学路沿いにある危険な老朽化空き家などを除去する事業でございます。それに対する補助金を交付する事業でありまして、現在、市内の各地区より、危険な空き家の除去ができないか等々の要望があがっております。今回、その費用を計上することとしております。

交付先ということでございますが、これは補助金交付要綱に基づきまして、申請者、出された個人に交付するものでございます。

もう1点目の、議案第15号別冊、平成26年度当初予算でございます。ページ114ページでございます。

第8款土木費の第5項1目住宅管理費、15節の工事請負費の市営住宅修繕工事費といたしまして、5,373万7,000円の事業内容の説明という御質問でございますが、まず、こちらといたしまして、西町地域振興住宅改修費に4,900万円、そして市営住宅3団地への改修費に473万7,000円となっております。

まず、西町振興住宅の改修につきましては、平成25年度に改修に関する設計委託料をしております。西町振興住宅の1号棟の1階部分8戸におきまして、現在の1部屋を2部屋に分割し、高齢者夫婦とか、単身世帯へ向けての改修を予定しております。

当面、平成26年度は3戸分の6戸に改修するために、工事費といたしまして4,900万円を計上しております。

また、市営住宅の改修につきましては、二ノ

宮第2団地、小森第2団地、橋上団地の改修工事を予定しております。

この団地に関しましても、公営住宅再編計画の中で、今後も適切な維持保全に努めるよう位置づけられておりますので、外壁の塗装及び床下の改修を行い、住宅の長寿命化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 企画課長。

○企画課長（出口君男君） 企画課長、11番議員の質疑にお答え申し上げます。

議案第15号別冊、平成26年度宿毛市一般会計予算、51ページでございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費の13節委託料、移住促進事業委託料39万8,000円についてでございますけれども、本事業につきましては、先ほど、岡崎議員の御質疑にもお答えしましたように、移住促進事業を本年度から推進をしていくという中の一つの一環といたしまして、宿毛市を積極的にPRをしてまいりたいということで、東京の都営地下鉄浅草線の中に、宿毛市をPRする看板、一応、これは他市の、長野県の松本市のもので、このようなものを地下鉄の中に、車両の中に掲示をさせていただいて、PRをさせていただくということでございます。

なぜ、都営地下鉄浅草線ということでございますけれども、一応、東京のほうのバス、あるいは電車等の広告代理店、事業を行う企業からのプレゼンテーションがございまして、我々としては、非常に単価的にも安価であるということも含めて、それから、地下鉄の都営浅草線そのものが1日に200万人以上の利用客があるといったことから、非常にPR効果があるのではないかとということで、今回、計上させていただきました。

PRの期間は、4月から来年の3月までの1

年間を予定いたしております。

次に、同じくページ58ページ、17目の離島振興費の中の18節備品購入費140万、公用車の購入費でございますけれども、新規事業調査表では156万4,000円であったけれども、予算ベースで140万になったのはなぜかという御質問、まずございました。

これについては、自動車の、我々が希望する自動車を予算要求をさせていただきました。その際に、議員御指摘のように、教育委員会のスクールバスについても同様に、あわせて購入すると。

その軽自動車に変更に至った経緯でございますけれども、議員御承知と思っておりますけれども、これまで10人乗りの車が、市営定期船で運搬ができないという事情がございました。

昨年も車検を受けるために、夏休み1カ月間、バスを走らせることができなかったということで、逆に島民の皆さんに大変迷惑をかけていたということがございます。そういったことから、軽自動車を2台体制にすることによって、大人の島民を含めて、利用者が4名は利用できますので、十分、そのニーズに対応できるのではないかとということで、今回、140万円をお願いをするものでございます。

次に、議案第18号別冊、平成26年度宿毛市定期船事業特別会計予算、8ページでございます。

第1款事業費、第1項事業費、1目運行費の13節委託料、インフルエンザ予防ワクチン接種委託料として1万8,000円を計上させていただいておりますけれども、この定期船の乗組員、船員のインフルエンザについて、公費でこういう形で計上させていただきましたのは、昨年の2月末から3月にかけて、現在、定期船事業は7名の職員で、ローテーションで運航いたしておりますけれども、昨年の2月末か

ら3月の中旬にかけて、そのうちの6名がインフルエンザで就業できなくなった経緯がございます。

議員御承知のように、定期船の場合は、そのかわりに私ども一般事務職員が乗り込んで手伝うということができません。船員でないと操業できなくなっておりますので、そういったことから、非常にマンパワーの確保に苦慮いたしました経過がございます。

そういったことから、定期船については、こういう形でも、インフルエンザに、当然かからないのが一番なんですけれども、かかっても軽減ができるような形でやらせていただきたいと。

なお、千寿園のほうも同様に、職員のインフルエンザの予防のための経費というのは、予算に計上させていただいているようでございますので、そういうことで御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（沢田清隆君） 教育次長兼学校教育課長、11番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、平成26年度宿毛市一般会計予算の41ページ、歳入でございますが、第19款諸収入、第5項雑入、6目雑入、7節教育費雑入の小筑紫小学校太陽光発電売電料12万円について、これくらいしか発電しないのかということでございますが、この歳入につきましては、昨年度の実績に基づきまして、月額1万円を計上させていただいております。

それと、沖の島のスクールバスでございますが、同じく第10款教育費、第2項小学校費、1目学校管理費、18節備品購入費で、140万円計上させていただいております。

説明につきましては、先ほど、企画課長から

詳しくしていただきましたけれども、教育委員会といたしましても、平成16年7月に購入し、沖の島においてスクールバス並びに沖の島ゆるりんバスとして使用してきた車両の老朽化のために、国のへき地児童生徒援助費等補助金を活用いたしまして、新規にスクールバスとして軽自動車を購入しようとするものでございます。

今回の車両購入に当たりましては、企画課と連携いたしまして、同車種を2台購入することで、不測の事故や定員以上の乗車希望など、島民の移動手段を確保しようとするものでございます。

よろしくをお願いします。

○議長（今城誠司君） 文教センター所長兼生涯学習課長。

○文教センター所長兼生涯学習課長（桑原 一君） 文教センター所長兼生涯学習課長、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、平成26年度宿毛市一般会計予算、ページ133ページ。第10款教育費、第4項社会教育費、5目歴史館費、13節委託料のうちの林邸建造物調査業務委託料108万円についてでございます。

これにつきましては、少し林邸の御紹介をさせていただいたらと思うんですが、林邸は明治22年に建てられており、大臣を3代続けて輩出した政治家の邸宅らしく、また寺社建設を思わせる曲線を基調とした屋根や、木彫りの装飾が施され、内外の銘木を集め、趣向を凝らした内装も重厚感あふれております。

庭園も、土佐の武家づくり独特のしっくい土塀で囲まれ、歴史的にも建築学的にも土佐を代表し、宿毛を象徴する建造物でございますが、近年、経年によりまして劣化が著しい状態になっております。

また、住まわれて管理をされている方につきましても、常時、今現在、住まわれているとい

う状況ではなく、不在の時間もふえているという状況になっておるようです。

この林邸については、保存等を含めて、以前から市民の方々から、さまざまな御意見や署名活動等も行われておりましたが、今回、先ほど御紹介をさせていただいたように、林邸の庭園、土塀も含めて、建設物について、綿密な調査を行わせていただきまして、その調査に基づきまして、図面化を図らせていただきたいと思います。

その図面化を図らせていただくことによりまして、林邸の学術的や歴史的な資料として、保管をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、続きまして、137ページですが、第10款教育費、第5項保健体育費、3目社会教育振興費、19節スポーツ大会開催補助金100万円についての事業内容についてですが、本年度、市長の行政方針にもございましたが、26年度からスポーツを活用した交流人口の促進を図っていききたいということで、そういう取り組みの一環としまして、現在、宿毛市でも、宿泊を伴う各種スポーツ大会が行われております。

そういった大会について、宿毛市とか、教育委員会が主催、共催している以外に、スポーツ団体さんが独自にやられている大会がございまして、かなりスポーツ団体さんのほうも、経済的にも工面をしている面もあるということで、一定の支援をさせていただいて、その大会を継続的に宿毛で開催をしていただきたいと思います。

また、日帰り等で現在やっていますスポーツ大会につきましても、一定規模を大きくしていただいて、宿泊の伴う大会にできないだろうかということを考えておまして、それについても、一定、支援をすることによって、競技団体さんのほうが、宿泊を伴う大会にさせていただけるの

ではないかというふうに考えております。

そういったもので、スポーツ大会につきまして、競技団体さんが独自でやられているものについて、市として補助をさせていただいて、継続的な大会、新たな大会として、実施をしていただければというふうに思っております。

平成26年度につきましては、一つの大会につきまして、一定の宿泊要件を満たせば、上限として、運営に係る経費10万円を上限に、負担をさせていただければと。26年度については、継続、新規も含めて、10個の大会をめどに、補助をさせていただこうと思っております。

補助要綱につきましては、現在、作成中で、細部については、決めておりませんが、現在、平成25年度から、キャンプ誘致にかかわる支援をさせていただいております。一つのキャンプにつきまして、延べ200泊以上のキャンプを、宿毛市内の施設を使ってキャンプをし、宿毛の営業してますホテル、旅館等に宿泊されれば、新規であれば10万円、継続であれば15万円の補助をしておりますので、そういったキャンプ誘致の基準を照らし合わせて、宿泊の要件等を決めさせていただければと思っております。

ただし、この要綱につきましても、現在、高知県コンベンション協会さんのほうは、大会にかかわる経費であったり、宿泊を伴うキャンプであれば、一定、支援をしていただいておりますので、そういったほかの支援を優先をさせていただいて、そういった支援が受けられない大会について、宿毛市のほうで、新たに大会については補助を考えさせていただいております。

以上です。

○議長（今城誠司君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 説明、ありがとうございました。

何点かについて再質疑をさせていただきます。

まず、議案第3号の空き家再生等推進事業費交付金ですが、これ、避難路に関するところもあると思うのですが、宿毛市内全域を対象としているのか、また限度額についての説明ができればお願いをしたいと思っております。

次に、議案第15号の一般会計の当初予算ですが、先ほど、企画課長に156万4,000円との金額の差はどこからきているのかの説明をお願いしていたんですが、どうも聞けなかったと思うので、もう一度お願いしたいと思います。

次に、同じく15号の133ページの林邸の建造物調査業務委託料についてですが、これは平成16年の第2回定例会で、市民からの陳情を受けて、継続審査として、最終的には平成17年の第1回定例会において委員長報告がされております。

そのときにも、歴史的文化的に重要な建造物であることについては、委員全員に異論はないものの、市の厳しい財政状況を考慮すると、安易に経費を支出することができないということで、これは当時も現在も、個人の持ち物であって、それに対して、市が今回、なぜ公費を支出して調査をしなければいけないかについて、もう一度、御説明をしていただきたいと思います。

次に、137ページのスポーツ大会開催補助金についてですが、1大会当たり10万円を上限として補助したいということですが、これは当然、市内に宿泊をしてもらうためにということだと思うので、その宿泊が市内に、全部の参加者が市内に来る場合、泊る場合、泊まらない場合ということの規定を設けるのかどうか。

また、総数でどれくらいから上の人数の大会において、補助をしようとするのかについて、決まってないところではあるとは思いますが、執行部の考え方をお示し願いたいと思っております。

次に、議案第18号別冊ですが、インフルエンザの予防ワクチンですが、これ課長説明のとおり、船のスタッフというのは、特別な職種であるということはよくわかります。ただ、そんなことを言えば、寮母であったり、千寿園はやるように予算計上しているということですが、保育園の保育士、また市内の各担当課の中でも、専門的な技術の要る看護師であったり、保健師であったりという、実際にそういう人と接する人間というのは、かわりがなかなかとれないというふうに思いますが、そのことについて、もう一度、御答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（今城誠司君） 都市建設課長。

○都市建設課長（岩本克記君） 都市建設課長、11番、寺田議員の再質疑にお答えいたします。

補正予算、ページ51ページの空き家再生等推進事業の交付金の、市内全域かということと、限度額は幾らかということですが、対象は市内全域でございます。

この事業自体が、いろんな老朽化した今の通学路等もございませうけれども、やはり火災の危険性が高いということ、地域ぐるみでの防災対策にも役立つという観点から、今回、やらせてもろておるわけですが、限度額になりますけれども、一応、今、要綱につきましては、策定中でございます。

補助事業費200万、総事業費でかかるとすれば、2割が個人負担で、補助対象限度額は160万、仮にいうたら100万の総事業費やったら20万は個人負担、そして80万は補助対象と。その80万に対して、2分の1が国費、4分の1が県、4分の1が市と、そうなっております。

今、策定中でございますので、限度額何ぼということは、ちょっと控えさせていただきたいと思っております。例えばの話でこらえていただき

たいと思います。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 企画課長。

○企画課長（出口君男君） 企画課長、11番議員の再質疑にお答え申し上げます。

議案第15号別冊、平成26年度宿毛市一般会計予算、58ページでございますけれども、公用車の購入費で、予算計上140万円、ただ新規事業調査表で156万4,000円の総額にかわった理由ということでございませうけれども、この新規事業調査表については、私どもが予算要求、財政当局が予算要求する段階での提出費用で、当然でございます。

先ほど申し上げましたけれども、財政当局との予算折衝の過程で、同様に教育委員会も同じ車を買うということで、2台合わせて買うということで、可能な限り、いわゆる安くということで、この予算で購入するような努力をせよというお話もいただいた結果、140万円を計上させていただいたということでございませうので、私ども、この140万円の範囲内で買うように努力したいというふうに思っております。

それから、議案第18号別冊、平成26年度宿毛市定期船事業特別会計予算の8ページ、13節委託料のインフルエンザ予防ワクチン接種委託料1万8,000円についてでございますけれども、議員御指摘もよくわかります。

ただ、先ほども御説明申し上げましたけれども、例えば私ども一般事務職員であれば、日々雇用でその代替職員を確保するとか、あるいはほかの職員がそこをカバーできる。あるいは、看護師のような専門職であっても、日々雇用ができたりということがございませうけれども、船員の場合は、先ほど言いましたように、船員の資格が要るということと、あわせていろんな、例えば1日雇っても、1カ月分の船員保険料を納めなきゃいけない。船員の日々雇用の単価が

8, 500円、それに食糧手当がついて8, 700円でございますけれども、8, 700円を支払うかわりに、4万、5万円の保険料を払っていただかないと。そうなってくると、人がなかなか確保できないと、そういう部分がございますので、我々としては、船員だけを特別ということではございませんけれども、そういうことで、ぜひともこういう形でやらせていただきたいということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 文教センター所長兼生涯学習課長。

○文教センター所長兼生涯学習課長（桑原 一君） 寺田議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

議案第15号別冊、平成26年度宿毛市一般会計予算の133ページの林邸建造物調査委託料108万円についての、今までの経過もあり、林邸についての新たな投資的な部分は、困難ではないかというような経過もあったということで御提示をいただきましたが、確かに、どういう事業展開にするかということについては、現在、御提案をさせていただいているものではございませんでして、林邸を調査をさせていただいて、本当に歴史的価値があるのか、建設的に価値があるのかという綿密な調査をさせていただいて、その調査に基づいて、設計図を描いていただくこと。

それそのものの設計が、林邸そのものが、歴史的、芸術的に価値があるのかないのかという資料を、歴史館としては保管をさせていただくというまでにさせていただいております。

これが、次の事業展開につながるものか、つながらないものかというのは、また別でして、ほかの歴史的な資料として、保管をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、なぜこの時期かということなんです、先ほど、少し触れさせていただいておるんですけれども、今、実際、住まわれて管理をされている方が、常時、林邸のほうに住まわれてないという現状がございまして、今後ますますそのような状況が続けば、林邸そのものが空き家になって、管理も明確にならない状態にもなってくる可能性がございますので、現在、まだそういう方がいらっしゃるんですが、その方に御承諾をいただきながら、調査業務をさせていただければというふうに考えておりました、26年度に計上をさせていただきました。

それから、スポーツ大会についてなんです、基準ということなんです、先ほども少しお話をさせていただいたんですが、現在、要綱の作成中でございます。

少し、小さな大会にまで支援をさせていただくことは、ちょっと財政的には困難かなと思っております、キャンプ誘致が、一つのキャンプで延べ200泊のキャンプということで、支援をさせていただいておりますので、それについても、一定、200泊というのが基準になってくるのかなということで、今、考えておりますが、そこはまだ調整はさせていただいておりません。

それから、大会参加者の全てを、宿毛のほうに宿泊をいただければ、それはありがたいんですけれども、なかなか宿泊の状況とか、大会規模にもよって、200から400とかいうふうには、大会規模もいろいろあると思いますので、全ての参加者に宿毛へ泊っていただくという縛りは難しいかなと思っておりますけれども、一定の、先ほどの200泊になるのかどうかは、ちょっとまだ別なんですけれども、そういったものをクリアすれば、支援をさせていただいたらというふうに思っております。

○議長（今城誠司君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 丁寧な御説明、ありがとうございます。

2点ほど再質疑をさせていただきます。

まず、林邸の調査についてですが、これ、先ほどから出てますように、個人の持ち物であつてということですので、その権利を有する方の許可が得られているのかということと、その状態を調べるのに、現在ある、宿毛歴史館の矢木君あたりも、今までにもかなり調べて、調査しているというふうに認識しているんですが、その調査では足りないのかについて、御説明を願いたいと思います。

2点目として、スポーツ大会の開催補助金についてですが、これは、私たちが議員として県外に研修に行く場合に、その訪問市によっては、今、多くの市で、訪問市に宿泊を伴わないと、研修を受け入れてくれないというところが多くあります。

これはやっぱり、宿毛市なんかも、この大会に対しても、当市に宿泊をすることを、大会を優先するというような要綱を盛り込んでつくるべきではないかというふうに思いますが、この点、2点について御説明を願いたいと思います。

○議長（今城誠司君） 文教センター所長兼生涯学習課長。

○文教センター所長兼生涯学習課長（桑原 一君） 文教センター所長兼生涯学習課長、寺田議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

林邸に関してですが、歴史館の学芸員が何度か訪問をさせていただいて、私が先ほど紹介したような内容で、外観的には承諾もさせていただいている部分がありますが、それが本当に、学芸員のみでは、本当に歴史的に価値があるのか、建築学的に価値があるのかという判断をいたしかねますので、今回、調査をさせていただくものです。

それから、最終的な調査の合意をいただいて

いるのかということで、所有者の方に、まだ実際に、この委託業務をさせていただくのかどうか、決定はしておりませんので、そういったことで、調査をさせてもらう可能性はありますよという程度で、最終的に、そういう調査しても構いませんよという正式な合意を、まだいただいております。

それから、スポーツ大会についてですが、可能な限り、宿毛のほうに宿泊をしていただきたいというのは、こちらのほうもそういうふうに考えておりますが、ただ、市の主催であったり、教育委員会の主催でないものについてまで、競技団体さんが独自でやられている大会についてまで、そういった縛りができるのかというと、難しい面もございます。

ただ、今回、補助をさせていただく大会であれば、極力、競技団体のほうにもそういったお願いというか、そういったことが網羅できないかということで、御相談はさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（今城誠司君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 丁寧な御説明、ありがとうございます。

今回、御説明いただいたことを委員会の中でしっかり審査をして、結論を出していきたいと思っております。

ありがとうございました。

○議長（今城誠司君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第1号及び議案第2号」については、会

議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(今城誠司君) 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号及び議案第2号」については、委員会付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております「議案第3号から議案第38号まで」の36議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、3月14日及び3月17日から3月20日まで、並びに3月24日、3月25日は休会いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(今城誠司君) 御異議なしと認めます。

よって、3月14日及び3月17日から3月20日、並びに3月24日、3月25日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

3月14日から3月25日までの12日間は休会し、3月26日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時58分 散会

議案付託表

平成26年第1回定例会

| 付託委員会 | 議案番号 | 件名 |
|------------------------|--------|--------------------------------|
| 予算決算 常任委員会 (25件) | 議案第3号 | 平成25年度宿毛市一般会計補正予算について |
| | 議案第4号 | 平成25年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について |
| | 議案第5号 | 平成25年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について |
| | 議案第6号 | 平成25年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について |
| | 議案第7号 | 平成25年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について |
| | 議案第8号 | 平成25年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について |
| | 議案第9号 | 平成25年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について |
| | 議案第10号 | 平成25年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について |
| | 議案第11号 | 平成25年度幡多西部介護認定審査会特別会計補正予算について |
| | 議案第12号 | 平成25年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について |
| | 議案第13号 | 平成25年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について |
| | 議案第14号 | 平成25年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について |
| | 議案第15号 | 平成26年度宿毛市一般会計予算について |
| | 議案第16号 | 平成26年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について |
| | 議案第17号 | 平成26年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について |
| | 議案第18号 | 平成26年度宿毛市定期船事業特別会計予算について |
| | 議案第19号 | 平成26年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について |
| | 議案第20号 | 平成26年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について |
| | 議案第21号 | 平成26年度宿毛市下水道事業特別会計予算について |
| | 議案第22号 | 平成26年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について |
| | 議案第23号 | 平成26年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について |
| | 議案第24号 | 平成26年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について |
| | 議案第25号 | 平成26年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について |
| | 議案第26号 | 平成26年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について |
| | 議案第27号 | 平成26年度宿毛市水道事業会計予算について |

| | | |
|----------------------------------|--|---|
| <p>総務文教 常任委員会 (5 件)</p> | <p>議案第 3 2 号 議案第 3 3 号 議案第 3 6 号 議案第 3 7 号 議案第 3 8 号</p> | <p>宿毛市社会教育審議会条例の一部を改正する条例について 宿毛市立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について 財産の取得について 宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について 宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について</p> |
| <p>産業厚生 常任委員会 (6 件)</p> | <p>議案第 2 8 号 議案第 2 9 号 議案第 3 0 号 議案第 3 1 号 議案第 3 4 号 議案第 3 5 号</p> | <p>宿毛市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について 宿毛市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について 宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について 宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について 宿毛市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について 宿毛市水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例について</p> |

平成26年
第4回宿毛市議会定例会会議録第6号

1 議事日程

第23日（平成26年3月26日 水曜日）

午前10時 開議

- 第1 議案第1号から議案第38号まで
（議案第1号及び議案第2号、討論、表決）
（議案第3号から議案第38号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）
- 第2 委員会調査について
- 第3 議案第39号 工事請負契約の締結について
（議案上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決）
- 第4 議案第40号 市長の専決処分事項の指定について
（議案上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決）
-

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号から議案第38号まで
- 日程第2 委員会調査について
- 日程第3 議案第39号 工事請負契約の締結について
- 日程第4 議案第40号 市長の専決処分事項の指定について
-

3 出席議員（14名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 高倉真弓君 | 2番 山上庄一君 |
| 3番 山戸寛君 | 4番 今城誠司君 |
| 5番 岡崎利久君 | 6番 野々下昌文君 |
| 7番 松浦英夫君 | 8番 浅木敏君 |
| 9番 中平富宏君 | 10番 浦尻和伸君 |
| 11番 寺田公一君 | 12番 宮本有二君 |
| 13番 濱田陸紀君 | 14番 西郷典生君 |
-

4 欠席議員

なし

5 事務局職員出席者

- 事務局長 岩本昌彦君
次長兼調査係長 松本政代君
議事係長 柏木景太君

6 出席要求による出席者

| | |
|---------------------|-------------|
| 市 長 | 沖 本 年 男 君 |
| 副 市 長 兼 税務課長事務取扱 | 安 澤 伸 一 君 |
| 企 画 課 長 | 出 口 君 男 君 |
| 総 務 課 長 | 山 下 哲 郎 君 |
| 危機管理課長 | 楠 目 健 一 君 |
| 市 民 課 長 | 立 田 ゆ か 君 |
| 税務課長補佐 | 田 村 泰 生 君 |
| 会計管理者兼 会 計 課 長 | 滝 本 節 君 |
| 保健介護課長 | 児 島 厚 臣 君 |
| 環 境 課 長 | 佐 藤 恵 介 君 |
| 人権推進課長 | 杉 本 裕 二 郎 君 |
| 産業振興課長 | 黒 田 厚 君 |
| 商工観光課長補佐 | 岩 村 研 治 君 |
| 土 木 課 長 | 岡 崎 匡 介 君 |
| 都市建設課長 | 岩 本 克 記 君 |
| 福祉事務所長 | 河 原 敏 郎 君 |
| 水 道 課 長 | 川 島 義 之 君 |
| 教 育 長 | 立 田 壽 行 君 |
| 教育委員会 委 員 長 | 増 田 全 英 君 |
| 教育次長兼 学校教育課長 | 沢 田 清 隆 君 |
| 生涯学習課長補佐 | 河 原 志 加 子 君 |
| 学 校 給 食 センター所長 | 金 増 信 幸 君 |
| 千 寿 園 長 | 山 岡 敏 樹 君 |
| 農業委員会 事 務 局 長 | 岩 田 明 仁 君 |
| 選挙管理委員 会 事 務 局 長 | 嵐 健 君 |

-----・-----・-----

午前10時00分 開議

○議長（今城誠司君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長より報告いたします。

地方自治法第180条第2項の規定により、市長の専決処分事項の報告につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1「議案第1号から議案第38号まで」の38議案を一括議題といたします。

これより「議案第1号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第1号は、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第2号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第2号は、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第2号」は、これに同意することに決しました。

これより、「議案第3号から議案第38号ま

で」の36議案について委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（浅木 敏君） おはようございます。予算決算常任委員長。

予算決算常任委員会の結果を報告いたします。

本委員会に付託された「議案第3号から議案第27号まで」の25議案について、審査の概要と結果を報告いたします。

議案の審査に当たっては、効率的な審議を行うため、本委員会を二つの分科会に分けて、3月14日、17日、18日、19日の4日間にわたり、審議を行いました。

その後、3月24日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議結果の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託された議案25件につきましては、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以下、分科会における主な審査概要について、御報告いたします。

まず、第1分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

初めに、議案第3号別冊、平成25年度宿毛市一般会計補正予算の第2表、繰越明許費でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、事業名、南海地震対策整備事業緊急防災減災事業5、110万円、ブロック塀等対策推進補助金840万円、住宅耐震改修事業2、079万円についてであります。

委員から、それぞれの事業の内容はどのようになっているかとの質疑があり、執行部からの各事業の進捗状況についての説明の中で、どの事業も繰り越しが多額に残っていることが明らかになりました。

委員からは、相対的に繰越明許が多過ぎるの

ではないか。工事についても、早期発注するよう心掛けていただきたいとの意見が出されました。

続いて、議案第15号別冊、平成26年度宿毛市一般会計予算、第10款教育費、第3項中学校費、2目教育振興費、1節報酬、英語指導助手報酬784万円についてであります。

委員からは、ALTの配置人員は26年度2名で、これまでと変わっていないとのことだが、実際、2名の英語指導助手だけでは、今、目指しているグローバルな社会に対応することは困難ではないのか。宿毛市教育委員会としては、どのような対策を検討しているかとの質疑がありました。

これに対して、執行部からは、今のところ、新しいことについての検討はしていないとの回答がありました。

委員から、早急に予算要求をして、英語指導助手を増員すべきである。行政視察で訪問した宮城県登米市の豊里小中学校は、東北で初めて教育特区として、小中一貫教育を実施して、英語教育を重点的に行っている。宿毛市でも、このように取り組んでほしい。今後は、予算の増額を検討してもらいたいとの意見が出され、執行部からは、検討するとの回答がありました。

続いて、第10款教育費、第5項保健体育費、3目社会体育振興費、19節負担金補助及び交付金、スポーツ大会開催補助金100万円についてであります。

委員からは、補助金支出の基準となる要綱が定まっていないのに、議会で承認を求めるのは無理がある。宿泊を伴う大会ということが一つの基準になっているのかどうか、明確でない。宿泊を伴うことが基準なのであれば、宿泊先を市内に限定すべきであると思うが、このことについて、どう考えているのかとの質疑がありました。

執行部からは、宿毛市のスポーツ施設等を対象とした交流人口の拡大に寄与できる大会を目指したいということが基本にある。そのため、最も効果のあるのは、宿毛市内の営業施設に宿泊していただくことであると考えます。宿毛市の営業施設で、一定の宿泊をするということは、条件をクリアしたものについて補助するということが基本になっている。キャンプ誘致等と同様に、宿泊を基本に補助対象を決定するとの回答がありました。

次に、第2分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第15号別冊、平成26年度宿毛市一般会計予算、第2款総務費、第1項総務管理費、11目国土調査費、13節委託料、地籍調査事業委託料、1,533万5,000円についてであります。

これに関連して、委員から、沿岸部の地籍調査が進んでいない。津波の被害があれば、後の復興に大きな障害となる。時間がかかるとしても、早期に取りかかるべきではないかとの質疑があり、執行部からは、担当者の増員が必要であるとの答弁がありました。

これに対し、委員からは、もちろん人員をふやすことも要望していくべきであるが、それ以外にどうすれば調査が迅速に進むのかという質疑があり、執行部からは、国土調査に必要な基準点の設置は、国土地理院が所管しているが、そこで予算化されるかどうかということにかかってくる。昨年度も要望していたが、査定に上げられなかった。国の枠が、かなり狭まっているが、要望は上げ続けていくとの回答がありました。

委員からは、早期の調査に向けて、危機管理課等とも協力しながら、努力してもらいたいとの意見がありました。

続いて、第6款農林水産業費、第2項林業費、

3目公有林整備事業費、12節役務費、市有林整備事業費の300万4,000円についてであります。

委員からは、木質バイオマス発電事業について、原材料を安定的に供給する必要があるが、市有林を活用する計画があるのかとの質疑があり、執行部からは、市有林整備については、市が率先して計画的に実施していく。木質バイオマス発電事業の原材料確保のためには、早期に育成できる木について研究していく、との回答がありました。

また、委員からは、民間に対しても、きちんとした計画の必要性を示し、支援を行うべきとの指摘があり、執行部からは、間伐材に対する支援は行う。また、自伐林家からの供給体制についても、研究を進めていくとの回答がありました。

一方で、委員からは、原材料の買入単価が決まっていないことを危惧する意見もあり、執行部からは、単価が決まっていないため、供給体制について、議論が進んでいない面もある。そのため、さまざまな情報が錯綜している状況であるとの回答がありました。

委員からは、積極的に情報収集に努め、正確な情報を議会にも伝えてもらいたいとの意見がありました。

次に、議案第19号別冊、平成26年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算、第1款総務費、第1項施設管理費、1目一般管理費、7節賃金、臨時雇賃金、4,193万6,000円についてであります。

これに関連して、委員からは、3年後をめどに、千寿園を指定管理者に移行するということが、この間に正規職員が減っていく分を臨時職員で賄っていくことになると思うが、移行へのスケジュールはできているのかとの質疑があり、執行部からは平成26年度中に指定管理者

等に関連する条例の改正を行い、指定管理者の公募にまでこぎつけたい。現在は、正規職員34名であるが、平成27年度、28年度の2カ年で市役所の一般職に移れるような措置をとっていきたいとの回答がありました。

これに対し、委員からは、指定管理者になっても、千寿園で介護の仕事を続けたいという職員はいると思う。そのような希望を持つ職員に対しては、指定管理者のもとでも、継続できるような対策も必要ではないかとの意見や、特に職員の異動については、細心の注意をはらって、スムーズに指定管理者に移行できる体制を構築してもらいたいという意見がありました。

以上で、本委員会に付託されました25議案についての審査結果の報告を終わります。

○議長（今城誠司君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（野々下昌文君） 総務文教常任委員長。

本委員会に付託されました5議案についての審査結果を御報告いたします。

議案第32号は、宿毛市社会教育条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立により、これまで関係法令で定められていた事項が、市町村の条例において制定することになったことから、これまでの国の基準に準じて、条例を制定及び改正しようとするものであります。

議案第33号は、宿毛市立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、旧田の浦小学校跡地に小筑紫保育園を建設することに伴い、田の浦小学校の体育館を取り壊す必要があるため、項目を削除しようとするものであります。

議案第36号は、財産の取得についてであり

ます。

本案は、宿毛市土地開発公社との間で、宿毛市平田町戸内雁ヶ池南平6289番11外22筆、地積8,799.75平方メートルを1億6,304万1,173円で取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第37号は、宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

本案は、職員給与の給与構造改革における現給保障制度の廃止及び55歳を超える職員の昇給方法を勤務成績に応じた昇給方法に改正しようとするものであります。

議案第38号は、宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、国民健康保険税の後期高齢者支援金等、支援額にかかわる課税限度額が現行の14万円から16万円へ変更となるなどの課税限度額の引き上げ及び低所得者にかかわる保険税軽減の拡充について、改正しようとするものであります。

以上の議案につきましては、担当課から詳しく説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました5議案についての御報告を終わります。

○議長（今城誠司君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（浦尻和伸君） 産業厚生常任委員長。

本委員会に付託されました、議案6件についての審査結果を御報告いたします。

議案第28号は、宿毛市地域包括支援センターの職員及び運営に関する規準を定める条例の制定について。

議案第29号は、宿毛市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する規準等を定める条例の制定について。

議案第30号は、宿毛市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する規準を定める条例の制定について。

議案第31号は、宿毛市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する規準を定める条例の制定についての4議案につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため、関連法律の整備に関する法律の成立により、これまで関係法律で定められていた事項が、市町村の条例において制定することになったことから、これまでの国の基準に準じて、条例を制定及び改正しようとするものでございます。

このうち、議案第30号及び議案第31号は、介護保険法の一部改正に伴い、平成24年4月1日に条例を制定していましたが、その際、宿毛市内に事業所があるサービスについてのみうたっていたため、今回、その他のサービスについても、開始される予定となり、今後、さらに新たなサービスを提供する事業所があらわれる可能性も否定できないため、全ての地域密着型サービスについての条例を制定するため、全部改正を行うものでございます。

議案第34号は、宿毛市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について。

本案につきましては、本年4月1日から水道料金体系が変更となりますが、飲料水供給事業においても、4月1日以降に確定する水道料金に、3月使用分が含まれている場合、現行の料金体系を適用する必要があるため、事項を追加

しようとするものであります。

議案第35号は、宿毛市水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成26年度から地方公営企業法施行令の改正に伴い、条例で制定の必要となった組入資本金制度を、これまでどおりの取り扱いとすることについて、改正しようとするものでございます。

以上、6議案につきましては、担当課から詳しい説明を受け、慎重に審査をした結果、原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（今城誠司君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第3号から議案第37号まで」の35議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第3号から議案第37号まで」の35議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（今城誠司君） 全員起立であります。

よって「議案第3号から議案第37号まで」

の35議案は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第38号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 8番議員の浅木です。ただいまから、討論を行います。

私が討論を行うのは、議案第38号「宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」であります。

この議案について、先ほど、総務文教常任委員長から、原案を可決したとの報告がありましたが、私は、この委員長報告に反対する立場から討論いたします。

この議案は、委員長報告にもありましたが、国民健康保険に加入する宿毛市民の国保税課税の課税限度額を大幅に引き上げる条例改正案であります。

その内容は、現在、77万円になっている国保税の課税限度額を4万円引き上げ、81万円にするものであります。

引き上げ理由として、低所得者の国保税軽減のためと説明がありましたが、この説明には重大な問題点が隠されています。

まず、宿毛市におけるこの国保税の最高課税限度額は、たびたび引き上げられてきました。22年度には、69万円を4万円に引き上げ、73万円に。そして、23年度には、また4万円引き上げ、77万円にしました。

これをさらに、今回も4万円引き上げ、81万円にしようとするものであります。

こうした国保税の課税最高限度額の引き上げを繰り返しながら、低所得者の国保税は減額されてきたのでしょうか。そうではありません。

沖本市長が着任した直後の平成24年度には、低所得者も含めて、大幅な国保税引き上げが行われています。このときには、世帯平均で年額

9, 500円もの引き上げをしています。これは、例えば、子供2人を育てている40代の夫婦、アパート暮らしで固定資産もなく、年間所得がわずか200万円程度しかない世帯でさえ、年額6万7, 200円引き上げたもので、年総額では36万6, 000円もの高額の国保税になってしまいました。

この議会においても、市民の国保税負担はもう限界だ。今後は、一般会計から繰り入れても、引き上げはすべきではないと求めた私の一般質問に対して、市長は一般会計からの繰り入れはしない。医療費総額が増加すれば、今後も国保税は引き上げるという趣旨の答弁をしています。

このことから見ると、今後も、宿毛市政は課税限度額の引き上げと、低所得者を含む市民の国保税引き上げを、いたちごっこのごとく、果てしなく続けるということになります。

今回の議案説明にあったように、市長は低所得者の国保税の低減を拡充したいというのであれば、その財源は一般会計から繰り入れるべきであります。

この幡多地域の自治体でも、一般質問で紹介しました四万十市と土佐清水市以外にも、大月町も年額5, 700万円繰り入れをしています。

また、黒潮町も、これまで一般会計から繰り入れをしていませんでしたが、しかし、この3月議会で町長は医療費の増加額全額を国保税の引き上げをすると、町民負担が重過ぎるとの判断から、一般会計からの繰り入れすることを決断しました。

宿毛市としても、政府に対して、国保全事業の収入の約25%にまで引き下げてしまった国庫支出金を、1979年と同率の64.2%へ戻すよう求めるとともに、所得増や雇用の拡大などで、市民の暮らしを向上させ、国保税を払えるような市民生活を築く政策を進めることが重要であります。

それまでの間は、他の自治体のように、一般会計から繰り入れてしのぐべきであります。

こうしたことから、この議会に提案されている安易な国保税最高限度額の4万円もの引き上げ条例案には、議会として反対すべきであることを訴え、皆さんの御賛同を求め、私の討論を終わります。

○議長（今城誠司君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第38号」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（今城誠司君） 起立多数であります。

よって「議案第38号」は、原案のとおり可決されました。

日程第2、「委員会調査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第3、議案第39号を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（沖本年男君） 追加提案いたしました議案につき、提案理由の説明をいたします。

議案第39号は、工事請負契約の締結についてです。

内容につきましては、宿毛市総合運動公園陸上競技場改修工事を実施するに当たり、「長谷川体育施設株式会社四国営業所」と1億7,114万7,600円で工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものです。

よろしく御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（今城誠司君） これにて提案理由の説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時32分 再開

○議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第39号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（今城誠司君） 全員起立であります。

よって、「議案第39号」は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第40号を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 11番、ただいま議題となっております議案第40号「市長の専決処分の事項の指定について」、提案理由の説明をいたします。

市長の専決処分の指定とは、地方自治法第180条第1項の規定により、本来、議会が議決すべき事項について、議会がその議決により、市長の専決できる事項を指定して、委任することにより、市長が議会にかかわって処分できるようにすることです。

現在、幾つかの事項について、市長に専決処分をする権限を付与しているところでありますが、去る3月4日付で市長より、市が貸し付けした各種資金の償還に関する訴えの提起、和解及び調停については、金額の大小にかかわらず、市長の専決処分事項としてもらいたいとの要請

文書が提出されました。

その理由としましては、本来、本市が実施している住宅新築資金や奨学金等の貸付事業において、諸所の事情により、資金の償還が滞っている方々があり、このような方々に対して、督促、催告あるいは家庭訪問の実施などにより、収納に努めておりますが、それでもなお、納付いただけない方がおります。

このような未納者への対応として、抵当権に基づいた競売や、裁判所への提起などの法的措置をとらざるを得ない場合が、今後、想定されていることから、当該事務手続を速やかに行うためにも、市が貸し付けした各種資金の償還に関することについては、市長の専決処分事項としてもらいたいとのことであります。

これを受けて、議会運営委員会の委員を中心として、慎重に検討した結果、市長の要請のとおり、市が貸し付けした各種資金の償還に関する訴えの提起、和解及び調停については、金額の大小にかかわらず、市長の専決処分事項として、新たに指定することで意見が一致いたしました。

以上で、議案第40号について、提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いをいたします。

○議長（今城誠司君） これにて提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第40号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（今城誠司君） 全員起立であります。

よって、「議案第40号」は、原案のとおり可決されました。

以上で、今期定例会の日程は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（沖本年男君） 閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

去る3月4日に開会しました今期定例会は、本日までの23日間、議員の皆様方におかれましては、連日、御熱心に御審議をいただき、御提案申し上げた39議案全てを原案どおり御決定をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、議案第40号の市長の専決処分事項の一部を改正する議決につきましては、住宅新築資金等の貸付金の回収に当たり、今後、訴えの提起を含めた法的措置が想定されていることから、当該事務の速やかな執行を図るため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づく訴えの提起、和解及び調停に関することに、市

が貸し付けをした各種資金の償還に関することを追加していただきました。

今後、事務の円滑な遂行ができるものと考えており、お礼を申し上げます。

今会期中に一般質問や質疑等を通じましてお寄せいただきました貴重な御意見や御提言につきましては、今後、さらに検討を重ねながら、市政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

平成26年度を迎えるに当たり、市政執行の基本的な考え方につきましては、行政方針の中で申し上げましたが、南海地震への対策を初め、一次産業の振興などにつきまして、財政状況も考慮しつつ、引き続き、積極的に推進していかねばならないと考えております。

市民並びに議員の皆様方におかれましては、今後とも、より一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、どうか健康に御留意をいただき、より一層の御活躍を御祈念申し上げます、閉会の挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

○議長（今城誠司君） 以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、平成26年第1回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前11時04分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 今城誠司

宿毛市議会副議長 岡崎利久

議員 山上庄一

議員 山戸寛

平成26年3月24日

宿毛市議会議長 今 城 誠 司 殿

予算決算常任委員長 浅 木 敏

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件名 | 審査結果 | 理由 |
|--------|--------------------------------|------|-----|
| 議案第 3号 | 平成25年度宿毛市一般会計補正予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第 4号 | 平成25年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第 5号 | 平成25年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第 6号 | 平成25年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第 7号 | 平成25年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第 8号 | 平成25年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第 9号 | 平成25年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第10号 | 平成25年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第11号 | 平成25年度幡多西部介護認定審査会特別会計補正予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第12号 | 平成25年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第13号 | 平成25年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第14号 | 平成25年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について | 原案可決 | 適 当 |

| | | | |
|--------|------------------------------|------|-----|
| 議案第15号 | 平成26年度宿毛市一般会計予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第16号 | 平成26年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第17号 | 平成26年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第18号 | 平成26年度宿毛市定期船事業特別会計予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第19号 | 平成26年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第20号 | 平成26年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第21号 | 平成26年度宿毛市下水道事業特別会計予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第22号 | 平成26年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第23号 | 平成26年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第24号 | 平成26年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第25号 | 平成26年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第26号 | 平成26年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第27号 | 平成26年度宿毛市水道事業会計予算について | 原案可決 | 適 当 |

平成26年3月18日

宿毛市議会議長 今 城 誠 司 殿

総務文教常任委員長 野々下 昌 文

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件名 | 審査結果 | 理由 |
|--------|------------------------------------|------|----|
| 議案第32号 | 宿毛市社会教育審議会条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第33号 | 宿毛市立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第36号 | 財産の所得について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第37号 | 宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第38号 | 宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | 適当 |

平成26年3月19日

宿毛市議会議長 今 城 誠 司 殿

産業厚生常任委員長 浦 尻 和 伸

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件名 | 審査結果 | 理由 |
|--------|---|------|----|
| 議案第28号 | 宿毛市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第29号 | 宿毛市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第30号 | 宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第31号 | 宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第34号 | 宿毛市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第35号 | 宿毛市水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | 適当 |

平成26年3月18日

宿毛市議会議長 今 城 誠 司 殿

総務文教常任委員長 野々下 昌 文

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 総合計画の策定状況について
- (2) 行政機構の状況について
- (3) 財政の運営状況について
- (4) 公有財産の管理状況について
- (5) 市税等の徴収体制について
- (6) 地域防災計画について
- (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成26年3月19日

宿毛市議会議長 今 城 誠 司 殿

産業厚生常任委員長 浦 尻 和 伸

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成26年3月24日

宿毛市議会議長 今 城 誠 司 殿

議会運営委員長 寺 田 公 一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 議会の運営に関する事項
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - (3) 議長の諮問に関する事項
 - (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

一 般 質 問 通 告 表

平成26年第1回定例会

| 質問 順位 | 質問議員 | 質 問 の 要 旨 |
|----------|--------------|---|
| 1 | 1 番 高倉真弓君 | 1 少子化について（市長、教育長） （1）宿毛版「若者サポートステーション」の設置について （2）「子育て支援金」の支給について （3）他市の進学校に行かなくても確かな学力が身に付く教育の推進について |
| 2 | 2 番 山上庄一君 | 1 介護費不正受給問題について（市長） 2 公共施設の管理状況について（市長） 3 防犯、防災などに問題のある公共施設について（市長） 4 空き家等の適正管理の条例について（市長） 5 宿毛市のお宝の活用について（市長） （1）名誉市民の顕彰について （2）職員の政策提言について 6 人口減少防止対策について（市長） |
| 3 | 9 番 中平富宏君 | 1 正しい地図を活用した教育の推進について（教育長） （1）市内小中学校の日本地図の状況について （2）正しい地図の掲示について 2 宿毛市立小中学校再編計画について（市長、教育長） （1）学校建築等計画表が添付されていない理由について （2）生徒数が30人未満の中学校の統合について （3）津波浸水が予想される学校の高台移転について （4）西部ゾーンの高台整備について （5）再編計画の実行について （6）小中一貫教育について 3 保育園の統廃合について（市長） （1）現在の保育園再編の状況について （2）1小学校区に1保育園を基本とした保育園の統合について |

| | | |
|---|--------------|---|
| 4 | 7番 松浦英夫君 | <ul style="list-style-type: none"> 1 介護給付金の不正受給問題について（市長） 2 沖の島診療所の診療体制について（市長） 3 PM2.5対策について（市長） 4 はり・灸・指圧・マッサージの施術費への補助金の創設について（市長） |
| 5 | 3番 山戸 寛君 | <ul style="list-style-type: none"> 1 電算システムについて（市長） <ul style="list-style-type: none"> (1) コスト削減の度合いについて (2) 今後のコストの見通しについて (3) コストの妥当性の確保手段について 2 木質バイオマス関連事業について（市長） <ul style="list-style-type: none"> (1) バイオマス関連事業への後押しについて (2) 木材買い取り価格について (3) 幡多の林業に係る協議会における協議について 3 住民票の閲覧制限と本人通知制度について（市長） <ul style="list-style-type: none"> (1) 住民票閲覧制限の申請方法とその運用について (2) 閲覧制限の共有態勢について (3) 電話による問い合わせ等への対応について (4) 本人通知制度について |
| 6 | 6番 野々下昌文君 | <ul style="list-style-type: none"> 1 地域防災計画について（市長） 2 被災者支援システムについて（市長） 3 防災拠点となる高台造成の進捗状況について（市長） 4 福祉給付金や臨時特例給付金への取り組みについて（市長） 5 地域包括ケアシステムについて（市長） 6 図書館運営について（教育長） <ul style="list-style-type: none"> (1) 雑誌スポンサー制度について (2) 読書通帳の導入について |
| 7 | 5番 岡崎利久君 | <ul style="list-style-type: none"> 1 中心市街地活性化計画の現状について（市長） 2 宿毛駅東地区土地区画整理事業の保留地の処分について（市長） |

| | | |
|----|--------------|--|
| 8 | 10番 浦尻和伸君 | <p>1 市長の政治姿勢について（市長） （1）今後5年後、10年後の宿毛市について</p> <p>2 国土調査の早急な実施について（市長） （1）山林の調査について （2）津波浸水地域の調査について</p> <p>3 危機管理課の防災センターへの移設について（市長）</p> <p>4 宿毛市の住宅建設に対する助成について（市長）</p> |
| 9 | 11番 寺田公一君 | <p>1 市長の政治姿勢について（市長） （1）「奥谷博」絵画展の実施に向けた対応について （2）消防団員の処遇の改善と団組織の装備の充実について （3）フルマラソン実施への取り組みについて （4）産業振興課の組織の充実と職員配置について （5）職員採用と臨時職員の採用について （6）千寿園の指定管理移行へのスケジュールについて</p> <p>2 教育行政について（市長、教育長） （1）新たな市立小中学校の再編計画について （2）スクールバスの運行について</p> |
| 10 | 13番 濱田陸紀君 | <p>1 肺炎球菌の予防対策について（市長）</p> <p>2 誤嚥肺炎予防方法の周知について（市長）</p> <p>3 津波に強い学校整備に向けた文科省の指針改定について （市長、教育長）</p> |
| 11 | 8番 浅木 敏君 | <p>1 国民健康保険について（市長） （1）国民健康保険税について （2）低所得者への減免措置について （3）資格証明と短期保険証の発行について （4）無料、低額診療について （5）滞納国保税の徴収について （6）国保運営の広域化について</p> <p>2 みなし寡婦（夫）控除の適用について（市長）</p> <p>3 児童虐待について（市長、教育長）</p> |

平成26年第1回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

| 議案番号 | 件 名 | 議決月日 | 結 果 |
|-------|------------------------------------|-------|------|
| 第 1 号 | 宿毛市名誉市民の選定につき同意を求めること について | 3月26日 | 同 意 |
| 第 2 号 | 教育委員会委員の任命につき同意を求めること について | 3月26日 | 同 意 |
| 第 3 号 | 平成25年度宿毛市一般会計補正予算について | 3月26日 | 原案可決 |
| 第 4 号 | 平成25年度宿毛市国民健康保険事業特別会計 補正予算について | 3月26日 | 原案可決 |
| 第 5 号 | 平成25年度宿毛市へき地診療事業特別会計補 正予算について | 3月26日 | 原案可決 |
| 第 6 号 | 平成25年度宿毛市定期船事業特別会計補正予 算について | 3月26日 | 原案可決 |
| 第 7 号 | 平成25年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会 計補正予算について | 3月26日 | 原案可決 |
| 第 8 号 | 平成25年度宿毛市学校給食事業特別会計補正 予算について | 3月26日 | 原案可決 |
| 第 9 号 | 平成25年度宿毛市下水道事業特別会計補正予 算について | 3月26日 | 原案可決 |
| 第10号 | 平成25年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計 補正予算について | 3月26日 | 原案可決 |
| 第11号 | 平成25年度幡多西部介護認定審査会特別会計 補正予算について | 3月26日 | 原案可決 |
| 第12号 | 平成25年度宿毛市介護保険事業特別会計補正 予算について | 3月26日 | 原案可決 |
| 第13号 | 平成25年度宿毛市土地区画整理事業特別会計 補正予算について | 3月26日 | 原案可決 |
| 第14号 | 平成25年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補 正予算について | 3月26日 | 原案可決 |
| 第15号 | 平成26年度宿毛市一般会計予算について | 3月26日 | 原案可決 |
| 第16号 | 平成26年度宿毛市国民健康保険事業特別会計 予算について | 3月26日 | 原案可決 |

| | | | |
|------|---|-------|------|
| 第17号 | 平成26年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について | 3月26日 | 原案可決 |
| 第18号 | 平成26年度宿毛市定期船事業特別会計予算について | 3月26日 | 原案可決 |
| 第19号 | 平成26年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について | 3月26日 | 原案可決 |
| 第20号 | 平成26年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について | 3月26日 | 原案可決 |
| 第21号 | 平成26年度宿毛市下水道事業特別会計予算について | 3月26日 | 原案可決 |
| 第22号 | 平成26年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について | 3月26日 | 原案可決 |
| 第23号 | 平成26年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について | 3月26日 | 原案可決 |
| 第24号 | 平成26年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について | 3月26日 | 原案可決 |
| 第25号 | 平成26年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について | 3月26日 | 原案可決 |
| 第26号 | 平成26年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について | 3月26日 | 原案可決 |
| 第27号 | 平成26年度宿毛市水道事業会計予算について | 3月26日 | 原案可決 |
| 第28号 | 宿毛市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について | 3月26日 | 原案可決 |
| 第29号 | 宿毛市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について | 3月26日 | 原案可決 |
| 第30号 | 宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について | 3月26日 | 原案可決 |
| 第31号 | 宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について | 3月26日 | 原案可決 |
| 第32号 | 宿毛市社会教育審議会条例の一部を改正する条例について | 3月26日 | 原案可決 |
| 第33号 | 宿毛市立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について | 3月26日 | 原案可決 |

| | | | |
|------|---|-------|------|
| 第34号 | 宿毛市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について | 3月26日 | 原案可決 |
| 第35号 | 宿毛市水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例について | 3月26日 | 原案可決 |
| 第36号 | 財産の取得について | 3月26日 | 原案可決 |
| 第37号 | 宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について | 3月26日 | 原案可決 |
| 第38号 | 宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について | 3月26日 | 原案可決 |
| 第39号 | 工事請負契約の締結について | 3月26日 | 原案可決 |
| 第40号 | 市長の専決処分事項の指定について | 3月26日 | 原案可決 |